



2008年版政府開発援助(O DA)白書

日本の 国際協力

外務省

2008年版政府開発援助(ODA)白書

日本の国際協力

外務省

表紙写真説明

モデル農場で、ポット苗をつくる青年海外協力隊員とスタッフたち(ブルキナファソ) (写真提供：JICA)

巻 頭 言

2007年から2008年前半にかけて、世界は気候変動やアフリカ開発、さらには食料およびエネルギーの価格高騰への対応など、先進国と開発途上国とを問わず、人々の暮らしに大きな影響を及ぼす課題に直面しました。日本は、これら地球規模の諸問題を解決することが国際社会の平和と発展につながり、さらには日本の安全と繁栄が確保されるとの理念の下に、これらの課題に積極的に取り組むため、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)やG8北海道洞爺湖サミットを主催し、政府開発援助(ODA)の戦略的活用を打ち出してきました。

中でも、気候変動問題は、国境を越えて人々の生活に悪影響を及ぼし、特に、開発途上国では経済発展のための努力を阻害するなど、開発とは切り離せない問題となっています。このような認識の下、2008年、日本は「クールアース推進構想」を発表し、その中で、今後排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国への総額100億ドル規模の支援を打ち出しました。また、G8北海道洞爺湖サミットにおいては、世界全体の長期排出削減目標の採択を国連交渉で目指すことが合意されました。

また、アフリカ開発は、国際社会にとって引き続き大きな課題です。2008年5月に開かれたTICAD IVでは、日本は対アフリカ政府開発援助の倍増をはじめ種々の支援策を表明し、アフリカの開発の議論において力強いリーダーシップを発揮しています。G8北海道洞爺湖サミットでも、アフリカ諸国首脳との拡大会合を開催するとともに、G8諸国との間でTICAD IVの成果を共有しました。

本白書では、上記の二つの会議における主要な議題であった、気候変動とアフリカ開発への取組を特集として取り上げています。

2008年9月以降、世界は、同月の米国の金融危機に端を発した世界的な金融・経済危機に直面しています。この危機に緊急に対処すべきことは言を待ちませんが、そのような状況においても、上述した諸問題の解決が後回しにされてはいけません。先進国は、国際協力に関する従来の公約を着実に実施していくことが重要です。また、途上国が成長力を強化し、内需拡大に向けた取組を進めることは、世界経済の再活性化にも貢献するものです。日本は、ODAの戦略的活用を通じて、とりわけアジア諸国の自律的成長を積極的に後押しすることにより、現下の危機にも対応していきます。金融危機への対応など2008年後半以降については、次回以降の白書で取り上げたいと考えています。

また、国際協力の担い手は政府と援助機関のみではありません。日本のODAの効果を一層向上させるためには、NGOや民間経済界の方々など幅広い関係者との連携が重要です。本白書では、「日本の国際協力の担い手たち」の途上国の現場での活躍に焦点をあて、国際協力の事例を紹介しています。これらの現場の事例を通して、日本の開発援助の輪が大きく広がっていることを読み取っていただきたいと思います。

この白書を手にした皆様が国際協力への関心と理解を深め、ODAをさらに支援して下さるきっかけとなることを心より願っております。

2009年2月



外務大臣

中曾根 弘文

目次



日本の国際協力

第 I 部 気候変動と開発

第 1 章	気候変動問題への日本の取組	2
第 1 節	国際社会における気候変動問題を巡る議論	2
1.	喫緊の課題としての気候変動問題	2
2.	気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)	2
3.	G8北海道洞爺湖サミットと主要経済国首脳会合	3
	(1) 長期目標	3
	(2) 中期目標	3
	(3) 開発途上国関係	3
第 2 節	日本のリーダーシップ	5
1.	「クールアース推進構想」の発表	5
2.	「低炭素社会・日本」をめざして—日本の目標提示	5
第 2 章	クールアース・パートナーシップの推進	8
第 1 節	開発途上国における気候変動対策	8
1.	気候変動への適応策と緩和策	8
	(1) 適応—気候変動による悪影響への対応	8
	(2) 緩和—温室効果ガス排出量の削減	9
2.	クリーン開発メカニズム(CDM)	10
第 2 節	クールアース・パートナーシップ	11
1.	開発途上国との連帯強化	11
2.	各国との取組	11

第 I 部

第 1 章

第 2 章

第 II 部

第 1 章

第 2 章

第 III 部

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 IV 部

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

参考

略語一覽

用語集

索引

第Ⅱ部 アフリカ開発への新たな取組

第1章	世界の関心を集めるアフリカ	14
第1節	アフリカ開発に対する国際的な取組	14
1.	アフリカの問題は世界の問題	14
2.	G8サミットとアフリカ開発	15
3.	TICAD IVとG8北海道洞爺湖サミットでの日本のリーダーシップ	15
	(1) 世界経済フォーラム(ダボス会議)	15
	(2) G8開発大臣会合	16
	(3) 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)	16
	(4) G8北海道洞爺湖サミット	17
	(5) MDGs達成に向けての議論の高まり	19
第2節	日本とアフリカ開発	22
1.	TICADの基本哲学	22
	(1) TICADプロセス	22
	(2) オーナーシップとパートナーシップ	22
	(3) アジア・アフリカ協力	23
2.	対アフリカ支援の意義	23
3.	今後の取組	23
第2章	アフリカの自立に向けた支援	26
第1節	アフリカ開発の課題への具体的取組	26
1.	明暗二つの面を持つアフリカの現状	26
2.	日本の公約達成	26
3.	アフリカ開発の重点事項	27
第2節	成長の加速化	28
1.	インフラの整備	28
2.	貿易・投資促進	28
第3節	「人間の安全保障」の確立	29
1.	地域社会(コミュニティ)開発支援	29
	(1) コミュニティ需要に応じた支援の考え方	29
	(2) TICAD IVにおける議論	29
	(3) 一村一品運動の展開	29
2.	保健	30
	(1) 3つの保健関連の開発目標	30
	(2) 包括的保健医療の支援	32
	(3) 国際保健に関する行動指針	32
3.	教育	33
	(1) 現状	33
	(2) 日本の基本的な考え方と具体的支援策	33
	(3) TICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミット	33
4.	平和の定着	34
	(1) 見えてきた平和のきざし	34
	(2) アフリカ自身の平和維持能力向上支援	34
第4節	環境・気候変動問題	36
1.	気候変動	36
2.	水・衛生分野の支援	36
	(1) 現状	36
	(2) 日本の基本的な考え方と具体的支援策	37
	(3) TICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミット	37
第5節	食料価格高騰と農業・農村開発	38
1.	貧困削減と農業・農村開発の重要性	38
2.	食料価格高騰問題とアフリカ諸国	38
3.	食料価格高騰問題を巡る日本の取組	41

第Ⅲ部 2007年度の政府開発援助(ODA)実績

第1章	実績から見た日本の政府開発援助	44
	< 実績の分析 >	44
	< 二国間政府開発援助の実績 >	46
第2章	日本の政府開発援助の具体的取組	50
第1節	政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組	50
1.	政府開発援助大綱	50
2.	政府開発援助中期政策・国別援助実施計画	51
3.	国際協力重点方針の設定	51
第2節	課題別の取組状況	52
1.	持続的成長	52
(1)	経済社会基盤(インフラ)	52
(2)	政策立案・制度整備	53
(3)	人づくり	55
(4)	情報通信技術(ICT)	58
(5)	貿易・投資の円滑化	60
(6)	そのほかの公的資金や民間部門との連携	61
(7)	債務問題への取組	64
(8)	文化復興・振興	65
2.	社会開発への支援	67
(1)	教育	67
(2)	保健医療・福祉	70
(3)	水と衛生	72
(4)	農業・農村開発／水産	74
(5)	社会的性差(ジェンダー)	76
3.	地球的規模の問題への取組	78
(1)	環境問題	78
(2)	感染症	82
(3)	人口	86
(4)	食料	86
(5)	資源・エネルギー	88
(6)	防災と災害復興	89
(7)	テロ・海賊	94
(8)	国際組織犯罪	95
4.	平和の構築	96
(1)	イラク	100
(2)	アフガニスタン	102
(3)	スーダン	103
(4)	対人地雷・小型武器	105
第3節	地域別の取組状況	106
1.	東アジア地域	106
2.	南アジア地域	110
3.	中央アジア・コーカサス地域	114

第Ⅰ部	第1章
	第2章
第Ⅱ部	第1章
	第2章
第Ⅲ部	第1章
	第2章
	第3章
第Ⅳ部	第1章
	第2章
	第3章
	第4章
資料編	参考
	略語
	一覧
	用語集
	索引

4.	アフリカ(サブ・サハラ)地域	116
5.	中東地域	120
6.	中南米地域	123
7.	大洋州地域	127
8.	欧州地域	130
第4節	援助実施の原則の運用状況	132
第5節	援助政策の立案および実施における取組状況	135
1.	援助政策の立案および実施体制	135
	(1) 一貫性のある援助政策の立案	135
	(2) 政府と実施機関の連携	136
	(3) 現地機能の強化	138
	(4) 政策協議の強化	140
	(5) 内外の援助関係者との連携	140
	(イ) 民間企業との連携	140
	(ロ) NGOとの連携	142
	i. NGO活動への資金協力	142
	ii. NGO活動の環境整備	142
	iii. NGOとの対話と連携	143
	(ハ) 大学・地方自治体との連携	144
	(ニ) 開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携	144
	(ホ) 国際機関や他国との連携	145
2.	国民参加の拡大	148
	(1) 国民各層の広範な参加	148
	(2) 人材育成と開発研究	150
	(イ) 人材育成	150
	(ロ) 開発研究	150
	(3) 情報の公開と発信	151
	(イ) 広報・情報公開	151
	(ロ) 開発教育	153
	(ハ) 国際社会に対する情報発信の強化	154
3.	効果的実施のために必要な事項	155
	(1) 評価の充実	155
	(2) 適正な手続の確保	157
	(3) 不正、腐敗の防止	157
	(4) 援助関係者の安全確保	158
	(5) 政府開発援助事業の安全管理	159

第3章 国際的な援助動向と日本の取組 160

第1節	援助における成果重視の定着	160
第2節	援助国間の連携	161
1.	国際的動向と日本	161
2.	新たな援助主体との協調	161
第3節	国連などの動向と日本の取組	163
1.	経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)の動き	163
2.	国連の動き	163
	(1) 国連総会および関連会合	163
	(2) 国連経済社会理事会「開発協力フォーラム」	163
3.	世界銀行の動き	164

第Ⅳ部 資料編

第1章	日本の政府開発援助予算	166
第1節	2008年度政府開発援助予算(当初予算)	166
	図表Ⅳ-1 政府開発援助予算	166
	図表Ⅳ-2 一般会計予算	166
	図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳	167
	図表Ⅳ-4 政府開発援助一般会計予算[政府全体]	168
	図表Ⅳ-5 政府開発援助事業予算[政府全体]	168
	図表Ⅳ-6 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目	169
第2節	各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	170
	図表Ⅳ-7 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)	170
	図表Ⅳ-8 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)	170
	図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要	171
第2章	日本の政府開発援助実績	178
第1節	開発途上国への資金の流れ	178
	図表Ⅳ-10 日本から開発途上国への資金の流れ	178
	図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助所得グループ別配分(DAC分類)	179
第2節	援助形態別実績	180
	図表Ⅳ-12 援助形態別政府開発援助実績(2007年)	180
第3節	地域別実績	181
	図表Ⅳ-13 二国間政府開発援助の地域別・形態別配分	181
第4節	国別実績	182
	図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳	182
	図表Ⅳ-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国	188
	図表Ⅳ-16 日本が最大の援助供与国となっている国一覧	190
	図表Ⅳ-17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧(2007年実績まで)	191
第5節	分野別実績	192
	図表Ⅳ-18 二国間政府開発援助分野別配分	192
第6節	国際緊急援助実施状況	193
	図表Ⅳ-19 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)	193
	図表Ⅳ-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2007年度)	194
第7節	NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況	195
	図表Ⅳ-21 2007年度日本NGO連携無償資金協力の実績	195
	図表Ⅳ-22 2007年度日本NGO連携無償資金協力分野別実績	195
	図表Ⅳ-23 DAC諸国のNGOによる援助実績	196
第8節	国際機関に対する政府開発援助実績	197
	図表Ⅳ-24 主要援助国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合	197
	図表Ⅳ-25 国際機関に対する政府開発援助実績の推移	197
	図表Ⅳ-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)	198

第Ⅰ部	第1章
	第2章
第Ⅱ部	第1章
	第2章
第Ⅲ部	第1章
	第2章
	第3章
第Ⅳ部	第1章
	第2章
	第3章
	第4章
	参考
	略語
	一覧
	用語集
	索引

第3章	2007年度二国間援助案件リスト	200
第1節	二国間贈与	200
①	無償資金協力案件一覧(一般プロジェクト無償資金協力)	200
第2節	二国間借款	204
①	有償資金協力案件一覧	204
第4章	政府開発援助に関する主な資料	206
第1節	日本の政府開発援助の軌跡(1945年～2008年10月)	206
第2節	政府開発援助に関する政策	214
①	政府開発援助大綱(2003年8月閣議決定)	214
②	政府開発援助に関する中期政策	220
③	現行の分野別イニシアティブ一覧	234
④	重債務貧困国(HIPC:Heavily Indebted Poor Countries)一覧	235
(参考)	諸外国の政府開発援助	236
第1節	DAC諸国の政府開発援助実績	236
図表IV-27	DAC諸国の政府開発援助実績	236
図表IV-28	DAC諸国の政府開発援助形態別内訳	237
図表IV-29	DAC諸国の政府開発援助対GNI比	238
図表IV-30	DAC諸国の国民一人当たり政府開発援助	238
図表IV-31	DAC諸国の贈与比率	239
図表IV-32	DAC諸国の贈与の絶対額	239
図表IV-33	DAC諸国のグラント・エレメント	240
図表IV-34	DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステイタス	240
図表IV-35	DAC主要国の政府開発援助の比較	241
図表IV-36	DAC主要国の地域別実績の割合	242
図表IV-37	DAC主要国の二国間政府開発援助分野別配分	242
第2節	開発途上国への資金の流れ	243
図表IV-38	DAC諸国の開発途上国への資金の流れ	243
第3節	非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	244
図表IV-39	非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	244
第4節	DAC援助受取国・地域リスト(2007年)	245
図表IV-40	DAC援助受取国・地域リスト(2007年)	245

略語一覧

用語集

索引

図 表

第Ⅰ部 図表

図表Ⅰ-1	世界各国のエネルギー起源CO ₂ 排出量	3
図表Ⅰ-2	環境・気候変動分野の成果	4
図表Ⅰ-3	日本の気候変動政策	6
図表Ⅰ-4	クールアース・パートナーシップの全体像(イメージ)	9

第Ⅱ部 図表

図表Ⅱ-1	「横浜宣言」概要(2008年5月30日)	17
図表Ⅱ-2	G8北海道洞爺湖サミット議長総括「開発・アフリカ(骨子)」	18
図表Ⅱ-3	世界の食料安全保障に関するG8首脳声明(骨子)	19
図表Ⅱ-4	ミレニアム開発目標(MDGs)の達成状況(国連「MDGs2008 進ちよく図表」等から)	20
図表Ⅱ-5	食料価格高騰に起因する暴動が多発(2008年6月24日現在)	39
図表Ⅱ-6	開発途上国における食糧援助および農業生産増大のための日本の支援	41

第Ⅲ部 図表

図表Ⅲ-1	2007年の日本の政府開発援助実績	45
図表Ⅲ-2	日本の二国間政府開発援助の形態別実績	46
図表Ⅲ-3	日本の政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移	47
図表Ⅲ-4	日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移(支出純額ベース)	47
図表Ⅲ-5	DAC主要国の政府開発援助実績の推移(支出純額ベース)	47
図表Ⅲ-6	DAC主要国の政府開発援助実績の推移(支出総額ベース)	48
図表Ⅲ-7	DAC諸国における政府開発援助実績の国民一人当たりの負担額	48
図表Ⅲ-8	DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比	48
図表Ⅲ-9	日本の政府開発援助実績との対国民総所得(GNI)比率の推移	49
図表Ⅲ-10	日本の二国間援助に占める後発開発途上国(LDC)向け援助額	49
図表Ⅲ-11	日本の二国間援助に占める後発開発途上国(LDC)向け贈与の割合	49
図表Ⅲ-12	平和構築概念図	98
図表Ⅲ-13	東アジア地域における日本の援助実績	107
図表Ⅲ-14	南アジア地域における日本の援助実績	111
図表Ⅲ-15	中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績	115
図表Ⅲ-16	アフリカの現状	117
図表Ⅲ-17	アフリカの経済成長率	117
図表Ⅲ-18	アフリカ地域における日本の援助実績	118
図表Ⅲ-19	中東地域における日本の援助実績	121
図表Ⅲ-20	中南米地域における日本の援助実績	124
図表Ⅲ-21	大洋州地域における日本の援助実績	128
図表Ⅲ-22	欧州地域における日本の援助実績	131
図表Ⅲ-23	国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧	139
図表Ⅲ-24	ジャパン・プラットフォームの仕組み	143

目 次

1. 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)開催と横浜市の活動	24
2. 地球規模課題に対応する科学技術協力	80
3. 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)と日本の取組	85
4. 新JICAの発足～新時代の国際協力～	137
5. 円借款における「顔の見える援助」の取組	141
6. 市民参加の拡大を目指して 草の根技術協力事業	146

コ ラ ム

1. 「三本立て」で強い農業を ～アマゾン流域の農業を守る日本の知恵—アグロフォレストリー～	7
2. みんなでエイズの阻止を! ～マラウイでの連携による感染症対策～	31
3. 「日本とアフリカいつも笑顔で」 ～TICAD IV親善大使鶴田真由さん～	40
4. いつも声をかけあって ～ガボンの老人介護～	57
5. モンゴルでマスコミ人材を育てる ～放送技術を指導するシニア海外ボランティア～	59
6. 「アジアのデトロイト」の実現に向けて ～官民連携プロジェクトで活躍するJICA専門家～	63
7. 子ども中心の授業を ～ボリビアの教育改革～	66
8. 幸福を呼ぶ井戸 ～ミャンマーで百本建設へ～	73
9. 自立のきっかけとなる「気づき」 ～インドの女性支援～	77
10. ミャンマー国際緊急援助隊医療チームの活躍	92
11. 生活向上で平和の構築を ～日本の平和構築人材育成～	99
12. インド少年の夢 ～日本の支援による孤児院からの新たな旅立ち～	113

第 I 部

気候変動と 開発

第 1 章 気候変動問題への日本の取組	2
第 1 節 国際社会における気候変動問題を巡る議論	2
第 2 節 日本のリーダーシップ	5
第 2 章 クールアース・パートナーシップの推進	8
第 1 節 開発途上国における気候変動対策	8
第 2 節 クールアース・パートナーシップ	11

第1章

気候変動問題への日本の取組



(写真提供:AFP=時事)

第1節 国際社会における気候変動問題を巡る議論

1. 喫緊の課題としての気候変動問題

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっています。2007年11月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^(注1)の第4次評価報告書統合報告書が公表されました。この報告書では、各国が現在の気候変動の緩和政策および持続可能な開発を実践しても、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年間増加し続け、温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増加し続けた場合、21世紀にはさらなる温暖化がもたらされ、その規模は20世紀に観測されたものより大きくなる可能性が非常に高いと予測しており、この問題の深刻さと速やかな対応の

必要性を示唆しました。

既に大雨の頻度の増加、海面水位の上昇、熱波による死亡、動植物の生息・生育地域の高緯度・高地方向への移動などの生態系の変化、媒介生物による感染症の発生などの地球温暖化に伴う気候変動によって生じる可能性のある影響が現れていると考えられており、今後も、地球温暖化の進行とともに、様々な影響が顕在化してくることが指摘されています。このように深刻さを増しつつある気候変動問題に対処するには多くの課題があります。国際社会では、とりわけ2012年に終了する京都議定書第一約束期間後、即ち2013年以降の次期枠組みに関する議論が大きな焦点となっています。

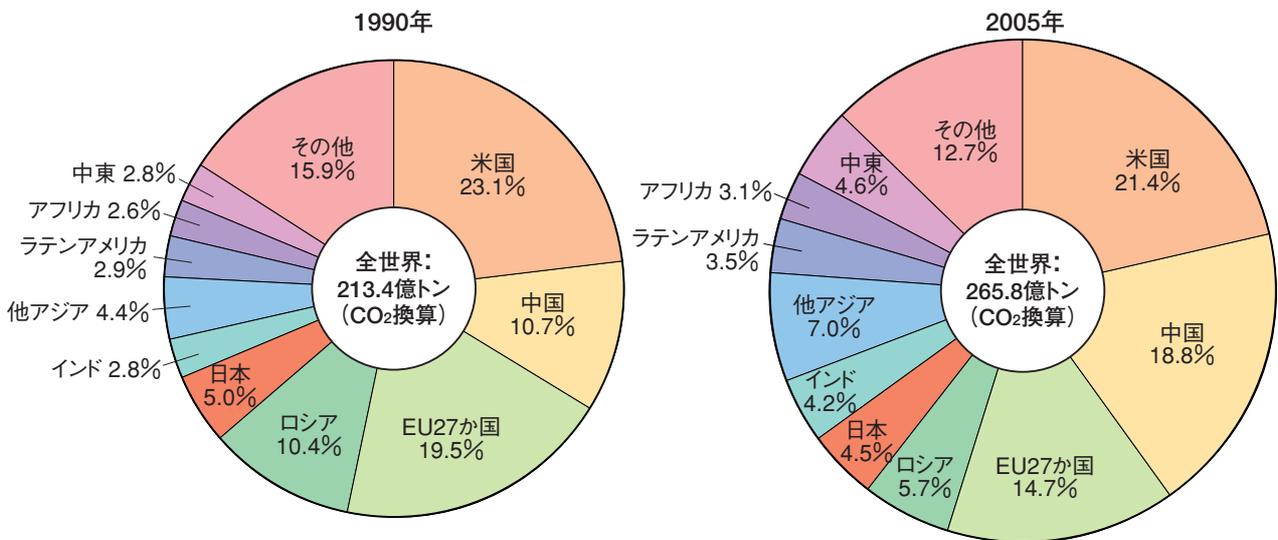
2. 気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)

2007年には、それまで地球環境問題の一分野として認識されがちだった気候変動が、国際社会が直面する大きな課題として、首脳レベルで議論されるなど大きな政治的気運が生まれました。同年12月3日～15日にインドネシアのバリ島で開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)では、

条約の下にすべての締約国が参加する長期的協力の行動のための新たな作業部会を設置し、2009年までに作業を終えることなどを含む「バリ行動計画」が合意されました。これは、2013年以降の次期枠組み交渉の場を立ち上げるという意味で、気候変動交渉において画期的な合意です。日本は早い段

注1：IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた科学的知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的として、世界気象機関(WMO)および国連環境計画(UNEP)により1988年11月に設置された。

図表 I - 1 世界各国のエネルギー起源CO₂排出量(出典) OECD “CO₂ Emissions from Fossil Fuel Combustion 1971-2005” (2007)

階で具体的な決定案を発表し、この合意に大きく貢献した結果、この交渉プロセスの立ち上げはおおむ

ね日本提案に沿うものとなりました。

3. G8北海道洞爺湖サミットと主要経済国首脳会合

2008年の7月7日から9日まで開催されたG8北海道洞爺湖サミットでは、環境・気候変動は主要な議題の一つとされました。同G8サミットにおける気候変動問題についての議論の成果は、以下の3点に要約されます。

(1) 長期目標

2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減するとの目標を、気候変動枠組条約の全締約国と共有し、同条約の下での交渉において検討し採択することを求めることで合意しました。

(2) 中期目標

G8各国が自らの指導的役割を認識し、すべての先進国間における比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施することで合意しました。同時に、実効的かつ野心的な2013年以降の枠組みのためには、すべての主要経済国が意味ある緩和の行動をコミットすることが必要であることで一致しました。

(3) 開発途上国関係

開発途上国の温室効果ガスの削減や適応対策の努力を支援するため、7月1日世界銀行に「気候投資基金」が設立されたことを歓迎・支持することで一致しました。また、より貧しい国々が気候変動の悪影響に対して最も脆弱であることを認識し、災害リスクの低減を含めた気候変動への適応に対する協力を継続・強化することで一致しました。



第63回国連総会で一般討論演説をする麻生太郎内閣総理大臣
(写真提供:内閣広報室)

さらに、7月9日に開催された主要経済国首脳会合は、開発途上国も含む16の主要経済国の首脳レベルが一堂に会し、気候変動問題に特化して議論を行った初めての場となりました。同会合では、①温室効果ガスの排出量削減につき世界全体の長期目標を含む長期協力行動のためのビジョンの共有を支持するとともに、気候変動枠組条約の下での交渉

において、世界全体の長期目標を採択することが望ましいこと、②途上主要経済国は今後対策をとらないシナリオの下での排出量からの離脱を達成するため国ごとの適切な緩和の行動を遂行すること、③開発途上国の気候変動に適応する能力を強化するため共に努力していくこと—などで一致しました。

図表 I-2 環境・気候変動分野の成果

G8ハイリゲンダム・サミットの成果

- ①2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討
- ②主要排出国を含む包括的な2013年以降の合意達成に向け、COP13への参加を呼びかけ
- ③主要排出国間の会合を2007年後半に主催すると米国の申し出を歓迎



G8北海道洞爺湖サミットの主な成果

	G8	MEM (主要経済国会合) ^(注2) (G8+中国、インド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、インドネシア、オーストラリア、韓国)
長期目標	2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減するとの目標を、気候変動枠組条約の全締約国と共有し、同条約の下での交渉において検討し採択することを求める。	排出量削減の世界全体の長期目標を含む長期協力行動のためのビジョンの共有を支持。気候変動枠組条約の下での交渉において、締約国が衡平原則を考慮して、世界全体の長期目標を採択することが望ましい。
中期目標	G8各国が自らの指導的役割を認識し、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施。	先進主要経済国は、中期の国別総量目標を実施し、排出量の絶対的削減のための行動を実施。途上主要経済国は、対策をとらないシナリオの下での排出量からの離脱を達成するため、持続可能な開発の文脈で、技術・融資・キャパシティ・ビルディングに支援された国ごとの適切な緩和の行動を遂行。
セクター別アプローチ	各国の排出削減目標を達成する上でとりわけ有益な手法。また、エネルギー効率を向上し温室効果ガス排出量を削減するための有用な手法となりうる。	セクター別の効率性に関する緩和情報・分析の交換などを促進。協力的セクター別アプローチ、セクター別行動の役割を検討。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○革新的技術のためのロードマップを策定する国際的イニシアティブの立ち上げ ○気候投資基金の設立を歓迎・支持 (既にG8メンバーは約60億ドルの拠出をプレッジ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林吸収源による除去量増加の行動が温室効果ガス安定化に貢献しうることを認識 ○開発途上国の適応能力強化のため共に努力 ○技術の重要な役割、飛躍的な進歩の必要性を確認

注2：MEM:Major Economies Meeting

G8、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、南アフリカの16か国が参加。2007年5月ブッシュ米大統領が開催を提案、G8ハイリゲンダム・サミットの首脳宣言で提案が歓迎され、G8北海道洞爺湖サミットまでに、4回開催。同サミットで初の首脳会合が開催された。

第2節 日本のリーダーシップ

1. 「クールアース推進構想」の発表

気候変動に対して速やかな行動が求められている中で、日本はこの問題について積極的にリーダーシップを発揮しています。

2008年1月、福田総理大臣(当時)は、世界経済フォーラム年次総会(通称「ダボス会議」)に出席し特別講演を行い、「クールアース推進構想」を発表しました。その中で、日本としては主要排出国と共に、今後の温室効果ガスの排出削減について、国別総量目標を掲げて取り組む決意を示しました。その際には、各国間の削減負担の公平さを確保するため、科学的かつ透明性の高い尺度として、エネルギー効率などをセクター別に割り出し(セクター別アプロ

チ)、今後活用される技術を基礎として削減可能量を割り出して積み上げることが提案しました。

また、排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国に対し、100億ドル規模の新たな資金を活用した「クールアース・パートナーシップ」の構築を提案し、省エネ努力などの開発途上国の排出削減への取組に積極的に協力するとともに、気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対して支援の手を差し伸べることで、開発途上国とも連帯を強化して地球全体での温室効果ガス削減を目指す考えを示しています。

2. 「低炭素社会・日本」をめざして—日本の目標提示

G8北海道洞爺湖サミットを1か月後に控えた2008年6月、福田総理大臣(当時)は、『「低炭素社会・日本」をめざして』と題するスピーチを行いました。その中で、長期目標につき、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を半減するという目標をG8および主要排出国と共有し、先進国として開発途上国以上の貢献をすべく、日本としては2050年までに温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減するという目標を提示しました。日本として大幅な排出削減に不可欠な革新的技術開発を加速し、低炭素社会づくりに向けた先導役を果たしていく決意を示しました。また、中期目標については、セクター別アプローチにより、排出削減可能量の分析作業を行い、その

成果をCOP14に報告するよう各国に働きかけるとともに、セクター別積み上げ方式に対する各国の評価などを踏まえ、共通の方法論を確立すべく各国の理解を得ることとしました。なお、日本の国別総量目標については、2009年のしかるべき時期に発表することとしています。そして、具体的な政策として、革新技術の開発と既存先進技術の普及、国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方の活躍、国民主役の低炭素化という4つの柱を示しました。翌7月には同スピーチや地球温暖化問題に関する懇談会提言(2008年6月)で示された政策項目ごとに具体的施策を明らかにした「低炭素社会づくり行動計画」が策定されました。

図表 I-3 日本の気候変動政策

「クールアース50」(2007年5月)

1. 長期戦略

- 「世界の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」という長期目標を世界で共有。
- 「革新的技術の開発」と「低炭素社会づくり」という長期ビジョン。

2. 2013年以降の枠組み構築に向けた「3原則」など

- ①主要排出国がすべて参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながることを。
②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。
③省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること。
- 志の高い開発途上国の支援のため、ある程度長期で相当規模の新しい「資金メカニズム」を構築。

3. 京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開

- 「1人1日1kg」削減の呼びかけ、新しい提案の公募など。

「クールアース推進構想」(2008年1月)

1. ポスト京都フレームワーク

- 世界の温室効果ガス排出を今後10～20年にピークアウト、2050年までに少なくとも半減とIPCCが警告。
- 温室効果ガス削減に向けて主要排出国と共に国別総量削減目標を掲げて取り組む。
- 目標の策定に当たっては、エネルギー効率などをセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として、削減可能量を積み上げ、削減負担の公平さを確保する。

2. 国際環境協力

- 世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率改善目標を世界で共有。
- 100億ドル規模の新たな資金メカニズム(クールアース・パートナーシップ)を構築し、開発途上国の温暖化対策を支援する。

3. イノベーション

- 革新技術の開発と低炭素社会への転換。環境・エネルギー分野の研究開発投資を重視し、今後5年間300億ドル程度の資金を投入する。

『「低炭素社会・日本」をめざして』骨子(2008年6月9日)

1. 日本の中期・長期目標

- 1) 長期目標
 - 2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を半減する目標をG8および主要排出国と共有。
 - 先進国として開発途上国以上の貢献をすべく、日本として2050年までに温室効果ガス排出量を現状から60～80%削減する目標を提示。
- 2) 中期目標
 - 2050年半減の長期目標の実現には、今後10年から20年の間に世界全体の排出量をピークアウトさせることが必要。セクター別アプローチはこの目標を達成するために有効な手法。
 - 国別目標の設定にかかる国際的な方法論の確立を促進し、COP14で各国による分析作業の成果を報告するよう働きかける。また日本自身の国別総量目標を2009年のしかるべき時期に発表。

2. 具体的な政策(4つの柱)

- 1) 革新技術の開発と既存先進技術の普及
 - 開発途上国の気候変動問題への取組を支援する新たな多国間基金に対して最大12億ドルを拠出。
 - 革新技術の取組を一層加速するため、G8北海道洞爺湖サミットで「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」を提案。
 - 太陽光発電世界一の座を奪還するため、導入量を2020年までに現状の10倍、2030年には40倍に引き上げる。
 - 2012年までにすべての白熱電球を省エネ電球へ切り替え。
 - 省エネ住宅・省エネビルの義務化に向けた制度整備や200年住宅の普及促進。
- 2) 国全体を低炭素化へ動かす仕組み
 - 2008年秋から排出量取引の国内統合市場の試行的実施。
 - 環境税の導入など税制のグリーン化を含む税制の抜本改革を実施。
 - CO₂排出の見える化を促進するため、2009年度からカーボン・フットプリント制度を試行的に実施。
- 3) 地方の活躍
 - 10の「環境モデル都市」を選び、大胆な革新的な取組を政府がバックアップ。
- 4) 国民主役の低炭素化
 - 新たにサマータイム制度の導入を検討、7月7日を「クールアース・デー」として設定。

トメアスの経験を世界へ

ブラジルは、2008年に日本人移住100周年を迎えました。現在、ブラジルの日系人は約150万人を数え、日系人全体の半数以上になります。各地で移住100周年を記念する行事が催され、日本とブラジルの友好関係は深まっています。

日本人移住者はブラジル各地に移り住み、アマゾン川流域にも入植しました。1929年、アマゾンの河口、パラ州ベレンから南方に約230km入った内陸に位置するトメアス郡へも移住が始まりました。トメアス郡では、当初は米や野菜などの園芸作物を生産していましたが、1950年代にアジアから持ち込んだ胡椒が大成功し、胡椒御殿が建つほどの盛況振りとなりました。ところが、1960年代になって、胡椒の病気がまん延し、トメアスは壊滅的打撃を受けてしまいます。鹿児島県から2歳の時に移住し、現在トメアス郡農業局長を務めるコナガノ・ミチノリさんも「2,000本あった胡椒は全滅し、家族は日本に帰ることを決心、準備をしたが土地が売れず、結局残った。小学校も5年までしか行けず、大変な思いをした。」と当時を振り返ります。その後コナガノさんは苦しい日々を懸命に生き抜いてきました。

そのコナガノさんに転機が訪れたのは1980年頃、日本人の技術者に「三本立て」の話を聞いてからです。「物事は、3本立てれば簡単に倒れることは無いと教わり、これだと思った。それから胡椒やカカオ、パッションフルーツなどのいろんなものを畑に植えていった。」。こういった色々な作物を同時に植える農業は、今日アグロフォレストリーと呼ばれており、環境保全にも有効なものと



第三国研修 コナガノ氏によるアグロフォレストリー講義風景



アグロフォレストリーの普及に奔走するコナガノ氏。カカオの木の下で(撮影:永武ひかる)

して注目されています。しかし、開始から10年間には失敗の連続で、なかなか軌道には乗らず、試行錯誤を重ねることで徐々にアグロフォレストリーの方法を確立していきました。

日本は国際協力機構(JICA)による協力を通じ、これまでにトメアス移住地に対する農業技術の移転やベレンにあるブラジル農牧研究公社(EMBRAPA^(注))との間でアグロフォレストリーの研究協力を実施してきました。そして、2006年度からはEMBRAPAなどと協力して第三国研修を開始し、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビアなどの近隣諸国の技術者や普及員を招いたセミナーを開催しました。これらのセミナーでは、欠かさずトメアスにも訪問しています。各国からの研修員にとってもトメアスのような成功事例を見ることは大いに参考になるとされています。

コナガノさんはトメアスの農業技術の向上のため、アグロフォレストリーの普及に奔走しています。15年程前から近隣農家に種を配ることを始め、今では求めに応じて各地でセミナーも開催しています。コナガノさんは、トメアスの経験を近隣の農家だけでなく、他の中南米の国々や遠くアフリカにも伝える希望を持ちつつ、アグロフォレストリーの普及に奔走する日々を送っています。



コラム 1

「三本立て」で
強い農業を

アマゾン流域の農業を守る日本の知恵
—アグロフォレストリー—

注： Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária

第2章

クールアース・ パートナーシップ の推進



G8北海道洞爺湖サミットで記者会見をする福田康夫内閣総理大臣(当時)(2008年7月) (写真提供:内閣広報室)

第1節 開発途上国における気候変動対策

1. 気候変動への適応策と緩和策

気候変動対策の特色は、一か国だけでは対処できず、地球規模の対応が必要であることです。地球規模で気候変動対策を進めていくためには、国内での対策に加えて、国際的な取組、中でも経済成長に伴い温室効果ガスの排出量の急増が見込まれる途上国において気候変動対策を進めていく必要があります。

地球温暖化が進行する中、このまま何もしなければ、自然環境、経済社会活動の両面で破局を迎えかねず、気候変動問題は人類にとって新しい大きな挑戦です。特に、多くの開発途上国においては、現在の気象条件に対してすら十分な対応ができていない状態であり、近い将来、気候変動の悪影響を受ける可能性が高まっています。

(1) 適応—気候変動による悪影響への対応

気候変動と開発は、特に開発途上国において相互に密接に関連しており、互いに切り離して考えることはできない問題です。国連開発計画(UNDP)の「人間開発報告書2007/2008」(UNDP Human Development Report 2007/2008)は、「ミレニアム開発目標(MDGs)を達成するための努力を気候変動が阻害しつつある」として、極度の貧困の撲滅、保健医療、食料、教育などの人間開発分野で積み重

ねてきた進歩が気候変動の影響で停滞し、ひいては退行しかねない危険があると指摘しています。

気候変動に効果的に対処するためには、インフラや技術、情報、資金、管理能力など、様々な社会経済環境が整う必要がありますが、特に開発途上国においては、そのような資金、技術および知見が不足しているため、気候変動への取組が遅れがちとなります。

このような悪影響を防ぐためには、水資源、森林保全、農業、保健医療、教育、インフラ、災害対策など気候変動の影響を被る様々な分野における支援を一層拡充していくことを通じて短期的・即効的な対策を進めていくのみならず、開発途上国自身の開発政策において適応の観点を反映させていくことによって、中・長期的な社会の抵抗力を強化する必要があります。

一部には、気候変動と開発を別々の課題として捉え、「気候変動は貧困削減などの旧来の開発課題に加えて顕在化した新たな問題であるので、貧困削減向けの資金が気候変動への適応に振り替えられることがあってはならない。」という議論がなされることがありますが、気候変動はそもそも開発と切り離して考えることはできません。気候変動問題を無視した開発計画は良い成果を出し得ず、また逆に気候変

動対策を進めるためには国家全体の観点から取り組む必要があります。

(2) 緩和—温室効果ガス排出量の削減

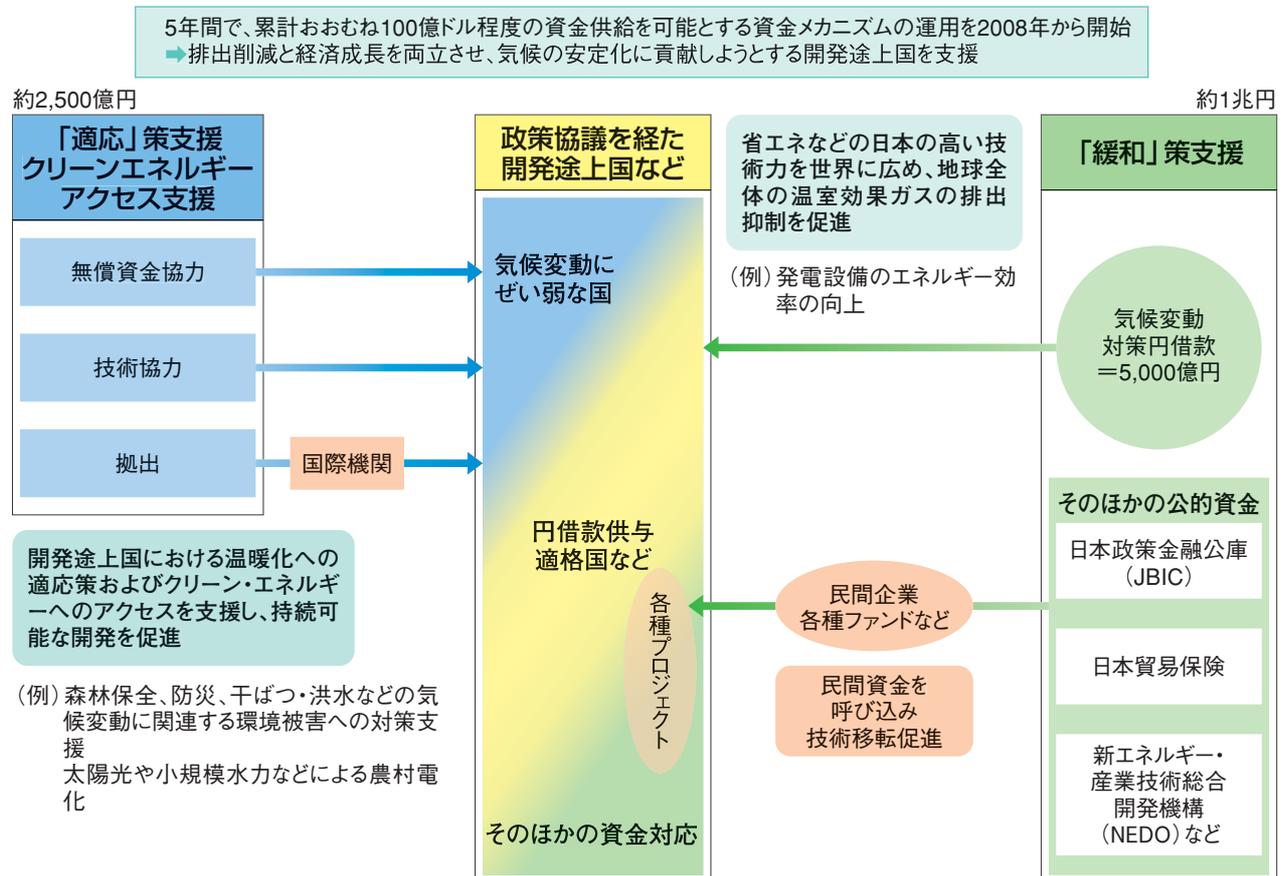
地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、先進国のみが排出するものではありません。現在、全世界の温室効果ガスの排出量の約半分は、京都議定書上排出削減義務のない開発途上国から生み出されています。したがって、開発途上国側も、自ら温室効果ガスの排出抑制に取り組む必要性があります。

他方で、開発途上国には自ら排出削減を進めていく能力も資金も不足していることが多く、先進国には開発途上国のそのような取組を積極的に支援していくことが求められています。そして、温室効果ガ

スの排出・吸収源は様々な分野にわたるため、温室効果ガスの削減と環境汚染対策の両方に資する取組(コベネフィット・アプローチ)を含め、エネルギー、運輸、森林保全など様々な分野での総合的な取組が求められています。

開発途上国側が、温室効果ガスの排出抑制により自国の経済成長が鈍化するのではないかとの懸念から、気候変動問題に対処することに消極的になる場合もあります。しかし、これはむしろ逆で、長期的に見て経済成長と開発、ひいては世界経済に深刻な悪影響をもたらさうる気候変動への対策を早期に開始し、長期間にわたり継続的に実施することで、経済成長と開発への影響を最小化することができます。

図表 I-4 クールアース・パートナーシップの全体像(イメージ)



* あわせて、世界銀行に設置された気候投資基金に最大12億ドルの拠出を表明。

2. クリーン開発メカニズム(CDM)

開発途上国における地球温暖化対策を支援する仕組みとして、京都議定書の下で導入されたクリーン開発メカニズム(CDM)があります。CDMは、京都議定書にて温室効果ガス削減目標を定められている先進国などが、開発途上国と共同で温室効果ガス排出量削減・吸収に貢献する事業を実施し、開発途上国の持続可能な開発への貢献を図るとともに、その削減・吸収量をクレジット(排出枠)として得る仕組みです。CDMは開発途上国ではエネルギー分野などにおいて追加的な投資を確保し、日本にとってもクレジットを獲得する可能性のあるもので、日本としても必要に応じ、コベネフィット・アプローチに基づ

く途上国における環境汚染対策も進めつつ、CDMを通じた開発途上国支援を推進するとともに、国際ルールに従い、被援助国の同意を前提として、政府開発援助案件のCDM登録を積極的に推進していく考えです。

ただし、現行のCDMは、ある程度経済成長を遂げ、排出削減の余地が大きい開発途上国に集中して資金が多く流れる傾向のある仕組みともいえます。今後は地域的な偏りなく各国が資金を得られるよう検討を行う必要があります。また、開発途上国自身の排出削減努力にインセンティブを与え、これを促進するものとする 것도重要です。



(写真提供: EPA=時事)

第2節 クールアース・パートナーシップ

1. 開発途上国との連帯強化

日本では、高度経済成長期に産業が発展した反面、公害が深刻化しましたが、環境対策に力を入れ、また、その後の石油危機を経て省エネ技術を発達させたことにより、今日ではこの分野で主導的な役割を果たすに至りました。特に、省エネでは模範となる経験を有しており、例えば家電製品を見ると、冷蔵庫の電力消費量は、この10年間で50%下がりました。冷蔵庫の普及率を考えると、これは大きな省エネ効果となります。また、日本の石炭火力発電効率を米国、中国、インドの3か国に普及させることができれば、そのCO₂削減効果は日本一国の排出量に相当する13億トンになるのです。

2008年1月、福田総理大臣(当時)はダボス会議で発表した「クールアース推進構想」の中で、排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対する支援として、5年間で、累計1兆2,500億円程度(おおよそ100億ドル程度)の新たな資金を活用した「クールアース・パートナーシップ」を開発途上国との間で構築する旨表明しました。

具体的には、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た開発途上国に対し、環境プログラム無償などの無償資金協力、技

術協力など、あるいは国連開発計画(UNDP)など国際機関を通じ、2008年からおおよそ5年間で累計2,500億円程度の支援を行い、また、各国の地球温暖化対策プログラムの実施などのために「気候変動対策円借款」を創設し、特別な低金利で最大5,000億円程度の資金供給を行います。さらに、日本の企業の関与する開発途上国における温室効果ガス削減プロジェクトに対し、国際協力銀行(JBIC)による出資・保証、日本貿易保険(NEXI)による貿易保険および補助金などにより、民間資金と併せて、5年間で最大5,000億円程度の資金供給を可能としています。

これにより、日本は省エネ努力などの開発途上国の排出削減への取組に積極的に協力するとともに、気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対して支援の手を差し伸べ、開発途上国とも連帯を強化して地球規模の問題に取り組む考えです。具体的には、主に気候変動対応のための森林保全、防災(干ばつ、洪水対策など)などのプロジェクトや防災・適応計画立案に対する技術支援、クリーンエネルギーによる電化などの農村開発支援、省エネなど温室効果ガスの削減に対する円借款の供与などを行います。

2. 各国との取組

このような方針の下、日本は、約60か国との間で、「クールアース・パートナーシップ」に基づく取組を進めています(2008年10月現在)。

インドネシアとの間では、「クールアース・パートナーシップ」に基づく初の円借款として、3億ドルの気候変動対策プログラム・ローンの供与を実施しました。インドネシアからは、「クールアース推進構想」など、気候変動問題に対する日本の考え方に対し高い評価を得ています。インドネシア自身、バリ島でのCOP13の主催をはじめ、2013年以降の枠組み構築に積極的に取り組む姿勢を示しており、また、独自の「気候変

動対策国家戦略」を策定するなど、自国国内での温暖化対策にも積極的に取り組んできました。このプログラム・ローンは、インドネシアが進める気候変動対策を、政策対話を通じて支援することにより、①温室効果ガス吸収源の保全や、セクター別アプローチの考え方を反映した産業部門における温室効果ガス排出削減目標・ロードマップの策定などの排出抑制策による温暖化緩和に貢献するほか、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に関する分野横断的課題への対応に寄与するものです。

気候変動の悪影響に直面するツバルに対しても、2008年2月から3月にかけて調査団を派遣して、気候変動問題への対策に関する協力可能性について調査しました。この結果を踏まえ、今後、海岸保全、防災、代替エネルギーの3分野において協力を進めていく予定です。

また、「クールアース・パートナーシップ」の対象となった開発途上国との間では、気候変動の次期枠組み交渉の進展に応じ、日本の考え方をよりよく理解してもらうため、関係者が気候変動関係の国際会議への参加のために集まる機会を捉えてクールアース・パートナーズ会合を開催したり、各国の大使館を通じて情報を提供したりしています。

日本は、これらの取組が世界全体の温室効果ガ

ス排出削減、開発途上国の気候変動へのぜい弱性の克服の一助となり、また実効的な次期枠組みの構築に向けた積極的関与の促進へとつながることを期待しています。

どんなに厳しく温室効果ガス排出量の削減努力を行っても、今後数十年間は、先進国であるか開発途上国であるかを問わず、全世界において気候変動によるリスクはもはや避けられません。気候変動問題は、今後も引き続き開発分野における最重要課題の一つであり続けます。日本としては、今後も、温室効果ガスの排出削減と経済成長を目指す開発途上国との間で引き続き政策協議を行い、「クールアース・パートナーシップ」を進展させていきます。

第Ⅱ部

アフリカ開発への 新たな取組

第1章 世界の関心を集めるアフリカ	14
第1節 アフリカ開発に対する国際的な取組	14
第2節 日本とアフリカ開発	22
第2章 アフリカの自立に向けた支援	26
第1節 アフリカ開発の課題への具体的取組	26
第2節 成長の加速化	28
第3節 「人間の安全保障」の確立	29
第4節 環境・気候変動問題	36
第5節 食料価格高騰と農業・農村開発	38

第1章

世界の関心を集めるアフリカ



第4回アフリカ開発会議の閉会を宣言する福田康夫内閣総理大臣(当時)(2008年5月)
(写真提供:時事)

世界では、貧困や感染症など従来の開発課題に加え、近年は気候変動の深刻な影響といった地球規模の新たな開発課題も生まれてきています。その解決のためには、国際社会が一致して取り組まなくてはなりません。そのため開発問題は、主要国首脳会議(G8サミット)など、近年の主な国際会議の主要議題の一つとなっています。

開発課題の多くは、アフリカが抱える諸問題と重なっています。アフリカ大陸は、世界で最も貧困人口の割合が高く、紛争や飢饉、感染症(特にHIV/エイズ)、気候変動、さらには累積債務など困難な課題が集中している地域であり、開発について多くの深刻な課題を抱えた地域です。近年アフリカの一部の国々では、政治的安定によって高い経済成長や

海外直接投資の増加などの前向きなきざしも見られますが、アフリカ大陸の真の意味での持続的発展のためには、国際社会がアフリカ開発の課題に取り組み、アフリカ自身の努力を後押しすることがますます重要です。

2008年は、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)およびG8北海道洞爺湖サミットの議長国として、日本のリーダーシップが問われる極めて重要な年でした。ここでは、国際社会がアフリカの開発を重視するようになった背景に目を向けるとともに、TICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミットを中心に、これらの会議においてアフリカ開発の問題が具体的にどのように議論されたかについて取り上げます。

第1節 アフリカ開発に対する国際的な取組

1. アフリカの問題は世界の問題

1990年代初め、東西冷戦の終結と、いわゆる「援助疲れ」の広がりもあって、国際社会のアフリカへの関心は相対的に低下しました。

こうした状況の下、日本は当時の世界一の援助供与国として積極的にアフリカ開発支援のイニシアティブをとり、その重要性を国際社会に訴えかけてきました。1993年、日本は国連、国連開発計画(UNDP)および世界銀行などと協力し、第1回アフリカ開発会議(TICAD I)を開催しました。TICAD

Iは、アフリカ諸国48か国を含む計79か国、ECおよび国際機関(26機関)の参加を得て、薄れていた国際社会の関心を再びアフリカに向ける契機となりました。

アフリカが抱える貧困や感染症、食料問題などは、国際社会の不安定要因ともなり得ます。また、気候変動問題やテロリズム、エネルギー安全保障といった地球規模の課題を解決するためには、アフリカを除外して考えることはできません。2001年サブ・サハ

ラ・アフリカを日本の現職の総理として初めて訪問した森総理大臣(当時)が述べたように、「アフリカ問題の解決なくして世界の安定と繁栄はない」といえます。

2001年に国連ミレニアム開発目標(MDGs)が策定されたことも、国際社会のアフリカ開発への関心を高めました。MDGsが、2015年を達成期限とする具体的数値目標として設定され、援助国の側では、援助資金の集中と選択を図る努力が行われ、MDGsの達成が困難といわれるアフリカに対して、重点的に援助を配分していく国際的な機運が高ま

りました。一方、アフリカ諸国の側では、「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」^(注1)に代表されるように、アフリカの人々が自助努力(オーナーシップ)により開発課題の特定と解決に取り組む姿勢が定着していき、先進国を中心とした援助国は、国際社会のパートナーとしてそれにこたえるべきであるとの強い意志を示すようになりました。

この結果、サブ・サハラ・アフリカ向けのDAC諸国の政府開発援助は、2001年の約81億6,207万ドルから、2007年には約207億7,258万ドル(暫定値)に増加しています。

2. G8サミットとアフリカ開発

2000年以降、G8サミットにおいては、アフリカ問題が主要議題の一つになっています。同年日本が開催したG8九州・沖縄サミットでは、初めてアフリカ諸国首脳(アルジェリア、ナイジェリア、および南アフリカの大統領)を招待して、G8首脳との対話を実現しました。このことは、アフリカ開発に対するG8の関心をさらに高めるきっかけともなりました。

2002年のG8カナナスキス・サミットでは、「G8アフリカ行動計画」が採択されました。また、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットでは、アフリカへの開発資金の増額の見通しが立てられ、G8が一層力強くアフリカを支援していくことで一致しました。同会議の直前のアジア・アフリカ首脳会議において、日本は対アフリカ政府開発援助を3年間で倍増することを発表するとともに、グレンイーグルズでは全世界を対象に

5年間で100億ドルの政府開発援助事業量を積み増すことを表明しました。2007年のG8ハイリゲンダム・サミットでは、世界経済と並んで、アフリカが主要議題となりました。議論では、G8としてこれまでの約束を着実に実施することが重要であり、アフリカにとって信頼できるパートナーであることを示すことが必要であるとの認識が共有されました。また、アフリカのピア・レビュー・メカニズムを支持していくことや、中国など新興援助国が建設的役割を果たすよう対話を行っていく必要性などが指摘されました。そして、G8と主要新興国5か国(ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ)との間で、2009年までの2年間、投資や開発などについてハイレベルの対話プロセス(ハイリゲンダム・プロセス)を実施することが合意されました。

3. TICAD IVとG8北海道洞爺湖サミットでの日本のリーダーシップ

(1) 世界経済フォーラム(ダボス会議)

2008年1月、福田総理大臣(当時)は、スイスにおいて開催されたダボス会議における講演の中で、7月のG8北海道洞爺湖サミットの最大のテーマは気候変動問題とし、日本の「クールアース推進構想」を提示しました。また、もう一つの重要議題、開発・ア

フリカについては、「人間の安全保障」の観点から、保健・水・教育に焦点を当てる考えを表明しました。

注1：NEPAD:New Partnership for Africa's Development

アフリカ諸国が2001年に策定した初の包括的開発計画。アフリカにおける貧困削減、持続可能な成長と開発およびアフリカの世界経済への統合を目指し、アフリカ側のオーナーシップ・責任、平和・民主主義、人権、良い統治、健全経済運営、国際社会との真のパートナーシップ(援助依存の拒否)を原則とする。

(2) G8開発大臣会合

2008年4月5日から6日まで、東京においてG8開発大臣会合が開催され、新興援助国やアジアの主要国(ブラジル、中国、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、韓国、南アフリカ)、国連機関、世界銀行、アジアやアフリカの国際機関の代表も参加しました。G8の開発大臣がサミットの準備プロセスでG8開発大臣会合を開くのは2002年から始められ、日本が同会合を開催するのは今回が初めてでした。この会合では、TICAD IV、G8北海道洞爺湖サミットの開発分野の課題の方向性について、G8諸国間でおおむね合意が得られ、G8各国が開発援助の取組を強化する決意を再確認しました。また、会合ではアジアを中心に新興援助国の参加を得て、先進国だけで

なく新興国も含めた国際社会全体で開発の成果を高めていくことが重要であることが確認されました。



G8開発大臣会合で記者会見をする高村正彦外務大臣(当時)

(3) 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)

2008年5月28日から30日まで横浜で開催されたTICAD IVには、41名の国家元首・首脳級(ジャン・ピン・アフリカ連合(AU)委員長を含む)をはじめとするアフリカ51か国の代表、34か国の援助国およびアジア諸国、77の国際機関・地域機関の代表などのほか、民間セクター、市民社会、著名人など、合計3,000名以上が参加しました。

福田総理大臣(当時)は、開会式における基調演説で、海外経済協力会議で一致した2012年までのアフリカに対する政府開発援助の倍増や対アフリカ民間投資の倍増支援^(注2)などを表明しました。続いて、AU議長国を務めるタンザニアのキクウェテ大統領をはじめ、アフリカ各国の首脳は、日本のアフリカ支援に対するコミットメントを評価しつつ、日本との貿易・投資拡大への期待を表明しました。

TICAD IVでは、アフリカ諸国の自助努力(オーナーシップ)と国際社会のパートナーシップに基づき、持続的で加速化されたアフリカ開発という目標が達成されるためには、国際社会全体の知識と資源を結集することが重要であるとして、会合の成果文書とし

て「横浜宣言」が採択されました。また、TICADプロセスの具体的な取組を示すロードマップである「横浜行動計画」、およびプロセスの実施状況を検証するための「TICADフォローアップ・メカニズム」が発表されました。

 TICAD IVの議論については、[第2章\(26～40ページ\)](#)も参照してください。

また、会議初日の5月28日には、天皇皇后両陛下御臨席の下、野口英世アフリカ賞第一回授賞式が行われ、医学研究分野で貢献したブライアン・グリーンウッド博士と、医療活動分野で貢献したミリアム・ウエレ博士が受賞しました。この賞はアフリカにおける感染症などの疾病対策のため、医学研究や医療活動の分野において優れた功績を上げた者を顕彰する制度で、2006年にガーナを訪問した小泉総理大臣(当時)が発表したものです。野口英世アフリカ賞は、TICAD IV参加者からもアフリカにおける医学研究と医療・保健活動の推進に貢献するものとして歓迎され、賞の一層の発展に期待が寄せられました。

注2：2008年5月20日、「ODAの量と質について」の議題の下開催された第16回海外経済協力会議では、5月末のTICAD IVで、日本がアフリカの開発を支援するため力強いイニシアティブを打ち出すことで一致し、対アフリカ政府開発援助の倍増等を決定した。

図表 II-1 「横浜宣言」概要(2008年5月30日)

1. 概要

「横浜宣言」は、TICAD IVで採択される今後のアフリカ開発の方針を示す政治的文書である。同宣言では、2003年に開催されたTICAD III以降にアフリカで見られる政治・経済の両面での前向きな動きに着目し、具体的には下記2.の分野においてアフリカ開発のために国際社会の取組を強化していくことを謳う。

2. 主要項目

「横浜宣言」の構成および要旨は、以下のとおり。

(1) 序論

(2) 近年の趨勢および課題

アフリカにおける前向きな動きを認識し、アフリカの強化された自助努力を評価。AUとTICADの協力強化を歓迎。他方、アフリカの急激な人口増と農村・都市における失業問題、および感染症の問題など近年の課題にも着目。食糧価格高騰に特別の注意。

(3) 成長の加速化

アフリカ開発における人材育成、産業開発の加速化、農業開発、貿易・投資、観光の促進、民間部門の役割等を重視。官民連携強化を歓迎。

(4) 「ミレニアム開発目標」の達成 —人間の安全保障の経済社会的側面

ミレニアム開発目標の達成のために更なる努力が必要であることを認識するとともに、コミュニティ開発、教育、保健、ジェンダーの重要性を確認。

(5) 平和の定着とグッド・ガバナンス —人間の安全保障の政治的側面

開発と平和の重要性を認識し、近年、アフリカで見られる平和の定着と民主化に向けてアフリカ自身の取組を後押しする重要性を認識。また、安全保障理事会を含む国連の早期改革の必要性を強調。

(6) 環境・気候変動問題への対処

気候変動に対して脆弱であるアフリカ大陸における日本の「クールアース・パートナーシップ」などのイニシアティブを通じた取組の意義や、安全な水へのアクセスの重要性について留意。

(7) パートナーシップの拡大

TICADプロセスが、1993年以来、オーナーシップとパートナーシップの考え方を提唱し、また、アジア・アフリカ協力を推進する等の貢献を果たしたことを確認。更なるパートナーシップの拡大と、既存のイニシアティブとの協調を図ることの重要性およびTICADプロセスにおける市民社会の積極的関与を認識。

(8) 今後の道筋

TICAD IV以降、TICADプロセス全体について組織的にフォローアップを行っていくことを確認。また、G8の議長国として、TICAD IVの成果をG8サミットにつなげていく重要性を確認。

(4) G8北海道洞爺湖サミット

34回目を迎えた主要国首脳会議(サミット)は、2008年7月7日から9日まで北海道洞爺湖にて、福田総理大臣(当時)の議長の下、開催されました。

サミットの初日には、アフリカ諸国首脳との拡大大会が開催され、アフリカ諸国7か国、AU、関係国際機関の間で、アフリカにおける開発問題、TICAD IVの成果、MDGsや食料価格高騰を含むグローバルな課題に関する議論が行われました。2日目のG8のみの会合では、「開発・アフリカ」を取り上げ、「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言」においてMDGsに向けた中間年に当たって、G8が目標達成に向けたコミットメントを新たにし、G8グレンイーグルズ・サミットにおける政府開発援助増額のコミットメントを再確認するとともに、アフリカに対する政府開発援助を2011



G8北海道洞爺湖サミットにおけるG8ワーキング・セッション
(写真提供: dpa/PANA)

年以降も増加させる必要性にも言及しました。また、人間の安全保障の向上、ガバナンスの向上、民間主導の経済成長、全員参加型の国際協力など、日本が重視するアプローチの重要性が議論されるとともに、MDGs達成に向けた議論の中で保健、水および教育に焦点が当てられました。特に、保健分野については、行動原則を盛り込んだ「洞爺湖行動指

針」が発出されました。TICAD IVについては、首脳宣言において「横浜宣言を採択したTICAD IVの重要な貢献を歓迎し、アフリカ諸国の意見をG8の今後の協力に反映する」とされ、G8諸国の間でTICAD IVの成果が共有されました。

☞ G8北海道洞爺湖サミットにおけるアフリカ開発に関する議論については、第2章(26～42ページ)を参照してください。

図表Ⅱ-2 G8北海道洞爺湖サミット議長総括「開発・アフリカ(骨子)」

1. 開発総論

- ミレニアム開発目標(MDGs)に向けた中間年にあたり、目標達成に向けたコミットメントを新たにす。G8の取組を再活性化するとともに、開発途上国の努力を奨励。
- グレンイーグルズにおける政府開発援助(ODA)のコミットメント^(注)に引き続きコミット。
(注) グレンイーグルズにおけるコミットメントの内容：
 - ① G8およびその他のドナーのアフリカ向けODAを2010年までに年間の総額で250億ドル増加させる。
 - ② OECDの推計によると、G8およびその他のドナーからすべての開発途上国へのODAは、2004年と比較して、2010年までに年間の総額で500億ドル増加することが見込まれる。
- 現行のコミットメントを超えて、対アフリカODAを2011年以降も増加させる必要性に言及。
- 民間主導の経済成長、人間の安全保障の向上、全員参加型の国際協力、新たな援助パートナーとの連携強化を推進。
- MDGsの各目標のうち、とくに保健、水、教育分野に焦点。

2. 保健

- G8の過去のコミットメントの履行状況を示す一覧表とともに提出されたG8保健専門家報告書を歓迎。保健分野の行動原則を盛り込んだ「洞爺湖行動指針」を提唱。「行動指針」には、G8のコミットメントを監視するためのメカニズムが含まれる。
- 感染症対策、母子保健、保健従事者の育成を含む保健システム強化に取り組むことに合意。特に、G8としてハイリゲンダム・サミットで合意した保健分野支援のための600億ドル供与については、今後5年間で供与するとの目標に向けて取り組む。一部の国は、水分野を含む保健システムに対する追加的な資金を提供する。
- アフリカ諸国において保健従事者の比率が、世界保健機関(WHO)の基準値である「1,000人当たり2.3人」にまで増加するよう取り組む。
- HIV/エイズ、結核、マラリアおよびポリオに関するコミットメント履行を再確認する。マラリアについては、他の利害関係者とともに、G8として蚊帳1億張りを提供することを2010年末までに達成することを目指すとともに、「顧みられない熱帯病」(NTD)の統制または恒圧の支援に合意。

3. 水

- 水問題解決にあたり、良い循環型水資源管理は決定的に重要。
- エビアン・サミットで合意された水行動計画の実施に向け、努力を再活性化するとともに、次回サミットまでにG8水専門家により準備される進捗報告書に基づき、同行動計画を見直す。
- アフリカおよびアジア太平洋地域の水問題解決にも焦点を当てる。

4. 教育

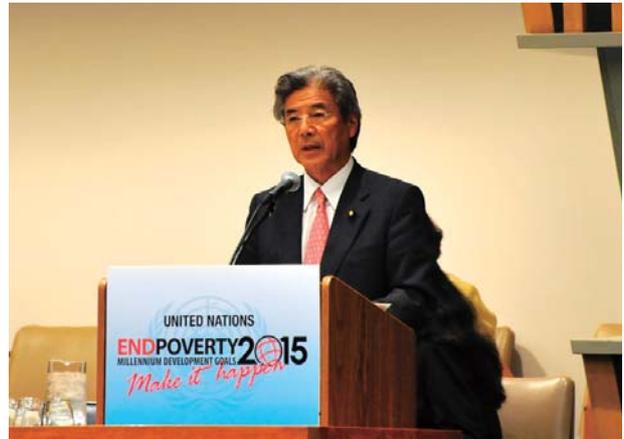
- 初等教育の完全普及を推進するとともに、初等教育と初等教育以降の教育にバランス良く取り組む必要性に言及。
- 他のドナーとともに、10億ドルと見積られるファスト・トラック・イニシアティブ(FTI)に承認された国における資金不足に対処すべく努力。FTIを支援するG8の取組の進捗につき、2009年のサミットに提出される報告書を通じて監視。

5. アフリカ

- 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の重要な貢献を歓迎。アフリカ諸国の意見をG8の今後の協力に反映する。
- アフリカ支援にあたっての重要な具体策として、ビジネス環境の改善、インフラ整備、農業支援、「貿易のための援助」への支出、アフリカにおける良い統治の支持、アフリカの平和と安全の促進などの諸項目に言及。
- アフリカ問題首脳個人代表(APRs)によるアフリカ進捗報告書を歓迎。今後のアフリカ・パートナーシップ・フォーラム(APF)のあり方につき議論。

(5) MDGs達成に向けての議論の高まり

これらの会議を受け、2008年9月には、アフリカ開発とMDGsに関連した二つの会議が開催されました。一つは、アフリカに対して表明された様々なコミットメントの実施状況をレビューし、MDGsなどの開発目標の達成に向けアフリカ開発のための具体的な行動を特定するための「アフリカ開発ニーズに関するハイレベル会合」、もう一つは途上国全体のMDGsの進捗状況および達成に向けた取組について議論するための「国連MDGsハイレベル会合」です。これらの会合に先立って潘基文^{パンギムン}国連事務総長が発表した報告書では、MDGsの達成状況には2007年から改善が見られるが、各国のコミットメントの実施はまだまだ不十分で、目標達成の期限に遅れており、グローバルなパートナーシップの強化が必要であることが指摘されています。アフリカにおける



ミレニアム開発目標(MDGs)ハイレベル会合(国連本部)で演説する中曽根弘文外務大臣(2008年9月)

MDGsの達成のためのグローバルな取組の強化について、国際社会の議論がさらに深まることが予想されます。

図表 II-3 世界の食料安全保障に関するG8首脳声明(骨子)

- 世界的な食料価格の急騰がもたらす多面的で構造的な危機に取り組むためのコミットメントを新たにす。あらゆる可能な対策をとる決意であり、2008年1月以降、合計100億ドルの支援にコミット。
- 包括的かつ一貫した対応を一致団結してとる必要。FAOハイレベル会合、TICAD IV等の成果を歓迎し、国連およびブレトン・ウッズ機関の指導力を賞賛。途上国政府、民間部門、市民社会、ドナーおよび国際機関を含む世界的パートナーシップを構築すべく国際社会と協力。
- 短期的には、最もぜい弱な人々の緊急ニーズに取り組む。他のドナーの貢献を歓迎するとともに、更なるコミットメントを呼びかけ。
- 食料安全保障の確保のためには、堅固な世界市場および貿易システムが必要。
 - 輸出規制を撤廃するとともに、状況を長引かせ、悪化させ、人道目的での食品購入を妨げているこうした貿易行為に対するより厳しい規律の導入を目的としたWTOでの交渉を加速化することが必須。
 - 食料価格の不安定性を最小にし、将来の危機を予防することを目指し、関連機関による農産物・食料市場の機能の監視を引き続き支援。
 - 十分な食料備蓄を有する国々に対し、大幅な価格上昇の際にその一部を食糧難の国々のために提供するよう呼びかけ。また、人道目的の国際的仮想備蓄システム構築の是非を含め、備蓄管理の調整されたアプローチにつき検討。
- 中長期的に幅広い対策が必要との認識の下、我々は以下の行動をとる。
 - 農業分野の援助と投資の全体的な減少を反転させ、この分野の開発途上国のイニシアティブに対する支援を大幅に増加。
 - 包括的アフリカ農業開発計画(CAADP)の実施を支援し、その基準に合うアフリカ諸国での主要食用作物の生産量を5~10年で倍増するとの目標に向けて取り組む。
 - 農業関連の研究開発、技術普及、科学者・専門家訓練を促進。
 - バイオテクノロジーにより開発された種子の品種による貢献等につき科学的リスク分析を促進。
 - インフラ改善(かんがい、輸送、サプライ・チェーン、貯蔵・流通システム、品質管理等)を支援。
 - 気候変動への適応等のため、開発途上国の開発戦略を支援。
 - バイオ燃料の持続可能な生産・使用のための政策を食料安全保障と両立するものとし、非食用植物や非可食バイオマスから生産される第二世代バイオ燃料の開発・商業化を加速。
- G8のコミットメントの実施をモニターし、世界的パートナーシップの実現に貢献するためにG8専門家グループを設置。
- G8農業大臣による会合の開催を要請。
- 2009年のサミットで進捗を確認。

図表II-4 ミレニアム開発目標(MDGs)の達成状況(国連「MDGs2008 進ちょく図表」等から)

目 標	目標、ターゲット ()内は指標	開発途上国全体		北アフリカ	サブ・サハラ・ アフリカ
		暦年	達成状況グラフ		
 目標1 極度の貧困と 飢餓の撲滅	1. 極度の貧困半減 (一日1ドル未満で生活する人口の割合 [%])	1990	31.6	3.5	55.7
		1999	23.4	3.8 (西アジア を含む)	56.3
		2005	19.2 (2004)	3.8	50.3
2. 生産的かつ適切な雇用 (労働年齢人口に占める就業者の割合 [%])	2. 生産的かつ適切な雇用 (労働年齢人口に占める就業者の割合 [%])	1997	64.8	43.6	67.8
		2000	64.1	43.2	67.1
		2007	63.2	45.9	66.8
3. 極度の飢餓半減 (カロリー消費が必要最小限のレベル未満の 人口の割合 [%])	3. 極度の飢餓半減 (カロリー消費が必要最小限のレベル未満の 人口の割合 [%])	1990	20	4	33
		1992			
		2001 2003	17	4	31
 目標2 普遍的初等教育の達成	4. 初等教育の完全普及 (初等教育における純就学率 [%] ※初等・中等教育の学年に達した児童で、 初等教育課程に未就学の児童を対象)	1991	79.6	82.8	53.5
		2000	83.3	91.3	58.0
		2006	87.5	95.0	70.7
 目標3 ジェンダーの 平等推進と 女性の地位向上	5. 初等教育就学率 (初等教育における男子生徒に対する女子 生徒の比率 [%])	1991	0.87	0.82	0.83
		2000	0.92	0.91	0.85
		2006	0.94	0.93	0.89
6. 賃金労働者の割合 (非農業部門における女性賃金労働者の 割合 [%])	6. 賃金労働者の割合 (非農業部門における女性賃金労働者の 割合 [%])	1990	35.5	20.9	25.3
		2000	37.7 (※世界 全体)	19.3	28.5
		2006	39.0	21.3	30.8
7. 国会議員の割合 (女性国会議員の割合 [%]) ※2008年のデータは1月31日現在	7. 国会議員の割合 (女性国会議員の割合 [%]) ※2008年のデータは1月31日現在	1990	10.4	2.6	7.2
		2002	12.1	2.2	12.0
		2008	16.5	8.3	17.3
 目標4 乳幼児死亡率の削減	8. 5歳未満の乳児死亡率を3分の1に削減 (5歳未満の乳児1,000人当たりの死亡者数 [人])	1990	103	82	184
		2000	88	48	167
		2006	80	35	157
9. はしかワクチンの予防接種 (1歳児のうち最低1回予防接種を受けた割合 [%])	9. はしかワクチンの予防接種 (1歳児のうち最低1回予防接種を受けた割合 [%])	1990	71	84	56
		2000	69	93	55
		2006	78	96	72
 目標5 妊産婦の健康の改善	10. 妊産婦死亡率を4分の1に削減 (妊産婦10万人当たりの死亡者数 [人])	1990	480	250	920
		2000	450	130	920
		2005	450	160	900
11. リプロダクティブ・ヘルスへのアクセス (産前のケアの機会 [%] ※少なくとも1度産前ケアを受けた 15~49歳の女性を対象)	11. リプロダクティブ・ヘルスへのアクセス (産前のケアの機会 [%] ※少なくとも1度産前ケアを受けた 15~49歳の女性を対象)	1990	54	47	68
		2005	74	70	75
 目標6 HIV/エイズ、マラリア、 その他の疾病の まん延の防止	12. HIV/エイズまん延防止 (15~24歳のエイズ感染者の割合 [%])	1990	0.3	0.1未満	2.1
		2002	1.0	0.1未満	5.4
		2007	0.9	0.1	4.9
13. 結核まん延防止 (10万人当たりの結核感染者数 [人])	13. 結核まん延防止 (10万人当たりの結核感染者数 [人])	1990	150	54	157
		2000	150	50	253
		2006	151	44	291
 目標7 環境の持続可能性 確保	14. 森林破壊防止 (森林面積の割合 [%])	1990	31.3	1.3	29.2
		2000	30.6 (※世界 全体)	1.5	27.3
		2005	30.3	1.5	26.5
15. 安全飲料水のない人口半減 (浄化された水源を継続して利用できる人口 の割合 [%])	15. 安全飲料水のない人口半減 (浄化された水源を継続して利用できる人口 の割合 [%])	1990	71	88	49
		2006	84	92	58
16. 衛生設備のない人口半減 (適切な衛生施設を利用できる人口の割合 [%])	16. 衛生設備のない人口半減 (適切な衛生施設を利用できる人口の割合 [%])	1990	41	62	26
		2006	53	76	31
17. スラム居住者の生活改善 (スラムに居住する都市人口の割合 [%])	17. スラム居住者の生活改善 (スラムに居住する都市人口の割合 [%])	1990	46.5	37.7	72.3
		2001	42.7	28.2	71.9
		2005	36.5	14.5	62.2
 目標8 開発のためのグローバルな パートナーシップの推進	18. インターネット利用者 (100人当たりのインターネット利用者数 [人])	1990	データなし	0.0	0.0
		2000	2.0	0.8	0.5
		2006	10.8	10.4	3.4

*1 上記のMDGsの8つのロゴは「(特活)ほっとけない世界のまじしさ」が作成したもの。

*2 統計データの詳細については、国連の公式サイトMillennium Development Goals Indicatorsを参照 (<http://unstats.un.org/unsd/mdg/Default.aspx>)。

- ① 目標達成済み、または、達成間近。 ② 現状が続けば2015年までに目標達成が見込まれる。 ③ 現状のままでは2015年には目標達成不可能。 ④ 進展なし、または、悪化。 — データが不十分。

東アジア	東南アジア	南アジア	西アジア	オセアニア	ラテンアメリカ・カリブ	独立国家共同体の欧州	独立国家共同体のアジア
56.0 35.5 17.8		48.9 42.2 38.6	3.5 3.8 (北アフリカを含む) 3.8	—	9.7 10.8 8.0	1.9 6.8 5.4	
74.9 73.9 71.9	67.2 66.7 66.4	57.6 57.2 56.4	48.1 47.7 48.2	68.2 68.9 70.0	59.0 59.3 60.0	54.3 52.9 55.4	57.0 57.3 58.7
16 12	18 12	25 21	6 9	15 12	13 10	4 (1993~95年) 3	16 (1993~95年) 20
98.0 99.1 94.3	95.6 94.3 95.0	71.9 80.1 89.8	80.4 84.8 88.3	—	86.7 94.4 95.5	90.8 88.0 92.8	88.3 92.4 93.9
0.94 1.01 0.99	0.97 0.97 0.97	0.77 0.84 0.95	0.83 0.88 0.91	0.90 0.90 0.89	0.97 0.97 0.97	1.00 0.99 1.00	0.99 0.99 0.98
38.0 39.6 41.1	37.7 38.6 37.8	13.2 16.7 18.6	17.0 19.2 20.3	33.2 35.8 36.4	36.4 40.5 42.3	50.1 51.2 52.2	44.7 46.2 47.9
20.2 20.2 19.8	10.4 13.9 17.4	5.7 4.9 12.9	4.6 5.2 9.1	1.2 2.4 2.5	11.9 15.7 22.2	データなし 8.4 13.9	データなし 8.8 13.9
45 36 24	77 47 35	120 94 81	69 47 40	85 73 66	55 35 27	27 23 17	79 64 47
98 85 93	72 81 82	57 57 66	79 87 88	70 68 70	76 92 93	85 97 99	96 95
95 55 50	450 210 300	620 540 490	190 190 160	550 240 430	180 190 130	58 68 51	
データなし	71 93	39 65	54 76	—	77 95	データなし	89 98
0.1未満 0.1 0.1	0.2 0.4 0.4	0.1未満 0.3 0.3	0.1未満 0.1 0.1	0.1未満 0.4 1.3	0.2 0.5 0.6	0.1未満 0.7 1.2	0.1未満 0.1未満 0.1
119 105 100	271 229 210	172 168 165	54 43 38	201 191 183	99 67 53	44 104 101	60 104 117
16.5 18.1 19.8	56.3 49.9 46.8	14.0 14.3 14.2	3.3 3.4 3.5	68.3 65.0 63.4	49.9 47.2 46.0	46.6 46.7 46.7	3.9 3.9 3.9
68 88	73 86	74 87	86 90	51 50	84 92	95 97	87 88
48 65	50 67	21 33	79 84	52 52	68 79	89 88	95 93
41.1 36.4 36.5	36.8 28.0 27.5	63.7 59.0 42.9	26.4 25.7 24.0	24.5 24.1 24.1	35.4 31.9 27.0	6.0 6.0 6.0	30.3 29.4 29.4
データなし 3.3 12.5	0.0 2.4 9.9	0.0 0.5 9.7	データなし 3.9 13.5	0.0 1.9 5.2	0.0 3.9 18.7	0.0 1.7 20.2	0.0 0.5 6.0

第2節 日本とアフリカ開発

1. TICADの基本哲学

(1) TICADプロセス

日本は、TICADプロセスを基軸としてアフリカの開発に積極的に取り組んできています。TICADはこれまで5年に1回開催されてきましたが、その間にもTICADに関連して、貿易・投資、平和の定着、環境・エネルギーなど個別の分野に着目して開催され

た閣僚級会議や様々な準備会合、実務者協議を開催しています。TICADは、アフリカ諸国と国際社会が一緒になって、アフリカ開発の指針を提示するプロセスとして機能しています。



第4回アフリカ開発会議(2008年5月)

(写真提供:AFP=時事)

(2) オーナーシップとパートナーシップ

日本は、TICADプロセスを通じて、アフリカの開発のためにはアフリカ諸国の自助努力(オーナーシップ)と、それを支える国際社会の協力(パートナーシップ)が重要であると訴え続けてきました。

「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」は、アフリカ自身によるアフリカ開発のための主体的なイニシアティブとして、2001年7月のアフリカ統一機構(OAU、現在のアフリカ連合(AU)の前身)総会で採択されました。その直後の12月のTICAD閣僚レベル会合は、NEPADを国際社会に対して初めて紹介する機会となりました。以降、TICADプロセスは、アフリカ諸国による主体的な取

組のためにNEPADとの連携を強化してきました。

また、日本はアフリカ開発には、日本のみならず多くのパートナーが必要であるとの考えから、TICADプロセスには、先進国、国連、国連開発計画(UNDP)、世界銀行をはじめとする多くの開発援助機関、NGOなどをはじめとする市民社会などの参加を求めてきました。特に、TICAD IVでは、パートナーシップをさらに拡大するとの観点から、アフリカ開発に積極的な民間企業や財団、世界的なロック・グループであるU2のボノ氏やノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんなどが個人として参加してスピーチを行いました。

(3) アジア・アフリカ協力

TICADプロセスでは、アジア・アフリカ協力を中心とした南南協力の重要性についても取り上げています。日本は戦後、アジア諸国と一緒に、その経済発展を後押ししてきました。近年は、発展を遂げたアジア諸国とアフリカ諸国との経済関係も発展してきています。TICADは、アジアにおける開発経

験をアフリカの発展に活かすことの重要性についても提唱しており、アジア諸国での研修プログラムの実施などの人材育成事業や、アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラムの開催などを通じて両地域の貿易・投資を促進する取組を行っています。

2. 対アフリカ支援の意義

日本は、「アフリカ問題の解決なくして、世界の安定と繁栄なし」との考え方にに基づき、アフリカの諸問題に対し、国際社会の責任ある一員としてふさわしい貢献をしていく必要があります。開発途上国の開発努力への支援は、平和的手段で国際社会の平和と繁栄を実現するための重要な手段です。国際平和協力という観点からも、アフリカの開発に対する支援は重要です。特に、アフリカは開発について多くの深刻な課題を抱えた地域であり、国際社会の

相互依存が高まっている今日、アフリカの開発問題を傍観することは許されないばかりか、日本の国益にもかきません。また、国連加盟国の約3割に当たる53か国が存在するアフリカとの友好協力関係を深め、豊富な天然資源を有し潜在的な巨大市場であるアフリカとの経済関係の発展と安定化を図ることは、日本の外交基盤の強化および経済的繁栄に大きく資するものです。

3. 今後の取組

日本は、TICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミットなどにおいてアフリカ開発の議論を行うに当たって、その準備段階から課題設定などにおいてリーダーシップを発揮しました。

TICAD IVの準備プロセスでは、アフリカ側の意見を聞くことに努力を傾注し、アフリカ側の意思を吸い上げ、その意思に基づいて、会議で議論すべき重点分野や議題を設定しました。援助国・機関、国際機関の意見を幅広く取り入れた上で、横浜宣言などの成果文書をとりまとめました。TICAD IVの成功は、こうした入念な準備過程によって導かれたといえます。そして、会議において表明されたアフリカ諸国の声を受け止めて、TICAD IVの成果をG8北海道洞爺湖サミットにおける議論に引き継ぎました。

アフリカ開発について、日本は様々な形でリーダーシップを発揮してきています。国際社会では、MDGs達成目標年である2015年に向けて、開発への関心の高まり、アフリカへの具体的なコミットメント・取組が一層求められるものと思われます。今後は、TICAD



カベルカ・アフリカ開発銀行総裁と会談する西村康稔外務大臣政務官

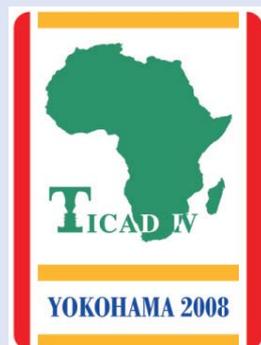
IVおよびG8北海道洞爺湖サミットでアフリカ諸国、G8を含むドナー諸国、国際機関など国際社会全体で合意された成果をいかに実施していくかが焦点となります。日本はTICAD IVで表明した対アフリカ政府開発援助倍増をはじめとする各種支援策を着実に達成することで、国際社会による対アフリカ支援の実施についても、主導していきます。

囲み 1

第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)開催と横浜市の活動

2008年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)に際しては、開催都市横浜をはじめ、様々な団体が多彩な行事などを展開し会議を盛り上げました。TICADが東京以外の都市で行われたのは横浜市が初めてです。横浜市は、会議に先立って「横浜をアフリカ色に染めます」として、多くの市民にアフリカを知ってもらうとともに、訪れるアフリカ諸国の人々をもてなすため、同年5月の1か月間を「アフリカ月間」と決め、アフリカに関連する企画を集中的に実施しました。関連事業は、横浜市のほか

にも、外務省や国際機関、地元関係団体、NGO・NPOなど種々の主催者により行われ、イベントの数は、全体で80以上、「アフリカ月間」中に行われたものは50以上にのぼります。ここでは、横浜市が直接実施したものの中から、特筆される活動を紹介します。



「一校一国」運動～小中学校アフリカ理解推進事業～

2008年1月から始められた「一校一国」運動は、小学生を対象に、将来を担う子どもたちが、アフリカに興味を持ち、学ぶことを通して、アフリカをはじめとした世界の国々にも目を向け、社会について考える機会を与えようという運動です。55の市立小学校において、大使館のある35か国について、大使館員や外務省、JICA、青年海外協

力協会(JOCA)関係者から小学生に直接各国のことを話してもらうなどの交流を行いました。ガーナの小学生と市内小学生の交流事業(テレビ会議)には、中田宏市長も参加しました。TICAD IVオフィシャルサポーターであるアフリカ(ベナン)出身タレントのアドゴニー・ロロさんが授業を行った小学校もあります。



「一校一国」運動(駐日レント大使が小学校を訪問)



テレビ会議

「一駅一国」運動

また、「アフリカ月間」には市民が身近にアフリカのことを知ることができるように、横浜市営地下鉄の全40駅で、アフリカ諸国を紹介する「一駅一国」運動が行われました。国旗やパネル、会議のPRポスターのほか、「一校一国」運動に参加した子どもたちの絵や、アフリカの国にちなんだクイズ「アフリカ検定クイズ」のポスターを車内広告として掲げました。アフリカの音楽やダンスなどのパフォーマンスが行われた駅もありました。



アフリカ検定クイズ



「一駅一国」運動(駅への壁画贈呈式にアンゴラ首相が出席)



「一駅一国」運動(駅構内での展示)



市営地下鉄アフリカ号

アフリカ支援キャンペーン

アフリカを支援する取組なども行いました。「ヨコハマ・フォー・アフリカ」では、飢餓や栄養不足に苦しむ人々のために直接貢献することを目的とした事業が行われました。「アフリカのハラペコを救え。」キャンペーンでは、主旨に賛同した店舗が、アフリカ支援メニュー(アフリカ料理の提供、アフリカ食材の使用など)の売上げの一部などを寄附しました。「はまっ子どうしFORアフリカ」では、横浜市のオフィシャルウォーター「はまっ子どうし」のキャンペーン・ボトルを販売して、売上げの一部を寄附しました。また、アフリカの大地に植林を行うための「アフリカに届け! 緑の環

境募金」も行われました。こうした事業を通じて、多くの市民や企業などの協力が得られ、全体で750万円を超える募金が集まりました(2008年7月現在)。集められたお金は、国連世界食糧計画(WFP)やJICAを通じて、アフリカの学校給食や植林活動のために寄附されました。



「はまっ子どうし」キャンペーン・ボトル

横浜の技術をアフリカなどに紹介

横浜市は、JICAと連携し、市の保有する技術を活用したアフリカへの技術支援を新たに実施することとしました。具体的には、動物の飼育繁殖技術や、港湾整備・管理運営、および水道技術・経営の分野で、市職員の派遣や研修員の受入を2008年度から行うことになりました。さら

に、「環境行動都市・横浜」として、「環境ショーケース」という事業を実施し、環境分野での市民・企業・行政の様々な取組を世界に情報発信し、また、会議参加者に向け、パネルや映像による展示、リサイクル活動の実演をするなど、環境技術を紹介しました。

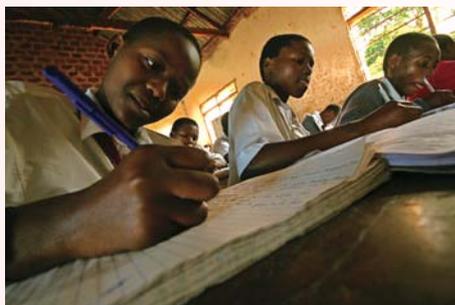
以上のような横浜市が直接実施した事業のほか、同市が地元関係団体と設立した「アフリカ開発会議横浜開催推進委員会」や、外務省と横浜市などが設立した「TICAD IV サイドイベント組織委員会」が、会議の広報活動に力を

注ぐとともに、文化を含めたアフリカの現状について国民の関心を高め、理解を深めるために、シンポジウム、セミナー、コンサート、アフリカン・フェスタ、写真展、映画祭などを精力的に行いPRしました。

(写真提供:すべて横浜市)

第2章

アフリカの自立に向けた支援



(写真提供:AFP=時事)

第1節 アフリカ開発の課題への具体的取組

1. 明暗二つの面を持つアフリカの現状

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブ・サハラ・アフリカは、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブ・サハラ・アフリカ諸国の大半(48か国中34か国)は後発開発途上国(LDC)であり、人口の約半分が貧困ライン(1日約1ドル)以下の生活を送っています。また、同地域では、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症のまん延など、発展を阻害する深刻な

問題を抱える国々も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。一方で、豊富な天然資源や森林などの豊かな自然環境に恵まれていることに加え、近年では、平和の定着や、民主的選挙の実施など民主化の進展も見られ、年5%以上の経済成長を遂げる国も少なくなく、元気なアフリカ実現に向けた動きを確かに見てとることができます。

2. 日本の公約達成

日本は、TICADプロセスで表明してきた公約を、これまで着実に実施しています。2003年に開催した第3回アフリカ開発会議(TICAD III)では、まず、HIV/エイズを含む保健医療、教育、水分野や食糧支援などの基礎生活分野において5年間で10億ドルを目標に無償資金協力を実施することを発表し、累計1,355億円(約12億ドル)を2008年3月までに供与しました(交換公文ベース)。これにより、約40万人の学童に教育の機会が提供され、1,000万張り以上の蚊帳、345万人に安全な水が供給されたほか、食料増産のための貧困農民支援として約1億ドル、緊急食糧援助として3.8億ドルが供与されました。次に、投資促進に関しては、約3億ドルの対アフリカ投資促

進支援を公約し、2006年時点で公約を上回る3.6億ドルを達成しました。さらに、債務救済に関しては、総額約30億ドルの円借款債権の放棄を表明し、2007年までに総額30億ドルを超える円借款債権放棄の交換公文に署名し、この公約を達成しました。また、2005年4月のアジア・アフリカ首脳会議において、小泉総理大臣(当時)が表明した3年間でアフリカ向け政府開発援助を倍増する公約については、2003年実績を基準として、2007年のアフリカ向け実績で約17億ドル(約1,800億円)を目指すものでしたが、日本の政府開発援助予算を巡る状況が厳しい中、これを達成しました。

3. アフリカ開発の重点事項

2008年5月の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）では、近年アフリカに見られる前向きな変化を後押しするため、「元気なアフリカを目指して—希望と機会の大陸」を基本メッセージに掲げ、「成長の加速化」、人間の安全保障の確立に向けた「MDGsの達成」および「平和の定着とグッド・ガバナンス」、並びに「環境・気候変動問題への対処」を重点事項として、今後のアフリカ開発の方向性について活発な議論が行われました。

「成長の加速化」では、好調なアフリカの経済成長を持続的かつ貧困者にも幅広く裨益するものとするための支援を強化すること、「人間の安全保障の確立」では、MDGs達成支援、平和の定着、グッド・

ガバナンス支援など、そして「環境・気候変動問題への対処」では、アフリカは温室効果ガスの排出量が最も少ない一方で気候変動に最も弱い弱大陸であるとの認識に立って、特に気候変動への適応への取組を支援し、成長への障害を除去すべきであることが指摘され、こうした支援のために国際社会の知恵と資金を結集することを目指しました。同年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、TICAD IVの重要な貢献が歓迎されるとともに、アフリカの経済成長・MDGs達成のためにビジネス環境整備、インフラ整備、農業、ガバナンス、平和と安全などが重要であることで認識が一致しました。



スピーチを行うワンガリ・マータイさん

(写真提供:AFP=時事)

第2節 成長の加速化

1. インフラの整備

アフリカにおける成長の加速化を促すためには、道路網や電力網に焦点を当てた広域インフラの整備が重要です。G8プロセスから生まれ、アフリカのインフラ開発について議論する代表的な枠組みであるアフリカ・インフラ・コンソーシアム(ICA)の第4回年次会合が2008年3月に東京で開催された際に、日本は、アフリカ全体に広がりを持つ広域インフラとして道路網および電力網の重要性を指摘し、議論を主導しました。広域道路網整備については、アフリカにおける成長の加速化のため、極めて重要であるとの共通認識が得られたほか、ハード面だけでなく、通関手続円滑化(ワン・ストップ・ボーダー・ポスト)などソフト面にも着目したアプローチも必要であるとの認識も得られました。また、未整備の道路(いわゆる「ミッシングリンク(missing link)」)を整備して道路網を連結していく必要性およびそれに向けて優先順位付けを行っていく必要性についても共通認識が得られ、優先順位付けについては、現在、アフリカ側においてどのような基準に基づいて行うべきか検討中との紹介がありました。

広域電力網整備については、アフリカの電力不

足の現状、南部、東部、西部、中部にそれぞれ存在するパワープールを中心とした広域電力網整備を行う必要性について各参加者の共通認識が得られました。また、日本が提示した広域電力網整備に向けた6つの課題(①電源開発、②域内の連系送電線、③域間の連系送電線、④エネルギー効率改善、⑤地域共同体(RECs)などのキャパシティ・ビルディング、⑥域内加盟国の電力公社などの連携と協力)については参加者の基本的な賛同が得られました。

TICAD IVで採択された「横浜宣言」においても、広域インフラ整備の重要性が確認されています。日本は、このような広域インフラ網や農業生産性向上のための灌漑設備などを整備するため、世界銀行やアフリカ開発銀行とも協調しつつ、今後5年間で最大40億ドルの円借款を積極的かつ柔軟なやり方で供与することなどを通じ、協力していく考えです。また、道路網が円滑に人や物を運び、貿易・投資の促進につながるように、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト支援などについても、積極的に取り組んでいく考えです。

2. 貿易・投資促進

G8北海道洞爺湖サミットにおいても、アフリカの成長とミレニアム開発目標(MDGs)達成のためにビジネス環境整備が重要であることでG8とアフリカ諸国の間で認識が一致したように、日本企業からの投資、日本とアフリカとの貿易は、アフリカ諸国の雇用創出、技術・ノウハウの移転などを通じてアフリカの持続的成長を後押しすることになり、アフリカ各国からの期待も大きいものがあります。このようなアフリカ諸国からの期待にこたえるべく、日本は、貿易・投資促進のために、例えば以下のような施策をはじめ、様々な措置を講じる予定です。まず、貿易促進の観点からは、貿易関連の技術支援や、一村一品運動の推進による、アフリカ産品の市場へのアクセス改善のための

支援を実施していきます。また、投資促進の観点からは、TICAD IVにおいて、福田総理大臣(当時)が、今後5年間で日本の対アフリカ投資を倍増させるよう、政府・民間で共同作業を行っていくことを発表しました。具体的には、貿易保険の充実や、国際協力銀行(JBIC)に「アフリカ投資倍増支援基金」を創設することを含め、25億ドル規模の金融支援を打ち出しました。具体的取組の第一歩として、2008年8月末から9月にかけて、日本の政府関係者、国会議員、民間企業からなる貿易投資促進合同ミッションが、南部、東部および中・西部アフリカの計12か国に派遣され、アフリカにおける投資環境、重点産業などにつき調査、意見交換を行いました。

第3節 「人間の安全保障」の確立

1. 地域社会(コミュニティ)開発支援

(1) コミュニティ需要に応じた支援の考え方

アフリカにおける経済成長が、幅広く草の根レベルの国民、地域住民に共有され、持続可能なものとなるためには、個人および地域社会(コミュニティ)レベルでの経済成長が重要です。日本は、人間の生命、生活および尊厳に対する様々な脅威から人々を守り、自身の持つ可能性を十分に実現できるように能力強化が図られる社会を構築するという人間の安全保障の理念に基づき、コミュニティの需要に応じて様々な支援を行ってきました。例えば、アフリカの地方農村部における能力強化を図るため、「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ(AVI)」^(注3)を

発表し、学校建設と同時に井戸の掘削や学校給食を提供するなど、地域社会全体を対象とした保健サービスの提供などを実施しています。また、人間の安全保障基金を通じ、国連開発計画(UNDP)などが実施する「アフリカン・ミレニアム・ビレッジ(AMV)」^(注4)事業を支援しています。日本は、これら二つの地域社会開発事業を調和させ、より効果的な支援を行っていく方針です。さらに、保健、教育といった、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に直結すると同時に、人間の安全保障の確立にとって極めて重要な分野についても、支援を促進していくこととしています。

(2) TICAD IVにおける議論

TICAD IVにおいては、コミュニティ開発およびコミュニティレベルでの能力強化が、地方・農村部および都市部の両方において、人間の安全保障の強化に必要な不可欠な要素であること、コミュニティ開発において女性が重要な役割を占めていることから、ジェンダーの視点が不可欠であること、コミュニティを基盤としたアプローチが移行期における平和の定着にとって欠かすことができないことなどが指摘されました。また、TICADプロセスが今後5年間にとるべき具体的行動を示した横浜行動計画においては、前述の「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ」や「アフリカン・ミレニアム・ビレッジ」の経験を活かし、総合的なコミュニティ開発を支援していくことのほか、特に若

年層に対し、相当程度の雇用創出を行うため、技術支援やマーケティング、小規模融資(マイクロ・ファイナンス)支援などを行うこと、一村一品プロジェクトを拡大することなどが掲げられました。このうち、総合的なコミュニティ開発に関しては、学校および地域の教育施設において、基礎教育に加え、水、衛生、学校給食、応急手当およびレファラルサービス^(注5)、識字教育および生活習慣を含む包括的なサービスを提供すること、教育および学習の成果へのアクセスをしやすくし、現地生産された作物による学校給食を含む地域経済とのつながりを強めるため、地域住民による学校運営の参画を促進することとされました。

(3) 一村一品運動の展開

日本では、一村一品運動を通じてコミュニティの自主的な取組を尊重し、行政が技術支援やマーケティングなどの側面支援を行い、地域の潜在的可能性を引き出し、特産品を育てる「人づくり」「地域づく

り」を行ってきた経験があります。日本国内で始まった一村一品運動の取組は、タイ、ベトナム、カンボジアなどのアジア諸国を中心に広がっており、これはアフリカにおいても貧困削減につながる手法として活

注3： AVI: African Village Initiative

注4： AMV: African Millennium Village

注5： 保健センター、診療所、地域の拠点病院などが連絡を取り合い、患者を適切な施設に円滑に紹介したり、搬送などを行うサービス

用可能なものです。一村一品運動の目的は、コミュニティのキャパシティ・ビルディングと所得創出を組み合わせることにより、コミュニティを基礎とする持続的な経済成長に結び付けることにあります。このような目的を持った運動の展開を図るには、その地域にある商品に着目し、その可能性を見出すとともに、安定した生産・流通を確保し、輸出可能なものは輸出していくことを目指す観点から、開発援助を所掌する機関だけでなく、貿易促進を所掌する機関とも連携することが重要です。そして、それぞれの実施を円滑にするためには、コミュニティ開発と同時に、行政機関の組織強化、人材育成が必要です。特に、一村一品運動は、コミュニティ開発がそのコミュニティにとどまらず、国全体の経済成長にもつながっていくという概念であることから、最終的には、関係省庁との連携を視野に入れた政府全体の人材育成も必要となります。

アフリカにおいては、既にマラウイやガーナで日本が協力を行った事例もあります。マラウイでは、一村一品運動を経済発展を通じた貧困削減を達成するための国家プロジェクトと位置付けており、地方自治・地域開発省内に設置された一村一品事務局を通じ、中央政府と地方政府が協力しながら、一村一品の認定や資金融資、運動のコンセプトの普及、技術支援、販売促進活動を行っています。国際協力機構(JICA)はこのマラウイ政府の事業に対し、2005年以降、技術協力を行っています。また、ガーナでは、青年海外協力隊とNGOが連携してシアバターを生産する女性農民に技術支援を行うと同時に、地場産業振興のための調査を実施しました。ま

た、日本貿易振興機構(JETRO)と連携し、民間企業による商品化を進め、JETROが運営している成田、関西国際空港のマーケットにて展示・販売を行っています。これらの事例に対し、ほかのアフリカ諸国からも、自国で応用できる開発の新戦略として、高い期待が寄せられています。

日本の具体的な取組として、JICAは、コミュニティの能力強化(エンパワーメント)に視点を置き、かつ、支援対象国の政府内に一村一品事務局を設立し生産グループを支援することにより、一村一品運動の一つのモデル形態を確立しました。また、JETROは、輸出可能な産品という観点から、シアバター、コーヒー、紅茶、切り花に着目しつつ、協力を実施していますが、今後、新しい視点として、日本企業による提案公募型の開発輸入産品への企画事業を実施していくこととしています。

日本は、マラウイでのコミュニティの産品づくり、ガーナでのシアバター作りなどにおいて一村一品運動を展開した実績を活かし、今後は、国際機関とも連携しながら、これをそのほかのアフリカ各国へ展開する方針です。その一環として、2008年1月22日から24日まで、マラウイにおいて、一村一品運動の理念や仕組み、日本やマラウイでの実施例を紹介し、各国における一村一品運動の展開を円滑にすることを目的として、「アフリカ一村一品国際セミナー」を開催しました。アフリカ12か国、アジア1か国、マラウイ関係者、JICAを含めたドナー関係者から計120名が参加し、自国における一村一品運動の展開に向けて、活発な意見交換が行われました。

2. 保 健

(1) 3つの保健関連の開発目標

国際保健の問題は、今や一国の問題ではなく、国際社会が一丸となって取り組まねばならない地球規模の課題です。疾病による死亡や障害が増えれば、働き手を失った家族の経済的負担はもちろんのこと、病人を抱える家族にとって、治療費は大きな負担となります。それがさらなる貧困を生み、栄養や衛生状況が不十分な中、疾病や感染症が一層まん

延するという悪循環を生みます。このような状況は国の労働力の低下をもたらし、国の発展の妨げとなると同時に、テロや紛争などに結び付き、地域の治安にも影響を与えるものです。

ミレニアム開発目標(MDGs)においては、2015年までに達成すべき保健分野の目標として、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV/エイズ、

人の心に訴える啓発活動を

「自分たちのこの苦しみを、これ以上ほかの人に味わって欲しくない。」これがマラウイのHIV感染者から頻繁に聞こえる叫びです。アフリカ南東部に位置するマラウイでは、HIV/エイズまん延の脅威が押し寄せており、感染者は93万人^(注1)といわれています。この数はマラウイの総人口の約7%にあたり、世界有数の感染率です。HIV/エイズのまん延は、マラウイの持続的成長にとっても、大変深刻な問題となっています。マラウイ政府もこれを阻止するため、検査所や保健所を設立するなどの対策は行っていますが、特に農村部へは手が届きにくくなりがちです。そうした中、マラウイ政府や地方のみならず、日本政府、現地マラウイ人、日本や現地のNGO、感染者などが一丸となってこの課題の克服に力を注いでいます。その中で、活動しているのが日本のNGOであるワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)です。

WVJは、マラウイの農村部での深刻なHIV感染状況の改善のため、日本政府の資金協力^(注2)を得て、エイズ検査相談所(VCTセンター)を設立し、マラウイ人自身によるVCTセンター運営のための人材育成^(注3)を行ってきました。

WVJの中村夕貴さんは、2007年5月からプロジェクト調整員としてこのプロジェクトに携わってきました。「子ども支援を重視するWVJは、政府の手が届きにくい農村部での子どもへの影響に注目しました。特に、幼い子どもが親を失っていくのを見て何とかしなければと思いました。」と、中村さんは活動当初を振り返ります。

マラウイ政府のVCTセンターの不足を補完するため、WVJは、マラウイ国内13か所にVCTセンターを設立し、運営に不可欠な設備・機材を整備しました。一方、マラウイ保健省は、ウィルス検査キットの供与とセンターの運営を行うカウンセラーの人材確保を担当しました。さらに、これらの人材の研修については、現地のNGO「マクロ」が担当しました。

WVJは、VCTセンターの設置場所選定に当た



完成したVCTセンターの前でカウンセラー、保健所スタッフと(右端:中村さん)
(写真提供:ワールド・ビジョン)



伝統舞踊でエイズ啓発を歌うサポートグループ(写真提供:ワールド・ビジョン)

っては、国道沿いなどの潜在的に感染者が多い地域や感染者数が増加傾向にある地域を選びました。また、設置場所の土地を確保する際には、地方政府の保健当局や住民組織との意見調整が必要でした。中村さんは「このプロジェクトでは、多くの関係者との交渉が必要になることもありました。外部者である日本人が加わることによって、むしろ交渉が円滑に行われるということもありました。」と語ります。

WVJは、ポスターやテキストの作成を通じてHIV/エイズやウィルス検査に関する啓発活動も行っています。それでも、「抗体検査は重要なので行きましょ!」と訴えるだけでは不十分です。なぜなら、多くのマラウイ人には、感染が判明することにより、死への恐怖とともに、家族を含む周りの人々から激しい差別を受けるという恐怖感があるからです。そこで、感染者自身がVCTセンターに感染者グループを組織し、抗体検査の重要性を一般の人に訴える啓発活動を始めました。マラウイ流の歌と踊りが加わり、その独特なリズムは人々の心に訴えます。いつ終わるとも知れない踊りや歌をとおした啓発活動は感染者の基礎体力を維持するといった思わぬ効果もありました。マラウイの一般の人たちへの啓発活動には、感染者グループが欠かせない存在となりました。

多くの人の協力によって、VCTセンターへHIV/エイズの検査相談に訪れる人々の数は徐々に増加しています。あるセンターでは、2008年7月には、月に420人を数えるほどになりました。

オーナーシップを重視するWVJは、2008年9月よりVCTセンターをマラウイ政府の保健省に引き渡し、マラウイ人自身の運営に委ねました。マラウイは、様々な関係者の連携によって、その国の名前を意味する「光」を取り戻そうとしています。



コラム 2

みんなのでエイズの
阻止を!

マラウイでの連携による

感染症対策

注1: (出典)UNAIDS“Report on the global AIDS epidemic”(2008) 注2: 日本NGO連携無償資金協力 注3: マラウイにおけるVCTセンター整備計画事業

マラリア、そのほかの疾病のまん延防止が掲げられています。しかしながら、乳幼児死亡率の削減は、サブ・サハラ・アフリカで最も遅れており、1,000人中157人の子どもが5歳の誕生日まで生き延びることができません(2006年現在)。また、毎年50万人の女性が、妊娠中または出産中に、治療または予防可能な原因により亡くなっています。その数はとりわけサ

ブ・サハラ・アフリカで多く、先進国では7,300出産中1人であるのに対して、サブ・サハラ・アフリカでは22出産中1人です(2006年現在)。また、開発途上国全体においてHIVの感染者数は横ばいなのに対して、サブ・サハラ・アフリカに限ってみると、エイズによる死亡者数は増加しています。

(2) 包括的保健医療の支援

こうした状況の中、日本は2000年7月のG8九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて開発途上国の感染症問題を主要議題の一つとして取り上げるとともに、「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)」を発表しました。このサミットは、2002年の「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」の設立につながるようになりました。

2007年11月、高村外務大臣(当時)は、2008年の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)とG8北海道洞爺湖サミットを念頭に、「国際保健協力と日本外交—沖縄から洞爺湖へ—」と題する政策演説を行い、保健システム強化、母子保健の向上、感染症対策への包括的な取組の必要性を訴えるとともに、国際社会が共有する行動指針の策定に向けて各国・国際

機関・経済界・学界・市民社会などすべての関係者の協力を呼びかけました。

それを受けて、2008年5月のTICAD IVでは、アフリカ開発の方向性について活発な議論が行われ、保健の課題も取り上げられました。今後5年間のアフリカにおける日本をはじめとする関係国・関係機関による具体的取組を表明した横浜行動計画では、保健システム強化、母子保健の向上、感染症対策のそれぞれの分野での取組が発表されました。日本の取組としては、今後5年間で40万人の子どもを救うこと、10万人の保健医療の人材を育成すること、HIV/エイズ、結核、マラリアとの闘いを支援するため、世界基金に対して2009年以降、当面5.6億ドルの拠出をすることなどが取り上げられています。

(3) 国際保健に関する行動指針

日本はまた、G8北海道洞爺湖サミットにおいても、国際保健を主要な議題の一つとして取り上げ、「国際保健に関する洞爺湖行動指針」を発表しました。この行動指針は、日本が立ち上げたG8保健専門家会合によって、2008年2月、4月、6月と3回にわたる会合を経て作成されたもので、G8首脳への提言の形式をとっており、G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言で歓迎されました。同宣言では、保健分野については、主に以下の内容が盛り込まれました。

- ① 感染症対策、母子保健、保健システム強化への包括的取組を示す「洞爺湖行動指針」を提唱したG8保健専門家会合報告書を歓迎。
- ② 2007年のG8ハイリゲンダム・サミットで合意された保健分野支援のための600億ドル供与を、今後5年間で供与するとの目標に向けて取り組む。

- ③ アフリカにおいて保健従事者を人口1,000人当たり2.3人までに増やすよう、アフリカ諸国と協力して取り組む。
- ③ マラリア対策に関し、ほかの諸国などと協力して、2010年までに蚊帳1億張りを提供することを目指す。



(写真提供:EPA=時事)

3. 教育

(1) 現状

教育はすべての人々、国々にとって自立と発展の基礎をなすものです。国連教育科学文化機関(UNESCO)の報告によれば、1999年から2005年までに、世界全体の未就学児童数は9,600万人から7,200万人へと25%減少し、特にサブ・サハラ・アフリカと南・西アジアで顕著な改善が見られましたが、サブ・サハラ・アフリカには3,300万人の未就学児童が存在しています。また、すべての子どもの就学のため

には、世界中で1,800万人、サブ・サハラ・アフリカで380万人の新たな教員が必要とされています。

国際社会は、「万人のための教育(Education for All: EFA)」^(注6) およびミレニアム開発目標(MDGs)の目標2「初等教育の完全普及の達成」および目標3「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」の達成に向けて取り組んでいます。

(2) 日本の基本的な考え方と具体的支援策

2008年4月、高村外務大臣(当時)は政策演説「万人のための教育—自立と成長を支える人材育成のために—」において、EFAおよびMDGs達成のためには、①質・量両面における基礎教育のさらなる充実、②基礎教育を超えた多様な教育段階の支援強化、③教育と他分野との連携、④内外を通じた全員参加型の取組の重要性—につき言及しまし

た。また、特に、基礎教育について、アフリカに対する今後5年間の具体的な支援策として、①約1,000校、約5,500教室の建設、②10万人(全世界で約30万人)の理数科教員の能力向上、③コミュニティの学校運営参画による1万校の学校運営改善(「みんなの学校」モデル)—に取り組むことを表明しました。

(3) TICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミット

日本の基本的な考え方は、2008年5月のTICAD IVの「横浜宣言」および「横浜行動計画」にも反映され、基礎教育へのアクセスと質の改善、基礎教育を超えた多様な教育段階の支援、学校給食や安全な水・トイレなどの分野横断的な取組などが盛り込まれました。

同年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、主要議題の一つであった「開発・アフリカ」の下で教育が取り上げられ、初等教育の完全普及推進を引き続き重視しつつ、初等教育と初等教育以降の教育にバランスよく取り組む必要性に言及しました。また、「ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI)^(注7)」につ

いては、外部評価を通じてその有益性の改善を支援しつつ、10億ドルと見積もられるFTI承認国における資源不足に対処すべく、ほかの援助国とともに努力することが確認され、FTI支援の取組の進捗に関する報告書を次回サミットに提出することになりました。なお、日本は2008年1月から、G8代表としてFTI共同議長国を務め、FTIの議論に深く関与してきており、同年4月には、東京においてFTI実務者会合および関連会合を開催しました。また、FTI承認国に対して、二国間・多国間援助を通じて多くの支援を行ってきています。

注6：1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための世界教育会議」において確認されたイニシアティブ。現在では、2000年にセネガルのダカールで開催された「世界教育フォーラム」において、EFA達成に向けて、「2015年までの初等教育の完全普及」「2015年までの成人識字率の50%の改善」など教育分野における6つの具体的な目標(「ダカール行動枠組み」)が採択された。

注7：Fast Track Initiative

2002年4月、MDGsの一つである、「2015年までの初等教育の完全普及」達成を目的に世界銀行主導で立ち上げられたイニシアティブ。貧困削減戦略文書(PRSP)および教育セクター計画の双方を策定している開発途上国の中から、対外的な援助なしには2015年までの初等教育の完全普及を達成できない途上国に対して、優先的な支援を行う。

4. 平和の定着

(1) 見えてきた平和のきざし

サブ・サハラ・アフリカにおいては、人為的な国境線の画定、国家基盤のせい弱性などを背景に、貧困、民族・宗教対立、経済的利権、独立問題などの複雑な要素が絡み合い、冷戦終結後、政府と反政府勢力間の権力・資源争い、部族の対立、国家間の対立による紛争が増加しました。これらの紛争は、多くの犠牲者や大規模な難民・国内避難民を生み出したばかりでなく、経済の停滞、インフラの破壊、さらなる貧困などの悪循環を生み、感染症のまん延など人間の安全保障上の問題を多く生み出しました。

しかしながら、近年は、アフリカ諸国やアフリカ連合(AU)および西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)や南部アフリカ開発共同体(SADC)

などの地域経済共同体(RECs)など、アフリカが自らの手により紛争の予防・解決に積極的に取り組む自助努力の傾向が見られます。その成果として、シエラレオネの内戦終結(2002年)、コンゴ(民)における大統領選挙の実施(2006年)、コートジボワールにおけるワガドゥグ合意の成立(2007年)、アンゴラにおける国会議員選挙の実施(2008年)など、多くの地域において平和のきざしが見えてきています。また、紛争終結後、難民・避難民の帰還・再定住、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、不発弾処理を含む地雷対策および小型武器回収など、再び紛争に逆戻りせず平和を定着させるための取組が進展しつつあります。

(2) アフリカ自身の平和維持能力向上支援

2008年1月、福田総理大臣(当時)は、日本が世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として国際社会において責任ある役割を果たしていく考えを表明しましたが、これは、今後とも日本がアフリカを含む地域の平和の定着を支援していくことを示す決意の表れです。

2003年の第3回アフリカ開発会議(TICAD III)では、日本は「平和の定着」支援を柱の一つに掲げましたが、2008年5月までの5年間にTICAD IIIで約束した事項をすべて実現し、約7.6億ドルの「平和の定着」支援を実施してきました。2008年のTICAD IVにおいても、アフリカにおける平和の定着を重点事項の一つとして挙げ、以下の諸点が重要であることを主張しました。

第一に、平和構築には、紛争予防や、人道・復興支援、治安の維持・回復、民主的統治の実現といった多くのプロセスがあり、この様々なプロセスを援助諸国や国際機関が一体となって継ぎ目なく、かつ不可逆的に進めることが大切であること。

第二に、紛争予防や万一紛争が発生したときに備えて被害を最小限にとどめる工夫が重要であるこ

と。紛争予防の観点からは、貧富の格差、水や土地、資源を巡る争いなど、紛争の潜在的要因を取り除くことも重要であること。

第三に、平和を素早く回復するために、紛争の影響を受けた人々の早期の自立が重要であること。この観点から、コミュニティの再建や職業訓練を通じた個人およびコミュニティのエンパワーメントや自立支援、社会的弱者への特別な配慮、被害者の社会復帰や社会再統合といった視点も考慮に入れるべきこと。

最後に、アフリカ自身の平和維持能力向上を支援することが重要であること。特に最後の点に関しては、2008年、日本は国連開発計画(UNDP)と協力してアフリカ各国のPKO訓練センター支援を開始し、UNESCOとも協力してNGOの人材育成も始めました。加えて、日本自身も平和構築分野の人材育成事業を立ち上げ、アフリカなど世界の平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成しています。

しかしながら、こうして得られた平和も、良い統治(グッド・ガバナンス)がなければ持続しません。近年、「アフリカ開発のための新パートナーシップ

(NEPAD)」の柱、アフリカにおける相互審査メカニズム(APRM)^(注8)の重要性がアフリカ大陸に浸透しており、参加国が増えています。日本はAPRMによる審査の結果得られた国別行動プログラムの実施が重要であると考えており、APRMによる審査を最初に終了させたガーナでこの実施を支援するプロジェクトを開始しました。

注8：APRM：African Peer Review Mechanism

第4節 環境・気候変動問題

1. 気候変動

気候変動の影響を最も受けやすい大陸の一つといわれているのが、アフリカ大陸です。アフリカは、コンゴ盆地という世界で2番目に大きな熱帯林を擁する一方で、世界最大のサハラ砂漠も抱えています。そして、気候変動の影響による干ばつ、食料生産の減少、豪雨の増加や海面上昇による洪水、生物多様性の損失、マラリアなど疾病の分布の変化などに対し、概して極めてぜい弱であり、またこれらに適応する能力が十分に備わっていません。

気候変動への適応策は、アフリカの成長への障害を除去することにつながるため、アフリカにおける開発を進める上で重要な課題になりつつあります。第I部で述べたように、日本は、アフリカのみならず開発途上国の排出削減への取組を支援し、気候変動による悪影響を受ける途上国を支援するため、「クールアース・パートナーシップ」を発表し、途上国との連帯を強化して、地球規模の温室効果ガス削減を目指していく考えです。

日本は、この「パートナーシップ」をアフリカ諸国との間で積極的に構築していくことを通じて、アフリカ諸国の深刻な気候変動対策を積極的に支援していきます。TICAD IV開催に先立ち、アフリカ諸国に対し、「日・アフリカ・クールアース・パートナーシップ」への参加を呼びかけました。このような取組について、TICAD IVでは、「議長サマリー」において、「日・アフリカ・クールアース・パートナーシップ」を歓迎するとの

言及がありました。

また、この「パートナーシップ」に基づく具体的な支援の一環として、日本とTICAD IVの共催者の一つである国連開発計画(UNDP)は、TICAD IVにおいて、「アフリカの気候変動対策に関するパートナーシップ構築のための『日・UNDP共同枠組』」の構築を発表しました。この共同枠組は、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、自ら気候の安定化に取り組むアフリカ諸国の気候変動対策のために、日本とUNDPが共同で総額1.2億ドル以上の支援を行うものであり、具体的には、気候変動の適応に関する国家の能力開発支援、気候変動の経済評価に基づく貧困削減戦略の見直し、気候変動対策の研修などを実施するものです。

このような取組の下、日本は、2008年10月現在、アフリカ大陸の約20か国との間で、「クールアース・パートナーシップ」に基づく取組を進めており、具体的には、セネガルおよびマダガスカルに対し、それぞれ8億円および9億円のノン・プロジェクト無償資金協力をを行うことを決定したほか、ナミビアおよびニジェールに対しては、UNDPを通じ「コミュニティ・ベースによる気候変動への適応プロジェクト」に対し40万ドルを拠出することとしています。日本としては、これらの支援がアフリカ諸国の気候変動へのぜい弱性の克服の一助となり、また実効的な次期枠組みの構築に向けた積極的関与の促進につながることを期待しています。

2. 水・衛生分野の支援

(1) 現状

ミレニアム開発目標(MDGs)が掲げている目標7「環境の持続可能性の確保」には、「安全な飲料水および基礎的な衛生施設(トイレなど)を継続的に利用できない人々の割合を2015年までに半減する」とのターゲットが設定されています。これについては、特にサブ・サハラ・アフリカにおける進捗が最も遅れて

おり、国連開発計画(UNDP)の「人間開発報告書2006」によると、このまま進捗状況に変化がなければ、同地域の目標達成まで、安全な水へのアクセスについては2040年、衛生施設へのアクセスについては2076年までかかってしまうという試算がなされています。

このような状況にあるアフリカに対し、日本は飲料水・衛生の分野において、村落給水事業などを中心に、二国間援助国による援助の約19%(2001年～

2005年)に当たる支援を実施しています(ドイツ(約23%)に次いで第2位)。

(2) 日本の基本的な考え方と具体的支援策

2008年2月、高村外務大臣(当時)は「貴重な水の有効利用のために～安全な水と衛生施設へのアクセス拡大に向けて～」と題する政策演説を行い、①循環型水資源管理を通じて水資源の持続的利用を追求すること、②日本が有する水分野における高い技術と知見を世界の人々と共有していくこと、③人間の安全保障の実現のために安全な飲料水や

基礎的衛生施設の利用、また手洗いのような生活習慣を改善すること、④水の問題への地球規模での取組を強化すること、⑤中央と地方の連携や官民連携など国内的にも国際的にも全員参加型の協力を推進すること—を提起し、水と衛生問題への世界的な対応を呼びかけました。

(3) TICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミット

このような考え方を踏まえて、TICAD IVでは、安全な水を安定的に供給することができないアフリカ諸国に水に関する日本の技術者などを「水の防衛隊(W-SAT:The Water Security Action Team)」として派遣し技術協力を行うことを発表しました。具体的には、国際協力機構(JICA)により青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの派遣を行い、深井戸などの村落給水施設管理や既存の配水管の漏水対策など水関連施設の適切な維持管理に関する技術指導を行うことが想定されています。TICAD IVの横浜行動計画では、水・衛生アクセス改善を通じた感染症対策、教育機会向上、灌漑施設などの水関係インフラの整備といった取組に加え、有効な水資源管理のための循環型水資源管理計画の策

定支援や水資源管理に関する技術と知見の移転促進、水・衛生システムの管理者および利用者の能力向上支援が盛り込まれました。日本としては、これらの取組を通じ、今後5年間でアフリカの650万人に対し安全な飲料水を提供するとともに水資源の管理者および利用者5,000人の人材育成を実施することなどを目指しています。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、サミット首脳宣言の「開発・アフリカ」の中で水・衛生が取り上げられ、良い循環型水資源管理の重要性が確認されるとともに、水・衛生に関するG8専門家会合を設置し、アジア・太平洋とともにサブ・サハラ・アフリカに特に焦点を当て、必要な行動をとることなどについて協議することが合意されました。



(写真提供:dpa/PANA)

第5節 食料価格高騰と農業・農村開発

昨今の世界的な食料価格高騰問題を受けて、農業・農村開発にかかる問題を真剣に議論する必要性がこれまでになく高まっています。食料価格高騰問題が深刻さの度合いを増す中、2008年に開催さ

れたTICAD IVおよびG8北海道洞爺湖サミットでも、この問題に対し国際社会としてとるべき対策について議論が行われました。

1. 貧困削減と農業・農村開発の重要性

開発途上国の貧困層は4人のうち3人が農村部に居住しており、そのほとんどが生活を農業に依存しています。こうした状況を踏まえると、持続可能な経済成長を通じた貧困削減のためには、農業・農村開発を通じ、農民の所得向上、農村の生活環境の整備や雇用機会の確保を図ることが不可欠です。世界銀行の「世界開発報告2008」は、「農業は21世紀においても、引き続き持続可能な開発と貧困削減の基本的な手段である」^(注9)として農業の重

要性について指摘しています。

ミレニアム開発目標(MDGs)は、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」など貧困削減および飢餓の撲滅を主要目標に掲げています。特に、アフリカ地域の状況は深刻で、サブ・サハラ・アフリカの人口の3分の1に当たる約2億人が飢餓に苦しんでいるといわれています^(注10)。昨今の食料の価格高騰は、開発途上国、特にアフリカに深刻な問題を引き起こしています。

2. 食料価格高騰問題とアフリカ諸国

サブ・サハラ・アフリカにおける食料消費のうち、トウモロコシ、米、小麦といった穀物は平均して食料消費全体の20%、これら三品だけでも消費カロリーの約30%を占めています^(注11)。これら穀物の国際価格は、在庫率の低下、穀物全体の需要増などの影響により、2006年の秋頃から上昇基調で推移してきましたが、特に2007年10月以降、穀物価格の上昇が顕著となり、特に米は同年1月から5月の間で3倍以上の伸びを示しました。

2008年の小麦などの穀物の豊作予測に伴って価格も徐々に落ち着いていますが、価格は依然として2006年と比較すると高水準にあり、当面従来に比べ高い水準で推移することが見込まれています。また、食料需給の見通しについても、その基礎的条件は徐々に不安定さを増しています。2050年までに途上国で人口が25億人増加すると予測されるほか、主要途上国の高成長や穀物のバイオ燃料の原料とし

ての利用に伴い、食料需要が増加することが見込まれます。一方、農業生産性の伸びは世界的に鈍化しており、新たな農地面積の増加も限られることが見込まれ、世界の食料需給がひっ迫し、価格が従来に比べ高止まりすることが長期的にも予想されています^(注12)。

さらに、食料価格の高騰などによる物価上昇への反発から暴動が発生するなど、途上国の社会・政治不安が依然として懸念されることから、途上国政府による対応がとられています。しかし、一部食料輸出国による輸出規制の実施によって国際市場への食料供給不足から食料価格のさらなる上昇が生じる悪循環が見られるとともに、食料の調達や輸送が妨げられ、また、国連世界食糧計画(WFP)による食糧支援にも支障が生じています。

最近の食料価格高騰はアフリカにおける貧困・飢餓削減に向けた取組に深刻な影響を与えています。

注9：(出典)世界銀行「世界開発報告2008」(2008)

注10：(出典)FAO「Food security and agricultural development in sub-Saharan Africa」(2006)

注11：(出典)World Bank「The Effects of High Foods Crisis in Africa- Q&A」(2008)

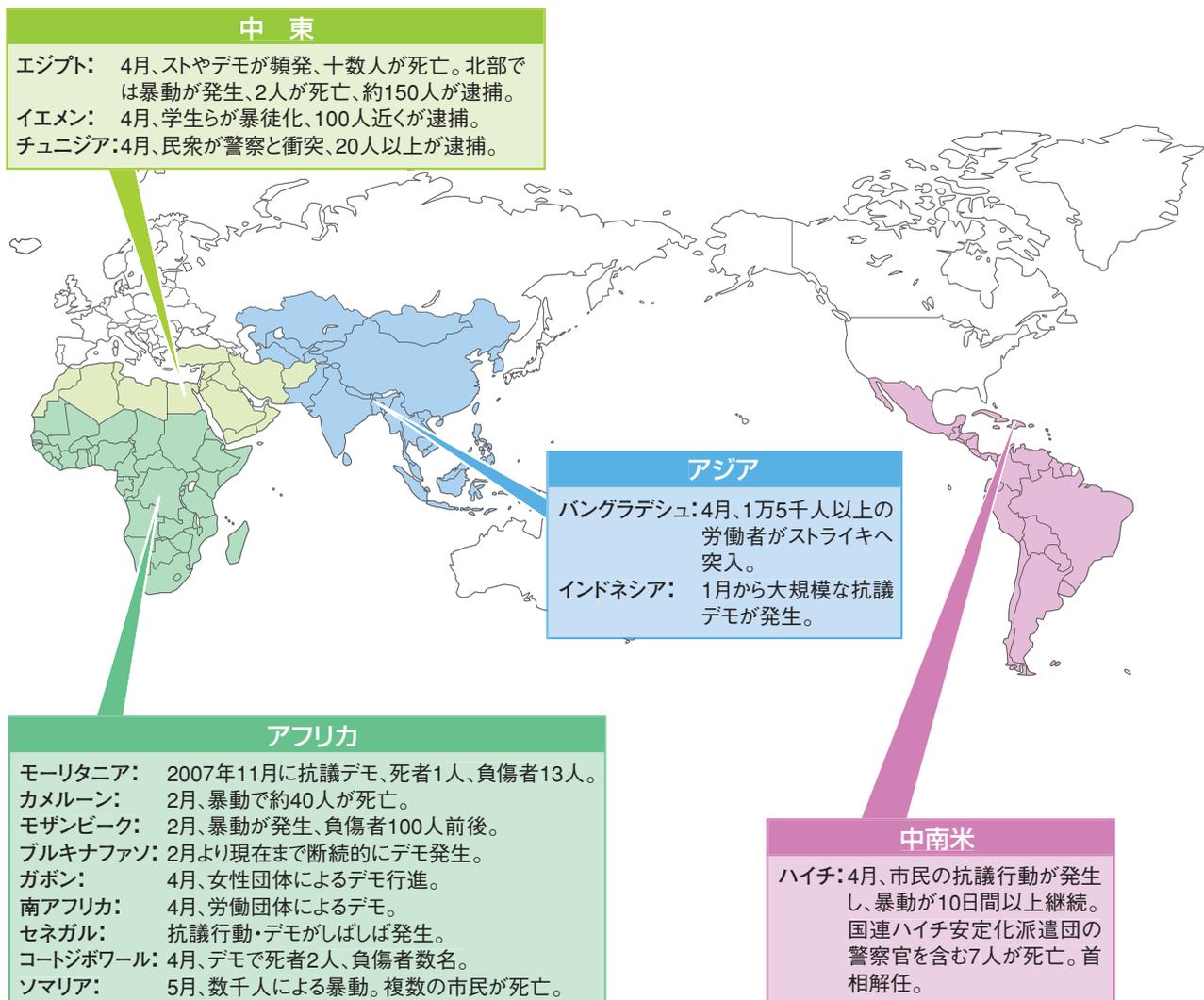
注12：例えば、OECD-FAO「Agricultural Outlook 2008-2017」(2008)

2008年10月国連食糧農業機関(FAO)は、食料安全保障上の危機に直面している国が36か国あると発表しました(注13)。そのうち、21か国はアフリカ諸国です。また、今回の食料価格高騰により、世界銀行は2008年には世界の飢餓人口は4,400万人増加すると報告しているほか(注14)、別の研究によると、アフリカ大陸だけで新たに3,000万人近くが貧困に陥

りかねないと予測されています(注15)。

食料価格の高騰を通じて、例えばリベリアでは貧困率が64%から70%に上昇したことが報告されているほか、干ばつや紛争によって260万人が栄養危機に直面しているソマリアにおいても食料価格高騰を通じて、2008年末までに人道支援を必要とする人口が350万人まで増大すると予測されています(注16)。

図表Ⅱ-5 食料価格高騰に起因する暴動が多発(2008年6月24日現在)



注13: (出典)FAO“Crop Prospects and Food Situation No.4”(2008)

注14: (出典)World Bank“Rising food and fuel prices: addressing the risks to future generations”(2008)

注15: (出典)World Bank“Double Jeopardy: Responding to High Food and Fuel Prices”(2008)また、2008年6月にFAOが主催した「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」のゼーリック世界銀行総裁演説(6月3日)においても同様の見通しについて言及がなされている。

注16: (出典)World Bank“Addressing the Food Crisis: The Need for Rapid and Coordinated Action”(2008)

3

コラム

コミュニケーションを通じ未来志向の支援を

「日本とアフリカ
いつも笑顔で」

～TICAD IV親善大使鶴田真由さん～

第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)で、親善大使を務められた女優の鶴田真由さんにお話を伺いました。

2008年4月、TICAD IV親善大使としてケニアと南スーダンを訪察されましたが、どのようなことが印象に残っていますか。

一番心に残ったのは、ケニアの国内避難民のキャンプを訪れた際に、暴動で心に傷を負った子どもたちのカウンセラーが話してくれた言葉です。「子どもたちの悲しみが憎しみになる前にトラウマを取り除いてあげないと、また負の歴史が繰り返されてしまいます。食料や衣服などの支援はすぐに入ってきますが、心のケアにはなかなか支援が回ってこない。子どもたちは、今は自分たちが置かれた状況を理解していなくとも、成長していくうちに、憎しみが生まれてしまう。そして、その憎しみは、新たな紛争の火種を生んでしまうことになるのです。」という話を聞き、心のケアは、実は紛争予防や紛争解決の核心に触れる部分なのかもしれないと思いました。見えるところだけではなく、こうした見えない部分のケアも大切なんですね。

今回のアフリカ訪問では、日本の援助の現場を訪れ、援助に携わる人にもお会いになりましたが、どのような感想を持たれましたか。

南スーダンでは、JICAが実施している職業訓練の現場を視察し、技術協力の大切さを実感しました。現在、南スーダンでは紛争が終息し、復興の段階にあるので、実際の生活に密着する支援、例えば、家をレンガで造る、家の電気の配線をするなどの生活の立ち上げに関係する職業訓練が行われていました。みなさん、現実の厳しさ、生きていく厳しさを感じながらも、淡々と、ひたむきに訓練を受けている姿が印象的でした。

職業訓練に携わっている方々とお話ししましたが、現地の人々とも良い関係を築きつつ、共に働

いているという印象を受けました。実際、私が訪問したところでは、どこに行っても、現地の人たちに笑顔で迎えられ、子どもたちはいつも笑顔で話しかけてくれました。アフリカの人々のやさしさや強さに、現場で活動されている方々も心が開かれるので



シャバン・ケニア大統領府特別計画担当大臣との会談

はないでしょうか。

TICAD IV親善大使を務められて、今後の対アフリカ支援には何が必要だと感じましたか。

ノーベル平和賞を受賞されたケニアのワンガリ・マータイさんとTICAD IV開催中にお話する機会がありました。マータイさんは、アフリカ全体的こと、世界のこと、環境問題を踏まえた地球のことなど、大きな視点で考え、行動しています。彼女の話の聞くと、アフリカは自分たちの力で立ち上がろうとしているという印象を受けると同時に、先進国が考える支援と途上国が望む支援の間には違いがある部分もあると感じました。

紛争や混乱の中で何もかも失ったときには、食料などの緊急援助が必要です。混乱が落ち着いてくると、個人の生活の基盤をつくるための支援が必要になります。はじめは人の力を借りていても、最後には自分たちで生活を切り盛りしていけるようになる、そんな「未来志向の支援」が必要だと思いました。そのために相手が今、何を求めているのかをきちんと見極めて、双方向のコミュニケーションをはかることが何よりも重要なのではないでしょうか。



南スーダンのジュバ近郊にて



この問題については国際社会による一致団結した対応が求められました。2008年3月20日には、WFPより食料・燃料価格の上昇に伴う活動資金不足に対し、5億ドルの緊急支援を求める書簡が福田総理大臣(当時)ほか各国首脳に対して発出されました。世界銀行グループも、5月30日には、世界的な食料危機に対する国際社会の取組を支援すべく、新たに12億ドルの緊急融資制度の設立を決定しま

した。4月29日には、国連がこの問題に関するハイレベル・タスクフォースを立ち上げ、7月には食料危機への対応についての行動枠組みを策定しました。6月3日～5日には、FAO主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」が開催されました。さらに、7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいて食料問題が取り上げられ、世界の食料安全保障に関するG8首脳声明が発出されました。

3. 食料価格高騰問題を巡る日本の取組

2008年に入り、食料価格高騰問題が深刻化する中で、途上国において食糧援助などの緊急支援の必要性が高まりました。日本は、4月に約1億ドルの食糧援助を7月までに行うことを表明し、積極的に緊急支援に乗り出すとともに、G8議長国として、また第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)主催国として、様々な外交機会においてこの問題を取り上げ、国際社会による一致団結した対応を求めてきました。

TICAD IVにおいては、農業を経済成長と貧困削減のための重要な柱と位置付け、10年間でコメ生産倍増を呼びかけたほか、灌漑、品種改良、農業関係者の人材育成など、アフリカにおける食料増産、農業生産性向上に資する支援策を打ち出しました。また、世界銀行、FAO、WFP、IFAD主催による食料価格高騰に関するパネルディスカッションには、福田総理大臣(当時)と高村外務大臣(当時)が出席し、アフリカの首脳と共にこの問題への対応を議論しています。

この直後の6月初旬に行われたFAO主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」において

は、福田総理大臣(当時)自ら、若林農林水産大臣(当時)と共に、出席し、食料価格高騰問題に対する日本の考え、およびG8北海道洞爺湖サミットにおいて力強いメッセージを発出するとの決意を表明しました。途上国支援については、1億ドルの緊急食糧援助に加え、5,000万ドルの貧困農民に対する食糧増産支援、飢餓層の社会的救済策、農産物の緊急作付け支援などへの積極的貢献を打ち出すとともに、日本が保有する輸入米のうち30万トン以上を放出する用意があることを表明し、各国にも備蓄の放出を呼びかけました。さらに、輸出規制自粛の呼びかけも行いました。

G8北海道洞爺湖サミットでは、食料価格高騰に対し国際社会が包括的かつ一貫した対応を一致団結してとることを再確認し、G8としても引き続き最大限の対策をとる決意を表明しました。緊急支援のほか、中長期的措置として、農業分野の援助と投資の全体的な減少を反転させ、この分野の開発途上国のイニシアティブに対する支援の大幅な増加、農作物の輸出規制の撤廃、備蓄食料の活用を含む

図表 II-6 開発途上国における食糧援助および農業生産増大のための日本の支援

開発途上国における食糧援助および農業生産増大のための日本の支援 (2008年1月から7月まで実施・表明分)	
食糧援助(2008年分)	合計2億5,310万ドル
農業分野の支援	合計8億4,125万ドル
対アフリカ無償資金協力・技術協力	2億3,000万ドル(今後5年間)
対アフリカ有償資金協力	最大4億8,000万ドル(今後5年間)
貧困農民支援	6,000万ドル(2008年分)
その他(国際機関拠出・農林水産省所管分)	7,125万ドル(2008年分)

農業・食料の世界市場・貿易システムの強化およびバイオ燃料と食料安全保障との両立の確認などについて合意を得ました。これらのG8首脳のコミットメントにはTICAD IV以降日本が表明してきた考えが多く反映されています。食料価格高騰問題に対処するに当たっては、民間セクターや市民社会を含むすべての関係者がグローバルなパートナーシップを構築し、協力していくことが重要です。G8は専門家グループを設置するなどして、フォローアップを行うこと

になっています。日本としても引き続き国際社会における議論を主導していく考えです。

日本の支援としては、サミット開催前に新たに約5,000万ドルの食糧援助の追加を表明し、これにより、日本が2008年1月以降7月までに実施・表明した開発途上国における食糧・農業生産拡大のための支援は合計約11億ドルとなりました(食糧援助約2.5億ドル、農業支援約8.4億ドル)。



(写真提供:JICA)

第Ⅲ部

2007年度の 政府開発援助(O DA)実績

第1章	実績から見た日本の政府開発援助	44
第2章	日本の政府開発援助の具体的取組	50
第1節	政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組	50
第2節	課題別の取組状況	52
第3節	地域別の取組状況	106
第4節	援助実施の原則の運用状況	132
第5節	援助政策の立案および実施における取組状況	135
第3章	国際的な援助動向と日本の取組	160
第1節	援助における成果重視の定着	160
第2節	援助国間の連携	161
第3節	国連などの動向と日本の取組	163

第1章

実績から見た 日本の 政府開発援助



(写真提供:AFP=時事)

2007年の日本の政府開発援助実績^(注1)は、支出純額(ネットベース)で、二国間政府開発援助^(注2)が約57億7,815万ドル(約6,807億円)、国際機関に対する出資・拠出などが約19億80万ドル(約2,239億円)^(注3)、政府開発援助全体では対前年比31%減の約76億7,895万ドル(円ベースでは対前年比

30.2%減の約9,046億円)です。

また、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額(グロスベース)での日本の政府開発援助額^(注4)は、約135億6,629万ドル(約1兆5,981億円)で、対前年比で約20.5%減(円ベースでは対前年比19.5%減)となっています。

< 実績の分析 >

日本の2007年の政府開発援助実績(支出純額(ネットベース))は、OECD-DAC^(注5)加盟国では、米国、ドイツ、フランス、英国に続く第5位となりました^(注6)。政府開発援助額の減少の大きな要因は、国際機関向け出資・拠出などの支出実績や債務救済が減少したことです。国際機関向けの出資が減少したのは、国際金融機関に対する計上が減少したためです。債務救済の減少については、2007年には、日本が2006年にナイジェリアに対して実施したような大規模な債務救済がなかったことが主な要因となっています。

2007年政府開発援助実績(支出純額(ネットベース))の内訳としては、二国間政府開発援助が全体

の約75.2%、国際機関を通じた政府開発援助が約24.8%となっています。二国間政府開発援助については、開発途上国との協議を経て援助を実施するため、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されています。また、国際機関を通じた政府開発援助は国際機関の専門的知見の活用、政治的中立性の確保、政府ベースの援助が届きにくい国・地域への支援が可能であるなどのメリットがあります。そのため日本は、二国間援助および国際機関を通じた支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

注1：四捨五入の関係上、図表などの合計が一致しない場合がある。

注2：東欧諸国および卒業国向け実績を除く。

注3：EBRD(欧州復興開発銀行)向けの拠出金を除く。

注4：東欧諸国および卒業国向け実績並びにEBRD(欧州復興開発銀行)向けの拠出金を除く。

注5：OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee、経済協力開発機構開発援助委員会

注6：日本以外は暫定値で比較している。

図表Ⅲ-1 2007年の日本の政府開発援助実績

援助形態別政府開発援助実績(確定値)

(支出純額ベース)

援助形態	ドルベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%)
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	
無償資金協力	3,416.10	5,050.26	-32.4	4,024.16	5,878.51	-31.5	44.1
債務救済	1,941.35	3,544.08	-45.2	2,286.91	4,125.31	-44.6	25.1
国際機関を通じた贈与	395.45	376.82	4.9	465.84	438.62	6.2	5.1
上記項目を除く無償資金協力	1,079.30	1,129.36	-4.4	1,271.42	1,314.58	-3.3	13.9
無償資金協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	3,413.91	5,047.10	-32.4	4,021.59	5,874.83	-31.5	44.5
債務救済	1,941.35	3,544.08	-45.2	2,286.91	4,125.31	-44.6	25.3
国際機関を通じた贈与	395.03	376.50	4.9	465.35	438.25	6.2	5.1
上記項目を除く無償資金協力	1,077.53	1,126.52	-4.3	1,269.33	1,311.27	-3.2	14.0
技術協力	2,630.01	2,672.24	-1.6	3,098.15	3,110.49	-0.4	33.9
技術協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	2,568.91	2,603.20	-1.3	3,026.17	3,030.13	-0.1	33.5
贈与計	6,046.10	7,722.51	-21.7	7,122.31	8,989.00	-20.8	78.0
贈与計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,982.82	7,650.30	-21.8	7,047.76	8,904.95	-20.9	77.9
政府貸付等	-206.06	-292.82		-242.74	-340.84		-2.7
(債務救済を除く政府貸付等)	159.46	248.72	-35.89	187.84	289.51	-35.12	
(貸付実行額)	5,747.36	5,706.61	0.71	6,770.39	6,642.49	1.93	
(回収額)	5,953.43	5,999.43	-0.77	7,013.14	6,983.33	0.43	
(債務救済を除く回収額)	5,587.90	5,457.89	2.38	6,582.55	6,352.98	3.61	
政府貸付等(東欧および卒業国向け実績を除く)	-204.67	-388.55		-241.10	-452.27		-2.7
(債務救済を除く政府貸付等)	160.85	152.99	5.14	189.48	178.08	6.40	
(貸付実行額)	5,682.67	5,539.66	2.6	6,694.19	6,448.16	3.8	
(回収額)	5,887.34	5,928.21	-0.7	6,935.29	6,900.44	0.5	
(債務救済を除く回収額)	5,521.82	5,386.67	2.5	6,504.71	6,270.09	3.7	
二国間政府開発援助計	5,840.04	7,429.69	-21.4	6,879.56	8,648.15	-20.5	75.4
二国間政府開発援助計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,778.15	7,261.75	-20.4	6,806.66	8,452.68	-19.5	75.2
国際機関向け拠出・出資等	1,907.35	3,877.89	-50.8	2,246.86	4,513.87	-50.2	24.6
国際機関向け拠出・出資等(EBRD向け拠出金を除く)	1,900.80	3,873.98	-50.9	2,239.14	4,509.32	-50.3	24.8
政府開発援助計(支出純額)	7,747.39	11,307.58	-31.5	9,126.42	13,162.02	-30.7	100.0
政府開発援助計(支出純額)(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	7,678.95	11,135.74	-31.0	9,045.80	12,962.00	-30.2	100.0
政府開発援助計(支出総額)	13,700.81	17,307.00	-20.8	16,139.56	20,145.35	-19.9	
政府開発援助計(支出総額)(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	13,566.29	17,063.95	-20.5	15,981.09	19,862.43	-19.5	
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	4,524.08	4,486.03	0.8	532,936.30	522,174.00	2.1	
対GNI比(%)	0.17	0.25		0.17	0.25		
対GNI比(%):(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	0.17	0.25		0.17	0.25		

*1 卒業国で実績を有するのは次の10か国・地域(ブルネイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、イスラエル、香港、韓国、マカオ、スロベニア、バーレーン、バハマ)。

*2 2007年DAC指定レート:1ドル=117.8円(2006年比、1.4円の円安)。

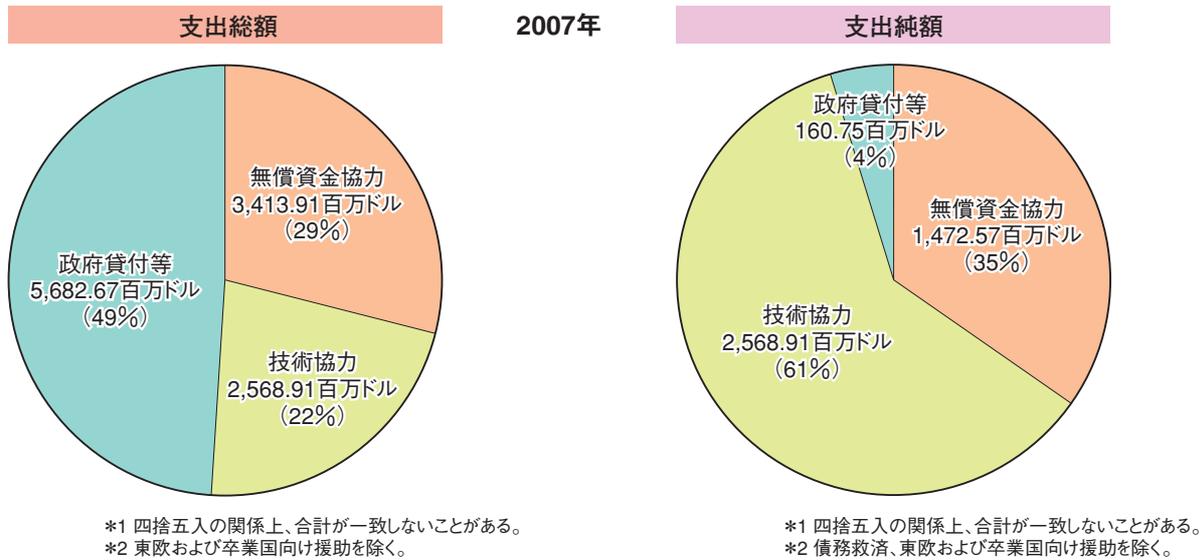
*3 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある。

*4 EBRD=欧州復興開発銀行

*5 債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*6 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表Ⅲ-2 日本の二国間政府開発援助の形態別実績



< 二国間政府開発援助の実績 >

● 援助手法別の内訳^(注7)

二国間政府開発援助の内訳を見ると、無償資金協力として計上された実績は約34億1,391万ドル、政府開発援助実績(支出純額(ネットベース))全体の約44.5%となっています。このうち債務救済は約19億4,135万ドル、約25.3%を占めています。また、国際機関を通じた贈与は、約3億9,503万ドルで全体の約5.1%です。上記項目を除くと、無償資金協

力として日本が供与した金額は、約10億7,753万ドル、約14%となります。

また、技術協力は約25億6,891万ドル、約33.5%、政府貸付等は約▲2億467万ドル^(注8)、債務救済を除いた政府貸付などは約1億6,085万ドルとなっています。

● 地域別の内訳

二国間政府開発援助を地域別に見ると、アジア^(注9)は全体の28.3%、約16億3,358万ドル(約1,924億円)です。アフリカは全体の29.4%、約17億53万ドル(約2,003億円)です。中東については、全体の16.4%で約9億4,828万ドル(約1,117億円)となっており、中南米は3.9%で約2億2,560万ドル(約266億円)、大洋州は1.2%で約7,029万ドル(約83億円)、欧州は0.8%であり、約4,755万ドル(約56億円)です。また、

各地域をまたぐ協力は複数地域にまたがる援助などとしており、約11億5,232万ドル(約1,357億円)となっています。

地域別の債務救済については、アジア^(注10)が約1,078万ドル(約13億円)、アフリカが約8億1,560万ドル(約961億円)、さらに、中東が約7億4,944万ドル(約883億円)です。

注7：東欧諸国および卒業国向け実績を除く。

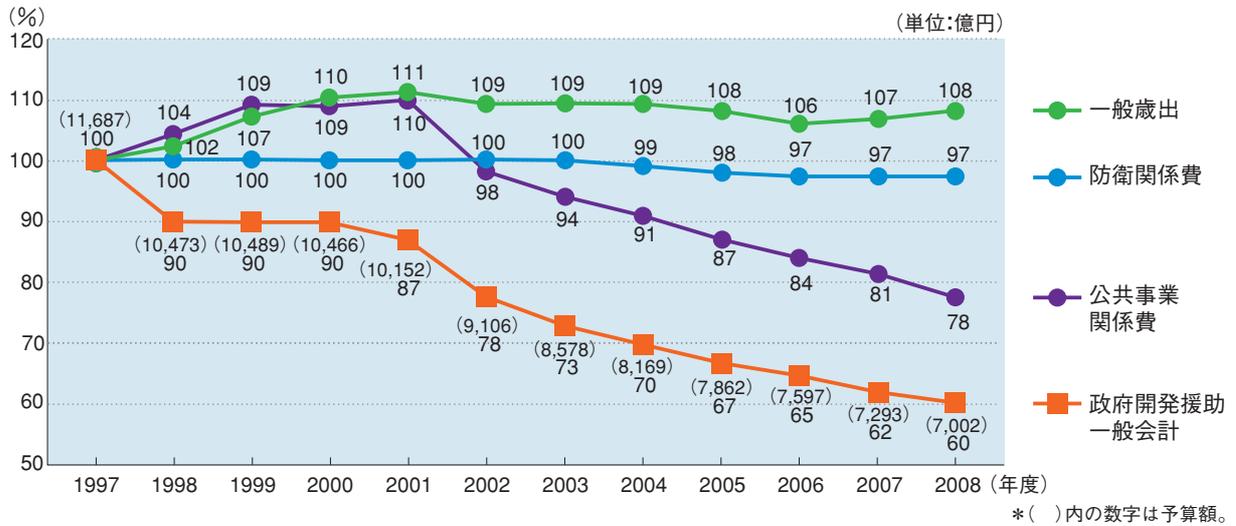
注8：政府貸付等がマイナスとなるのは、統計上、以下の値を実績値として集計しているため。

(「開発途上国に対する借款(貸付実行額)」-「開発途上国からの返済(回収額)」+「債務救済対象国へ過去に貸付けた額」-「債務救済に伴って削減した額」)また、▲はマイナスを示す。

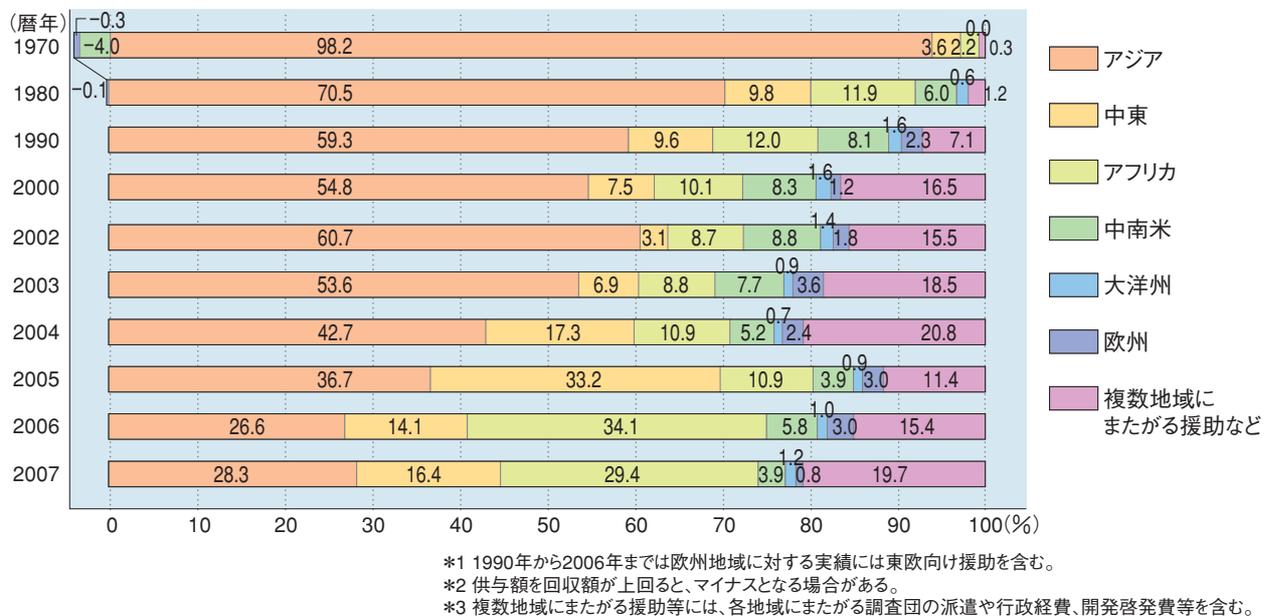
注9：中央アジア・コーカサス地域を含む。

注10：南アジアのみ。その他の地域については、実績なし。

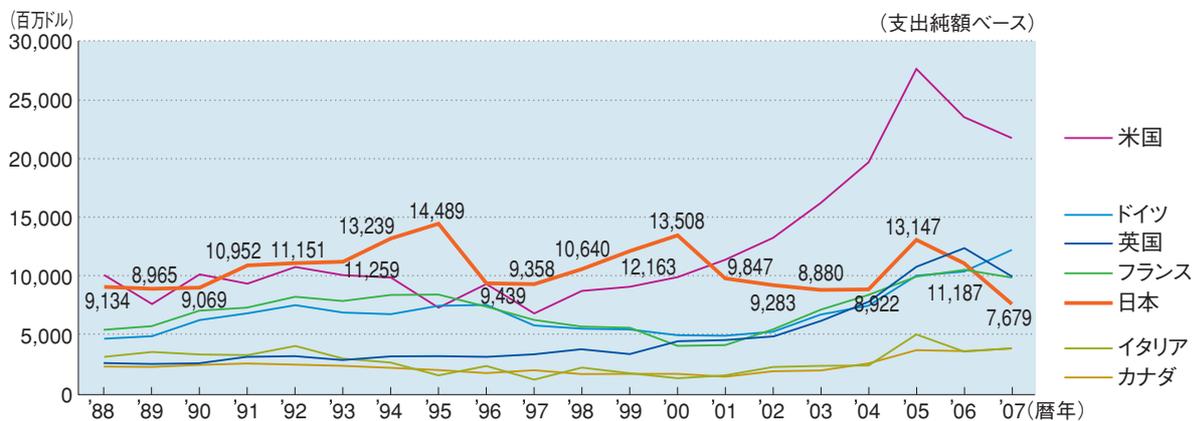
図表Ⅲ-3 日本の政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移



図表Ⅲ-4 日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移(支出純額ベース)

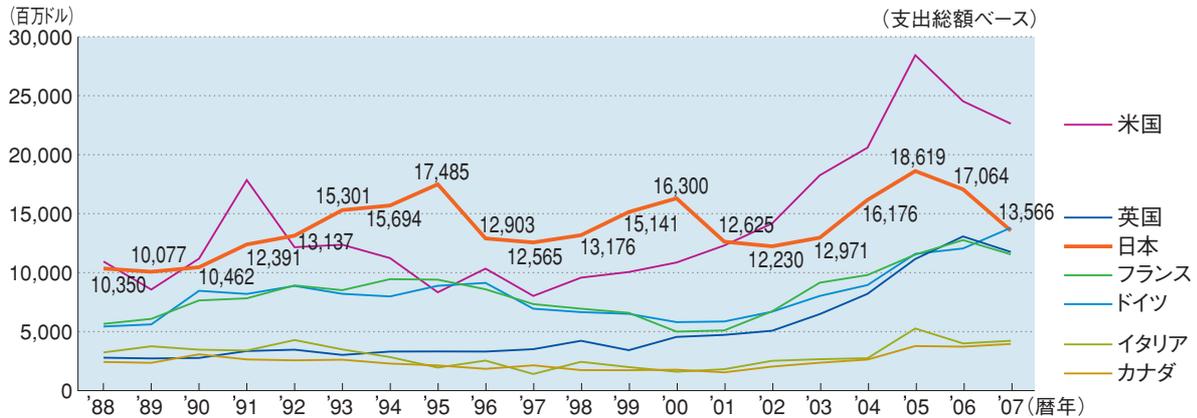


図表Ⅲ-5 DAC主要国の政府開発援助実績の推移(支出純額ベース)



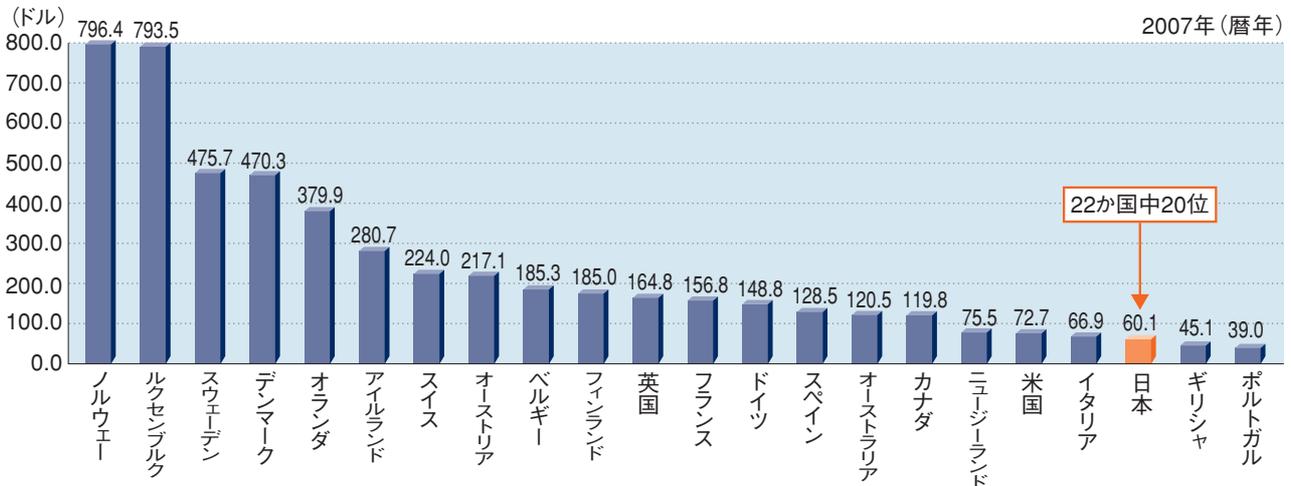
(出典) 2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告 *1 東欧および卒業国向け援助を除く。
 *2 1990年、1991年および1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く。
 *3 2007年については、日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅲ-6 DAC主要国の政府開発援助実績の推移(支出総額ベース)



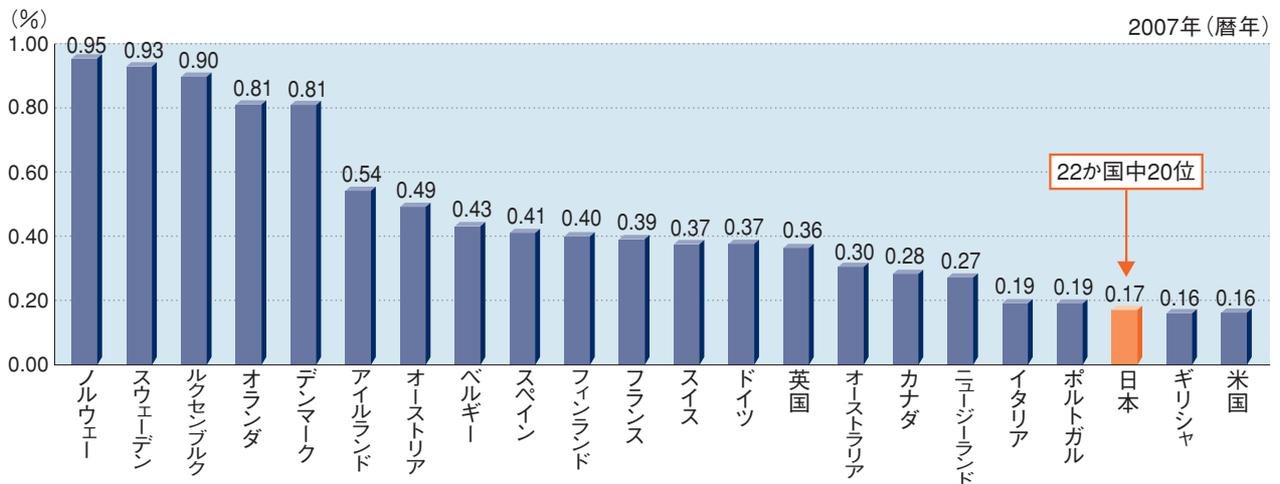
(出典) 2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告 *1 東欧および卒業国向け援助を除く。
 *2 1990年、1991年および1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く。
 *3 2007年については、日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅲ-7 DAC諸国における政府開発援助実績の国民一人当たりの負担額



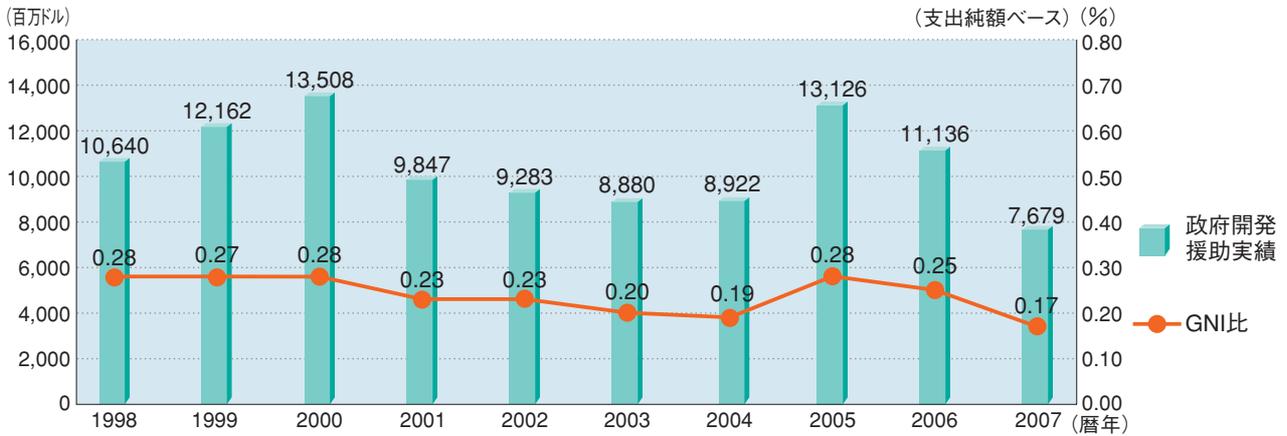
(出典) 実績は2008年DACプレスリリース(2007年実績)、人口は2007年DAC議長報告(2006年の値)
 *1 東欧および卒業国向け援助を除く。
 *2 日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅲ-8 DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得(GNI)比



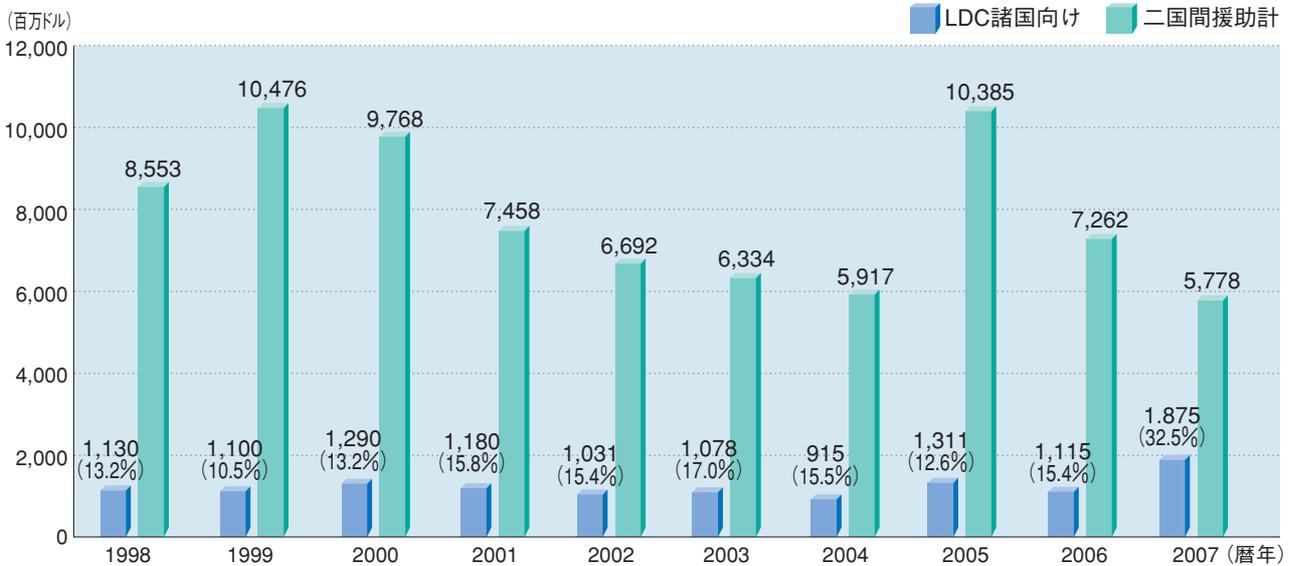
(出典) 2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告
 *1 国名は2007年政府開発援助対GNI比の順。
 *2 日本以外は暫定値を使用。

図表Ⅲ-9 日本の政府開発援助実績との対国民総所得(GNI)比率の推移



*1 1998年までは対GNP比、1999年以降は対GNI比として表記 (GNP:国民総生産、GNI:国民総所得)。
*2 東欧および卒業国向け援助を除く。

図表Ⅲ-10 日本の二国間援助に占める後発開発途上国(LDC)向け援助額



図表Ⅲ-11 日本の二国間援助に占める後発開発途上国(LDC)向け贈与の割合



*1 贈与比率の計算式は、 $\frac{\text{贈与計}}{\text{二国間政府開発援助計}} \times 100 (\%)$ 。政府貸付などの供与額を回収額が上回る場合に贈与率が100%を超える。
*2 債務免除を除く。
*3 東欧および卒業国向け援助を除く。

第2章

日本の 政府開発援助の 具体的取組



エイズ対策の活動をする青年海外協力隊員(マラウイ)
(写真提供:柿良樹)

第1節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

日本の政府開発援助(ODA)政策に関する理念や原則は政府開発援助大綱(ODA大綱)に明確に掲げられています。その下に、政府開発援助に関する中期政策があり、政府開発援助大綱を踏まえた中期的な援助に関する基本的な指針を示しています。さらに、各国ごとの援助を実施していく上で指針

となる国別援助計画や分野ごとの援助の実施指針となる分野別政策によって、その枠組みが定められています。また、2007年度から年度ごとに国際協力重点方針を作成しています。

👉 援助政策の立案および実施における取組状況については、[135ページ](#)を参照してください。

1. 政府開発援助大綱

2003年8月に改定された大綱は、「I. (援助の)理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV. 政府開発援助大綱の実施状況に関する報告」からなっています。

「I. 理念」では政府開発援助の目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。この目的を達成するため、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者、特に女性の地位向上を目的とした「公平性の確保」、④日本の経済発展の経験を開発途上国の発展に活かすための「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関およびNGOや民間を含めた様々な援助主体との連携を推進する「国際社会における協調と連携」—という5つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、重点

的に取り組むべき課題として、①「貧困削減」、②「持続的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」—を掲げ、開発途上国の平和と発展に向けた支援を行っています。

「II. 援助実施の原則」では、政府開発援助の軍事的利用の防止や、開発途上国の民主化の促進などに注意を払い、政府開発援助を供与することとしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府開発援助を実施するに当たり、政府全体として一体性と一貫性のある援助政策の立案および実施を行い、政府開発援助の戦略性、機動性、透明性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、政府開発援助の原資は国民の税金であることから、政府として国民の理解を得ることに努力する旨明記しています。

「IV. 政府開発援助大綱の実施状況に関する報

告」では、援助実施状況については、白書をとおして、毎年閣議報告することとしており、政府開発援助実

施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策・国別援助実施計画

政府開発援助中期政策は、政府開発援助大綱の考え方や取組などをより具体的に示すべき事項として、一層戦略的な政府開発援助の実施を目指して、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記述しています。中期政策は、国内外の情勢を踏まえつつ、実施状況を評価した上で改定することとしています。2005年2月、政府開発援助中期政策が改定されました。改定された中期政策の具体的事項としては、①人間の安全保障の視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組、および平和の構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助実施に向けた方策一を取り上げています。

また、日本政府は、さらに一貫性があり、効率的で

効果的な政府開発援助を実施するため、2003年以降、主要途上国について国別援助計画を作成しています。国別援助実施計画は、対象となる国の開発の現状と課題、開発計画、当該国に対する日本の協力の意義、日本の協力の目指すべき方向性、重点分野、課題、援助実施に当たっての留意点などを記載しており、策定後5年間程度をめどとした日本の援助計画を示しています。また、それぞれの途上国における在外公館やJICA事務所などで構成される現地ODAタスクフォースの意見を十分踏まえながら、計画を策定しています。対象国の選定については、援助量、戦略的重要性、世界的な開発課題との関連性、地域バランス、援助協調などの動きを総合的に勘案しています。

3. 国際協力重点方針の設定

2007年度からは、年度ごとの国際協力重点方針を作成しています。策定後5年間程度の主要援助国に対する援助実施方針を示した国別援助実施計画に対して、国際協力重点方針は、日本の外交政策の進展や新たに発生した開発課題などに迅速に対応するべく重点事項を明確にし、毎年度の案件形成に反映させることを目的としています。

2007年度は、2008年の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)、G8北海道洞爺湖サミットにおいて日

本がリーダーシップを発揮すること、特に気候変動対策とアフリカ開発が重要課題であることを念頭に、①環境・気候変動への取組、②開発途上国の経済成長、③民主化定着・市場経済化支援、④平和構築・テロとの闘い、⑤人間の安全保障の確立一を日本の国際協力の重点方針に置き、政府開発援助を実施しました。次節以降では、2007年度を中心とした日本の政府開発援助の実績を説明します。



第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の閣僚級事前会合に臨むアフリカ諸国の代表 (写真提供:時事)

第2節 課題別の取組状況

日本は、政府開発援助大綱において、貧困の削減、持続的な経済成長への支援、地球規模で広がる課題への取組、平和の構築といった各課題を掲げ、前節で説明した「目的」および「基本方針」に基づいて、重点的に取り組むこととしています。特に、開発途上国自身の自助努力支援、民間経済活動

の活性化を通じて持続的な経済成長を図り、貧困の削減を図ることは、日本が援助を実施していく上で重要な課題の一つであり、東アジアにおける開発の経験にも示されています。本節では、上記各課題に対する最近の日本の取組について説明します。

1. 持続的成長

貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加することにより収入が増加し、生活の質も改善されることが不可欠で

す。日本は、開発途上国の持続的成長に向けた努力を積極的に支援しています。

(1) 経済社会基盤(インフラ)

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約9,448億円(21か国)
 運輸分野:約3,819億円
 エネルギー分野:約1,298億円

無償資金協力:約276億円(40か国)
 運輸分野:約190億円
 エネルギー分野:約56億円
 通信分野:約31億円

< 現状 >

貧困削減のためには、貧困層に直接影響を与えるような貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠です。日本は従来、開発途上国の発展の基盤となる経済社会基盤(インフラ)整備を重視しています。都市と農村地域との交流拡大、災害からの安全確保や海外との貿易・投資を促進するための道路、港湾、空

港といった運輸、通信などのインフラ整備、教育、保健、安全な水・衛生、居住の場の確保、病院や学校などへのアクセス改善のための基礎社会サービスの拡充に資するインフラ整備、そして、農水産物市場や漁港、農道など地域経済の活性化を目指す小規模インフラの整備などは、開発途上国が経済発展する上で非常に重要な役割を果たします。

< 日本の取組 >

日本のインフラ整備に関する取組としては、例えば、ベトナムとの間で2001年度、ホーチミン国際空港ターミナル建設のための円借款供与の署名を行い、2007年度、同空港が開港しました。これにより、年間700万人の旅客需要に対応できるようになりました。また、ウガンダに対しては、2007年度から、アフリカ開発銀行と協調し、アフリカ最大級の民活電力事業

であるブジャガリ水力発電所に連結する送電線と変電所の新設および増設のための円借款計画を実施しています。これにより、この地域における電力不足の解消とともに、この発電所に対する民間の投資リスクを大幅に軽減する役割を担っており、地域の持続的成長を支援しています。無償資金協力では、2007年度、エルサルバドルとホンジュラスの国境橋

(日本・中米友好橋)の建設の支援を決定しました(注11)。この協力は、2005年度から円借款によって建設されたラ・ウニオン港との相乗効果により、域内流通を活性化することが期待されています。

また、インフラを開発途上国における適切な開発政策に基づき整備し、持続的に管理・運営するためには、それらに対応しうる人材の育成が不可欠です。技術協力による支援では、国土計画や都市計画の策定、建設した施設を維持管理・運営する技術者の育成、維持管理・運営に必要な機材供与など幅広い協力を行っています。

ベトナム南部では、円借款により新規大水深港湾であるカイメップ・チーバイ港を整備しつつ、民間事

業者がこれら港湾施設を効率的に運営するための技術協力を行っています。これは、援助手法間の連携の一例といえます。



日本の協力により建設されたホーチミン国際空港

(2) 政策立案・制度整備

< 現状 >

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案、制度整備や人づくりといった観点からの支援が必要です。政府開発援助大綱は、開発途上国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築に対する支援を重要政策と位置

付けています。これを受け、政府開発援助に関する中期政策では具体的な措置として、汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方行政の行政能力の向上を支援する方針を定めています。

< 日本の取組 >

政策立案・制度整備支援の一環として、特定のプロジェクトではなく、途上国の財政に資金を投入する政策・制度改善支援を実施しています。例えば、日本は2004年度以降、インドネシアに対し、世界銀行やアジア開発銀行と協調して開発政策借款(DPL(注12))を供与しています。開発政策借款では、インドネシア政府によるマクロ経済の安定化、投資環境の改善、公共財政管理、汚職撲滅などのガバナンス分野における改革推進や貧困削減などの改革努力を支援しています。また、2007年度は、インドネシアにおける自然災害への政策面での対応強化支援のための円借款(注13)も供与しました。さらに、2008年度の動向として、インドネシアに対し、「クールアース・パートナーシップ」に基づいた円借款として3億ド

ルの気候変動対策プログラム・ローンを実施しました。

☞ 「クールアース・パートナーシップ」については、第I部第2章(8ページ)を参照してください。

このほかには、例えば、2008年度、ベトナムに対して貧困削減支援貸付の供与(第6次)を決定し、ベトナムの投資環境の改善や下水道の料金徴収制度の確立、国営企業改革、補助金削減による政府支出の改善といった政策面における制度改善を支援しています。

民主的発展のための支援も実施しています。これまでも法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度整備や組織強化支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支

注11：日本・中米友好橋建設計画

注12：DPL: Development Policy Loan

注13：災害復興・管理セクタープログラムローン

援などの取組を行ってきました。行政支援としては、汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上を図り、タイ、カンボジア、バングラデシュ、パキスタンといったアジア諸国のみならず、パラグアイ、ホンジュラスなど中南米やタンザニア、ザンビアなどアフリカ諸国への協力も行っています。例えば、ガーナでは、公務員制度の能力強化を行うため、2007年度から人事委員会に対して専門家を派遣し、実務研修などを行っています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。2002年度以降、インドネシアにおける警察改革支援として専門家の派遣や研修員の受入を行っており、文民警察として国民に信頼される日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。このほか無償資金協力により無線機器や交番、鑑識機材などを供与しており、無線通信網の整備により市民からの通報に迅速な対応が可能となり、また物証に基づく薬物捜査技術が向上するなど、市民生活の安全に貢献しています。



(写真提供:JICA)

2007年度には、法の支配を確立するための社会基盤を整備することを目的として、ベトナム、カンボジア、中国、インドネシア、モンゴルなどの市場経済移行国を中心に法制度整備を支援しました。具体的には、法案起草・改正、立法化への支援および法曹

人材の育成のための法整備の支援を行っています。カンボジアでは、民法・民事訴訟法の起草作業に対する支援を実施しました。民事訴訟法については、2006年の成立・公布を経て2007年7月に適用が開始され、民法についても2007年12月に成立・公布されました。これらの法律を適切に運用する人材を育成するため、カンボジア王立裁判官・検察官養成校に対し支援を実施し、カリキュラム・教材の改訂を行いました。今後は新カリキュラムで学んだ同校の卒業生がカンボジア各地で活躍することが期待されています。ベトナムでは、これまでの支援の中で成立・改正された民法や民事訴訟法をはじめとする法令の運用が適切に行われるよう、裁判実務の改善により焦点を当てて支援しています。また、ウズベキスタンでは、倒産法の解釈・運用の統一を目指し、作成の支援を行ってきた倒産法注釈書が2007年3月にロシア語で発刊され、ウズベク語、英語、日本語への翻訳が行われています。さらに中国では、独占禁止法や市場流通法など経済法分野や民事訴訟法など基本法分野の改正に向けた支援を実施しています。国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI^(注14))では、2007年10月から11月にかけて汚職防止刑事司法支援研修を実施し、アジア地域を中心とする開発途上国11か国から13名の参加を得て、汚職の現状および刑事司法上の対応に関する問題点と対策などの検討を行いました。

また、2008年1月の第13回海外経済協力会議では、「法制度整備支援について」との議題の下、途上国への法の支配の定着や持続的成長のための環境整備、日本との経済連携強化などの点で大きな意義を有する法制度整備支援を海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきであることで一致しました。この会議では、重点地域・重点分野を選定した上で、関係省庁との連携の下、対象国、分野、支援方法、実施時期および今後のニーズ発掘などについて、基本的な計画を作成することとしています。日本政府は、中国、東ティモール、モンゴルでこれらについての現地調査を行いました。

注14 : UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

(3) 人づくり

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

技術協力^(注15)

研修員受入:31,015人^(注16)

専門家派遣:6,422人^(注17)

青年海外協力隊派遣:4,199人

その他ボランティア:1,295人

< 現状 >

「国づくりは人づくりからはじまる」といわれますが、人づくりへの支援は日本の援助の重要な柱の一つです。人づくりへの支援は、開発途上国の発展に直接寄与する人材育成のみならず、「人」と「人」との交流を通じた相互理解の促進や、開発途上国の将来を担う青少年や各界指導者との人間関係の構築を通じて、二国間関係の増進にも大きな役割を果たします。また、日本の援助の基本理念である開発途上

国の自助努力(オーナーシップ)を強化する上でも極めて重要な要素です。

開発を担う人材の育成のためには、基礎教育のみならず、高等教育、技術教育、職業訓練、行政など実務の研修など様々な分野での支援を進めることが必要です。また、より低コストで質の高い協力を行うため、遠隔研修などを通じた情報通信技術を積極的に活用しています。

< 日本の取組 >

● 高等教育・職業技術訓練などにおける支援

高等教育分野での支援では、開発途上国の高等教育施設の整備、運営管理能力向上支援、教育・研究能力向上などを技術協力により行っています。例えば、東南アジア諸国連合(ASEAN)に対しては、一国を超えた地域内の高等教育機関のネットワーク化を実施し、教育・研究能力の向上を支援しています。職業技術訓練分野においては、職業訓練の質の向上や労働市場ニーズに適した訓練の実施を目的とした協力を行っており、2007年度はスリランカ、ルワンダ、トルコ、ガーナなどに技術協力を行いました。具体的には、スリランカに対しては情報通信、メカトロニクス、金属加工などの分野で、ルワンダに対しては、情報工学、通信工学、代替エネルギーの各分野の専門家を派遣し、現地での技術移転や日本もしくは第三国での研修員受入を行いました。さらに、アフガニスタン、スーダンなどの国々において、就業や起業を通じて生計の向上につながる、基礎的な技術訓練も行っています。

また、開発途上国の労働組合関係者や使用者団体関係者などに対して、労使協調などに関する研修やセミナーなどを開催しています。これらの事業を実施することにより、各国企業の長期的な労使関係の安定、各国企業と日本の事業者との取引の安定および経済連携のための人材能力の構築にも寄与しています。



(写真提供:JICA)

注15：内訳：研修員受入、専門家派遣については、註釈がない限りは、JICA分のみ。

注16：内訳：JICA(22,247人)、経済産業省(4,928人)、厚生労働省(3,742人)、国土交通省(98人)

注17：内訳：JICA(5,948人)、経済産業省(437人)農林水産省(2人)、国土交通省(35人)

● 貿易・投資人材および市場経済化支援

人づくりの一環として、人材育成を通じて貿易・投資環境を整備する支援を行っています。この分野では、中小企業の産業振興や鉱物資源開発のための人材育成を行っており、近年は産業基盤制度整備や生産性向上などの管理技術、さらに工業化に伴う環境・エネルギー関連の協力にまで及んでいます。このほかにも、日本貿易振興機構(JETRO^(注18))や海外技術者研修協会(AOTS^(注19))などを通じて、各分野の専門家派遣や研修員受入、セミナーの開催などを実施しているほか、知的財産権保護や基準・認証、物流効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成などの制度整備、「アジア標準」の構築に向けた支援も行っています。

また、東南アジアや中央アジアなどの市場経済移行期にある国に対しては、市場経済化への改革努力に対する支援の一環として、「日本人材開発センタ

ー(通称:日本センター)」を設置し、企業経営や起業知識などの日本の知見や経験を教える場として活用しています。これまでに、カンボジア、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ウクライナにおいて事業を実施中です。



(写真提供:JICA)

● 世界に支持されている日本方式

日本が持つ技術には、飽くことなき品質向上へのこだわりやユーザー第一主義、時間や約束の厳守、作業工程の改善のための自己努力、安全や環境に対する配慮などといった日本の価値観があります。これらの価値観は、開発途上国においても新たな標準として受け入れられている場合があります。例えば、日本の円借款で建設されたインドのデリー地下鉄では、日本式の工事現場における安全確保の取組や工事の時間管理の技術が現地に伝えられました。その結果、今では、インドの地下鉄関係者の間では「ノウキ(納期)」という言葉が使われています。

日本の様々な組織の現場では、現場で働く人たちによるミーティングを通じて、日々、改善に向けた努

力が行われています。この「改善」という考え方についても、開発途上国に受け入れられています。モンゴルでは、「モンゴル日本人材開発センター」のビジネスコースの受講者が、自発的に「カイゼン協会」を設立し、企業の改善を推進し、具体的な売上げの向上や新製品の開発などの成果を上げています^(注20)。1961年に設立され、日本に本部を置いている国際機関であるアジア生産性機構(APO^(注21))においても、各加盟国の生産性本部のネットワークを通じた「カイゼン」や「5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ/習慣化)」の概念を加盟国に普及させる活動を実施しているほか、これらの概念を踏まえた生産性向上のための様々な取組が行われています。

注18：JETRO:Japan External Trade Organization

注19：AOTS:Association for Overseas Technical Scholarship

注20：例えば、ウグージ社(菓子パン製造会社)は、過去最高のパンの売上げを記録し、またフグジルトレード社(化粧品会社)は新製品(ウェットティッシュ)の開発により売上げを飛躍的に伸ばした。

注21：APO:Asia Productivity Organization

いたわりの気持ちを忘れずに

コラム 4

いつも声をかけあって 〜ガボンの老人介護〜

アフリカ中西部に位置するガボンは、国家の収入を豊富な天然資源に依存しつつも、持続的な経済成長のために産業の多角化をはかっています。こうした経済の変化に伴い、所得格差の拡大や都市への人口流入、核家族化の進展など、ガボンの社会も変化しつつあります。都市部ではお年寄りが放置されてしまうなど、高齢者の介護の問題も深刻になっています。

このような問題を改善しようと、ガボン政府は首都リーブルビル郊外のメレン国立地方病院に老人科^(注)を設置しました。しかし、設備や職員の技術が不十分なため、お年寄りが入所しても十分な介護が受けられないといった状態でした。日本はガボン政府の要請に基づき、2005年から、介護技術のある青年海外協力隊員をこの病院に派遣しています。森島みづえさんは、2008年1月から活動を開始しました。森島さんは専門学校で介護を勉強し、卒業後、鹿児島市で5年間、介護士として働いたその経験を海外でも活かすため、青年海外協力隊に応募しました。

当初、森島さんには入居中のお年寄りがあまりいきいきとしていないように見えました。そこで、日本での経験を活かしてお年寄りが楽しく生活できるよう工夫しました。職員に食事介助、身体介助などの技術を教える一方で、お年寄りには塗り絵、輪投げ、ピアノなどのいろいろな活動に参加するように働きかけました。最初はただ眺めていただけの職員も、徐々に森島さんの取組を理解し始め、見よう見まねで森島さんの介護技術や工夫を習得していききました。

例えば、ピアノを楽しみたい視覚障害者のジョ



視覚障害のあるジョンさんにピアノを教える森島さん
(写真提供：森島さん)

ンさんのために、森島さんは日本の介護施設で使用されている位置確認法を応用し、「ド」の位置にシールを貼りました。鍵盤の位置を把握したジョンさんは、徐々にピアノが上手になり、「自分で弾いて歌うのが楽しい。新しい曲をたくさん弾きたい。」と、今では毎日ピアノを楽しむようになりました。また、自分の殻に閉じこもりがちなレンベさんのためには、大好きなタバコを吸いたい時にいつでも火をつけられるように、マッチを常に持ち歩きました。レンベさんは森島さんに心を開き、それまで参加を嫌がっていた塗り絵を楽しむようになり、職員を困らせていた無断外出も以前よりなくなりました。

老人科内で森島さんは常に入居者に声をかけるなど、皆がいきいきとするように気を配っています。また、「いたわり」の気持ちも忘れません。「日本に比べ自分の思いを素直に伝えるガボンでは介護者、入居者双方のストレスが日本より少ないと感じられる一方、入居者が弱い人々であるとい

った見方がややもすると忘れられがちです。いたわりの気持ちを忘れずに接しながら、お互い思ったことをいうことで、よりよい介護ができるのではないのでしょうか。」

森島さんは、日本での経験とガボンで学んだことを同僚と分かち合いつつ、よりよい介護を目指しています。



メレン国立地方病院の同僚と(森島さん：右端) (写真提供：森島さん)

注：日本はこの病院の老人科の病室新設にあたって草の根・人間の安全保障無償資金協力を行っています。

(4) 情報通信技術(ICT)^(注22)

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

無償資金協力:約31億円(5か国)

技術協力

研修員受入:449人^(注23)

専門家派遣:113人^(注24)

協力隊員等派遣:3人

< 現状 >

ICTの普及は、産業の高度化、経済の生産性の向上などを通じて持続的な経済成長の実現に寄与します。また、ICTの積極的な活用は、政府の情報公開の促進や、放送メディア設備支援などを通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化といった面でも重要な意義を持っています。

この反面、ICTを活用可能な人々とそうではない人々との格差が顕在化してきています。この格差は、先進国・開発途上国間の経済的格差を一層増幅させるだけでなく、国内における経済格差をさらに助長してしまう可能性を秘めています。近年その格差の解消を図ることがきわめて重要な課題となっています。

< 日本の取組 >

ICT部門は基本的に民間主導で発展する分野です。そのため、政府開発援助による協力は、情報格差が引き起こす貧困問題などの拡大回避や自由な情報取得による民主的社会づくり支援のため、開発途上国における通信・放送インフラなどの構築およびそのための法整備や人材育成など、民間部門には馴染まない分野を中心としています。

2007年度は、いまだ民族別の教育システムを用いているボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、情報教育分野での共通カリキュラムの導入を促し、ひいては、民族融和を促進するための技術協力を開始しました^(注25)。また、フィジーに本部を置く南太平洋大学に対し、情報通信技術に関する研究・教育・訓練を行うための施設などを供与しました。



パソコンの操作方法をアドバイスする青年海外協力隊員(バブアニューギニア)
(写真提供:JICA)

注22：ICT:Information and Communication Technology

注23：内訳:JICA(247人)、総務省(202人)

注24：内訳:JICA(112人)、総務省(1人)

注25：IT教育近代化プロジェクト

手作りの授業でメディアのレベルアップ

コラム 5

モンゴルで
マスコミ人材を育てる放送技術を指導する
シテ海外ボランティア

おおしまけん き
大嶋憲輝さんは、民間テレビ局で30年近く携わったコマーシャルや番組制作の経験や技術を活かしたいと思いJICAのシニア海外ボランティアに応募し、2008年1月からモンゴルの首都ウランバートルの国立ラジオテレビ大学に派遣されています。この大学はモンゴル唯一のマスコミ・ジャーナリストを育成する専門の大学です。授業のレベルは比較的高いものの、テキストもなく、黒板に書かれた説明や先生の口述をノートに書き写すというものでした。



コマーシャル制作の授業を行う大嶋さん

(写真提供: 大嶋さん)

大嶋さんは、3年生の授業を担当することとなりました。しかし、モンゴルでは番組制作などに関する教科書は高価で簡単には手に入らず、学生全員が購入できるわけではありません。そこで大嶋さんは、番組制作のノウハウが詰まった手作りの教科書を用意することにしました。

大嶋さんの授業は、今では人気のコースとなり、生徒の出席率は全大学でもトップクラス、91%を超えるほどになっています。また他の多くの教員にも大きな影響を与えています。「私の授業には、生徒のみならず、毎回数名の先生が見学に来ています。手作りの教科書を自分の授業でも使いたいという声から先生からも寄せられるようになりました。」と大嶋さんは言います。

モンゴルのメディア産業は、まだ生まれたばかりです。大嶋さんは、ジャーナリズムが社会に与

える影響を学生によりよく理解してもらうため、テレビ・コマーシャルを自主制作して市民に呼びかけるキャンペーンについて学ぶ授業を始めました。広大な草原と大自然に恵まれたモンゴルでは、これまで環境問題を深刻に受け止める気運がありませんでした。「社会のあちこちにゴミが散乱している状況については、一人一人は改善したいと考えていても、誰も実際に改善できるとは思っていないという学生の意見が授業で議論になりました。」そこで、大嶋さんは、学生たちと共に「街を汚さないで」キャンペーンを開始し、環境破壊につながる行為の自粛やモラルの向上のためのテレビコマーシャルを作成することにしました。

自分達が制作したコマーシャルが社会全体に対して環境問題を考える機会となってもらいたいと、学生たちも意気込んでいます。

大嶋さんは「私の授業がモンゴルのメディアのレベルアップにつながることで、学生たちが将来ジャーナリストとして、そしてマスコミを支える人材として成長していくことを夢見ています。」と語っています。



教室内で授業を行う大嶋さんと学生

(写真提供: 大嶋さん)



(5) 貿易・投資の円滑化

< 現状 >

開発途上国の持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となるため、貿易・投資などの民間活動が活性化されることが重要です。しかし、民間投資を呼び込むための環境整備

において、途上国政府が実行しなければならない政策は膨大であり、多くの場合、自力での対処が困難です。そのため、二国間や多国間による支援が必要となります。

< 日本の取組 >

政府開発援助やそれ以外の公的資金(OOF^(注26))などを活用して、開発途上国のインフラ整備、制度構築、人材育成などの支援を行っています。また、貿易も相手国の発展にとって重要です。例えば、先進国の市場へのアクセスに関しては、特に開発途上国の製品の輸入時において一般の関税率よりも低

い税率を適用する一般特惠関税制度(GSP^(注27))が重要な役割を果たしており、同制度を通じた開発途上国の輸出能力・競争力の向上が国際的に重視されています。特に、後発開発途上国(LDC)の貿易・投資の円滑化や市場アクセスの確保のため、様々な取組を実施しています。

● 多角的自由貿易体制の強化に向けた協力

多角的自由貿易体制の維持・強化を目的とした世界貿易機関(WTO^(注28))では、150か国を上回る全加盟国のうち、約5分の4が開発途上国です。経済活動を貿易に依存している日本のみならず、開発途上国にとっても、グローバル化による貿易・投資を通じた経済成長の機会が飛躍的に増大しています。2001年に立ち上げられた「WTOドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」では、多角的自由貿易体制への参画による開発途上国の開発促進を重視しています。

2007年度には約5,000万円をWTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国のWTO協定履行・交渉参加能力向上などを支援しています。また、WTOを含む6国際機関が設立した「統合フレームワーク(IF^(注29))」に参加し、後発開発途上国の貿易関連の技術支援を行っています。さらに、主に途上国の民間セクター支援という観点から、国際貿易センター(ITC^(注30))信託基金に対し、2007年度に新たに約800万円を拠出しました。

● 開発イニシアティブ

現在、WTO、世界銀行、OECDなどの様々な国際フォーラムにおいて、「貿易のための援助(AFT^(注31))」に関する議論が活発化しています。このような流れの中で、日本は、貿易の促進を通じての開発途上国の開発を目指し、2005年に「開発イニシアティブ」を発表し、貿易を構成する「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面で、後発開発途上国(LDC^(注32))の製品の市場アクセスの改善や政府開発援助を組み合わせ



アフリカの一村一品運動から生まれた数々の製品 (写真提供:時事)

注26 : OOF:Other Official Flows

注27 : GSP:Generalized System of Preferences

注28 : WTO:World Trade Organization

注29 : IF:Integrated Framework

注30 : ITC:International Trade Centre

注31 : AFT:Aid For Trade

注32 : LDC:Least Developed Countries

せ、総合的かつきめ細やかな協力を実施しています。その例としては、LDC諸国に対する無税無枠措置の拡充や一村一品運動への支援が挙げられます。2007年に日本から「開発イニシアティブ」ハイレベル・ミッションが派遣されたマダガスカル・ケニア・ザンビアの3か国では、先方の大統領や閣僚などの政府関係者から日本の取組について一様に高い評価と感謝の意の表明がなされ、このイニシアティブが開発途上国の期待によくこたえるものであることが改

めて確認されました。LDCに対する無税無枠の市場アクセスの推進は、MDGsやLDC行動計画などの国連の場でも議論されています。日本は、2007年にLDCに対する無税無枠措置の対象品目を8,859品目まで拡大させた結果、品目数では約98%、貿易額では99%超が無税無枠での輸入が可能となり、2005年の香港閣僚宣言で当面の目標としていた97%を達成しました。

● 経済連携の推進

近年、日本が積極的に推進している経済連携協定(EPA^{注33})は、伝統的なモノの貿易に加え、投資ルールの整備、サービス貿易の自由化、自然人の移動、政府調達、知的財産権の保護、競争政策、ビジネス環境整備などの幅広い分野における取組を包括的に扱っています。これによって、日本と相手国の経済連携が進むだけでなく、相手国の経済成長を促すという重要な意義があります。そこで、政府開発援助に関する中期政策では、日本が経済連携を推進しているアジア地域をはじめとする開発途上国の各国・地域に対し、経済連携による効果を一層引き出すために、政府開発援助を戦略的に活用し、貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援していくこととしています。

具体的には、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材育成支援、知的財産保護や競争政策などの分野における国内法制度構築支援、税関の能

力強化支援、ICT、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光、環境といった分野の支援など、様々な分野における協力を行っています。2007年11月に発効したタイとの経済連携協定との関係では、同国の優先育成産業である自動車・部品産業について、自立的に裾野産業の人材育成に取り組むことができるように、日・タイ官民四者で、研修実施体制整備のプロジェクトを進めています。JICAやJETROなどの連携の下、プロジェクト全体の運営管理、機材供与、政府への助言のために専門家を派遣するほか、現地日系企業を中心として、タイ人の指導者育成、技能検定制度の整備を行います。

 このプロジェクトの詳細は、63ページのコラムも参照してください。

また、両国の農協間の協力を推進しており、タイの農産物の品質改善にかかる研修や、農村における指導者の育成を支援しています。

(6) そのほかの公的資金や民間部門との連携

< 現状 >

最近の国際的援助潮流においては、日本が従来から主張してきた「成長を通じた貧困削減」が重視されるようになってきました。2008年に開催されたG8開発大臣会合や第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)、G8北海道洞爺湖サミットにおいても途上国の経済成長の重要性およびその促進のための民間セクターの役割の重要性が確認されました。民間企業の投資は、経済成長にとって不可欠であるのみならず、

雇用創出や税収増加といった政府開発援助だけでは得られない開発効果をもたらすことから、途上国の首脳からも政府開発援助のみならず、日本企業からの投資への期待が多く寄せられています。東アジアなどでは、日本の政府開発援助などによるインフラ整備や人材育成が民間セクターによる事業展開や投資を促進させ、これらの地域の経済成長を牽引する要因の一つとなってきました。

注33：EPA：Economic Partnership Agreement

一方、民間企業が開発途上国において事業の展開を図る場合、しばしば基礎インフラや法制度の未整備、優秀な現地労働者の安定的確保の困難、戦争・内乱・政治不安などの困難に直面します。

これらの困難を軽減するために、政府開発援助

やその他の政府資金で民間の活動を側面支援し、民間企業による事業展開(直接投資)と政府開発援助などとの連携(官民パートナーシップ)を強化し、途上国の持続的経済成長に官民一体となって取り組むことが求められています。

● 官民連携への期待

外務大臣からの諮問を受け開催されている「国際協力に関する有識者会議」が2008年1月に発表した中間報告、日本貿易会が同年3月に発表した「わが国の国際協力のあり方について」の意見書、さらに日本経済団体連合会が同年4月に発表した提言「今後の国際協力のあり方について—戦略的視点

の重視と官民連携の強化—」などにおいて、政府開発援助が日本の重要な外交手段であり、グローバル化が進む中で日本の経済成長にも貢献することが述べられるとともに、途上国の開発、成長のための官民連携の必要性と有効性について高い期待が寄せられています。

● 官民連携の推進

政府は、経済団体などからの各種提言を踏まえ、経済界と連携して官民連携促進の具体策の検討を行い、2008年4月、政府開発援助などと日本企業との連携強化の新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。この施策では、官民双方に有意義なパートナーシップを構築し、重要な対外政策を共有し、途上国の開発に官民一体となって取り組むことを目的としており、具体的には、①官民連携に関する民間からの提案案件の採択、実施(官民連携相談窓口を外務省、財務省、経済産業省、JICAに設置)、②政府開発援助関係省庁およびJICAなど実施機関と経済界との定期的な政策対話の実施、③途上国における官民連携の促進(現地日系企業が参画する「拡大現地ODAタスクフ

ォース」の設置)を柱としており、既に実施されています。

 民間企業との連携については、140ページも参照してください。

なお、JICAでは、民間、特に、NGOなどの民間団体が有するノウハウを活用するため、技術協力のプロジェクト形成段階において調査内容について広く提案を募集する「民間提案型」プロジェクト形成調査を2007年度に開始しました。このほか、民間の活力を積極的に活用するため、新規に45件の技術協力のプロジェクトを民間団体に委託しています。ほかにも、NGOなどへ委託するケースも見られるようになり、多様な団体のノウハウの活用が進んでいます。

日タイ官民の思いが一つ

アジアのデトロイトを目指そう——タイ政府はこのような強い熱意を持って自動車産業振興に取り組んでいます。2007年には年間129万台を生産し、世界第15位の自動車生産国になり、2011年までに年間生産台数を200万台まで引き上げ、世界のベスト10入りを目指しています。環境配慮を重視した“エコカー”生産にも乗り出すことになりましたが、ここでタイ人技術者の不足、人材育成の問題が浮き彫りとなりました。

1999年にタイで自動車生産拠点とする構想が議論され、その中で課題となったのが「裾野産業人材育成の必要性」です。これを受け、タイ工業省、タイ工業連盟(FTI)、日本貿易振興機構(JETRO)、^{バンコク}盤谷日本人商工会議所(JCCB)自動車部会(中心メンバーは、トヨタ、日産、ホンダ、デンソーの4社(順不同))人材育成委員会および日タイの民間企業で検討を重ね、JETRO、JCCB、タイ工業省およびFTIで「自動車裾野産業人材育成」に関わる覚書を交わし、その後、日本の財団法人海外技術者研修協会(AOTS)も加わって、官民による現場の人材育成協力がスタートしました。

一方で、タイ政府は、現場の技術と技能検定などの制度を一体化した人材育成システムの構築が重要と考え、日本政府に対してシステム構築の技術協力の要請を行いました。こうして2006年12月政府開発援助(ODA)を含む日タイの官民連携による「自動車裾野産業人材育成プロジェクト(AHRDP)」が開始されました。政府開発援助で、日本の政府と民間、開発途上国の政府と民間が共にプロジェクトを推進することは珍しく、日タイ官民の4者の思いが一つになったケースです。

このプロジェクトの中で、アドバイザーとして活躍しているのが、JICA専門家の^{かめ やとしろ}亀屋俊郎さんです。亀屋さんは、かつて自動車メーカーの車両



研修機材状況確認を行う亀屋専門家(左側)



運営委員会の様子(左正面、左から2番目が亀屋専門家)

設計部門に在籍し、その後通商産業省(現経済産業省)へ入省した経歴の持ち主で、アドバイザーの適任者として派遣されました。

亀屋さんの役割は、日本の民間企業によって育成されたタイ人研修講師を活用して、裾野産業人材育成を継続的に行うための政策・資格制度についてタイ政府に助言することです。意思決定機関となるのはこのプロジェクトの運営委員会ですが、開始当初は、出席者の発言も少なく、あまり活発な議論が行われませんでした。そこで、亀屋さんは会議に出席しているだけでは、タイ側の考え方は十分理解できないと考え、タイの現地企業の集会や部品工場などを何度も訪問することにし、そこで得た情報やタイ側の考えなどを次の会議で紹介し、議論に反映するよう努めました。亀屋さんは、タイの関係者から「よくぞ言ってくれた」と感謝されました。

また、日本とタイでは人材育成の考え方が異なります。例えば、2007年に亀屋さんがタイの工業省や部品メーカーの関係者を日本の工場見学に連れて行き、現場の人々との交流の機会を持った際、「日本の社員は、人材育成事業によって技術をみがく機会が与えられてもなぜ転職しないのか。」としきりに質問されたこともあったそうです。このような日タイ双方の考え方の違いをよく理解している亀屋さんは、タイの人々の質問に丁寧にこたえ、タイへの良きアドバイザーとなっています。

今後も日タイの官民連携が進むことにより、タイが目指している「アジアのデトロイト」が現実となるよう亀屋さんはタイの人々が活躍することを確信しています。

コラム 6

「アジアのデトロイト」の実現に向けて

「官民連携プロジェクトで活躍するJICA専門家」



(7) 債務問題への取組

< 現状 >

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的に成長が実現するなど、返済能力が確保される限りにおいては、債務は経済成長に資するものです。しかし、返済能力が乏しく過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長の阻害要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8グレンイーグルズ・サミットでは、重債務貧困国(HIPCs^(注34))が国際通貨基金(IMF^(注35))、国際開発協会(IDA^(注36))およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がなされました^(注37)。最貧国の債務問題に関しては、これまでに33か国のHIPCsが拡大イニシアティブ^(注38)の適用を受けていますが、経済・社会改革などへの取組が一定の段

階に達した結果、2007年度末には、そのうち23か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ^(注39)において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ」(エビアン・アプローチ)が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

< 日本の取組 >

開発途上国で債務問題が発生することがないように十分配慮して援助を行うとともに、債務問題が発生している国については、債務国自身の努力により中長期的な成長が達成され、債務返済能力が回復することが必要であるとの立場を基本としながら、国際的な枠組の中で問題解決に取り組んでいます。例えば、パリクラブにおける合意を受けた債務の繰延^(注40)、免除、削減などの措置によって、債務救済

措置に協力しています。また、G8グレンイーグルズ・サミットにおける拡大イニシアティブに基づき、2003年度以降、約5,000億円の債務免除を行っています。2007年度は、シエラレオネに対して約39億円の円借款の債務免除を行いました。日本は、債務免除が債務国の貧困削減などに有益なものになるよう貧困削減戦略文書(PRSP^(注41))の下で、モニタリングを行うこととしています。

注34：HIPC:Heavily Indebted Poor Countries

注35：IMF:International Monetary Fund

注36：IDA:International Development Association

注37：マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI:Multilateral Debt Relief Initiative)

注38：1999年のケルンサミットにおいて合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%の削減などを行うこととしたもの。

注39：特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注40：債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

注41：PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper

(8) 文化復興・振興

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

無償資金協力

一般文化無償資金協力:約17.9億円
(14件、14か国)

草の根文化無償資金協力:約2億円
(35件、27か国)

技術協力

研修員受入:19人^(注42)

< 現状 >

開発途上国では、その国の文化の振興に対する関心が高まっており、多くの国では、文化の側面を含めた国づくりの努力がなされています。また、歴史的な文化遺産は、未来に向けて保護していかななくてはなりません。文化遺産の保存は民族の誇りなどを育むほか、世界的に貴重な文化遺産を観光資源などに有効活用することによって、住民の所得向上の効

果が期待されます。しかし、多くの開発途上国においては、既存の文化施設や遺産の保全・修理に容易に予算を割くことができない状況にあり、このような遺産の保全状態は必ずしも良好とはいえません。これらの文化遺産は、開発途上国のみならず、人類全体にとってかけがえのないものであり、国際社会全体の課題として取り組む必要があります。

< 日本の取組 >

開発途上国の文化振興や歴史的遺産の保全のため、様々な取組を実施しています。国際的にもあまり例を見ない文化を対象とした文化無償資金協力では、開発途上国の文化や高等教育の振興のための協力を行っており、世界各国で高い評価を得ています。例えば、2007年度、モンゴルの自然史博物館に展示および視聴覚機材整備のための資金を供与しました。また、トルコにおいては考古学博物館建設のための資金供与を行い、この地域の遺跡保護や観光資源としての活用が期待されます。このほかにも、草の根文化無償資金協力を通じてエルサルバドル工科大学の人類学博物館展示機材整備やギニア国立博物館の修繕を行うなど、民族の歴史や伝統文化に対する探求心と自尊心を育む支援を行いました。

また、十分な保存や修復が実施されていない途

上国の文化遺産への協力として、国連教育科学文化機関(UNESCO)に文化遺産保存日本信託基金を設立し、2007年度までに約5,340万ドルを拠出しています。この基金では、文化遺産の保存・修復作業、そのために必要な専門家の派遣や機材供与、事前調査、人材育成などを行っており、例えば、カンボジアのアンコール遺跡やチリのイースター島におけるモアイ像をはじめとする32件の遺跡の保存・修復を実施してきました。一方、民族などの舞踊や伝統芸能、伝統工芸、口承文芸などの無形文化財についても、UNESCOに無形文化財保存・振興日本信託基金を設立し、継承者の育成や記録保存などの保存・振興事業を行っています。この基金への拠出は1,257万ドルとなっており、2007年度末で、45件のプロジェクトが実施されています。

注42：文部科学省

7 コラム

教師の努力がボリビアの発展をになう

子ども中心の授業を

〜ボリビアの教育改革〜

ボリビアは、教師中心・暗記中心の授業を改革し、子どもを中心とした授業を実施するための教育技術の向上を目指しています。ボリビアの教育状況の改善のため、日本はJICAを通じて2003年から「学校教育の質向上プロジェクト(PROMECA^注)」を行っています。このプロジェクトは、子どもたちが自分で考え、うまくコミュニケーションがとれるような授業を行えるように、教員に対して教育技術を指導するもので、現在、ボリビアの小学校475校、8,500名の教師が参加しています。

堀康廣さんはこのプロジェクトに京都市教育委員会から長期専門家として派遣されています。堀さんは小学校教師を経て大学院や、京都市立教育研究所において教育の研究を行い、ボリビア赴任までは大学で教職論を教えていました。2002年にPROMECAの準備中にボリビアと関わるようになり、短期の専門家を経て、2005年8月からはこのプロジェクトの長期専門家として赴任しています。

堀さんは教育専門家として、学校内外での教員に対する研修を始め、研修教材の制作や、教育指導案作成などについて協力しています。日本とは異なる教育事情に、堀さんは赴任当初はとまどいを感じましたが、ある時からボリビアの教育改革に希望を持ち始めます。それは、ボリビア中央部のコチャバンバ県での研修の際に、ある教師を指導するようになってからです。

コチャバンバ県で小学校教師を務めるピセンテさんは自分の授業に自信を持っていました。しかし、PROMECAの研修の一つである国語の公開授業を実施することになり、その指導案を作成してみると、内容について他の参加者から大きな批判を受けてしまいました。堀さんはピセンテ先生に対し「子どもがどのように活動するかを

考えながら計画してみても」とアドバイスし、励ましました。

公開授業当日は市や県の教育委員会からも多くの参観者がありました。ピセンテさんは緊張してしまいましたが、授業では、指導案どおり子どもたちは積極的に発言し、その



算数の授業を見学する堀さん

(写真提供:堀さん)

意見を授業に取りあげることができました。授業が終わると、子どもや参観者たちから拍手が起こり、ある子どもは「先生、いつもこんな授業をして欲しい。」と言いました。ピセンテさんはこの子どもの言葉に感極まって「ホリ、こんなに興奮をしたことは初めてだ。授業をやって良かった。」と堀さんに言いました。

この時、堀さんはプロジェクトは間違っていないかった、ボリビアの教育は変わると確信しました。その後も、ピセンテさんは授業の改善に努め、翌年、同僚から推薦され校内研究主任になり、県教育委員会の推薦を得て、日本での研修にも参加しました。現在でも毎日頑張って授業をしています。

堀さんは「ボリビアの教師たちは授業をより良いものにしようと努力します。適切な教育方法を教師と分かち合えば、教育の質は向上し、子どもたちは能力を伸ばします。そうした子どもたちが将来のボリビアの発展を担うのです。」と言います。そんな日が来ることを楽しみに、堀さんは、今日もボリビアの学校を飛び回っています。



校内研究に参加する堀さん

(写真提供:堀さん)



注：Proyecto de Mejoramiento de la Calidad de la Enseñanza Escolar

2. 社会開発への支援

開発途上国の貧困削減のためには、持続的成長に向けた経済的な取組に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、性別による社会的格差(ジェンダー格差)、意思決定過程への参加機会がないことに対する社会的、政治的な取組を行っていく必要があります。世界共通の開発

目標であるミレニアム開発目標(MDGs)でも、初等教育の普及、保健の改善やジェンダー平等の推進などが8つの目標の中に掲げられ、国際社会は2015年までの達成を目指して努力しています。以下では、日本の社会開発分野での支援について説明します。

(1) 教育

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):146億円(1か国)

無償資金協力:約145億円(28か国)

技術協力

研修員受入:1,447人

専門家派遣:496人

協力隊員等派遣:317人

< 現状 >

教育は、それぞれの国の経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、一人ひとりが自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。しかし、世界には、様々な理由から、今なお学校に通うことのできない子どもたちが7,200万人以上もあり、そのうち女子が約6割を占めています。また、最低限の識字能力を持たない成人も7億7,400万人にのぼり、その3分の2は女性です^(注43)。

このような状況の改善に向け、国際社会は、1990年以降、すべての人に基礎的教育的機会を提供する「万人のための教育^(注44)」の実現に取り組んでいます。2000年に採択されたダカール行動枠組みの一部(初等教育の完全普及の達成およびジェンダー平等)は、ミレニアム開発目標(MDGs)にも盛り込まれており、国際社会全体がこれらの目標達成のために努力しています。

< 日本の取組 >

日本は、従来から「国づくり」と「人づくり」を重視し、開発途上国における基礎教育、高等教育および職業訓練の拡充に向けた支援に加え、日本の高等教育機関への留学生受入などを通じた幅広い分野における人材育成支援に取り組んでいます。留学生の受入については、2008年1月、福田康夫総理大臣(当時)の施政方針演説において「留学生30万人計画」が表明され、政府として留学生交流を拡大するための具体的な取組を進めていくこととしています。

また同月、ダボス会議にて、福田総理大臣(当時)は、人間の安全保障の観点から、G8北海道洞爺湖サミットでの重要議題の一つとして「開発・アフリカ」を取り上げ、「保健・水・教育」に焦点を当てて取り組むことを発表しました。これを踏まえ、2008年4月、高村外務大臣(当時)は「万人のための教育—自立と成長を支える人材育成のために—」と題する政策演説を行い、「万人のための教育」およびMDGs達成のためには、質・量両面における基礎教育のさらな

注43：(出典)UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2008」(2008)

注44：万人のための教育(EFA: Education for All):1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」において、基礎教育(生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育および基礎的学習のニーズを満たすための教育)がすべての子ども、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。

る充実、基礎教育を超えた多様な教育段階の支援強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。その具体的な取組として、2008年からの5年間で、①アフリカで約1,000校、約5,500教室の建設、②全世界で約30万人(うちアフリカで10万人)の理

数科教員の能力向上、③アフリカ1万校の学校運営改善を通じた100万人以上の生徒の学習環境改善に取り組むことを表明しました。

 日本の教育分野におけるアフリカ支援については第Ⅱ部第2章(33ページ)を参照してください。

● 基礎教育における取組

日本は「万人のための教育」の達成に向けた努力を支援しています。2002年に日本が発表した「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN^(注45))」に基づき、教育機会の確保、質の向上、そしてマネジメント改善の三点を重点項目として、学校建設などのハード面の支援と教員養成などのソフト面の支援を組み合わせた支援を実施しています。また、EFAダカール行動枠組みの達成に困難を抱える低所得国を支援するため、教育分野(留学生支援、職業訓練などを含む)2,500億円以上の支援を実施してきました。2007年度には、マリにおいて低就学率の原因となっている教育環境の不備を改善するため、教室やトイレの建設を無償資金協力で行いました^(注46)。また、バングラデシュにおいて、小学校の理数科教育の強化のため、算数や理科の教師用指導

書の開発や当該指導書を活用した小学校教員などへの研修を行いました。この教師用指導書は、その有効性が認識され、バングラデシュ全国の小学校に配付されることとなりました。

また、「2015年までの初等教育の完全普及」などを目指す国際的な支援枠組みであるファスト・トラック・イニシアティブ(FTI^(注47))では、日本は、多くの開発途上国に対して二国間援助や国際機関を通じた支援を実施するとともに、FTIの関連基金に対して拠出を行っており、2007年度については、計240万ドルを拠出しました。また、日本は、2008年1月からG8議長国としてFTI共同議長国を務め、FTIの議論に深く関与しており、4月には東京においてFTI実務者会合および関連会合を1週間にわたって開催しました。

● 自立と発展につながる教育

日本は、基礎教育のみならず、技術教育や高等教育を通じて、その国の経済を支える人材の育成や社会基盤の底上げ支援を行っています。例えば、現地の雇用状況に合った技術教育の実施、産業界との効果的な連携、女性の自立に向けた小規模融資と組み合わせた職業訓練の支援を行っていま

す。高等教育分野でも、その量・質の拡充とともに、近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や、一国のみならず周辺地域各国との共同研究、研修・留学などの多様な制度を通じて途上国の人材育成を支援しています。

● 理数科・理工系教育支援

理数科教育は、開発途上国が科学技術の進歩や経済・社会の発展を実現するために不可欠です。また、人間の探究心や論理的思考、創意工夫・発明力を創造することによって、豊かな人間性を育む役割も担っています。日本は、明治以降の教育の近代化とともに、科学技術振興に向けた理数科教育による人材育成によって発展してきました。こうした経



青年海外協力隊員として理数科教育を行う現職教員(マラウイ)
(写真提供: 柿良樹)

注45: BEGIN: Basic Education for Growth Initiative

注46: 第3次小学校建設計画

注47: FTI: Fast Track Initiative、EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成などを目指す国際的な支援枠組みで、2002年4月に設立された。

験に基づき、開発途上国の理数科・理工系教育の質の改善に積極的に取り組んでいます。また日本の理数科教育支援は、アフリカにおける理数科教育強化のための域内連携ネットワーク(SMASE-

WECSA^(注48)、中南米における算数大好きプロジェクト^(注49)など、各地域での広域協力へと発展しています。

● 紛争終結後の国づくりにおける教育への支援

紛争終結後の国づくりにおいて、教育は復興の基盤となるばかりでなく、相互理解を促進し平和の礎ともなるものです。また、個人の能力開発を行うことにより、個人が外部の脅威から自らを守る力をつけるという、人間の安全保障を推進する観点からも重要です。例えばアフガニスタンでは、2005年度から識字教育や除隊兵士の社会復帰のための技能訓練などを支援しています。2007年度にも、紛争予防・平

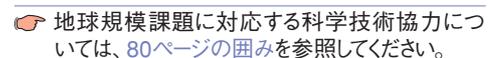
和構築無償資金協力としてアフガニスタンにおける識字教育体制を整備するため、ユネスコ^{ユネスコ}を通じ、識字教材開発・制作、識字用教員トレーナーの育成などの支援を行いました。また、スーダン、エリトリア、ルワンダなどの紛争終結国においても、基礎的な職業訓練などを通じて貧困層の人々の生計向上を支援しています。

● 教育研究関係者の知見および現職教員の活用

日本は、国内の大学が持つ「知」(研究成果や高度人材育成機能)を国際協力に役立てることで、開発途上国の持続的発展に貢献することを目指す「国際協力イニシアティブ」を推進しています。主な取組として、日本の教育研究関係者が持つ知見をもとに国際協力に有用な教材やガイドラインなどを作成し、それらを広く活用できるよう公開しています。また、日本の教育経験を活かした国際協力を進める上で、現職教員が途上国において協力活動に従事することは非常に有益です。このため、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」^(注50)により現職教員の青年海外協力隊への参加を促進しています。2002年度以来、累計511名の現職教員が派遣され、開発途上国での教育協力活動の場で活躍しています。

また、帰国後には、国内の教育現場でその経験を活かしています。

さらに、2008年度の動向として、2008年4月、開発途上国における科学技術に関する知見の蓄積と人材育成を促進するため、政府開発援助の一部を活用し、途上国側との国際共同研究を促進させる取組が開始されました。この取組では、環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題の克服のため、外務省が文部科学省と協力し、日本と途上国の大学や研究機関との国際共同研究を促進する仕組みを立ち上げました。

 地球規模課題に対応する科学技術協力については、80ページの囲みを参照してください。

注48：SMASE-WECSA：Strengthening of Mathematics and Science in Education Project in Western, Eastern, Central & Southern Africa、現在30か国以上のアフリカ諸国が参加している。

注49：ホンジュラスの算数指導力向上プロジェクト(PROMETAM：Proyecto de Mejoramiento de Enseñanza Técnica en el Área del Matemática)を中心とした支援。

注50：文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、また日本の学年にあわせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

(2) 保健医療・福祉

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

無償資金協力:約133億円(36か国)

技術協力

研修員受入:4,619人^(注51)

専門家派遣:757人

協力隊員等派遣:316人

< 現状 >

多くの開発途上国の人々は、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを依然として受けることができずに苦しんでいます。予防接種制度や衛生環境などが整備されていないために、感染症や栄養障害、下痢症などの回避可能な原因によって、毎日2.5万人以上の子どもの5歳未満で命を落としています。また、助産師などの専門技能者によ

る緊急産科医療にかかれないうために、毎年50万人以上の妊産婦が命を落としています^(注52)。ミレニアム開発目標(MDGs)では、保健医療分野の目標として、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、感染症などのまん延防止の3つが掲げられています。

 感染症については、82ページも参照してください。

< 日本の取組 >

日本は従来から国際保健分野において様々な取組を行ってきました。2000年のG8九州・沖縄サミットでは、サミット史上初めて途上国の感染症問題が主要議題の一つとして取り上げられました。2000年度から2004年度には、包括的な感染症対策支援として、「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI)」が発表され、日本は、総額約58億円を拠出しました。このG8九州・沖縄サミットを契機に、感染症問題への国際社会の関心が高まり、2002年には、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」が設立されました。日本はこれまでに約8億5,000万ドルを拠出するなど、三大感染症対策に貢献しています。さらに、2005年に開催された「保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラム」にて日本は、「『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI^(注53))」を発表し、2005年度から2009年度までの5年間に50億ドルの支援を行うことを表明しました。このイニシアティブの下、人間の安全保障の視点を重視しつつ、三つの保健関連MDGsへの直接的な対策に加えて、保健医療システムの整備のほか、ジェンダー平等のための支援、教

育、水と衛生、病院施設などのインフラ整備などの分野横断的取組を行うことによって、包括的な保健医療支援を実施しています。

開発途上国における保健医療支援では、直接的な疾病に対する支援のみならず、保健医療の基盤強化も重要です。この考え方にに基づき、開発途上国の実情に即した保健医療制度の構築、地域保健医療の強化、予防活動の強化、保健医療に携わる人材の育成、保健医療インフラの整備などを支援しています。例えば、タンザニアでは、モロゴロ州をモデル地区として選定し、地域の実情を踏まえた計画策定やモニタリング評価にかかる保健行政官の能力向上を支援しました^(注54)。モロゴロ州での成果は、タンザニアの地方保健行政システムにおける障害となっている州保健行政の運営能力を高めることに成功した好事例として、タンザニア政府から高い評価を受けました。現在はこの経験を踏まえて、タンザニア全土を対象を拡大し、州保健行政の能力強化に取り組んでいます^(注55)。

注51：内訳：JICA(4,605人)、厚生労働省(10人(感染症対策))、農林水産省(4人(感染症対策))

注52：(出典)UNDP“Human Development Report”(2003)

注53：HDI:Health and Development Initiative

注54：モロゴロ州保健行政強化プロジェクト

注55：州保健行政システム強化プロジェクト

● 母子保健に関する支援

母子保健を取り巻く問題は、医療サービス、医療制度、公衆衛生から、母親となる女性を取り巻く社会環境まで多岐にわたっています。開発途上国、特に後発開発途上国(LDC^(注56))においては、妊産婦の健康の改善、乳幼児の死亡・疾病の低減、性感染症・HIV/エイズへの対策が急務となっています。2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の横浜行動計画では、今後日本が1,000か所の病院および保健センターの改善を支援していくことが発表されました。2007年度、アフリカのベナン最大の母子病院であるラギューン母子病院において適正かつ衛生的な医療活動が可能になることを目的として、病院施設および機材の強化を行いました^(注57)。

👉 日本の保健分野におけるアフリカ支援については、[第II部第2章\(30ページ\)](#)を参照してください。

妊産婦の健康の改善については、助産師・看護師など母子保健サービスに従事する人材の育成、緊急産科の体制整備、緊急産科施設への物理的・社会的アクセスの確保(道路の整備や、女性が

● 関係機関との連携

日本は、2002年以降、「保健分野における日米パートナーシップ」に基づき、米国国際開発庁(USAID^(注59))との間で、効率的・効果的な援助実施のため、人事交流や合同での調査、評価などを行っています。セネガルでは、2005年度からJICAとUSAID、国連人口基金(UNFPA^(注60))、NGOとの連携を通じて、青年カウンセリングセンターの設置、啓発活動を全国で展開^(注61)しています。また、政府は保健分野に知見を有するNGOとの連携を進めています。

2007年8月、東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局および世界保健機関(WHO)などの協力を得て、ASEAN10か国から社会福祉および保健・医療政策を担当する行政官を招へいし、第5回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しました。この会合では、地域における高齢者の福祉および保健サービスの提供、福祉と保健の連携、人材

適切な産科診療を受けることのできる社会環境づくりなど)に対する支援を実施しているほか、望まない妊娠の低減のために、家族計画の教育・情報提供、避妊法・避妊具(薬)の普及、思春期人口への教育の推進などへの支援にも取り組んでいます。

乳幼児の死亡・疾病の低減については、乳幼児の死亡原因となりうるポリオ、はしか、破傷風などの疾病に対する予防接種や、蚊帳の配布などのマラリア対策を支援しています。また、小児下痢症に対し経口補水液の普及を図った基礎医療サービス支援も実施しています。深刻なHIV/エイズの母子感染の対策として、保健サービスや情報へのアクセスを考慮し、例えば妊娠・出産にかかわる健康管理のため、性感染症対策や自発的な検査とカウンセリング(VCT^(注58))活動を行うなどして、多方面からの配慮と包括的なアプローチで支援を行っています。例えば、2006年度以降、シリアのアレッポ県において、妊産婦の健康の状況を改善するための支援を行っています。

育成、地域開発に焦点を当て、各国の状況、対応策、モデル事例といった情報・経験が共有され、今後のASEAN諸国の取組に向けて建設的な提言が行われました。



ユニセフが支援するアツア病院で患者と対話する御法川信英外務大臣政務官(ガーナ)

注56：LDC：Least Developed Countries

注57：ラギューン母子病院整備計画

注58：VCT：Voluntary Counseling and Testing

注59：USAID：United States Agency for International Development

注60：UNFPA：United Nations Population Fund

注61：エイズ・性感染症対策、家族計画

(3) 水と衛生

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):2,543億円(10か国)
無償資金協力:約246億円

技術協力
研修員受入:257人
専門家派遣:127人

< 現状 >

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。世界保健機関(WHO)と国連児童基金(UNICEF)^(注62)によれば、上水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は2006年に世界で約10億人います。さらに水と衛生の問題により年間約150万人の幼い子どもの命が奪われています。また、世界で約25億人が下水道などの基本的な衛生施設を利用できない状況にあり、うちアジアが約18億人、サブ・サハラ・アフリカが約5億人となっています。

このような状況を反映し、国連はミレニアム開発目標(MDGs)の中で「安全な飲料水および基本的な衛生施設を継続的に利用できない人の割合を2015

年までに半減する」という目標を掲げるとともに、2005年から2015年を「『命のための水』国際の10年」として様々な取組を進めています。例えば、国連持続可能な開発委員会(CSD)^(注63)は、水、衛生施設および人間居住を特定テーマとして取り上げ集中的に討議してきました。また、国連「水と衛生に関する諮問委員会」での第4回世界水フォーラム(2006年3月)の機会に「橋本行動計画(Hashimoto Action Plan)」^(注64)を発表しました。また、G8北海道洞爺湖サミットでは、2003年のG8エビアン・サミットで策定された水に関するG8行動計画を再活性化することが宣言されました。

< 日本の取組 >

日本は、水と衛生の分野では、従来から国際社会の中でも最大規模の支援を行うなど、大きな貢献をしています。2003年の第3回世界水フォーラムでは「日本水協力イニシアティブ」を発表し、水分野の支援における包括的な取組を表明しました。また、2006年の第4回世界水フォーラムでは、水と衛生分野で国際機関、ほかの援助国、内外のNGOなどとの連携を強化し、一層質の高い援助を追求するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)^(注65)」を発表しました。

国際的なパートナーシップの強化のため、日本は、「きれいな水を人々へ」イニシアティブに基づき米国との連携を進めています。現在、インドネシア、インド、フィリピン、ジャマイカの4か国において、米国国際開発庁(USAID)^(注66)との間で試験的な協力が行われています。フィリピンでは、USAIDと協調して技術協

力を行っているほか、円借款により支援を受けたフィリピン開発銀行による融資とUSAIDの保証制度を組み合わせた事業を「地方自治体・上水道事業計画」として実施し、水・衛生事業への民間投資の促進を図っています。

WASABIの下では、水利用の持続可能性の追求のため、治水・利水をはじめ統合的に水を管理していくための総合的な取組を推進しています。例えば、インドのオリッサ州では、下水道施設や雨水排水施設の整備などを行い、貧困層を含む住民の衛生・生活環境の改善を図るための円借款供与^(注67)を行っています。また、同州では、上下水道事業の運営・維持管理業務を州政府から地方自治体に移管(権限委譲)するなどのセクター改革が進められており、このための行動計画がUSAIDの支援によって策定されています。

注62：(出典)UNICEF, WHO “Progress on Drinking Water and Sanitation”(2008)

注63：CSD:Commission on Sustainable Development

注64：国連「水と衛生に関する諮問委員会」の初代議長が橋本龍太郎元総理大臣であったことから、「橋本行動計画」と名付けられた。

注65：WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

注66：USAID:United States Agency for International Development

注67：オリッサ州総合衛生改善計画

家族団らんの時間ができた

コラム 8

幸福を呼ぶ井戸

ミャンマーで百本建設へ

「水は金(きん)より重い」という格言があります。ミャンマー中央部の雨がほとんど降らない乾燥地帯で、およそ15,000の村に約600万の人々が住んでいますが、村人たちは、生活のための水を得るのに日々大変な苦勞をしています。

日本のNGOブリッジ エーシア ジャパン(BAJ)は、1999年から、日本政府の日本NGO連携無償資金協力も活用しつつ、この地域で井戸掘りの支援活動を行っています。BAJでプログラム・マネジャーを務める森晶子さんは、2006年から現地に駐在して、活動を行ってきました。

「この地域の水事情は、乾季の中盤から終盤にあたる1月～5月にかけて最も厳しくなります。雨水を貯めた溜池は干上がり、井戸がない村では生活用水を得ることが非常に難しくなります。住民たちは徒歩か牛車で遠く離れた水場まで水をくみに行くことになり、それは女性と子どもの仕事になります。また、月明かりをたよりに水を汲みに行くことも珍しくないばかりか、大事な労働力である牛も水汲みの間は畑仕事を休ませなくてはなりません。『1つの村に1つの井戸』は村人の切なる願いです。」と森さんは語ります。

この地域の井戸掘りの難しさは、水脈まで200～300mも掘削しなければならぬことにあります。そのためには大型の掘削機械と掘削前の地下水調査が必要ですし、費用もかかります。BAJの活動当初は、従来からある掘削機を活用して技



意見交換会に立ち会う森さん(写真左)

(写真提供:森さん)

術面での改善を指導するだけでしたが、2006年以降は日本の民間企業であるワタベウエディング(株)の寄付を受け、新型掘削機械が使えるようになりました。

BAJがこれまでに掘った井戸の数は、2008年中には100本に達する見込みです。また、使用できなくなった古井戸の修繕も行っており、その数もこれまでに300本を超えました。重労働の水汲みから解放された村人たちは、「家族団らんの時間ができた。」と喜んでいます。

また、BAJでは、住民が井戸の維持管理に関心を持ち、積極的に参加できるよう、村人を対象に技術研修と意見交換会を毎年行っています。こうした努力が実り、「井戸は自分たちのものである。」との意識が村人の間に芽生えています。

例えば、井戸を使い続けるためには、水を汲み上げるポンプを動かすエンジンの燃料代や機械の手入れのための費用が必要です。そこで、BAJの協力によって、村人自身による水管理委員会を組織しています。水を利用する人から使用料を集め、お金は共同で管理することにしたところ、集めたお金の余裕が生まれ、井戸だけではなく学校の修繕費にあてることができた村もあります。

森さんは、「日本の団体が支援を続けることが目的ではなく、村の力が最大限発揮できるような基盤づくりができたと思います。BAJがいなくても村人自身で井戸を維持管理できる地域が着実に広がっています。」と話します。



井戸の水を喜ぶ子どもたち

(写真提供:森さん)

● 水の防衛隊

TICAD IVにおいて、福田総理大臣(当時)は、「水の防衛隊」構想を発表しました。この構想は、安全な水を安定的に供給することができないアフリカ諸国などに日本の技術者などを派遣し、より多くの人々が生活水を安定的に入手できるようにすることを目的としています。具体的には、地下水掘削、ポンプ技術、配水管管理などの分野に関し、青年海外協力隊やシニア海外ボランティア、調査団により技術者を派遣することが想定されています。2008年8月、タン

ザニア、エチオピア、セネガルに「水の防衛隊」を具体化するための調査団が派遣されました。同調査団は、各国における上水道の現状やこれまで日本が実施してきた技術協力などに関して調査を行い、関係政府機関などから情報を収集し、さらに、具体的な協力の内容について協議・検討を行いました。今後、この構想に基づいた具体的なプロジェクトの始動を目指しています。

(4) 農業・農村開発／水産

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約756億円(6か国)

無償資金協力:約155億円(29か国)

貧困農民支援:約57億円

水産無償資金協力:約46億円

技術協力

研修員受入:5,116人^(注68)

専門家派遣:1,110人^(注69)

協力隊員等派遣:274人

< 現状 >

開発途上国の貧困層は4人のうち3人という割合で農村地域に居住しており、生計を主に農業に依存しています^(注70)。ミレニアム開発目標(MDGs)は、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」など貧困削減および飢餓の撲滅を主要目標に掲げており、持続可能な経済成長を通じた貧困削減のためには、農業や農村開発が不可欠です。特にアフリカ地域の飢餓状況

は深刻で、サブ・サハラ・アフリカの人口の3分の1にあたる約2億人が飢餓に苦しんでいるといわれています^(注71)。この問題を解決するためには、開発途上国が持続的に食料を生産・供給できるような体制の整備が必要です。また、持続可能な食料確保のための水産業の振興支援も課題の一つとなっています。

 日本の食料分野におけるアフリカ支援については、第Ⅱ部第2章(38ページ)を参照してください。

< 日本の取組 >

日本は食料不足に直面している開発途上国に対して、危機回避のための短期的な取組として食糧援助を行っています。また、飢餓を含む食料問題を生み出している原因の除去および予防の観点から、開発途上国の農業生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組も並行して進めています。

日本の農業分野における援助量は、国際的に高い水準にあります。日本の過去5年間(2002年～

2006年)の農林水産分野における援助額は、DAC加盟国の中でも最大であり、この分野における全援助額の約29%を占めています。

日本の知見を活かした取組としては、効率的な水利用と農民の自助努力の促進のため、農民の組織化に対する支援を実施しています。これは、日本の農民参加型水管理組織(土地改良区制度)を参考に、安定的な農業用水の確保および効率的な水利用

注68：内訳：JICA(4,907人)、農林水産省(209人)

注69：内訳：JICA(724人)、農林水産省(376人)

注70：(出典)世界銀行「世界開発報告2008～開発のための農業～」(2008)

注71：(出典)FAO「世界の食料不安の現状2006年報告」(2006)

を図るため、低コスト・節水型の末端かんがい設備の整備手法の技術移転を行いながら、維持管理を農民自身が行うことを目指しています。2007年にはベトナム^(注72)、フィリピン^(注73)などをはじめとするアジアモンスーン地域の水田地帯において、農民参加型水管理組織の育成や能力強化に関する技術協力を実施しました。タイにおいては、既に日本の協力により農民水管理組織が設立され、農民主体の運営が開始されており、効率的な水利用が図られていま

● 農業分野における砂漠化対策

急速な人口増加や貧困問題などによって家畜の過放牧や過耕作、干ばつの頻発などにより、乾燥地域の土地が劣化し、農業生産性が低下、水資源が不足する土地の急激な砂漠化が進行しています。日本は、これまで、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、エチオピア、モンゴルなどに対して、砂漠化の進行状況の把握や原因分析、砂漠化の進行が著しい現地の実証圃場での試行を通じて、農業・農村開発

● ネリカ稲の開発・普及

アフリカにおける農業生産性向上の具体的な取組の一つに、高収量のアジア稲と病気・雑草に強いアフリカ稲を交配し、病気に強く高収量の品種であるネリカ稲(NERICA^(注79))の開発・普及支援があります。日本は、ネリカ稲の開発拠点であるアフリカ稲センター(WARDA^(注80))の活動を支援しているほか、UNDPやFAOを通じて普及事業に対する支援を行っています。また、ウガンダやベナンへのネリカ稲普及のための専門家の派遣、アフリカ各国で実施するネリカ栽培試験への支援などを通じて、2007年度末までに18か国でネリカ稲の普及も進めています。その結果、ギニアやウガンダにおいて、農家レベルでのネリカ稲栽培が広がっており、周辺国でもネリカ稲栽培が始まっています。

ネリカ稲の普及支援を強化するためには精米所の不足といった収穫後処理、稲作関係者の人材育

す。

また、国際機関との連携も進めており、国連食糧農業機関(FAO^(注74))、国際農業開発基金(IFAD^(注75))、国際農業研究協議グループ(CGIAR^(注76))、国連世界食糧計画(WFP^(注77))、世界銀行などの国際機関を通じた農業分野への支援も積極的に行っています。

 日本の食料支援については、86ページを参照してください。

に向けた協力を行ってきました。2007年度には、中国の新疆^{しんきょう}ウイグル自治区において、過放牧により天然草地の85%が砂漠化の危機にひんしている状況を改善するため、牧畜民への有効な水利用技術、栽培技術、畜舎飼育技術などの技術普及体制を整備する協力^(注78)を開始しました。これらの協力を通じ、牧畜民の生計向上による貧困削減や草地の持続可能な管理を目指しています。

成、干ばつ対策としての補助かんがい方法の確立、優良種子や肥料へのアクセスの向上などに取り組むことが重要となります。



農業試験場において作業指導をするJICA専門家(ウガンダ)
(写真提供: JICA)

注72: 農業生産性向上のための参加型水管理推進計画

注73: 水利組合強化支援プロジェクト

注74: FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations

注75: IFAD: International Fund for Agricultural Development

注76: CGIAR: Consultative Group on International Agriculture Research

注77: WFP: World Food Programme

注78: 新疆天然草地生態保護と牧畜民定住プロジェクト

注79: NERICA: New Rice for Africa

注80: WARDA: West Africa Rice Development Association

● 水産分野での取組

日本は、漁業面における日本との友好関係の強化と開発途上国の水産業の発展に貢献するため、水産分野での支援も実施しています。これまでに、水産業に関係するインフラ整備や漁業訓練センターへの訓練機材などの供与を行っているほか、漁業・養殖業などの技術協力、地域漁業団体を通じた零細漁民の所得向上のための支援を行っています。ガボン政府からの要請に基づき、2005年度から2007年度末にかけて、ガボン内陸部住民への十分なたんぱく質の供給のため、テラピア魚の養殖技術向上のための協力を行いました。このプロジェクトでは、財

団法人海外漁業協力財団(OFCF Japan^(注81))を実施団体とし、機材供与や専門家を派遣しました。また、2006年度および2007年度に無償資金協力により、中南米のセントビンセントおよびグレナディーン諸島のオウイア湾において漁業の安全性確保、水揚げ作業の効率化のため、防波堤の整備などを支援しました^(注82)。オウイア湾は、波浪条件が厳しく、ハリケーンの襲来地帯でもあり漁業活動の基本施設が整備されていない状況でしたが、この支援により、水揚げ量の増加、漁業者の労働環境の改善が期待されています。

(5) 社会的性差(ジェンダー)

< 現状 >

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面でせい弱な立場に置かれています。さらに、世界の貧困層の約7割

は女性であるといわれています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加と受益を図る必要があります。

< 日本の取組 >

男女共同参画の重要性を踏まえ、二国間および多国間の枠組みにおいて、開発途上国の女性の地位向上のための様々な取組を行っています。

2005年、1995年に策定されたWomen in Development(WID:開発と女性)イニシアティブを抜本的に見直しGender and Development(GAD:ジェンダーと開発)イニシアティブを新たに策定しました。このイニシアティブでは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加のみならず、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視しています。また、「開発におけるジェンダー主流化」^(注83)の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。

また、日本が国連開発計画(UNDP)内に設立した日・UNDPパートナーシップ基金では、例えば、主に女性によって無報酬で担われている「ケア」(育児、

介護、食事の支度など、人のケアにかかわる労働)を経済学的にあらわしたケア・エコノミーという概念を用いて、ジェンダーの課題を洗い出し、政策提言を行うことを目指しています。さらに、ケア労働について、国際機関や研究機関と協働で調査・分析、シンポジウムなどを通じた政策提言や広報活動を展開しています。こうした取組を通じて、マクロ経済・国際金融政策の中でケア労働が国家経済や貧困削減にどのように貢献しているかを正当に評価することを目指しています。2007年からナイジェリアにおいて、貧困層女性の生活向上のための調査研究や研修、職業訓練事業を行っている女性開発センターへの協力を行っています。この技術協力プロジェクトでは、貧困層女性の生活向上のための十分な現状把握、識字や衛生、保健教育、収入向上といった貧困女性のニーズにあわせた活動、女性がそれらを学ぶことに対する家族の理解を得るための啓発活動などを実施するため、専門家の派遣や研修員の受入を行っています。

注81：Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan

注82：オウイア水産センター整備計画

注83：ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでの「開発におけるジェンダー主流化」とは、「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義。

問題意識を持ってより良い生活を

コラム 9

自立のきっかけとなる
「気づき」

インドの女性支援

インドの南部カルナータカ州ホスベット郡では、長年干ばつが続き土地が痩せ、農作物もトウモロコシ、ヒエ、あわなどの穀物類などに限られることから、住民は貧しい生活を強いられています。特に女性は伝統的に弱い立場にあり、家事のほか、貧しい家計を助けるため、農地や鉱山で男性と変わらぬ重労働に従事しています。

日本のNGOである地球の友と歩む会/LIFEは2006年10月から日本政府による協力^(注1)も得て、こうした農村での女性の地位向上に取り組んでいます。LIFEインド駐在員の備後洋^{ひんごひろし}さんは、「伝統的に女性の地位が低い社会では、女性が活動することに対する抵抗が多く、まずは住民との信頼関係を築くことに力を注ぎました。」と活動当初をふりかえります。そこで活用したのが日本の婦人会に似たSHG^(注2)(自助努力グループ)の組織化です。SHGは主に女性20人前後で構成される互助組織であり、インドでは1990年代より徐々に増えはじめました。

備後さんたちは、女性の自立のためにはまず彼女たちを組織化した上で定期的な会合を開き、問題意識を持ってもらうことが必要であると考えました。そこでLIFEでは、女性達のSHGへの参加を促すために各村にスタッフが住み込み、水飲み場の修理などをしながら女性たちにこの組織への参加をよびかけました。「当初は本人や家族のなかにも女性がない時間に誰が家事をするんだといった反対の声が多くありました。しかし、SHGの活動が女性の自立を促し、家計の足しにもなるとわかると様々な会合への参加などにも理解が広がっていきました。」と備後さんはふりかえります。

SHGのメンバーは、定期的な会合が開かれるように議長を選出し、時間厳守などのルールを決めた上で、より良い生活を送るための話し合いをしています。男性主導の社会にいる女性達も同性同士の場合はうちとけてそれぞれの悩みを打ち明けま



線香作りの研修を受ける女性たち (写真提供:LIFE)

す。なかでも、最も多い悩みはお金の問題です。貧しい農村であり、生活費にも事欠くメンバーもあれば、より良い生活を目指し、資金の工面の相談をするメンバーもいます。経済的自立をも視野に入れたLIFEの取組では、SHGやインド国内の金融機関から小額の融資を受けるための帳簿付け、お金の貸し借りの方法、さらに実際にお金の運用方法としての線香作りや洋服の裁縫などの技術指導まで行っています。そうして融資を受けた女性のなかには、野菜の販売店や、ティー・ショップを始めた女性もいます。

アンナプールナさんは、電話の普及していない農村でティー・ショップに公衆電話を設置し収益を上げ、事業を拡大しレストランを経営するまでになりました。今ではこのレストランを一家で切り盛りしています。アンナプールナさんは、「SHGは私達の親戚みたいですよ。」と資金供与のみならず様々なものを彼女にもたらしたSHGについて感慨を込めて話します。

オーナーシップ(自助努力)をも重視するLIFEの取組の結果、それぞれのSHGが自主的にいろいろな課題を克服しよう、より良い生活を目指そうといった機運にはずみがつき、SHG同士の交流も相まって、薪が少なくてすむ改良かまどの導入、トイレや排水設備の設置と使用など生活と密接な部分を改善する活動が始まっています。

備後さんは「このように人が自立するには“気づき”が必要です。誰でも良くしようという気持ちがあるのですが、きっかけとなる。“気づき”がないのです。わたしたちは誰もが持っている内なる力を信じています。」と力強く言います。



活発な議論が交わされるSHGの会合 (写真提供:LIFE)

注1: 国際協力機構(JICA)の草の根技術協力事業(パートナー型)

注2: Self Help Group

3. 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、国際組織犯罪といった問題は、一国だけの問題ではなく、国境を越えた地球的規模の問題であり、人間の生存に

かかわる脅威となっています。国際社会の安全と繁栄の確保に資するため、日本は国際協力を通じてこの問題に取り組み、同時に国際的な規範づくりに積極的な役割を果たしていく方針です。

(1) 環境問題

< 実績 >

2007年度の実績は、以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約4,158億円(10か国)
無償資金協力:約240億円(34か国)

技術協力

研修員受入:2,511人
専門家派遣:189人^(注84)
協力隊員等派遣:431人

< 現状 >

環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく決意が必要です。1970年代から国際的に議論されている環境問題ですが、1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED^(注85))」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD^(注86))」での議論を経て、その一層の

重要性が国際的にも確認されています。また、環境・気候変動については、2008年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいても主要テーマの一つとして、建設的な議論がなされました。

 気候変動問題における日本のリーダーシップについては、第Ⅰ部第1章8ページを参照してください。

< 日本の取組 >

● 地球温暖化対策

2008年1月、福田総理大臣(当時)は「クールアース推進構想」を発表し、2013年以降の枠組み構築へ積極的に参加し、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする

途上国を支援するクールアース・パートナーシップを提案しました。また、米国や英国とともに主導して世界銀行の下に「気候投資基金(CIF^(注87))」を創設し、日本は最大12億ドルを拠出することを表明しました。

● 環境汚染対策

日本は、国内の公害問題に取り組む過程で多くの経験と技術を蓄積しており、それらを活用して開発途上国の公害問題への対応に協力しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策および生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など)への支援の重点化を進めています。2007年度には、モンゴ

ルのウランバートル市で急速な人口増加などによりゴミの排出量が急増し、大きな問題となっていたことから、処分場の新規建設、ゴミ収集運搬用機の無償供与などを行い、住民の生活環境の改善に貢献しました^(注88)。また、同市において、JICA、地球環境ファシリティ(GEF^(注89))、フィンランド政府などによる技術支援と連携し、導入設備の運用、維持管理の支

注84：内訳：JICA(188人)、農林水産省(1人)

注85：UNCED：United Nations Conference on Environment and Development

注86：WSSD：World Summit on Sustainable Development

注87：CIF：Climate Investment Funds

注88：ウランバートル市廃棄物管理改修計画

注89：GEF：Global Environment Facility

援を行うことで、実施機関の能力強化を図っています。加えて、アジア地域においてははまだ十分な対策が講じられていない石綿について、その使用状況

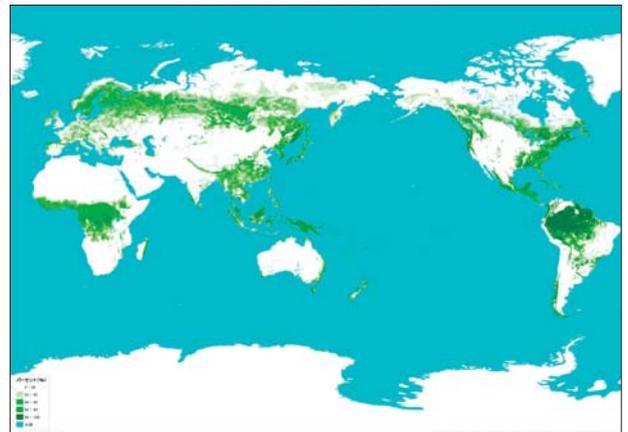
などの調査を行い、アジア地域における石綿対策の推進のための取組を進めています。

● 自然環境保全

日本は、住民の貧困削減を考慮しつつ開発途上国の自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営の推進、砂漠化対策および自然資源管理に対する支援を実施し、それらの支援を通じ、途上国における生物多様性の保全を図っています。生物多様性条約の下では、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」が設定されており、この目標達成に向けてさらなる努力が求められています。例えば、エチオピア国南西部地域に位置しているベレテ・ゲラ地域は、クロヒヨウやブルーモンキーが生息する貴重な森林生態系を有する地域ですが、近年では農地開発や違法伐採などにより、森林が減少・劣化しており、早急な対策が求められています。日本は技術協力として、エチオピアに対して、2003年度から3年間かけて、住民による森林管理組合の組織化、州政府との森林管理契約によって住民参加型の森林管理体制の整備支援を行ってきました。2006年度からは、住民参加型の森林管理体制をベレテ・ゲラ森林地域全体に普及するための活動に取り組んでいます。森林保全と地域住民の収入向上への取組の一環として支援してきたコーヒー豆栽培については、2007年、国際NGOであるレインフォレスト・アライアンスによる「森林コーヒー認証」の取得に成功し、市場価格よりも高価で販売することが可能になりました。このように日本は、自

然環境保全と地域住民の収入向上の両立にも貢献しています。

また、日本は、地球環境の現状と変化を把握するために各国の国家地図作成機関が協働して地球全体の地図を整備する「地球地図プロジェクト」に主導的役割を果たしています。地球地図は環境モニタリングや食料対策、水資源、土地利用などにおける各種将来予測のほか、大規模災害発生時の利用など様々な分野での利用が可能です。2007年度は昨年度に引き続き、アフリカにおいて地球地図の活用などに関するセミナーを開催するとともに、2008年3月には教育関係者や環境・防災NGOなどを対象にした「地球地図シンポジウム」を開催しました。



地球地図プロジェクトによる植生地図

● 国際社会との協調

世界的な取組として、国際的な資金メカニズムであるGEFや「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づく多数国間基金(MLF^(注90))などが設立・運営されています。日本は、これら国際的な基金の活用や国際熱帯木材機関(ITTO^(注91))などの国際機関を通じて積極的な取組を進めています。例えば、ITTOを通じてアジア・大洋州や中南米、アフリカの熱帯林の持続可能な経営の促進お

び熱帯木材の国際貿易の発展のために、2007年度は27のプロジェクトに対し、約742万ドルの支援を行いました。また、モントリオール議定書に基づく多数国間基金を通じ、中国やインド、モンゴルなどに対して、オゾン層破壊物質の全廃に向けた政策立案支援、代替物質・代替技術への転換や技術者の訓練などを行っています。

注90：MLF：Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol

注91：ITTO：International Tropical Timber Organization、ITTOは1986年に設立された日本（横浜）に本部を有する国際機関。熱帯林の持続可能な経営の促進および熱帯木材の国際貿易の発展を目的としている。生産国33か国、消費国27か国の計60か国および欧州委員会が加盟しており、世界の熱帯林の約80%、熱帯木材貿易量の約90%以上をカバーしている。

囲み 2 地球規模課題に対応する科学技術協力

2008年4月、外務省と文部科学省は、両者の連携による「地球規模課題に対応する科学技術協力」を立ち上げました。この枠組では、日本と開発途上国の大学や研究機関などの間で科学技術の開発・応用や新しい知見の獲得のための共同研究を実施します。

環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題は、日本のみでは解決できるものではなく、開発途上国と

の協力が重要です。「地球規模課題に対応する科学技術協力」では、「地球規模課題対応科学技術協力プロジェクト」および「科学技術研究員派遣」の2つの新制度により、これらの課題克服に貢献することを目指しています。対象地域は、アジアやアフリカ諸国などの政府開発援助の供与対象国としています。

「地球規模課題対応科学技術協力プロジェクト」

2008年にJICAの技術協力の一つとして新たに創設されました。このプロジェクトでは、環境・エネルギー、防災、感

染症などの分野において、日本と開発途上国の大学や研究機関などを独立行政法人国際協力機構(JICA)と独立

2008年度採択案件(科学技術協力)

国名	案件名	主要研究機関	
		海外	国内
【環境・エネルギー】			
インドネシア	インドネシアの泥炭における火災と炭素管理	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア研究技術省 インドネシア国家標準局 インドネシア国立航空宇宙研究所 インドネシア科学研究院 バランカラヤ大学 ポゴール農科大学 	・北海道大学大学院農学研究院
タイ	気候変動に対する水分野の適応策立案・実施支援システム構築	<ul style="list-style-type: none"> カセサート大学 王立灌漑局 タイ気象局 	・東京大学生産技術研究所
タイ	熱帯地域に適した水再利用技術の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> タイ環境研究研修センター チュロンコン大学 カセサート大学 	・東京大学環境安全研究センター
ツバル	海面上昇に対するツバル国の生態学的維持	<ul style="list-style-type: none"> ツバル天然資源環境省環境局 太平洋島嶼応用地球科学研究委員会 南太平洋大学 	・東京大学大学院理学系研究科
ブラジル	サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究	<ul style="list-style-type: none"> リオデジャネイロ連邦大学 サンタカタリーナ連邦大学 	・産業技術総合研究所バイオマス研究センター
ガボン	熱帯林の生物多様性保全および野生生物と人間との共生	<ul style="list-style-type: none"> ガボン科学技術開発省熱帯生態研究所 	・京都大学大学院理学研究科
エジプト	ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産	<ul style="list-style-type: none"> カイロ大学 エジプト水資源・灌漑省国立水資源研究センター水管理研究所 	・筑波大学大学院生命環境科学研究科
【防 災】			
インドネシア	インドネシアにおける地震火山の総合防災策	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア研究技術省 インドネシア技術評価応用庁 火山・地質災害軽減センター バンドン工科大学 インドネシア科学研究院 	・東京大学地震研究所
ブータン	ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> ブータン経済省地質鉱山局 	・名古屋大学大学院環境学研究科
クオアチア	クオアチア土砂・洪水災害軽減基本計画構築	<ul style="list-style-type: none"> スプリット大学 リエカ大学 ザグレブ大学 	・新潟大学災害復興科学センター
【感染症】			
タイ	デング出血熱等に対するヒト型抗体による治療法の開発と新規薬剤候補物質の探索	<ul style="list-style-type: none"> タイ保健省医科学局 	・大阪大学微生物病研究所
ザンビア	結核およびトリパノソーマ症の新規診断法・治療法の開発	<ul style="list-style-type: none"> ザンビア保健省 ザンビア大学獣医学部 	・北海道大学人獣共通感染症リサーチセンター

行政法人科学技術振興機構(JST)が連携して支援し、日本と途上国での共同研究を推進していきます。技術開発や応用、新しい知見の獲得のための共同研究を通じて、途上国の大学・研究機関などの人材育成も目指していきます。JICAは、途上国で共同研究を行うために、日本からの研究者派遣、途上国からの研修員の受入、途上国での機材整備などを組み合わせた技術協力プロジェクトを実施していきます。その一方、日本国内における研究機関からの共同研究提案の募集・選考業務についてはJSTが実施し、国内

での研究費用については、JSTが負担します。

外務省/JICAは、2008年度初頭から開発途上国政府側の要望を調査し、途上国側のニーズや要望を把握してきました。地球規模課題対応科学技術協力プロジェクトについては、それに加え、文部科学省/JSTは、日本国内において大学や研究機関を対象に途上国研究機関などとの間の共同研究提案を募り、選考作業を行ってきました。その結果、2008年9月、これらの制度を利用する新規案件が12件採択されました。

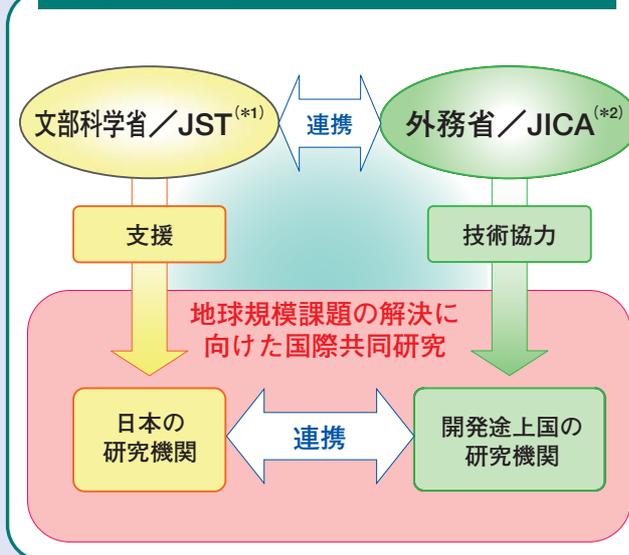
「科学技術研究員派遣制度」

環境・エネルギー、防災、感染症をはじめとする科学技術分野において、政府開発援助により日本の大学・研究機関などの研究者を途上国にJICA専門家として派遣し、開発途上国の大学・研究機関等との共同研究、およびそれを通じた研究能力向上を目指す制度です。派遣においては、途上国の大学・研究機関等のニーズと日本の研究者のニ

ーズが合致することが前提となります。この制度を有効に機能させるために、独立行政法人日本学術振興会が、日本の研究者のニーズと外務省/JICAが把握した途上国のニーズをマッチングさせるためのデータベースを構築し、日本の研究者と現地の研究機関との間のマッチング支援を行います。

地球規模課題に対応する科学技術協力

① 地球規模課題対応科学技術協力プロジェクト



② 科学技術研究員派遣



*1 JST: Japan Science and Technology Agency
= 独立行政法人科学技術振興機構
*2 JICA: Japan International Cooperation Agency
= 独立行政法人国際協力機構

開発途上国自らの課題解決へ取り組む能力を強化

(2) 感染症

< 実績 >

☞ 感染症に関する日本の実績については、保健医療・福祉分野の実績(70ページ)を参照してください。

< 現状 >

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症をはじめとする感染症は、開発途上国の国民一人ひとりの健康問題にとどまらず、今や開発途上国の経済・社会開発への重要な阻害要因となっています。2007年のエイズによる死亡者数は全世界で約200万人となり前年に比べ減少したものの、新規のHIV感染者数は引き続き拡大傾向にあります(注92)。また、世界のHIV感染者の3分の2、エイズによる死亡者の4分の3以上がサブ・サハラ・アフリカで発生しています(注93)。結核は、世界の人口の約3分の1に当たる20

億人が感染しており、2006年には166万人が死亡しています(注94)。また、全体の半数はアジアで発生していますが、サブ・サハラ・アフリカにおける発症・死亡率が増えています。さらに、世界の約2億4,700万人がマラリアの感染リスク地域に居住し、年間死亡者数は80万人を超えるといわれています(注95)。感染症は、グローバル化の進展に伴い人やモノの移動が容易になったことから、国境を越えて他国にも広まる可能性が高くなり、地球的規模の問題として、国際社会が協力して対処すべき課題となっています。

< 日本の取組 >

2005年、日本は、保健分野に関連するMDGs達成への貢献を目標にした『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI(注96))を発表し、このイニシアティブに基づき、感染症対策を含む保健医療分野に対し、2005年度から2009年度末までに50億ドル程度の包括的な支援を行っています。また、日本は、HDIをアフリカで具現化するため、2006年に策定された「アフリカ感染症行動計画」に基づいて、アフリカにおける三大感染症対策、寄生虫対策などの分野におけるアジア・アフリカ協力などを推進しています。

感染症対策への国際社会の取組は、G8九州・沖縄サミットを契機として、2002年の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM(注97)、以下世界基金)の設立につながりました。日本はこれまでに総額

8億4,618万ドルを拠出し、また世界基金の設立当初から理事として世界基金の効果的、効率的運営のためにも貢献しています。

また、国連の「人間の安全保障基金」、国際NGOである国際家族計画連盟(IPPF(注98))の「HIV/エイズ日本信託基金」、国連教育科学文化機関(UNESCO(注99))の「人的資源開発信託基金」および「エイズ教育信託特別基金」、世界銀行の「日本社会開発基金」など、日本が資金拠出して設置した基金を通じてHIV/エイズをはじめとする多くの感染症対策を実施しています。

☞ 感染症以外の保健分野における取組については、70ページを参照してください。

注92：(出典)UNAIDS「2008年世界エイズまん延報告」(2008)

注93：(出典)UNAIDS「2007 AIDS epidemic update」(2007)

注94：(出典)WHO「世界結核対策報告2008」(2008)

注95：(出典)WHO「世界マラリア報告2008」(2008)

注96：HDI:Health and Development Initiative

注97：GFATM:Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria

注98：IPPF:International Planned Parenthood Federation

注99：UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

● HIV/エイズ

日本は、保健医療全体のシステム強化を念頭に置きつつ、HIV/エイズの感染予防、検査とカウンセリングサービス(VCT^(注100))の強化、検査・治療・ケア体制整備支援などに貢献しています。2007年度には、HIV推定感染率や患者数がアフリカ諸国の中でも上位にあるタンザニアに対して、無償資金協力を通じ、HIV検査キットの供与を行いました^(注101)。タンザニアにおいては、JICAの技術協力を通じて、国家エイズ対策プログラムに対する組織能力強化支援も行っており、相乗効果が期待されています。ま

た、2007年度は、ザンビア、セネガル、ジャマイカで新たな支援を開始しました。例えば、ザンビアでは、ザンビア大学教育病院ウイルス検査室や第三次病院、州立病院の検査室に対し、ザンビア政府が作成した「国家検査精度管理戦略」に沿ったHIV/エイズ検査精度管理システムの確立の技術協力を行っています。さらに、円借款による大規模インフラ整備事業の実施においては、移動労働者の雇用などによるHIV感染リスクの増大を踏まえた対策にも取り組んでいます。

● 結核

かつて結核は日本の感染症対策の中心であったことから、日本は、結核分野での研究・検査・治療技術の水準が高く、長年の蓄積を活かした開発途上国支援を行ってきました。2007年度には、直接服薬指導による短期化学療法を中心とした手法の普及を中心として、結核分野の国際的な協調に基づき策定された「Global Plan to Stop TB 2006～2015」に沿った協力を目指し、抗結核薬や検査機材の供与をWHOの結核対象重点国(High Burden Countries)など結核被害の深刻な国に対して重点的な協力を実施してきました。また、これまでも、アフガニスタン、パキスタン、ミャンマー、バング

ラデシュ、ザンビア、カンボジアなどに専門家を派遣し、現地の結核対策プログラムの運営体制の強化、検査能力向上のための研修・指導や指針作成支援などを実施しています。日本の協力はそのほかの国においても着実に成果を上げています。世界の80%の結核が集中している22の結核高負担国のうち中国、ベトナム、フィリピンのか国が国際的な目標を達成していますが、これらは、日本がこれまで技術協力や無償資金協力などで協力してきた国々です。2007年度においても、NGOを通じて、ザンビアに対して結核対策の強化のための支援を行うなど、引き続き、結核問題に取り組んでいます。

● マラリア

深刻なマラリアに対する支援として、2007年度、日本は、ブルキナファソに対して約23万張の蚊帳を供与し、マラリア罹患率や死亡率を減少させるための支援を行いました。また、国連児童基金(UNICEF^(注102))などとも連携を推進しており、2007年末までに計約1,030万張を配布しました。UNICEFの試算によると、日本の支援による1,000万張の蚊帳配布によって、アフリカの5歳未満児(子ども)16万人の命を守ることができるといわれています。そのほかの2007年度の日本の取組としては、大洋州のソロモンに対し、効果的なマラリアの疾病管理体制が確立されるこ

とを目指し、適切な臨床および公衆衛生体制の確立とマラリア情報システムの利用、医療従事者の能力や技術の向上に向けた協力を行っています。

注100：VCT: Voluntary Counseling and Testing

注101：HIV/エイズ対策計画

注102：UNICEF: United Nations Children's Fund

● ポリオ

ポリオについては、全世界のポリオ根絶に向けた取組は最終段階を迎えています。西太平洋地域で2000年に世界保健機関(WHO^(注103))によるポリオ根絶宣言が出され、ポリオ流行国に指定されている国は、ナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタンの4か国にまで減少しました。WHOは、これらポリオ流行国に集中的支援を行いポリオの根絶を目指しています。日本は、このWHOのポリオ撲滅戦略を踏

まえ、UNICEF^{ユニセフ}などと協力しながらポリオ・ワクチン供与の支援を行っており、これら4か国を柱にこれら諸国からの感染拡大リスクが高い国などにおいて重点的取組を行いました。特に、2007年度は、ナイジェリアがアフリカで唯一の流行国であることや全世界のポリオ輸入株症例の8割以上が同国を原因とすることを踏まえ、ナイジェリアにおけるポリオ対策への取組を強化しました。

● 寄生虫症

最近、シャーガス病、ギニア・ウーム症、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病^(注104)」への対策の必要性について再び注目が集まっています。日本は、世界に先駆けて中米諸国でのシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策体制確立に向けた支援によって感染リスク減少の大きな成果を上げています。また、人体に寄生虫がとどま

り、長期的に健康や社会生活に被害をもたらすフィラリア症についても、WHOとの協力の下、2010年をめどとした大洋州地域、2015年をめどとしたバングラデシュでのフィラリア症撲滅に取り組み、駆虫剤と啓発教材の供与および青年海外協力隊員による啓発予防活動により、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持に成果を上げてきています。

● 新興感染症、新型インフルエンザ

新興感染症の一つである鳥インフルエンザは、特にアジアにおいて深刻な被害をもたらしていますが、ウイルスが変異して新型インフルエンザが発生すれば、世界的な大流行をもたらすおそれがあります。日本は、2007年度、新たに6,900万ドルの鳥および新型インフルエンザ対策への支援を表明しました。その一環として、世界で最も鳥インフルエンザによる被害が大きな国の一つであるインドネシアに対して、日本は、鳥インフルエンザ診断能力向上のため、国立家畜疾病診断センターの改修および新設、診断機材操作説明および安全保護に関する指導を行うための無償資金協力を行っています^(注105)。また、保健所と連携して患者発生を監視、情報を共有する体制を築くための協力も行っています^(注106)。そのほかの取組としては、ASEAN、ASEM^(注107)と協力して、150万人分の抗ウイルス薬などを備蓄するとともにWHO、UNICEF^{ユニセフ}などの国際機関を通じて、住民啓

発活動や早期警戒システム、迅速な封じ込め体制構築の支援などを行うとともに、国際獣疫事務局(OIE^(注108))を通じてアジア各国連携の下、家きん段階における鳥インフルエンザ防疫体制の強化を行っています。



(写真提供:AFP=時事)

注103 : WHO:World Health Organization

注104 : Neglected Tropical Disease

注105 : 鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画

注106 : 鳥インフルエンザ・サーベイランス強化プロジェクト

注107 : Asia-Europe Meeting

注108 : OIE:Office International des Epizooties / World Organisation for Animal Health

囲み 3 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)と日本の取組

HIV/エイズ、結核、マラリアは、三大感染症と呼ばれ、世界での死者数が毎年約500万人^(注)にも及んでいます。これらの感染症のまん延は、人類の安全に対する深刻な脅威となっており、国際社会全体が協力して取り組むべき大きな課題の一つです。特に開発途上国では、就労人口の30～40%が既にHIVに感染している地域もあり、エイズ孤児や母子感染の急速な増加は、自国の開発を阻害する要因になっています。しかし、これらの感染症については、予防や治療も医学的に十分可能です。開発途上国の課題は、資金、人材、保健インフラの欠如であるといわれています。

このような中、2002年、開発途上国などにおけるエイズ、結核、マラリアの予防、治療、ケア／サポートのための事業にかかる無償資金の供与のため、スイスのジュネーブに世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)が設立されました。2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて、サミットでは初の試みとして、感染症対策が主な議題とされたことが契機となり、2002年1月の世界基金の設立につながりました。このような経緯から、日本は、世界基金の「生みの親」と呼ばれており、世界基金の設立が日本の国際社会におけるリーダーシップ発揮の代表的な例といわれています。

世界基金の大きな特徴は、支援国や開発途上国、政府や民間団体などの様々な主体が組織の運営政策決定プロジェクト形成や承認、実施に参画していることにあります。開発途上国に設置されている「国別調整メカニズム」と呼ばれる案件形成・申請を行う主体については、政府、国際援助機関、政府援助機関、NGO、民間財団、感染者コミュニティ、宗教団体、研究機関、民間セクターが参加しています。また、案件承認を行う理事会は、政府、

NGO、民間セクター、民間財団、感染者コミュニティから構成されており、案件実施を行う資金受入責任機関も官民の各種団体が参加しています。また、世界基金自身は事業を実施せず、感染症対策を支援する資金供与のみを行っており、事業実施については、開発途上国政府や国際機関、NGOなどが担っています。案件形成、申請、実施モニタリングなどにおいては、開発途上国のオーナーシップの尊重と自立の促進のため、開発途上国の計画に沿った案件形成を行うことを理念としています。

世界基金では、2008年11月末現在までに140か国、621件の事業に対し、約146億ドルが承認されました。そのうち、約6割が深刻な問題を抱えるサブ・サハラ・アフリカ地域への支援となっています。承認された資金供与のうち、約61%がHIV/エイズ対策に、約25%がマラリア、約14%が結核に活用されています。

世界基金の活動は着実に成果を上げており、2007年末時点で約250万人の生命を救うことができました。

この世界基金の設立に主導的な役割を果たした日本は、現在も最高意思決定機関である理事会メンバーとして同基金の運営・管理に重要な役割を果たしています。日本はこれまでに約8.5億ドルを拠出しており、2009年以降も当面5.6億ドルの拠出を行うことを表明しています。また、2004年3月、日本では、政・財・官・学界のメンバー約20名からなる世界基金支援日本委員会(Friends of the Global Fund, Japan)が世界に先駆けて発足し、世界基金を支援しています。また、途上国による案件の実施においては、JICAや日本のNGOによる関与が増加しつつあります。世界基金の支援がより効果的に実施されるよう、日本としても様々な形で協力を行っています。

2009年までの世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)の目標と実績

暦年		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
HIV:ARV薬 ^(※1) による治療 (人)	目標	125,000	350,000	600,000	875,000	1,200,000	1,600,000
	達成	130,000	384,000	770,000	1,400,000	2,000,000 ^(※)	—
結核:DOTS ^(※2) 治療 (人)	目標	300,000	700,000	1,200,000	1,800,000	2,600,000	3,500,000
	達成	385,000	1,000,000	2,000,000	3,300,000	4,600,000 ^(※)	—
マラリア:蚊帳 (ITNs ^(※3))配布 (張り)	目標	2,000,000	5,000,000	15,000,000	30,000,000	60,000,000	100,000,000
	達成	1,350,000	7,700,000	18,000,000	46,000,000	70,000,000 ^(※)	—

※1 ARV薬:Anti-retroviral薬[抗レトロウィルス薬]—エイズウィルスなどの増殖を阻害する効果がある薬

※2 DOTS:Directly Observed Treatment-Short Course[直接監視下短期化学療法]—薬を患者に手渡さず、患者が通院した上で薬を飲む療法

※3 ITNs:Insecticide Treated Nets[殺虫剤浸漬蚊帳]—防虫剤を含ませた蚊帳

※ 2008年末までの実績

注:(出典)UNAIDS 2008年世界エイズまん延報告、WHO世界結核対策報告2008、WHO世界マラリア報告2008

(3) 人口

< 現状 >

世界の人口は増加の一途をたどり、2050年には92億人に達することが見込まれています^(注109)。世界の人口平均増加率が年1.1%であるのに対して、一般的に開発途上国の中でも貧しい国ほど人口増加率が高く、人口増加が貧困・失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などの問題に大きな影響を与えており、対応が急務となっています。例えば、一人当たりのGNIが700ドル前後のブルンジ、コンゴ民主共和国、

ギニアビサウでは、人口増加率はそれぞれ3.7%、3.1%、2.9%、となっています。人口問題には、人口の構成要因である一人ひとりの人間が、妊娠・出産にかかわる健康状態・権利を確保し、どのように子どもを産み育てるかという個人レベルの問題と、人口数の増加・減少による貧困、食料・水・エネルギー不足、環境劣化問題、人口移動といった国家レベルの問題の両面への対応が求められます。

< 日本の取組 >

日本は2007年度には国連人口基金 (UNFPA^(注110)) に対して約40億円、国際家族計画連盟 (IPPF^(注111)) に対して約15億円の拠出を行いました。これらの機関は、妊産婦の健康改善、母子保健の推進のために支援を行うほか、開発途上国の国勢調査など人口関連のデータ収集・分析、女性の能力強化、世界全体で12億人を超えるといわれる思春期の若者を対象とした啓発活動などを行っています。

また、2008年3月には、アフガニスタンの国勢調査実施準備のための設備支援を行ったほか、コートジボワール、シエラレオネ、エチオピアのUNFPA緊急支援プロジェクトに対し、緊急産科治療に必要な器具などを供与し、女性に対する医療・社会的心理支援を行いました。これは、出産への支援という妊娠・出産にかかわる健康状態・権利の重要な局面に関する支援といえます。

(4) 食料

< 実績 >

2007年度の実績は、以下のとおりです。

食糧援助:約160億円(35か国)
 貧困農民支援:約57億円(18か国)
 水産無償の実績:約46億円(6か国)
 技術協力
 専門家派遣:1人^(注112)

< 現状 >

世界には約8億5,000万人の飢餓にひんする人がいます^(注113)。このうち約3億5,000万人は子どもであり、6秒に1人の子どもが飢餓に関係する理由で亡くなっているといわれています^(注114)。ミレニアム開発目標 (MDGs) では、2015年までに飢餓に苦しむ人口

の割合を1990年の水準の半数に減少させるとの目標が掲げられています。紛争、自然災害、経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。世界では、栄養不良に陥っている子どものうち、約1億7,000万人が学校で食事をとることができず、

注109：(出典)国連人口基金「2006年世界人口白書」(2006)
 注110：UNFPA:United Nations Population Fund
 注111：IPPF:International Planned Parenthood Federation
 注112：農林水産省
 注113：(出典)FAO「世界の食料不安の現状2004」(2004)
 注114：(出典)FAO「The State of Food Insecurity in the World」(2006)

約1億3,000万人が学校に通っていません。

さらに、昨今の食料価格高騰は、途上国においてさらに飢餓・栄養不足に苦しむ人々を増加させています。FAOは、2007年の段階で7,500万人が新たに飢餓にひんしたと指摘しており^(注115)、世界銀行も、食料価格上昇により新たに貧困に陥った人口は約1億人に上るほか、飢餓人口も2008年段階で4,000万人増加すると推計しています^(注116)。また、食料価格

の高騰によって、飢餓人口の減少だけでなく、保健、教育、水・衛生などの分野においても深刻な影響が出ると危惧されています。したがって、食料価格高騰問題においては、食糧配給支援にとどまらず、社会的セーフティ・ネットの確保や食糧増産による需給バランスの改善など、多面的な施策につき包括的かつ一貫性のある取組が求められています。

< 日本の取組 >

食料不足に直面している開発途上国に対して食糧援助を行うとともに、開発途上国の食料生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組を並行して進めています。

食糧援助については、飢餓への対応として人道的見地から実施しており、アフリカなど食料不足に直面している国を対象として、2007年度には、食糧援助(KR^(注117))により、総額約160億円の支援を行いました。このうち、二国間支援を通じて、ネパール、エリトリア、カーボヴェルデ、ブルキナファソ、ハイチなどに対して72.8億円の支援を実施し、国連世界食糧計画(WFP^(注118))および国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA^(注119))経由では、東ティモール、ギニアビサウ、シエラレオネ、スーダン、パレスチナ自治区

などに対し86.8億円の拠出を行いました。特にWFPに対しては、2007年度はWFP経由で実施した二国間の食料援助を含め約1億2,000万ドルの拠出を行い、第5位の援助国となっています。

また、農業生産量の増大のためには、かんがい施設の整備や食料生産技術の向上のための技術協力なども重要です。最近では、ザンビアにおいて、干ばつ常襲地帯における地域・世帯レベルの食糧安全保障を強化するための食用作物の多様化に協力しています^(注120)。また、ウガンダでは、水資源を有効利用した持続的なかんがい農業技術を導入し米の生産量の増大を図る支援を行っています^(注121)。

 農業・農村開発/水産に関する日本の取組については、74ページを参照してください。

● 食糧価格高騰問題

2007年の後半に入ってから特に顕著となった深刻な食料価格の高騰は、WFPなどの食糧支援事業などにも大きな影響を与えるほどになりました。この課題に対応するため、日本は積極的に緊急食糧支援に乗り出すとともに、G8議長国として、またホスト国として、様々な外交機会においてこの問題を取り上げ、国際社会による一致団結した対応を求めてきました。



(写真提供:AFP=時事)

注115：(出典)FAO“Assessment of the World Security and Nutrition Situation”(2008)(2008年版The State of Food Insecurity in the World原案に基づくもの)

注116：(出典)World Bank“Rising Food and Fuel Prices: Addressing the Risks to Future Generations”(2008)

注117：KR:Kennedy Round

注118：United Nations World Food Programme

注119：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

注120：食糧安全保障向上のための食用作物多様化支援プロジェクト

注121：東部ウガンダ持続型灌漑農業開発計画

(5) 資源・エネルギー

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約1,298億円(8か国)

無償資金協力:約56億円(9か国)

技術協力

研修員受入:356人

専門家派遣:114人

< 現状 >

エネルギー問題は、貧困、持続可能な開発、環境問題といった様々な問題と関連する地球規模の課題です。開発途上国では、電力など近代的なエネルギー・サービスを享受できない人々が約25億人いるといわれています^(注122)。近代的なエネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達とそれに伴う雇用機会の喪失による貧困化、医療サービスや教育を受ける機会の制限など、経済・社会における生活の質的向上を妨げる要因となります。

今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする開発途上国を中心に増大することが予想されています。これに対し、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮なしには、エネルギー需給のひっ迫と価格高騰、二酸化炭素排出の増加といった問題が顕著になる可能性があり、ひいては開発途上国の持続可能な開発並びに日本および世界の経済・環境に影響が出ることが懸念されます。

< 日本の取組 >

開発途上国の持続可能な開発および日本自身のエネルギー確保の観点から、開発途上国におけるエネルギー供給のための協力を各国の事情に合う形で実施しています。具体的には、開発途上国に対する近代的エネルギー・サービス提供による貧困対策や、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、同時に、エネルギー・ロス改善、エネルギー利用効率化および再生可能エネルギーを活用した発電施設などのエネルギー関連インフラの整備といった、環境に配慮したエネルギー分野の協力も積極的に進めています。

 日本の気候変動対策については、第1部(2ページ)を参照してください。

鉱物などの資源の大部分を海外に依存している日本においては、長期的かつ安定的な資源調達は将来の繁栄のためにも大変重要です。このような資源調達の多くは民間企業を通じて実施されています。このため、これらの企業の資源開発や生産などが円滑に行えるよう、政府開発援助を積極的に活用し、連携していくことが期待されています。

資源国に対しては、その国の外貨獲得源である資源開発を支援し、自立的発展の促進を図り、資源分野における関係強化を図っています。2007年度は、カンボジアのモンドルキリ州における小水力発電設備や送配電設備などへの無償資金協力を2006年度から引き続き実施しています^(注123)。カンボジアは過去の内戦の影響によって電力の発展が遅れたこともあり、この支援によって電力が安定的に供給され、州全体の経済発展を牽引することが期待されています。また、日本は、地方電化を通じた貧困削減と地域経済活性化を目指し、電化プロジェクトの契約管理、太陽光発電システムの運用手法能力の移転、エネルギー局地方電化課の業務運営・管理能力の開発などのための技術協力も行っています。例えば、マラウイでは、人口の約8割が生活する地方の世帯電化率がいまだ1%に満たない中、配電線の延伸や太陽光発電システムの普及によって地方電化を推進していくための技術移転や資金の管理運営能力向上支援に引き続き取り組んでいます。

注122：(出典)国際エネルギー機関「2006年世界エネルギー展望」(2006)

注123：モンドルキリ州小水力地方電化計画

(6) 防災と災害復興

< 実績 >

2007年度の実績は以下のとおりです。

有償資金協力(円借款):約604億円(6か国)

無償資金協力:約226億円

技術協力

研修員受入:338人^(注124)

専門家派遣:34人^(注125)

国際緊急援助

総額:約3億8,100万円

援助隊派遣:1件

緊急援助物資供与:22件

< 現状 >

地震、火山噴火、津波、暴風、豪雨、洪水、土砂災害、干ばつなどの災害は世界各国に様々な形で毎年のように発生しています。大規模な災害では、多くの人命や財産が奪われるだけでなく、経済や社会システム全体が長期にわたって深刻な影響を受けることがあります。特に、開発途上国の多くは災害に対してぜい弱であり、極めて深刻な被害を受けます。また、一般に貧困層が大きな被害を受けて災害難民となることが多く、衛生状態の悪化や食料不足な

どの二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

また、大規模災害への予防対策に万全を期すべく準備しても、大地震などの大自然の猛威に対しては、人類は無力である場合があります。このような大規模災害が起こると、多数の被災者が発生し早急な災害救援活動が必要となりますが、海外の地域には、災害の規模などにより自国のみでは適切な対応を行えない場合があります、国際協力が重要になります。

< 日本の取組 >

自らの過去の災害経験から培われた優れた知識や技術に基づき、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野の重要性を強く認識しており、積極的な国際協力を行っています。特に、2005年に神戸で開催された国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005—2015」が採択され、日本は国連と協力してその世界的な実施を推進しています。この会議において日本は政府開発援助による防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表し、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を引き続き積極的に支援していくことを表明しました。日本は、同イニシアティブの着実な実施に努めています(2005年度:8.4億ドル、2006年度:8.2億ドル)。また、2005年のアジア・アフリカ首

脳会議では、防災分野に対して、5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明しました。防災・災害復興支援の強化を目的として創設された「防災・災害復興支援無償資金協力」を通じ、2007年度には、4地域7か国に対し支援の実施を決定しました。例えば、バングラデシュ北東部のモウルビバザールにおいて洪水の予報精度の向上、暴風雨・鉄砲水の適切な予警報発表を実現するための気象レーダー塔の建設、整備などの支援実施を決定しました^(注126)。2006年度も日本の無償資金協力により同国のコックスバザールにおいてレーダー整備を実施しており、これと併せてバングラデシュ気象局におけるサイクロンの監視能力のさらなる向上が図られることとなります。一方で、2007年11月にバングラデシュを縦断した大型サイクロンによって、南部沿岸部を中心に大きな被害が発生し、被災民に対する緊急無償資金協力と

注124：内訳：JICA(323人)、国土交通省(15人)

注125：内訳：JICA(26人)、国土交通省(8人)

注126：モウルビバザール気象レーダー設置計画

して、約4億2,600万円の支援を実施しました。2007年度の災害に対する緊急援助としては、ソロモン諸島(地震、津波)、メキシコ(大規模洪水、土砂災害)などにそれぞれ、緊急無償資金協力を行いました。

2004年のインド洋大津波により死者・行方不明者合わせて約8,500人に上る甚大な被害を受けたタイには、国家災害警報センターなどに対して、中央省庁と地方行政、コミュニティレベルにおける連携強化

● 国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、迅速に緊急援助を行う体制を整えています。人的援助として、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、被災者に対して医療活動を行う医療チーム、災害応急対策などについて専門的な助言・指導などを行う専門家チーム、また特に必要があると認められる場合に派遣される自衛隊部隊の4つがあります。また、物的援助として、緊急援助物資の供与があり、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを海外4か所の倉庫に常時備蓄しており、大規模災害発生時に、迅速に被災国に供与できる体制を整えています。

最近では、2008年5月2日から3日にかけて、ミャンマー南部にサイクロンが上陸し、未曾有の被害をもたらしました(死者84,537名、負傷者19,359名、行方不明者53,836名(6月24日ミャンマー外務副大臣発表))。日本は、5月9日に当面の支援として、1,000万ドルを上限とする緊急支援を行うことを決定しました。また、ミャンマー政府からの国際緊急援助隊の派遣要請を受け、人道的観点から援助隊の派遣を決定し、医療チーム23名(5月29日～6月11日)をミャンマー南部のヤーワディー管区ラブッタに派遣するとともに、3回にわたり合計約1億800万円相当の緊急援助物資を供与しました。医療チーム活動中は、テイン・セイン首相などミャンマー首脳が活動現場に視察に訪れ、激励と謝意表明がなされ、また、日本の医療チームの評判を聞きつけ、遠方から診療を訪れる患者が増えるなど、評価の高い活動となりました。

 ミャンマーにおける国際緊急援助隊医療チームの活動については、92ページのコラムも参照してください。

と災害対応能力向上を目的とした技術協力を2006年度から2年間実施しました。その成果として、タイで初の「防災白書」の発行、国家防災計画の改訂、eラーニング教材の開発などが行われました。また、村レベルでも、コミュニティ防災マニュアルなどが整備され、ワークショップなどを通じて村人の災害対応能力の向上に活用されています。

また、中国の四川省では、2008年5月12日にマグニチュード8.0の大地震が発生し、死者約7万人の甚大な被害が出ました。翌13日、日本は当面の支援として、総額5億円相当の無償資金協力および緊急援助物資の供与を決定しました。その一環として、中国政府による派遣要請を受け、日本政府は、救助チーム61名(5月15日～21日)および医療チーム23名(5月20日～6月2日)を中国四川省に派遣するとともに、約6,000万円相当の緊急援助物資の供与を行いました。救助チームは、四川省青川県および北川県において捜索・救助活動を行い、16名の遺体を収容しました。また、医療チームについては、四川大学附属華西病院において中国医療関係者とともに医療活動を行い、中国側医療スタッフとともに救急外来253名、入院患者283名の患者を診療しました。中国が歴史上初めて受け入れた海外からの救助隊である日本の救助チーム、さらに医療チームの活動は、中国や日本のメディアで大きく取り上げられました。これらに加えて、中国側からテントなどの救援物資について要請がなされたことから、5月30日には総



救助活動を行う国際緊急援助隊の救助チーム

(写真提供:時事)

額5億円を上限とする追加的支援を決定しました。なお、医療チームの活動中には、温家宝首相や楊潔篪^{よつち}外交部長がそれぞれ視察に訪れ激励と謝意表明がなされたほか、G8北海道洞爺湖サミットの際に訪日した胡錦濤^{こきんとう}国家主席からも日本の緊急援助

隊に対して直接感謝の意が表明されました。

 中国との関係については、109ページも参照してください。

● 国際機関との連携

日本は、2006年に設立された世界銀行防災グローバルファシリティ^(注127)への協力を行っています。このファシリティは、災害に対して弱い低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復旧を目的としています。日本は、同ファシリティに対し、3年間で600万ドルの資金を拠出しています。

防災の重要性への認識の深まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と防災に関与する国連や世界銀行をはじめとした国際機関が一堂に会して防災への取組を議論する場として、防災グローバル・プラットフォームの設置が決定され、2007年6月に第一回会合が開催されました。日本は、このプラットフォームの事務局である国連国際防災戦略

(UN/ISDR^(注128))事務局の活動を積極的に支援しており、2007年10月には、兵庫事務所も設置されました。

また、日本は、大規模災害発生時に、地球地図データを利用して被災地域の周辺図を作成し、国連人道問題調整部(UNOCHA^(注129))やJICAに提供しています。この地図により、開発途上国など地図整備が不十分な地域においても、災害発生初期において被災地域の地理的特徴を広域的に把握し、災害対策などに利用することが可能となります。2008年度には、ミャンマーのサイクロンや中国四川の地震などの被災地域周辺について、地球地図データの道路、鉄道、土地利用、標高などの情報を組み合わせて作成した地図を提供しました。

注127 : Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注128 : UN/ISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注129 : UNOCHA:United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs

10 コラム

ミャンマー国際緊急援助隊医療チームの活躍

ミャンマーでは、2008年5月2日から3日にかけて大型サイクロンが同国南部に上陸し、死者・行方不明者約14万人、約106億ドル規模の被害をもたらしました。日本政府はミャンマー政府の要請を受け、緊急無償資金協力を行うとともに23名からなる国際緊急援助隊医療チームを派遣しました。メンバーは、医師4名(団長を含む)、看護師7名(うち1名は助産師)、医療調整員6名(薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、栄養士、救急救命士)、業務調整員6名(副団長である外務省員を含む)で、災害に伴う外傷、下痢、マラリアおよびデング熱等の治療にあたり現地で高い評価を得ました。医療チーム団長として尽力された金井要さんから現地での医療活動、そして医療チームの方々の生活面でのご苦労などについて寄稿いただきました。

ミャンマー連邦派遣 国際緊急援助隊医療チーム 団長
((財)救急振興財団救急救命九州研修所 所長) 金井 要

私は、5月25日に日本を出国、事前調査の段階からミャンマー入りし、関連機関から情報収集を行っていたが、得られる情報は限られていた。5月27日午後、ミャンマー保健省の担当者に派遣予定のラブッタについて尋ねた時は、「治安は問題ない。宿泊場所はない。水や食べ物の安全は保証できない。そろそろ雨季で、蚊が発生する。マラリアの恐れがあるから蚊帳が必要。」ということで、「電気もないし、まあテント生活だね。」と軽く言われ、これからの活動の過酷さを暗示するものだった。5月30日ラブッタ入りした時の交渉で、かろうじて屋根のある宿泊場所が確保でき、簡易ベッドをぎっしり並べることで、屋外でのテント生活は避けることができた。

大型のサイクロン被害を受けたミャンマー南部デルタ地帯ラブッタに国際緊急援助隊医療チーム(以下、医療チーム)が到着したのは、5月30日夕方。翌31日午前に被災者約6,400人が生活している被災者キャンプに診療用テントを設置し、午後から診察を開始した。季節は熱帯の

乾季で、素晴らしく晴れた空の下、気温は朝方の涼しい時で38度、日中は簡単に40度を超える。風通しの悪い診療用テントの中はもっと温度が高く、中にいるだけで体力が奪われていく。そのような過酷な自然環境の中での医療活動であった。

下痢、脱水、かぜ、皮膚病、外傷など、様々な疾患の患者が毎日110名から170名ほど診察に訪れた。我々は限られた人員と機材で患者を診察していった。日本の医療チームのうわさは、ラブッタ地域全域に伝わっている様子で、朝5時に村を出て歩いてきたという女性患者もいた。

医療チームは全員が医師が看護師と考える人にとっては、チームのサポート・スタッフである業務調整員の数が多く感じられるかもしれない。しかし、3.5トンの荷物、通訳や運転手を含めると40数名の人員、さらに約10台の車両(バス、トラック等)を雇いあげ、これらに荷物や人員を積み、現地に着いたら宿泊場所や診療用のテントを設営する。これを運用するには知識や



診察中(右から金井団長、通訳のサニーさん、患者)(写真提供: JICA)

経験を積んだ業務調整員がリードしないとうまく動かない。緊急援助活動を円滑に進められるかどうかは彼らの力に負うところも大きい。

現地滞在中の飲み水はヤンゴンで調達、食糧は日本およびヤンゴンで入手した保存食品(お湯で戻すお米や麺、缶詰等)で、これを食べ続ける。また、乾燥食品にお湯を加えてもどし、レトルト食品や缶詰を毎日食べ続けるのは、結構大変であり、「健康管理は食べ物から」と実感する。食べ物は、隊員の健康や士気にかかわる。そこで業務調整員の出番である。医療スタッフが患者を診察している間に、飲食物を含め必要な物品をどこから調達してくる。探し出してきた氷で冷やされた飲み物を口にした時は文明的な生活に少し戻った気分がした。

医療活動を開始してから1週間目ごろの話。慣れない過酷な環境で体になりの負担がかかっていた医療チームのメンバーに業務調整員が野菜スープを作ってくれた。過酷な自然環境のため、体調を崩す隊員も出始めており、熱を通したキャベツやジャガイモが入ったスープは大変おいしく、感動ものだった。

6月8日午前までの9日間の医療活動で延べ1,202人の診察を行うことができた。円滑に活動が進められたことにはサポート・スタッフの業務調整員が走り回ってくれたことも一役かっていた。活動期間中重篤なマラリアと診断し、現地病院に引き渡した後亡くなられた子供の母親が、チームの誠意ある活動に御礼をいいたいと撤収時に見送りに来られた。



被災者キャンプと雨期の大雨(写真提供:JICA)



診療所キャンプと被災者達(写真提供:JICA)



引渡式後の集合写真(6月8日)(写真提供:JICA)

(7) テロ・海賊

< 現状 >

テロは、国境を越えて引き起こされ、国際社会全体に直接影響を及ぼす重大な地球規模の問題です。世界各国で頻発するテロ事件に見られるように、国際テロの脅威は依然として深刻です。また、テロは主体や手口が多様化する傾向にあり、その対策には、以前にもまして国際的な協調が必要です。テロの頻発は、観光、海外直接投資、貿易などを通じて、テロが発生した国の経済活動に重大な影響を与え

ます。そのため、開発途上国にとって、テロ対策を強化し、テロを未然に防止することは、開発を進める上でも重要です。

また、海賊行為についての対策も講じる必要があります。特に日本は、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しており、周辺諸国における海賊対策は日本自身の平和と安定に直結します。

< 日本の取組 >

● テロとの闘い

国際的なテロを防止するためには幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要であるとの考えのもと、テロ対策の国際的な取組に積極的に参加しています。特に、テロリストにテロの手段を与えない、テロリストに安住の地を与えない、テロに対するぜい弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、出入国管理、交通保安、テロ資金対策などの能力向上支援を実施しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、CBRNテロ^(注130)対策、テロ防止関連諸条約などの分野において、セミナーの開催、研修員の受入など

を実施しています。

2007年7月には、東南アジア諸国などの危機管理能力向上を目的として、クアラルンプールにて日本主催による「化学・生物テロの事前対処および危機管理セミナー」を実施しました。さらに、東南アジア諸国などの出入国管理業務に携わる職員の能力向上と相互交流を図るため、1987年以来毎年「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催しています。

また、2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設され、開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。さらに、2008年1月、タイ・ベトナム・カンボジアの税関職員に対し、テロ対策などの能力向上のための技術協力を行っています。これにより、テロ対策等治安無償資金協力によりカンボジアに供与された大型X線検査装置の運用強化が図られる見込みです。

● 海の安全

海に囲まれている日本にとって海の安全を保つことは、日本の繁栄という観点からも不可欠です。海賊活動の防止のためには、沿岸国の取締り能力向上を図るとともに、情報共有強化や人材育成が重要です。2007年度には、テロ対策等治安無償資金協力を通じ、国際的な主要航路の一つであるマラッカ海峡を含むマレーシア海域の海上保安体制を強化するため、マレーシアの海上法令執行庁に対し、



フィリピン沿岸警備隊関係者に対して海図の取扱いなどを指導している海上保安庁職員 (写真提供:JICA)

注130：化学(Chemical)、生物(Biological)、放射性物質(Radiological)、核(Nuclear)を用いた兵器はそれぞれの頭文字をとって、CBRN兵器と呼ばれ、これらを用いて行われるテロは、CBRNテロと呼ばれる。

レーザーカメラシステムなどの警備機材を補強するための支援^(注131)を行うとともに、引き続き、海上取締り能力の向上を目的とした専門家を派遣しています。

フィリピンとの間では、頻繁に発生する海難事故、タンカーなどの座礁による環境汚染、海賊行為、薬物の洋上取引に対する取組として、日本は、2002年度から2007年度までの間、フィリピン沿岸警備隊の

強化支援を行いました。具体的には、フィリピン沿岸警備隊の約2,000名に対し、逮捕術などの訓練、日本の海上保安庁との合同演習を含む海上救難能力強化セミナー、流出油防除技術の訓練、落水者の救助、全員退船訓練、自船・他船消火訓練などを行いました。

(8) 国際組織犯罪

< 現状 >

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進むに伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪は、治安維持に深刻な影響を及ぼしています。薬物や銃器の不正取引、詐欺・横領などの企業・経済犯罪、通貨などの偽造や資金洗浄(マネー・ロンダリング)などの金融犯罪、不法移民、女性や児童の人身取引などが挙げ

られ、近年、国際組織犯罪の手口は以前よりも一層巧妙化しています。このような国境を越える犯罪に対しては、一国のみの努力では対策に限りがあるため、各国による対策強化とともに、開発途上国に対する司法・法執行分野におけるキャパシティ・ビルディングなどにより、法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 麻薬対策支援

麻薬などの薬物問題は人々の生活や生存を直接脅かし、経済・社会の健全な発展を阻害する危険性を有する地球規模の問題であり、国際社会が協調して取り組んでいかなければなりません。また、国内対策の観点からも積極的に薬物対策支援を推進していく必要があります。

二国間支援としては、日本への薬物の供給源となっている薬物の密造地域などにおける薬物関連犯罪の防止や取締り能力向上への支援を行っています。日本は、NGOを通じた協力などによって、これらを支援しています。例えば、2007年度には、ベトナムに対して、薬物常習者の治療を行うためのセンター

建設に協力しました。また、中南米のコロンビアでは、麻薬代替作物導入のための職業訓練所の建設を行いました。

さらに、日本は、薬物・犯罪分野における国際的取組を促進するため設立された国連薬物犯罪事務所(UNODC^(注132))への支援を毎年行っており、薬物分野に対しては、2007年度は約195万ドルを拠出しました。この資金を利用し、東南アジアの国境における不正薬物取引の取締り強化、ケシ栽培を停止したミャンマーの農村地域の開発などのプロジェクトに対する支援を行いました。

● 人身取引問題対策支援

日本は、2004年に策定した人身取引対策行動計画に沿って様々な施策を実施しています。これまでに、14か国の先方政府、国際機関、NGOなどと人身取引の効果的な防止および撲滅に向け協議を行っており、2007年度は、ラオス、カンボジア、タイ、インドネシア、ルーマニアなどと協議を行いました。

また、人間の安全保障基金などを通じて、人身取引撲滅に向けた様々なプロジェクトを支援しています。さらに、2007年度には、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の犯罪分野に拠出した5万ドルの中からタイの人身取引被害者対策を支援しました。

注131：海上警備強化機材整備計画

注132：UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime

● 不法な人の移動の対策支援

国際組織犯罪における不法な人の移動に際しては、偽変造旅券が使用されるケースが多く見られます。日本は、東南アジア諸国・地域などの関係者による相互の協力関係の発展、技術向上、関係諸国・地域の出入国管理行政の的確化と円滑化を

指しています。1995年以降2007年度においても、各国の出入国管理機関における偽変造文書の鑑識技術者の間でのセミナーを開催し、文書鑑識技術などについての意見交換や偽変造旅券の動向などについての情報共有を行っています。

4. 平和の構築

< 現状 >

冷戦後の国際社会では、民族・宗教・歴史などの違いによる対立から地域・国内紛争が多発しており、その被害者の大多数は、子どもを含む一般市民です。紛争は、難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こします。また、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失を生み出すことから、紛争は避けねばなりません。平和と安定は、開発と発展の前提条件といえます。

国際社会では、2005年、アナン国連事務総長(当時)報告を踏まえ、国連総会と安全保障理事会では、平和構築委員会の設立が共同決議されました。この委員会では、紛争状態の解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略の助言や提案を目的として活動しています。

< 日本の取組 >

政府開発援助大綱や中期政策においては、平和の構築を重点課題の一つとして掲げており、そのプロセスにおいて継ぎ目なく支援を行い、平和と安定を確保することを目指しています。具体的には、紛争下における難民支援や食糧支援などの人道支援や、選挙支援など和平(政治)プロセスに向けた支援を行い、紛争の終結を促します。そして、紛争終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR^(注133))への取組、治安部門の再建など、国内の安定・治安の確保のための支援を段階的に実施するとともに、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組を進め、基礎インフラの復旧を行うなど、復興への道筋をつけます。さらに、定着した平和を確立し、次の紛争が起こらないよう、国家、経済、社会の再建に向けて、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度支援、保健や教育といった社会セクターへの取組を進めます。このような継ぎ目のない支援を行うため、国際機関経由の支援と、無償資金協力、技術協力、円借款とい

う二国間の支援を組み合わせ対処しています。2007年度には、インドネシアに対して、紛争予防・平和構築無償資金協力として同国のアチェにおける紛争被害地域再生のため、既存の情報・カウンセリング・紹介サービスセンターを活用し、研修やカウンセリング、支援計画作成の支援を国際移住機関(IOM)経由で実施しました^(注134)。また、レバノン北部のパレスチナ難民キャンプであるナフル・エル・バーリド難民キャンプでは、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA^(注135))を通じて、帰還難民の生活環境の改善や地域社会の能力構築にを目指し、シェルターなどの住宅支援やプレハブ校舎の建設などを実施しました^(注136)。

そのほかにも、日本は、これまでイラク、アフガニスタン、スーダン、カンボジア、スリランカ、コソボ、東ティモール、ネパールなどにおいて平和の構築への具体的な取組を行ってきており、今後とも、同分野に政府開発援助を活用した取組を積極的に行っていきます。

注133：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

注134：アチェにおける平和構築のための紛争被害地域再生プログラム(IOM経由)

注135：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

注136：レバノン北部におけるパレスチナキャンプ再建計画(UNRWA経由)

日本は、これまでの平和構築分野全般での取組が評価され、2007年6月、国連の平和構築委員会の議長に選出されました。2008年12月までの議長任期の間、日本は、国連の安全保障理事会や総会

をはじめとする諸機関との関係強化や、同委員会の検討、対象国への関心の喚起や支援の呼びかけなど、委員会の活動の強化と定着に努めました。

● 平和構築分野での人材育成

多様化・複雑化する平和構築の現場ニーズを捉え、2007年度、中長期的な視点から平和構築の現場で必要となる実践的な能力を備えた文民を育成することを目的として「平和構築分野の人材育成事業」を立ち上げました。2007年度は、日本およびアジア諸国からの研修員29名を対象に、①国内研修、

②海外実務研修、③就職支援—を3本柱とした研修事業を実施しました。現在、この研修を卒業した研修員の多くが平和構築の現場で活躍しています。

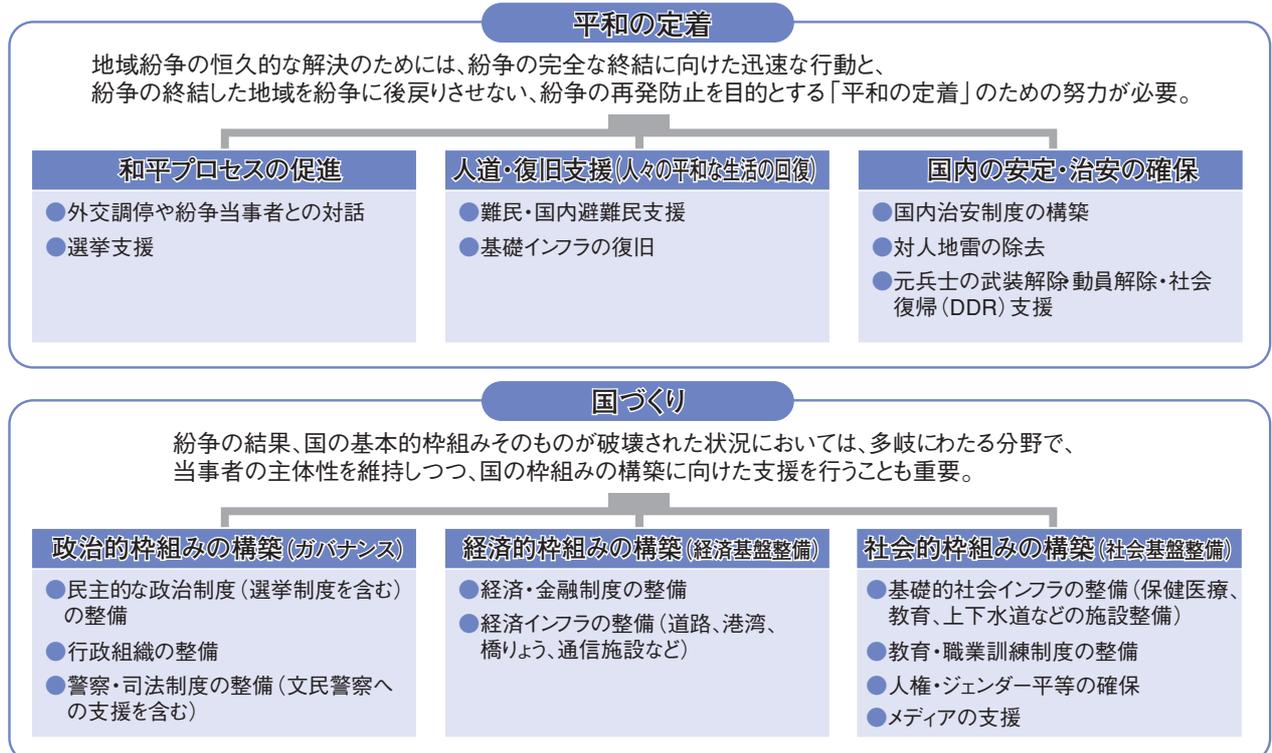
 平和構築人材については、99ページのコラムも参照してください。



平和構築分野の人材育成事業の国内研修の様子(広島市)

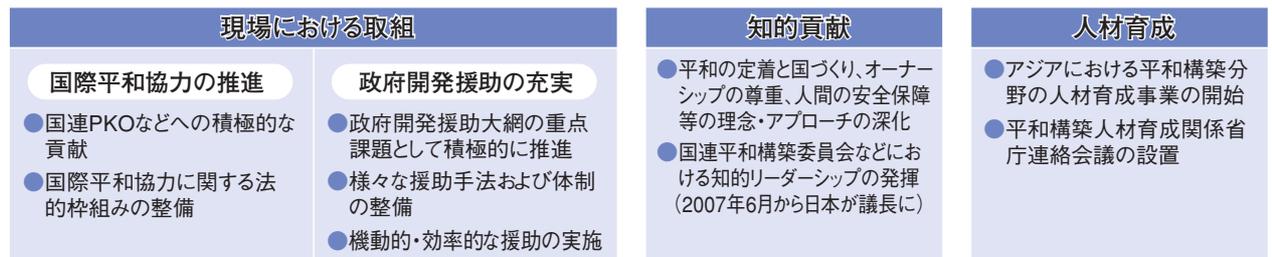
図表Ⅲ-12 平和構築概念図

平和構築 = 平和の定着 + 国づくり



(「国際平和協力懇談会最終報告書」を基に作成)

平和構築分野での日本の取組



政府開発援助による平和構築支援 ~継ぎ目ない支援を目指して



明るい声が増えるように

コラム 11

生活向上で平和の構築を 〜日本の平和構築人材育成〜

2007年度から、外務省は、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」を開始しました。この事業は、平和構築分野で働く日本およびアジアの文民の人材を育成するものです。外務省の委託を受けた広島大学が「広島平和構築人材育成センター(HPC)」を設立し、本件の事業運営を行っています。研修員は、広島での6週間の平和構築に関する集中講義を経て、海外の国際機関やNGOで実務研修をします。樋口綾子さんは、第一期生としてこの事業に参加し、UNDP(国連開発計画)東ティモール・ディリ事務所での実務研修の後、実績が認められ、引き続き同事務所プログラム・オフィサーとして勤務されています。今回、平和構築人材としての抱負や勤務先での経験などについて、寄稿していただきました^(注1)。

UNDP東ティモール・ディリ事務所 樋口綾子

バナナの葉で覆われた粗末な小屋、裸足でかける子供たち、電気の通っていない壊れた電柱、そしてあちこちに点在するまだ新しい墓地—東ティモールの首都からヘリコプターで約50分、東ティモールで最も貧しい地域のひとつと言われるオイクシ県^(注2)で私が目にした光景です。

私が東ティモールを訪れたのは2007年11月。外務省の「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の第一期生の研修先としてUNDP(国連開発計画)東ティモール事務所に派遣されました。人が人らしく生活できるよう、紛争で苦しんでいる人々のために働きたいと思い、それまで勤めていた会社を辞め留学していた私にとって、まさに平和構築の仕事をするための入り口でした。

UNDP東ティモール事務所では、Pro-Poor Policy Unitという貧困削減に関連した政策提言や調査を行う部署で、東ティモール版人間開発報告書とMDGs(ミレニアム開発目標)レポートを担当しました。人間開発やMDGsというと、平和構築よりも開発協力の仕事という印象があるかもしれませんが、貧困削減をはじめとしたMDGsの達成や人間開発は、東ティモールで平和を定着させる上で重要な役割を果たすと私は考えています。東ティモールは2002年、インドネシアとの独立闘争を経て念願の独立を果たしましたが、「インドネシア時代の方が生活は良かった」という声をよく耳にします。例えば、オイクシ県を含め、インドネシアに占領されていた頃にはあった



アイナロ県の植林プロジェクトを視察している様子(右が筆者)
(写真提供:樋口さん)

電気も、今は安定供給されていないところが多いのです。また、紛争が終わったからと言って人々の生活が劇的に改善されたわけではありません。最新の人間開発報告書(2007/2008年)によると、東ティモールの人間開発指標は177か国中150位となっていて、アジアで最も貧しい国のひとつとされています。もし東ティモール政府が人々の生活を向上させていかなければ、不満が鬱積して、また暴力に訴える人が出ないとも限りません。若者の失業率の高さなどは既に東ティモール社会の不安定要素となっています。つまり、貧困削減、教育の普及、男女の平等、市民の政治参加などが少しでも進み、東ティモールの人々の生活が向上していくことこそが社会を安定させ紛争を予防し平和の構築につながるのだと思います。

オイクシの村ではインドネシアとの独立闘争で父親や夫、兄弟を亡くしたという人に多く出会いました。東ティモールの人々にとって紛争の記憶はまだ新しく、これからそれを乗り越えていかななくてはなりません。その一方でオイクシの山奥の村でも「子供を高校に通わせることができるようになった」「野菜を作って現金収入を得られるようになった」という明るい声も聞くことができました。平和をより強固なものにするため、こうした明るい声が増えるよう、これからも東ティモールで仕事をしていきたいと思います。



事務所にて同僚と(右端が筆者) (写真提供:樋口さん)



注1：寄稿文の見解は筆者個人によるものであり、必ずしもUNDPを代表するものではありません。

注2：東ティモールの飛び地

(1) イラク

< 概要 >

日本を含む国際社会は、イラクの平和と安定を回復し、定着させるために、イラクの国づくりへの支援を進めています。イラクが主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民にとって、また、中東および国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、日本の国益にも直結します。

 中東地域の支援については、[120ページ](#)も参照してください。

イラクでは、2005年に実施された国民議会選挙の結果を受け、2006年に新政府が発足しました。2007年5月には、政治、治安、経済、社会などの広範な分野にわたるイラク政府と国際社会の協力の在り方を定めた「イラク・コンパクト」発足に関する閣僚級会合がエジプトで開催され、74の国・機関が参加しました。このような国際社会の幅広い支持の下で、イラク政府によるさらなる主体的かつ自律的な取組を国際社会が支援していくことが期待されます。

< 日本の支援 >

日本はこれまで、自衛隊派遣による人的貢献と政府開発援助による支援を「車の両輪」としてイラクの復興を支援してきました。自衛隊による支援については、陸上自衛隊が2004年初めから2006年7月まで、サマーワを中心に医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動などに従事しました。航空自衛隊による国連や多国籍軍の人員・物資の輸送活動については2007年度も実施されました。

政府開発援助では、無償資金による直接支援を2007年度末時点で16.9億ドル供与し、着実に実施しています。これまで行ってきた取組のうち、警察車両や消防車両の供与、サマーワ市ゴミ処理機材供与などの機材供与の9事業および移動式変電設備の供与、北部・中部の病院整備などの7事業は既に完了し、その成果が現地で実感されつつあります。2007年度には、紛争予防・平和構築無償資金協力を通じ、ファルージャ周辺住民50万人の母子保健サービス向上のため、ファルージャ母子病院の設置のための医療器材の供与などを国連開発計画(UNDP^(注137))経由で実施することを決定しました^(注138)。

イラクの復興が着実に進展するためには人材育成が重要です。日本は、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力向上

支援を行っています。2007年度末までにエジプトやヨルダンといった周辺国や日本で研修を受けたイラク人は約2,400名に上ります。さらに、大きな課題である国民和解の促進のため、イラク各宗派・民族の代表を招へいし、国民融和セミナーを開催しています。また、日本は、2007年度、イラクから7名の国費留学生を受入れました。

円借款による支援については、イラク側との協議や各種調査を経て、2007年度末までに、電力・運輸・石油・灌漑などの分野で10案件、約21億ドルの供与が決定しています。また、債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ諸国保有分におけるイラク債務(総額約362億ドル)の80%を3段階で削減する合意が成立したことを受けて、2005年11月に日本が有する約76億ドルの債権(日本は第1位の債権国)を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文が日本・イラク間で署名されました。債務削減スケジュールは国際通貨基金(IMF^(注139))支援プログラムと連動しており、2007年度末で第2段階まで進展しています。

 途上国の債務問題への日本の取組については、[64ページ](#)を参照してください。

注137：UNDP:United Nations Development Programme
 注138：ファルージャ母子病院設置計画(UNDP経由)
 注139：IMF:International Monetary Fund

● ムサンナー県における取組

サマーワを中心とするムサンナー県では、自衛隊の活動と連携し、総額2億ドル以上におよぶ草の根・人間の安全保障無償資金協力や緊急無償資金協力による支援を実施してきました。特に、安全な飲料水の提供、電力供給の安定化、基礎的な医療サービスの提供、衛生状態の改善、教育環境の改善、生活道路の確保、雇用機会の創出、安全な生活を送るための治安回復および人材育成を優先課題とし

● 様々な連携による支援

イラク復興支援に当たっては、国際協調の促進が重要です。この考えに基づき、2003年のマドリードでのイラク復興国際会議で設立されたイラク復興信託基金に、日本は、最大の拠出国として、4億9,000万ドルを拠出しました。この基金に対する拠出を通じて、国連機関や世界銀行は、様々な復興事業を実施しています。

日本は、医療、教育、給水などの分野でNGOを通じた支援も行っており、ジャパン・プラットフォーム(JPF)にこれまでに約2,600万ドルを拠出しました(2007年度末現在)。この拠出により、ジャパン・プラットフォーム傘下のNGOが、イラク北部3県の国内避難民・帰還民に対する緊急支援事業、バグダッドの小中学校修復事業、北部地域における医療支援事業など、計22件の事業を実施してきました。

このほかにも、ジャパン・プラットフォームに入っていない日本のNGOや国際NGOに対しても支援を行っています^(注140)。日本のNGOを通じては、これまでサマーワ母子病院に対する新生児保育器などの医療機材の供与やサマーワ看護高等学校に対する教育

で取り組んできました。また、円借款により、サマーワにおける橋りょうの新設や架替え、ムサンナー県における灌漑施設の復旧などを支援しています。

政府開発援助と自衛隊との具体的な連携事例としては、政府開発援助により供与した医療機材については、自衛隊医務官が使用方法などを指導したり、自衛隊が砂利舗装した道路を政府開発援助によってアスファルト舗装したことが挙げられます。



マーリキ・イラク首相と会談する橋本聖子外務副大臣

用機材の供与などを実施しました。また、国際NGOを通じては、バグダッドのヤルムーク教育病院への医薬品・医療品の供与やムサンナー県での給水車による給水活動などを実施しています。

注140：日本のNGOとしては「日本・イラク医学協会」、「東京財団」、「国際看護交流協会」、国際NGOとしては、ヨルダン「ハシミテ慈善財団」、「ケア・インターナショナル」、フランス「ACTED」に資金を供与している。

(2) アフガニスタン

< 概要 >

アフガニスタンは、20年以上にわたる内戦により、経済・社会インフラといった生活基盤そのものをはじめとして、国家の枠組みを形成する基本システムが破壊された状態が続いていました。同国においては、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ攻撃を受け、テロリズムの根絶に向けた国際社会の連帯において責任を果たすべく国際的な協力が進められ

ています。2004年には、新憲法が制定され、大統領選挙も行われました。しかし、今後の復興・開発に不可欠の基礎的インフラの整備や麻薬依存経済からの脱却、地方への支援の拡大が課題とされており、アフガニスタン政府と国際社会は協働して同国の再生に取り組んでいます。

< 日本の支援 >

アフガニスタンへの支援による和平・復興への取組が世界全体の平和と安定、さらには、テロの根絶・防止にもつながるという考えに基づき、日本は一貫して支援を継続してきました。2002年には、「アフガニスタン復興支援国際会議(東京会議)」を主催し、45億ドル以上の国際社会からの支援を確保した上、最大5億ドルの支援を表明しました。その後の様々な会議において、追加支援を表明し、2008年7月末までに、総額約14.5億ドルの支援を行っています。2008年度の動向として、2008年6月のアフガニスタン支援国会合(パリ会合)では、当面の間の支援として、新たに5.5億ドルの支援を表明し、プレッジ総額は20億ドルとなりました。

日本のアフガニスタン支援は、政治プロセス・ガバナンス、治安の維持、復興の3つの柱から成り立っています。政治プロセス・ガバナンスに対する支援については、国家の枠組みを形成する基本システムの回復を目的としています。例えば、暫定政権への行政経費支援や、2004年10月の大統領選挙とそれに続く2005年9月の議会選挙における監視支援などが挙げられます。治安の改善に対する支援については、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR^(注141))、地雷対策、警察支援など、平和の定着に必要な治安回復のための支援を行っています。特に、DDRプロセスは、日本が主導的な立場で協力し、2005年には、約6万人の元兵士の武装解除・動員解除が、また2006年には動員解除された元兵士の社会復帰

支援が終了し、2007年度現在においてはDDRの枠組外であった非合法武装集団の解体(DIAG^(注142))を支援しています。

復興支援は、緒方貞子アフガニスタンに関する総理特別代表(当時)の2002年のアフガニスタン訪問を踏まえた提言(緒方イニシアティブ)を踏まえて実施しています。現在のアフガニスタンは、緊急人道支援を要する段階から復旧・復興支援の段階を経て、本格的な開発支援を必要とする段階に移行しつつあり、アフガニスタン国家開発戦略(ANDS^(注143))に沿って着実に実施しています。日本は、アフガニスタンの持続的開発のため、同国の主要基盤産業であり、最大の従事者数を抱える農業の活性化を目指した地方総合開発およびインフラ整備を行っています。また、長年の戦乱により破壊された国の教育システム



(写真提供:EPA=時事)

注141 : DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration

注142 : DIAG: Disbandment of Illegal Armed Groups

注143 : ANDS: Afghanistan National Development Strategy

の再生に向けて、日本は、2006年度以降、JICAを通じて識字教育の強化を行っています。2007年度には、紛争予防・平和構築無償資金協力として、^{ユネスコ}UNESCOを通じ、アフガニスタンの9県を対象に、識字能力強化のための識字教材開発、識字センターなどの建設、識字用トレーナーの育成などを支援しました^(注144)。また、日本は、2007年度、アフガニスタンから46名の国費留学生を受入れました。

● 広域的な連携

中長期的なアフガニスタンの発展に向け、幹線道路建設などのインフラ整備、行政官などの人材育成、医療・教育支援なども行っています。また、中央アジアなど周辺諸国との連携をも見据えた開発が必要という観点から、アフガニスタンとその周辺国を対象とした地域開発を重視しています。

日本は、北大西洋条約機構(NATO)加盟各国の地方復興チーム(PRT^(注145))と連携しつつ、初等教育、職業訓練、保健・医療、水・衛生の分野での活動を実施するNGOなどに対し、草の根・人間の安

一方で、2008年8月、日本のNGOに所属する邦人職員が殺害されるなど、アフガニスタンでは、予断を許さない治安状況が続いています。このような状況においても、日本は国際的な役割を果たすべく、援助関係者の安全確保に特に注意しつつ、同国に対する様々な支援活動を行っています。

 援助関係者の安全確保については、158ページを参照してください。

全保障無償資金協力を行う枠組みを構築し、2007年度末までに7つのPRTと連携し、19件の事業を実施しています。2007年12月には、NATO側の窓口たるカブールのNATO文民代表部への連絡調整員を指名し、PRTと連携した上記取組を強化しています。また、2008年2月には、アフガニスタン共同調整モニタリングボード会合を東京で開催し、その機会にアフガニスタン・パキスタン国境地域の安定化のための支援、識字教育、国境管理などのための総額1億1,000万ドルの対アフガニスタン支援を表明しました。

(3) スーダン

< 概要 >

スーダンは、アフリカ最大の面積を誇ります。ナイル川の水利を制し、紅海の自由航行にも影響を及ぼすため、その安定は、アフリカ全体にとっても重要です。

 アフリカ地域全般の「平和の定着」については、第Ⅱ部第2章(34ページ)を参照してください。

1983年以降南北内戦が継続してきたスーダンですが、2005年1月に南北包括和平合意(CPA)が成

立し、暫定憲法が公布されるなど、和平に向けた本格的なプロセスが開始されています。しかし、約500万人にも上る国内避難民、経済・社会基盤の破壊、武器拡散や地雷、多数の元兵士の存在などに内戦の傷跡も残っています。また、西部ダルフール地域では、反政府武装勢力の活動が継続しており、政府の鎮圧活動と併せ、地域の開発と安定の阻害要因となっています。

< 日本の支援 >

ノルウェーのオスロで2005年に開催されたCPA履行前期(2005年～2007年)を対象とする支援国会合において、日本は当面1億ドルの支援を表明し、2007年度末までに約2億ドルの支援を実施しました。

国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、

日本は、難民や国内避難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動、水供給関連施設整備、小児感染症対策などの医療支援、食料支援などを行っています。2007年度のスーダンに対する支援としては、世界食糧計画(WFP)を通じて、二度の

注144：アフガニスタン・イスラム共和国における識字能力強化計画(UNESCO経由)

注145：PRT:Provincial Reconstruction Team PRTとは、NATO各国が派遣している軍人および文民復興支援要因から構成される組織で、アフガニスタン各地において治安改善と復興支援を同時に推進することによって復興開発支援の成果を上げ、アフガニスタン政府の影響力の地方拡大を支援している。

食糧援助を実施したほか、難民や国内避難民の帰還や物流促進などのため、南部スーダンにおける道路の修復を行いました^(注146)。また、UNICEFを通じてスーダン全土を対象にポリオワクチンや蚊帳の供与などの感染症予防対策を実施しました^(注147)。さらに、UNHCRを通じて、ダルフール地方において一次居住施設(シェルター)や井戸、小学校の建設など

難民、国内避難民の保護や帰還促進のための支援を行いました^(注148)。さらに、教育環境の改善、国内避難民などの南部スーダンへの帰還促進のための小学校や教員養成校の建設、学校用機材の調達などについても、UNHCRを通じて支援しています^(注149)。

● ダルフール問題

ダルフール問題に関しては、国連安全保障理事会や国際刑事裁判所(ICC^(注150))においても取り上げられているほか、2007年のドイツでのG8ハイリンゲンダムサミットにおいても懸念が表明されるなど、国際社会の大きな懸案となっています。日本は、この問題解決に向け、国連安全保障理事会と歩調を合わせ、スーダン政府を含む関係者の具体的努力を引き続き働きかけています。日本は、人道支援の実施に加

え、この問題解決のために主導的な役割を果たしているアフリカ連合(AU)の活動などに2007年度末までに総額約8,500万ドルの支援を行っています。

スーダン支援は、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に対する支援の一例であり、今後も同国の平和の定着に向け、引き続き努力していく考えです。



(写真提供:AFP=時事)

注146：南部スーダンにおける道路修復および地雷除去計画(WFP経由)

注147：スーダン共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)

注148：ダルフールにおける難民およびスーダン国内避難民の帰還および再統合並びにキャンプ運営支援計画(UNHCR経由)

注149：南部スーダンにおける教育施設建設計画(UNHCR経由)

注150：ICC:International Criminal Court

(4) 対人地雷・小型武器

< 現状 >

かつて紛争中であった地域に埋設されている対人地雷や、このような地域にまん延している非合法小型武器は、子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与えています。これは人道上極めて重大な問題であるとともに、市民による復興・開発活動を妨げ、

また新たな紛争の原因となることもあります。平和構築の観点から、地雷除去や小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内安定や治安確保への支援に特段の配慮を払った支援が必要になります。

< 日本の取組 >

● 対人地雷対策支援

日本は、2004年の対人地雷禁止条約(オタワ条約)の第1回検討会議以降、アジア・中東・アフリカ地域に力点を置きながら、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取組一という3原則に従った地雷対策支援を実施しています。

2008年3月、紛争予防・平和構築無償資金協力から約924万ドルを供与し、アフリカ中央部や東部のスーダン、コンゴ民主共和国、チャドの3か国において、地域住民の安全と地域の復興の進展を目的に、埋設地域の調査、住民地域の地雷除去、および地雷回避教育への支援を決定しました。地雷除去活

動の安全性や効率性の改善のため、日本の先端技術を活用した探知・除去技術の開発にも取り組んでいます。また、アンゴラでは、日本企業とNGOの協力による地雷除去の試みが行われています。2007年度には、研究支援無償資金協力として、カンボジアに対し、日本の先端技術を活用した地雷除去機について、カンボジア地雷対策センターによる認証試験の実施を支援しています^(注151)。この支援を通じて、カンボジアの地雷埋設環境に適した地雷除去活動支援機材が開発され、手作業による地雷除去活動の危険が大幅に軽減されるとともに、より迅速かつ広範な地雷除去活動の実施が期待されます。

● 小型武器対策支援

非合法に流通している小型武器の削減を目指した現場での取組として、日本は、武器を放棄した地域に対して道路や井戸、学校などのインフラや施設の修理、建設を整備し、開発による武器回収を目指したプロジェクトを支援しています。例えば、カンボジアでは、2003年から2007年9月末までに2万8,000丁を超える小型武器の回収という成果を上げています。また、小型武器の被害が特に深刻なアフリカに対しては、2008年2月、ガーナのコフィー・アナン国際平和維持センターの訓練プログラムに対して、紛争予防・平和構築無償資金協力をUNDP経由で3億円以上の拠出を決定するなど、支援の強化に努めています^(注152)。

さらに、小型武器対策の取組として、非合法的な武器の流入の摘発・防止など規制の実効性を担保するための関連法制度の整備支援や法執行機関への能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器専門家によるセミナーの開催などを実施しています。例えば、2007年度には、長年にわたり内戦下にあったルワンダの障害を持つ除隊兵士に対して、コミュニティに復帰できるための技能習得による経済的・社会的自立の促進および技能訓練センターの能力強化を目的とした支援^(注153)を実施しています。小型武器に関連するこのような取組の実績は、2007年度末までに総計約411億円となっています。

注151：第二次地雷除去活動支援機材開発研究計画

注152：西アフリカ諸国経済共同体諸国の小型武器対策計画(UNDP経由)

注153：障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト

第3節 地域別の取組状況

政府開発援助(ODA)大綱では、日本と密接な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼしているアジアを重点地域としています。その他の地域についても政府開発援助大綱の目的、基本方針

および重点課題を踏まえ、選択と集中を図り、効果的で効率的な協力を進めていくこととしています。以下では、各地域別の日本の政府開発援助の取組状況について説明します。

1. 東アジア地域

< 実績 >

日本の東アジア地域に対する2007年の二国間政府開発援助は、約11億1,336万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約19.1%です。

< 東アジア地域の特徴 >

東アジア諸国は日本と政治・経済・文化などあらゆる面において緊密な関係にあり、東アジア地域の発展と安定は日本の安全と繁栄にとって重要な意義を有しています。日本は、東アジア地域に対して、政府開発援助によるインフラ整備や人づくり支援とともに、経済関係の強化などを通じて貿易や民間投資の活性化を促進するなど、政府開発援助と貿易・投資を連携させた経済協力を進めることにより、同地域の目覚ましい経済成長に大きく貢献してきました。政府開発援助の実施に当たっては、引き続きアジアを重点地域と位置付けています。

東アジア地域においては、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助国へ移行した国も現れています。その一方で、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国(LDC^(注154))が依然として存在しています。また、中国のように、近年著しい経済成長を成し遂げつつも国内格差を抱えている国や、ベトナムのように、中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国もあります。日本は、このような各国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化などに十分留意しつつ、援助を行っています。

< 日本の取組 >

日本は東アジア地域において、基本的な価値の共有に基づいた開かれた域内協力・統合をより深めること、また、相互理解を進め、安定を確保することを目標としました。この観点から、民主化の定着や人権保護強化、法制度整備、経済成長促進のためのインフラ整備などの協力や、金融、エネルギー、防災、感染症対策といった機能的な協力を推し進めました。加えて、相互理解のためには人の交流が重要です。2007年、日本政府は、5年間で毎年6,000人程度の青少年を日本に招く「21世紀東アジア青少年大交流計画^(注155)」を発表しました。これにより若い世代に知日層が形成されることが期待され



(写真提供:AFP=時事)

注154 : LDC:Least Developed Countries

注155 : JENESYS Programme:Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths Programme

ます。初年度である2007年度は、中国から2,000人、韓国から1,200人、東南アジア諸国連合(ASEAN(注156))からは1,900人など、合計6,150人の青少年が訪日しました。また、2008年5月、福田総理大臣(当時)は、「アジアの未来」と題された演説で、日本と日

本人は、太平洋を「内海」とする国々の、拡大と発展をやめないネットワークを構築し、アジア・太平洋圏の人々との間に、心と心の信頼をさらに強く通い合わせながら『共に歩む』絆をつくっていくことを表明し、このための5つの具体的行動(注157)を約束しました。

図表Ⅲ-13 東アジア地域における日本の援助実績



2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与							
1	ベトナム	18.48	0.08	73.85	92.33	672.66	124.94	547.71	640.04
2	中国	15.48	—	263.62	279.10	912.09	755.53	156.56	435.66
3	マレーシア	0.28	—	25.70	25.99	287.75	90.77	196.98	222.97
4	フィリピン	7.24	—	50.53	57.77	669.08	504.69	164.39	222.16
5	カンボジア	62.35	2.44	39.84	102.19	15.37	4.01	11.36	113.56
6	ラオス	46.28	—	22.40	68.67	14.40	1.62	12.79	81.46
7	モンゴル	34.31	—	18.09	52.41	9.88	10.73	-0.85	51.55
8	ミャンマー	11.68	3.80	18.84	30.52	—	—	—	30.52
9	東ティモール	7.83	1.96	5.24	13.07	—	—	—	13.07
10	インドネシア	39.21	9.04	81.68	120.89	937.22	1,280.57	-343.35	-222.46
11	タイ	2.17	0.60	47.74	49.91	87.45	614.71	-527.26	-477.35
	東アジアの複数国向け	—	—	2.81	2.81	—	—	—	2.81
	東アジア地域合計	245.31	17.92	698.75	944.05	3,605.90	3,436.42	169.48	1,113.54
	(ASEAN合計)	187.69	15.96	361.80	549.49	2,683.93	2,621.31	62.62	612.11

*1 地域区分は外務省分類。 *2 合計は卒業国向け援助を含む。 *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

注156 : ASEAN: Association of Southeast Asian Nations

注157 : ASEAN共同体実現の断固支持、日米同盟の強化、「平和協力国家」として尽力、アジア、大洋州の知的・世代的交流のインフラを育成・強化、気候変動問題への取組・低炭素社会の実現

● 東南アジアへの支援

ASEANの統合促進やメコン地域開発などを通じて、東アジア地域内での格差を是正することは、地域の安定につながり、ひいては日本の利益となります。ASEANとの連携により、CLV(カンボジア、ラオス、ベトナム)などメコン地域の底上げによる地域経済の統合と連携の促進を目指し、社会経済基盤の整備や制度の構築、地域ネットワーク構築を強化しています。また、2007年には、タイ、ブルネイ、インドネシアとの経済連携協定(EPA)に署名するとともに、ベトナムとの間でもEPA交渉を進めており、貿易・投資の拡大を図るとともに、健全な労使関係の構築を含む幅広い経済関係の強化に向けた取組を行っています。このような取組を進めることで、民主主義、法の支配、市場経済といった基本的価値の共有を推し進め、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。

2007年11月、福田総理大臣(当時)は、シンガポールにおいて第3回東アジア首脳会議および第11回日・ASEAN首脳会議に出席し、エネルギー、鳥インフルエンザおよび環境といった地球規模課題へ積極的に取り組んでいくことを表明しました。

また、2015年までのASEAN共同体形成を最大の目標として、域内の開発格差の是正に向けて努力しているASEANとの関係では、後発地域であるメコン地域を支援の重点とし、2007年4月以降、①地域経済の統合と連携の促進、②日本とメコン地域との貿易・投資の拡大、③価値観の共有と地域共通の課題への取組—を3つの柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を実施し、2009年度末までの3年間でCLV(カンボジア・ラオス・ベトナム)諸国および地域全体に対する政府開発援助を拡充しています。さらに、日・ASEAN経済連携促進のため総額5,200万ドルをASEAN事務局へ新規に拠出し、このうち、メコン地域の中でも特に貧しいCLVの国境貧困地帯「開発の三角地帯」に対しては、約2,000万ドルの支援を行うこととしました。2008年1月に東京で開催された日・メコン外相会議では、開発の三角地帯における協力のための文書(注158)に

署名を行ったほか、さらに2,000万ドルを東西経済回廊などの物流効率化支援のために活用する旨表明しました。また、日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行(ADB(注159))との連携を強化しており、例えば、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策(ESDA(注160))」投資の促進および省エネルギー(省エネ)などの促進による持続的成長のための新スキーム「ADBとの円借款協調融資促進枠組(ACFA(注161))」や「投資環境整備基金(ICFF(注162))」、「アジアクリーンエネルギー基金(ACEF(注163))」を創設しました。



第3回東アジア首脳会議オープニングセレモニー (写真提供:EPA=時事)

2008年度の動きとして、インドネシアとの間では2008年7月、「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款の第一弾として、インドネシアへの気候変動対策プログラム・ローンの供与を決定しました。同国との間では、投資環境の整備やエネルギー関連協力を進めながら、災害対策、マラッカ・シンガポール海峡における海上安全対策、地球規模課題に関する科学技術協力を含む気候変動・環境保全対策などでの協力を実施していきます。

ミャンマーでは、2007年9月に全国的な僧侶のデモが発生しました。このデモに対する治安当局による弾圧を受け、日本は、10月、従来から限定して行っている経済協力案件の一層の絞り込みを行うこととしましたが、人道的必要性に鑑み、無償資金協力としては、UNICEFを通じて第8次母子保健サービス改善計画を実施しました。2008年度の動きとしては、2008年5月のサイクロン発生に対して、人道的な

注158：日本ASEAN統合基金を通じた日本の支援を使用するカンボジア・ラオス・ベトナム「開発の三角地帯」に関する協力のための覚書

注159：ADB:Asian Development Bank

注160：ESDA:Enhanced Sustainable Development for Asia

注161：ACFA:Accelerated Co-Financing scheme with ADB

注162：ICFF:Investment Climate Facilitation Fund

注163：ACEF:Asian Clean Energy Fund

観点から、国際緊急援助隊・医療チーム23名を派遣したほか、食糧、保健、教育などについて、7月時点で総額約3,300ドルの支援を行うこととしました。

東アジア諸国では、新興援助国として台頭しつつある国も存在します。日本は、マレーシアやタイを拠点とした南南協力を促進しています。また、政府開発援助卒業国であるシンガポールと共同で開発途上国への技術協力を行う日・シンガポール・パートナーシップ・プログラムなども推進しています。2008年4月、

● 中国との関係

日本の対中国政府開発援助は、1979年以来中国沿海部のインフラ整備、環境対策、保健・医療などの基礎生活分野の改善、人材育成など中国経済の安定的発展に貢献し、中国の改革・開放政策を維持・促進させる上で大きな役割を果たしてきました。これらの協力の大部分は円借款の形で中国に供与されました。このような対中国政府開発援助は、日中経済関係の発展を支えるとともに、日中関係の主要な柱の一つとして重層的な日中関係を下支えしてきたと評価しうるものであり、中国側からも、首脳レベルを含め、様々な機会に謝意が表明されてきました(注164)。近年の中国での著しい経済発展を踏まえ、日本からの対中国の円借款は、2008年の北京オリンピック前までに新規供与を円満終了すると両国の認識に基づき、2007年12月に交換公文に署名した6案件をもって、新規供与は終了しました。

しかし、その一方で、環境問題や感染症をはじめとする日本にも直接影響が及びうる地球規模の問題など、日中両国民が直面する共通課題が数多く存在しています。2008年5月の胡錦濤中国国家主席訪日の際には、『「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明』において、エネルギー、環境分野における協力を特に重点的に行っていくことが確認されるとともに、気候変動に関する共同声明が発表されました。また、日中関係の健全な発展を促進するという観点からは、日中両国民間の相互理解の増進も重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、無償資金協力の対象は現在、①環境、感染症など日中両国民が直面する共通の課題の解

日本は、タイのバンコクに東南アジアなどの主要な新興援助国を招いて、韓国との共催で「開発パートナーシップ拡大のための対話会合」を開催し、新興援助国を含む包括的な援助協調の枠組づくりに貢献しています。2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)においても、アフリカと東アジア地域間の人的交流や貿易・投資の促進などを通じた技術移転などによるパートナーシップの拡大を行っていくことが確認されました。

決に資する分野、②日中両国の相互理解、交流の増進に資する分野一に絞りつつ実施しています。また、技術協力は、これらに加えて、市場経済化や国際ルールの遵守、良い統治の促進、省エネルギー(省エネ)を目的とした案件を中心に実施しており、人的交流を通じ、日本の価値観、文化を中国に伝えるための重要な手段となっています。対中経済協力については、今後とも日中関係全体や中国を巡る情勢を踏まえつつ、日本自身の国益に合致する形で、総合的・戦略的な観点から適切に判断した上で実施していきます。

なお、2008年度の動きとして、2008年5月12日、四川省において大地震が発生し、甚大な被害が出ましたが、地震発生後の13日、日本政府は、5億円相当の緊急支援を決定し、約6,000万円相当の緊急援助物資を供与しました。このほか、国際緊急援助隊・救助チーム61名および医療チーム23名の派遣も行いました。さらに追加支援として、5月30日には、総額5億円を上限とする支援を発表し、実施しました。中国が外国の救助チームを受け入れたのはこれが初めてでしたが、中国国内で高い評価と深い感謝の念をもって迎えられました。2008年7月、G8北海道洞爺湖サミットに出席するため来日した胡錦濤国家主席は、国際緊急援助隊に対し、謝意を表明しました。地震の復興支援についても、同サミットの際に行われた日中首脳会談において、今後、日本が有する震災復興の経験や知識、技術などのソフト面を重点とした協力を推進していくことで一致しました。

注164：例えば、2007年4月、温家宝國務院総理訪日時の日中共同プレス発表では、「双方は、2008年に終了する日本の対中円借款が、中国の経済建設および経済面での日中協力を積極的役割を果たしたとの認識で一致し、中国側はこのことに対して感謝の意を表明した。また、2008年5月、胡錦濤国家主席は、訪日時の日中首脳会談において、福田総理大臣(当時)に対し、「日本政府と日本国民が円借款などにより、中国の近代化を支えてくれたことに心から感謝」する旨述べた。

2. 南アジア地域

< 実績 >

日本の南アジア地域に対する2007年の二国間政府開発援助は、約2億6,166万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約4.5%です。

< 南アジア地域の特徴 >

南アジア地域は世界最大の民主主義国家であるインドをはじめ、高い経済成長や大きな経済的潜在力を持つ国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的にはアジアと中東を結ぶ海上交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、インド・パキスタンにおける大量破壊兵器などの問題や「テロとの闘い」の前線という役割からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

しかしながら、南アジア地域においては、安定した経済・社会発展に不可欠なインフラ欠如が深刻であり、高い成長を続けているインドにおいても、道路、鉄道、港湾などの基礎インフラ整備が必要となっています。また、14億人近い人口を擁するこの地域は、

5億人以上が貧困層という世界でも貧しい地域の一つです。バングラデシュ、ネパール、ブータンといった後発開発途上国(LDC^(注165))をはじめ、経済成長が著しいインドでも人口の約3割は貧困層といわれています。

南アジア諸国には、宗教・民族の多様性に起因する社会問題や政治問題があります。基礎インフラの整備や貧困削減に加えて、増加する人口、初等教育における未就学率の高さ、水・衛生施設や保健システムの未整備、不十分な母子保健、感染症対策、法の支配の未確立といった取り組むべき問題が依然多く残されているのが現状で、ミレニアム開発目標(MDGs)達成を目指す上でもアフリカに次いで最も重要な地域です^(注166)。

< 日本の取組 >

南アジアの有する経済的潜在力を活かし、また拡大しつつある貧富の格差を緩和するためのバランスのとれた経済成長を可能とするため、日本は、南アジア諸国に対して、社会経済インフラの整備を支援していくことが重要であると認識しています。特にインドとの間では、基本的価値観を共有する「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、政治・安全保障、経済連携^(注167)、人物交流など、幅広い分野で協力を進め、日本の知見の伝播を図ることとしています。これに加え、日・インド経済関係強化を通じた経済成長の促進を図るとともに、急速な経済成長に追いついていないインフラを整備し、貧困削減や社会セクターの開発を進めていきます。インドは、2003年度から5年連続で、円借款の最大供与国となっており、貿易投資環境の整備に資する電力や運

輸などの経済インフラの整備や上下水道などの社会インフラの整備への支援を行っています。さらに、今後の経済成長に伴って、温室効果ガス排出量の増加が見込まれるインド、地球温暖化の影響を大きく受けると考えられるバングラデシュなどとの間で、環境・気候変動・エネルギー問題に関しても、より協力を深めていくこととしています。

ブータンに対しては、無償資金協力および技術協力により、農業、保健・医療、教育などの基礎生活分野に重点を置いた協力をを行っています。また、日本は、地方電化のための配電網整備の支援のため、この国に対する初めての円借款供与のための交換公文の署名を2007年4月に行いました。

バングラデシュでは、2007年度の間に大洪水の発生とサイクロン「シドル」の直撃により、2,000万人以上

注165：LDC:Least Developed Countries

注166：2007年のMDGsレポートによれば、一日1ドル未満で生活する人の割合は29.5%(2004年)で、これはサブ・サハラ・アフリカに次いで高い数字である。

注167：経済連携協定(EPA)交渉を推進するほか、貿易額を2010年までに200億ドルにすることなどに取り組むこととしている。

が被災したといわれています。日本は、緊急援助物資の供与や国際機関を通じた総額約4億7,000万円の緊急無償資金協力を実施しました。また、その後、切れ目のない支援として、2008年度に入ってから、バングラデシュ政府に対し、被災地域における多目的サイクロンシェルター建設のための9億5,800万円の防災・災害復興対策無償資金協力の供与^(注168)を決定するとともに、インフラ復旧事業のための円借

款供与やADBとの協調融資を行いました。2006年にマオイストとの包括的和平合意が成立したネパールでは、2007年に暫定政権が発足しました。2008年度の動きとしては、2008年4月、制憲議会選挙が行われており、国民の制憲議会に対する期待も高まっています。日本は、この民主化に対する動きや和平プロセスの進展を促進させる観点から、地方の貧困削減、インフラ整備を重視した支援を実施していま

図表Ⅲ-14 南アジア地域における日本の援助実績



2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	インド	9.32	1.80	22.49	31.82	610.65	542.58	68.07	99.89
2	パキスタン	49.59	13.89	19.25	68.84	16.23	31.83	-15.60	53.24
3	ネパール	49.96	6.69	14.30	64.26	5.24	20.86	-15.62	48.64
		(36.12)	(6.69)	(14.30)	(50.42)	(5.24)	(8.38)	(-3.14)	(47.28)
4	スリランカ	21.61	1.04	27.71	49.32	195.66	200.81	-5.15	44.16
5	ブータン	9.76	1.06	8.31	18.07	—	—	—	18.07
6	モルディブ	1.70	—	2.19	3.89	—	—	—	3.89
7	バングラデシュ	147.15	6.34	19.18	166.33	25.78	198.69	-172.91	-6.59
		(23.66)	(6.34)	(19.18)	(42.83)	(25.78)	(84.62)	(-58.84)	(-16.01)
	南アジアの複数国向け	—	—	0.36	0.36	—	—	—	0.36
	南アジア地域合計	289.10	30.82	113.78	402.88	853.56	994.78	-141.22	261.66
		(151.77)	(30.82)	(113.78)	(265.54)	(853.56)	(868.22)	(-14.66)	(250.88)

*1 地域区分は外務省分類。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 ()内の値は債務救済を含まない金額。 *4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

注168：モウルビバザール気象レーダー設置計画

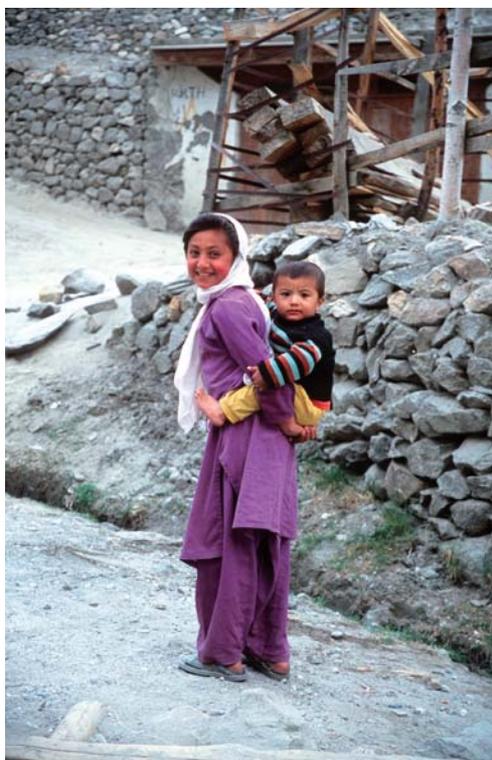
す。

スリランカでは、2008年3月の東部州の地方選挙の実施など、民族問題の政治的解決に向けたプロセスに進展が見られています。日本としては、地域や民族バランスにも配慮しつつ、紛争により疲弊した地域住民に対する「平和の配当」の観点から、社会経済開発のための支援を実施しています。

また、パキスタンとの関係では、2008年度の動きとして、2008年5月、高村外務大臣(当時)がパキスタンを訪問し、平和協力国家としてパキスタン新政権の取組を可能な限り支援していくことを表明し、総額約480億円の円借款を供与しました。パキスタン側からは、円借款供与、部族地域における教育・保健

などの社会インフラ開発整備など、日本による支援に対する深い謝意とその継続への期待が表明されました。

南アジア地域では、各国で援助協調に向けた取組が進んでおり、特にバングラデシュにおいて、先進的な取組が行われています。日本は、世界銀行、アジア開発銀行、英国国際開発省と共に、2005年3月、対バングラデシュ共通援助戦略を策定し、四者はその下での援助の連携に努めています。また、主要な援助国・機関を中心に、バングラデシュ政府が策定した貧困削減戦略文書実施をより効果的にするため、協調・連携を進めています。



(写真提供:PANA)

日本とインドの架け橋に

インド東部の中心都市コルカタ(旧名:カルカッタ)は、貧困などによるストリートチルドレンが社会問題となっています。

スマン・ダスさん(24歳)は、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援で建設されたNGO運営の孤児院「ドンボスコ・アシャラム」を巣立ち、現在、コルカタの日本総領事館の運転手として活躍しています。

スマンさんは、叔父、実母からの度重なる虐待から逃れるため、6歳の時に、バングラデシュの実家を出て、ストリートチルドレンとなりました。その後インドに入国しましたが、路上の暮らしでは、虐待や人身売買の危機にさらされたり、鉄道の駅で暗躍するギャングに仲間入りせざるを得なかった時もありました。

しかし、スマンさんの人生は、ある日、教会の修道女に出会った時から大きく変わりました。NGO運営の孤児院「ドンボスコ・アシャラム」で暮らすことになったからです。

「孤児院の生活は、映画もテレビも音楽もなく、最初は退屈でした。駅で生活していた頃は何もかもが自由でした。でも、孤児院では、路上生活をやめて、家庭生活を営まなければならないと教えられました。」とスマンさん。

スマンさんが孤児院に入った頃は、孤児院の建物は劣悪で掘っ立て小屋同然でした。トイレも電気もなく、孤児院で働く職員の作業場すらないほど狭く、建物のみずばらしい外壁からは、毒ヘビが侵入してくる恐れもありました。

しかし、1999年、日本政府がコルカタの総領事館を通じて行った草の根・人間の安全保障無償資金協力により、孤児院は大きく生まれ変わりました。子どもたちが安全に暮らすことのできる清潔な宿舎、勉強に専念できる勉強部屋、ロウソクやチョークの製作そして製本といった職業訓練を行う実習室、栄養のある食事を提供する食堂がすべて新設されました。

スマン少年にとってこれが、日本との最初の出会



館用車とともに



スマン・ダスさん 育った孤児院にて

いでした。スマンさんは、徐々に日本への関心を募らせていきます。「日本の総領事が大型の日本車で孤児院に到着したときは、子供たちは皆その大きな車にあこがれました。自分もいつかあんなかっこいい車に乗りたい、と運転手を夢見ました。」と当時を振り返ります。スマン少年は一生懸命勉強し、小学校では優秀な成績を修め、UNICEFやマザーテレサから賞を授与されるほどになりました。「私は、日本の皆さんのおかげで、読み書きや社会生活の基本を身につけることができました。それから、日本の空手も習いました。」

成長したスマンさんは、外国でのコック修行を経てコルカタに戻りましたが、運転手の夢断ち難く、コルカタ最高級ホテルの運転手となりました。2007年8月、安倍晋三総理大臣(当時)がコルカタを訪れた際、ホテル付運転手として総理一行の送迎に参加しました。これをきっかけにスマンさんは、日本との関わりを再び持ちたいという強い思いにかられるようになりました。そして、翌月、早速欠員のあった在コルカタ日本総領事館の運転手試験に応募しました。面接試験では自分のかつての日本との関わりにはあえて触れず、運転技術と人柄で競争率50倍の難関を突破しました。

晴れて総領事館の運転手となったスマンさんは、2008年4月、総領事館の同僚たちが祝福する中、同じ孤児院出身の女性と結婚し、現在では幸せな家庭生活を営んでいます。孤児院のおかげで路上生活に終止符をうち、日本を知り、運転手になるという夢を見つけたスマンさんは、その夢に導かれて日本の総領事館の職員となりました。日本とインドの架け橋となれるよう、しっかり仕事をしていきたいとスマンさんは話しています。

コラム 12

インド少年の夢
〜日本の支援による孤児院からの新たな旅立ち〜

3. 中央アジア・コーカサス地域

< 実績 >

日本の中央アジア・コーカサス地域に対する2007年の二国間政府開発援助は、約2億2,815万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約3.9%です。

< 中央アジア・コーカサス地域の特徴 >

中央アジアおよびコーカサス地域は、ソ連崩壊後の新たな国際情勢の下、ロシア、中国、南アジア、中東に隣接するという地政学上の要衝にあり、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの資源を豊富に埋蔵、産出することから、日本にとっても資源・エネルギー外交の観点を含め非常に重要な地域です。また、経済・社会インフラについては、ソ連時代に整備された

ものの、その後の老朽化が目立っています。日本はこうした重要性を考慮し、中長期的には同地域において、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値が定着することを期待しつつ、同地域の長期的安定および持続的発展のための各国の国づくりを支援しています。

< 日本の取組 >

● 中央アジア地域

計画経済体制から市場経済体制への移行を支援するために、法の支配確立のための法制度整備、市場経済化のための人材育成、保健医療など社会セクターの再構築、経済発展のためのインフラ整備などを中心とした支援を行っています。特に、制度づくりのための人材育成といったソフト面での協力は重要です。日本は、ウズベキスタンにおいて企業活動発展のための民事法令および行政法令の改善などにかかわる協力を行ったほか、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスにおいて人づくり支援の拠点として「日本人材開発センター(日本センター)」を開設しており、日本から専門家を派遣し、日本の経験に基づくビジネスコースなどを通じて地域全体の市場経済化に対応する人材育成に貢献しています。

インフラ整備に関しては、中央アジアとその南方の地域を広域的に捉えた地域協力の促進の観点か

ら、タジキスタンにおいて、アフガニスタンへつながる道路の整備を支援しているほか、キルギスでは道路維持管理能力向上のための技術協力を開始しました。また、保健医療など社会セクター再構築支援の一環として、例えば、ウズベキスタンでは産婦人科病院の医療機材整備も行っています。

2004年以降、日本と中央アジア諸国は、地域内協力の促進などを目的として設立された「中央アジア+日本」の枠組に基づき、様々なレベルでの対話や協力を実施しています。2006年に東京における第2回外相会合で採択された「行動計画」に基づき、日本は、政治対話、地域内協力(テロ・麻薬対策、環境保護、エネルギー／水、輸送、貿易・投資など)、ビジネス振興、知的対話、文化交流・人的交流(観光を含む)をこの枠組みの5つの柱とし、地域内協力の促進を中心に様々な支援を実施しています。

● コーカサス地域

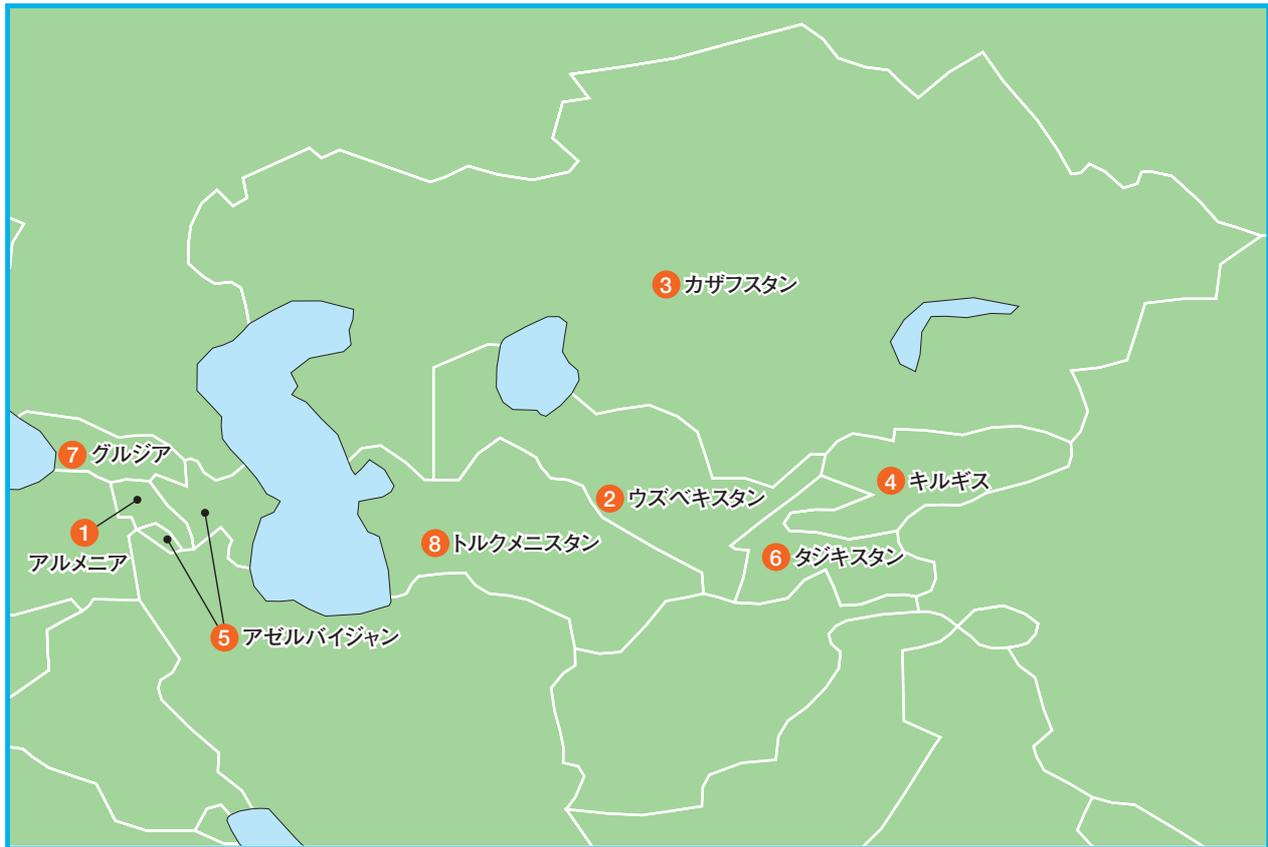
この地域においても旧ソ連諸国が共通に抱える課題として、計画経済体制から市場経済体制への移行のための人材育成、保健医療など社会セクターの再構築、経済発展のためのインフラ整備が挙げられます。カスピ海のアゼルバイジャン沿岸には、日本企業も権益を有し、世界有数規模を誇る油田

が存在します。また、これらの油田から輸送される原油はパイプラインを通じて、この地域内を通過しています。この地域の安定化と経済発展は、国際エネルギー市場安定と日本のエネルギー資源確保のためにも重要です。日本は、この地域の所得向上や公共サービスの改善のため、中小企業振興、保健医療

や水分野に対して、専門家派遣や研修などを通じた支援を行っています。また、アルメニアにおいて、ガスタービン価格などの高騰を理由とする事業費の増加に対応するため、火力発電所建設計画への追加

円借款の供与を行いました。グルジアでは国土のデジタル地図作成に協力し、アゼルバイジャンでは緊急医療機材の整備のための協力も実施しています。

図表Ⅲ-15 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績



2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	アルメニア	0.08	—	1.46	1.54	83.68	—	83.68	85.23
2	ウズベキスタン	6.25	—	8.75	15.00	55.29	13.97	41.32	56.32
3	カザフスタン	0.94	—	7.31	8.25	47.14	12.08	35.05	43.31
4	キルギス	5.53	—	7.98	13.51	2.18	—	2.18	15.68
5	アゼルバイジャン	7.68	—	1.02	8.70	2.66	—	2.66	11.36
6	タジキスタン	4.78	—	4.65	9.43	—	—	—	9.43
7	グルジア	0.94	0.08	1.89	2.83	4.18	—	4.18	7.01
8	トルクメニスタン	—	—	0.38	0.38	—	0.93	-0.93	-0.54
	中央アジア・コーカサスの複数国向け	—	—	0.37	0.37	—	—	—	0.37
	中央アジア・コーカサス地域合計	26.21	0.08	33.81	60.01	195.12	26.98	168.14	228.15

*1 地域区分は外務省分類。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

4. アフリカ(サブ・サハラ)地域

< 実績 >

日本のアフリカに対する2007年の二国間政府開発援助は、約17億53万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約29.1%です。

 日本のアフリカ支援の取組などについては第Ⅱ部第1章(14ページ)を参照してください。

< アフリカ地域の特徴 >

アフリカ地域では、貧困、食料不足、HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症が依然深刻な人間の安全保障上の脅威となっています。国際社会全体がミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて努力をしていますが、特に、サブ・サハラ・アフリカ地域は、その達成が危ぶまれている地域です。HIV/エイズをはじめとする感染症のまん延や高い乳幼児死亡率や妊産婦死亡率への対策が急務です。また、アフリカ地域では、紛争の発生、政治的不安定、人権、民主化などの問題を抱えている国も少なくありません。持続的成長のためには、社会インフラの整備、

アフリカ諸国の自助努力を通じた平和の定着、民主化の進展、良い統治(グッド・ガバナンス)による一層の安定が必要不可欠です。

しかし、一方で、アフリカ地域では、年率5%を越す高い経済成長と増進されている政治的安定により、成長と発展への前向きなきざしが見られます。また、地下資源などに恵まれた国が多く存在しています。これらの資源を有効に活用し、持続的な経済成長を実現していくためには、経済インフラ整備や制度の充実を通じた民間資金の投入促進を目指す必要があります。



(写真提供：EPA＝時事)

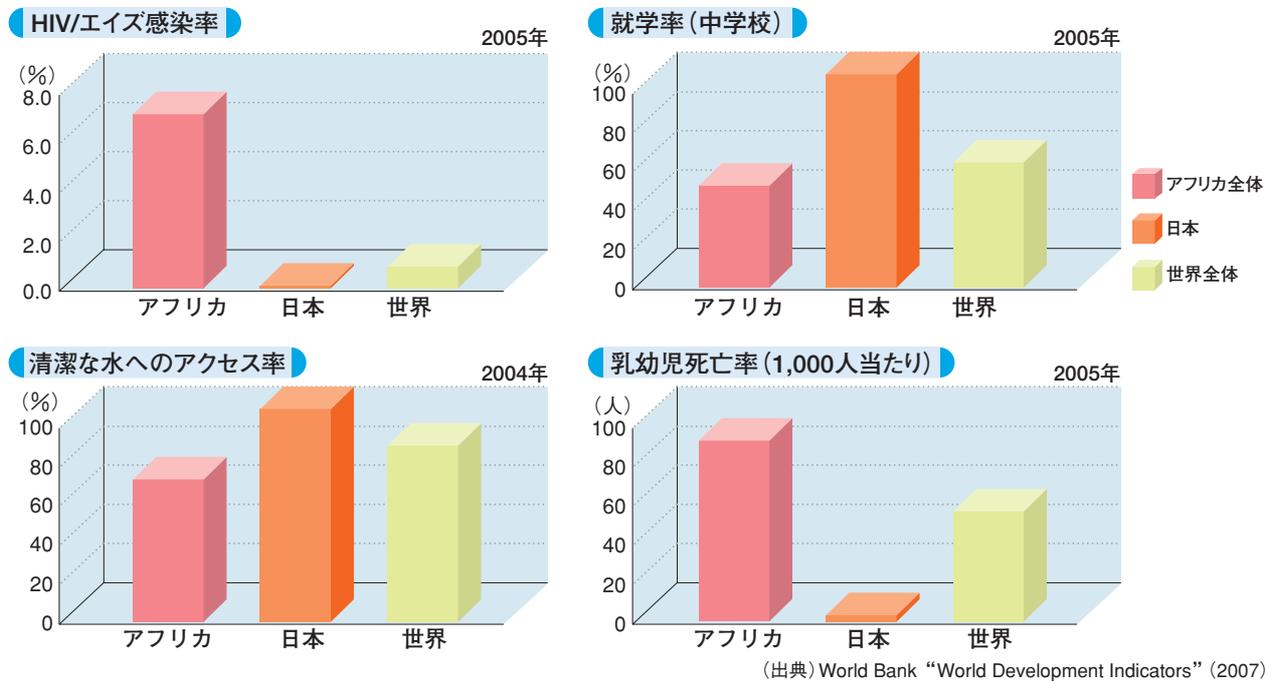
＜日本の取組＞

アフリカ地域における経済成長を後押しし、開発の取組を進めるためには、安定的な制度・政策環境の整備、人材育成、良い統治(グッド・ガバナンス)、健全なマクロ経済政策運営、国内資金の動員などといった開発途上国の自助努力(オーナーシップ)が鍵になります。日本は、1993年から5年おきにアフリカ開発会議(TICAD)を開催し、アフリカ諸国のオー

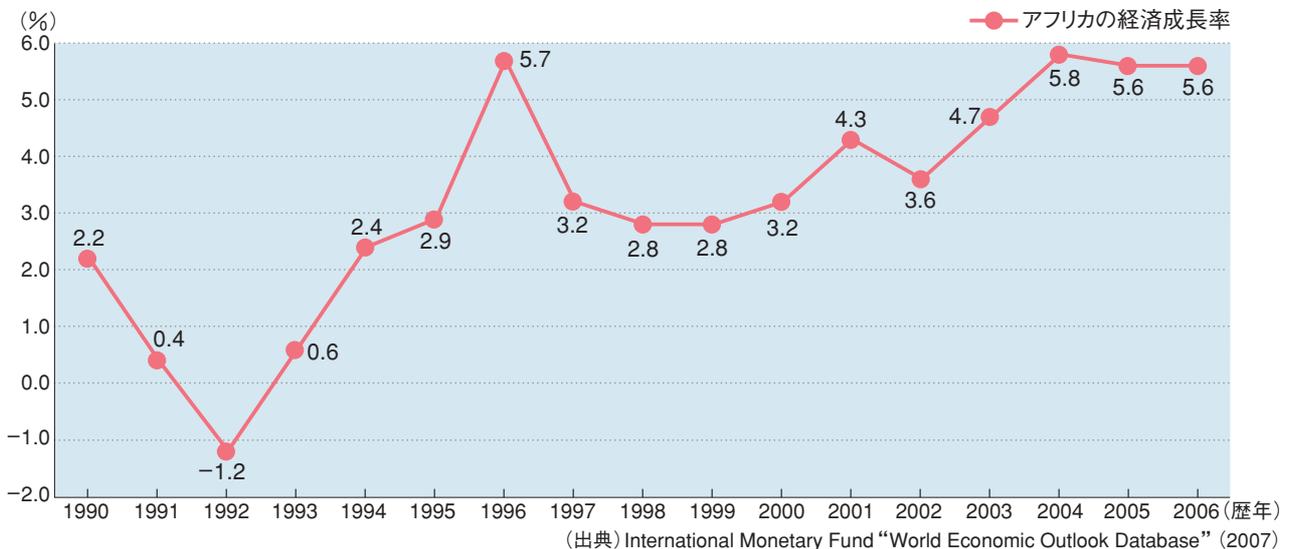
ナーシップとそれを支援する国際社会のパートナーシップの重要性に基づいた取組を行っています。2008年5月には、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)を横浜で開催しました。

☞ TICADプロセスや日本のアフリカ支援については、[第II部第1章\(22ページ\)](#)を参照してください。

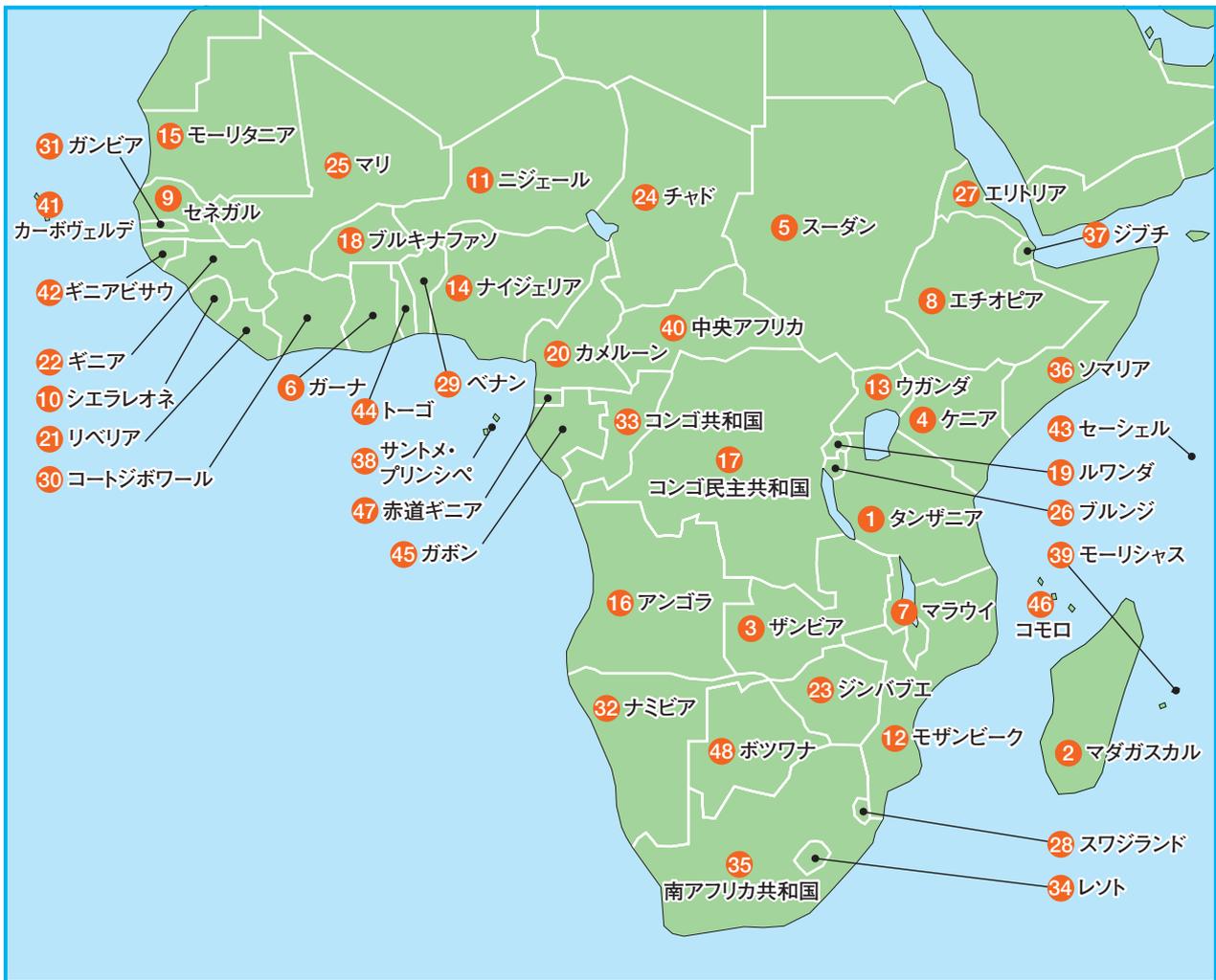
図表Ⅲ-16 アフリカの現状



図表Ⅲ-17 アフリカの経済成長率



図表Ⅲ-18 アフリカ地域における日本の援助実績



(写真提供: JICA)

2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	各国機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	タンザニア	667.66 (25.90)	3.63 (3.63)	20.04 (20.04)	687.70 (45.95)	33.96 (33.96)	—	33.96 (33.96)	721.66 (79.90)
2	マダガスカル	103.04 (23.16)	—	9.05 (9.05)	112.09 (32.21)	—	0.90 (0.90)	-0.90 (-0.90)	111.19 (31.31)
3	ザンビア	74.14 (9.62)	1.67 (1.67)	20.48 (20.48)	94.61 (30.10)	—	—	—	94.61 (30.10)
4	ケニア	28.65	1.00	26.42	55.08	56.71	54.67	2.03	57.11
5	スーダン	44.61	43.87	6.97	51.58	—	—	—	51.58
6	ガナ	27.13	1.04	19.35	46.48	—	—	—	46.48
7	マラウイ	209.35 (15.97)	2.34 (2.34)	12.47 (12.47)	221.82 (28.44)	—	181.52	-181.52	40.29 (28.44)
8	エチオピア	24.15	2.14	11.89	36.03	—	—	—	36.03
9	セネガル	18.59	—	13.36	31.95	—	—	—	31.95
10	シエラレオネ	42.70 (9.86)	9.74 (9.74)	4.02 (4.02)	46.72 (13.88)	—	16.62	-16.62	30.11 (13.88)
11	ニジェール	19.00	—	9.29	28.28	—	—	—	28.28
12	モザンビーク	17.71	1.05	10.07	27.77	—	—	—	27.77
13	ウガンダ	17.83	3.02	9.68	27.51	—	—	—	27.51
14	ナイジェリア	22.76	9.35	4.08	26.84	—	—	—	26.84
15	モーリタニア	22.13	—	1.32	23.45	—	—	—	23.45
16	アンゴラ	20.17	11.73	2.94	23.10	—	—	—	23.10
17	コンゴ民主共和国	20.25	16.82	2.68	22.93	—	—	—	22.93
18	ブルキナファソ	14.70	—	5.73	20.43	—	—	—	20.43
19	ルワンダ	13.96	1.19	5.58	19.53	—	—	—	19.53
20	カメルーン	16.00	—	2.55	18.55	—	—	—	18.55
21	リベリア	12.21	11.97	0.25	12.46	—	—	—	12.46
22	ギニア	14.54 (9.93)	3.24 (3.24)	1.56 (1.56)	16.10 (11.49)	—	4.08	-4.08	12.02 (11.49)
23	ジンバブエ	7.49	7.24	4.22	11.71	—	—	—	11.71
24	チャド	9.65	9.65	0.25	9.90	—	—	—	9.90
25	マリ	6.89	—	2.76	9.65	—	—	—	9.65
26	ブルンジ	6.96 (6.21)	6.06 (6.06)	2.18 (2.18)	9.13 (8.39)	0.05 (0.05)	0.66	-0.62 (0.05)	8.52 (8.43)
27	エリトリア	6.60	—	1.78	8.37	—	—	—	8.37
28	スワジランド	2.01	1.87	0.51	2.51	4.75	—	4.75	7.26
29	ベナン	1.67	—	5.13	6.81	—	—	—	6.81
30	コートジボワール	5.48	5.42	1.06	6.54	—	—	—	6.54
31	ガンビア	5.81	—	0.58	6.39	—	—	—	6.39
32	ナミビア	1.41	—	1.29	2.70	3.04	—	3.04	5.74
33	コンゴ共和国	4.97	4.96	0.01	4.99	—	—	—	4.99
34	レソト	4.41	2.72	0.46	4.88	—	—	—	4.88
35	南アフリカ共和国	0.81	—	4.65	5.47	—	0.80	-0.80	4.67
36	ソマリア	3.85	3.85	0.01	3.86	—	—	—	3.86
37	ジブチ	2.58	—	1.09	3.67	—	—	—	3.67
38	サントメ・プリンシペ	2.89	1.10	0.23	3.11	—	—	—	3.11
39	モーリシャス	0.06	—	0.61	0.67	4.75	2.65	2.10	2.77
40	中央アフリカ	3.15 (1.99)	1.93 (1.93)	0.39 (0.39)	3.54 (2.37)	—	0.99	-0.99	2.55 (2.37)
41	カーボヴェルデ	1.44	—	0.44	1.89	—	—	—	1.89
42	ギニアビサウ	0.99	0.93	0.09	1.08	—	—	—	1.08
43	セーシェル	—	—	0.76	0.76	—	—	—	0.76
44	トゴ	1.16	—	0.33 (0.33)	1.50 (0.33)	—	1.04	-1.04	0.46 (0.33)
45	ガボン	0.04	—	2.31	2.35	—	2.10	-2.10	0.26
46	コモロ	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01
47	赤道ギニア	—	—	0.01	0.01	—	—	—	0.01
48	ボツワナ	2.47 (0.20)	—	2.02 (2.02)	4.50 (2.22)	—	6.72 (4.90)	-6.72 (-4.90)	-2.22 (-2.69)
	アフリカの複数国向け	13.60	13.60	4.42	18.02	84.97	—	84.97	102.99
	アフリカ地域合計	1,547.67 (525.34)	183.13 (183.13)	237.39 (237.39)	1,785.06 (762.73)	188.22 (188.22)	272.75 (66.02)	-84.53 (122.19)	1,700.53 (884.92)

*1 地域区分は外務省分類。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *3 ()内の値は債務救済を含まない金額。

*4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

5. 中東地域

< 実績 >

日本の中東に対する2007年の二国間政府開発援助は、約9億4,898万ドルで、二国間政府開発援助全体に占める割合は約16.3%です。

< 中東地域の特徴 >

世界の主要エネルギー供給地域であり、日本が原油の9割近くを輸入する中東地域の平和と安定を実現することは、国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題です。イラクやアフガニスタンの復興、中東和平プロセスの進展は、中東地域全体の不安定化を回避し、同地域の平和と安定を達成するために死活的な重要性を有しています。

中東諸国は高所得の産油国から後発開発途上国までその経済状況は多様です。低所得国や中所得国では、経済社会インフラ整備や貧困対策など

が不可欠です。一方、政府開発援助の卒業国であり、高所得の産油国においても、人材育成などの課題を抱えています。また、この地域では、貴重な水資源の確保や管理なども地域の安定に影響を与える可能性がある重要な課題です。

チュニジアやモロッコなどのマグレブ諸国は、安全保障やテロ対策などにおいて重要な役割を有しています。また、マグレブ諸国は、その地理的環境から、欧州諸国とアラブ・イスラム諸国との間の文化、宗教、政治面で橋渡しの役割も担っています。

< 日本の取組 >

イラクやアフガニスタンにおける平和と安定の実現、パレスチナ・トラックを核とする中東和平の実現は、国際社会全体の平和と安全にかかわる問題です。日本は、政府開発援助大綱の基本方針である「人間の安全保障」や「平和の構築」の実現からも大きな意義があると認識し、国際社会と連携しつつ、積極的に支援を行っています。日本は、水資源管理、経済社会インフラ整備、人材育成などの分野の支

援を重視しつつ、中東の社会的安定と経済発展のための支援を実施しています。また、マグレブ諸国についても、2007年度、チュニジアにおけるチュニス大都市圏洪水制御計画および総合植林計画(Ⅱ)などの円借款供与決定やモロッコにおける洪水対策のための機材の供与^(注169)といった無償資金協力を実施するなど、着実に支援を行っています。

● イラク・アフガニスタンへの支援

イラクへの支援については、自衛隊による人道復興支援、最大50億ドルの政府開発援助、約60億ドルの債務救済、イラク国民融和促進などに積極的に取り組んでいます。アフガニスタンへの支援としては、2006年のアフガニスタン復興会議(ロンドン会議)では、4.5億ドル、2008年度の動きとして、2008年6月のアフガニスタン支援国際会議(パリ会合)では、5.5億ドルをアフガニスタン国家開発戦略の成功裡の実施のために追加プレッジし、これにより、プレッジ総額は20億ドルとなりました。これらの支援表明額のうち、2008年7月末までに約14.5億ドルを実施しました。

 イラク・アフガニスタンへの平和構築支援は100ページを参照してください。



日本・エジプト科学技術大学(E-JUST)設立記念式典・同記念シンポジウム開式に参加する柴山昌彦外務大臣政務官

図表Ⅲ-19 中東地域における日本の援助実績



2007年

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	イ ラ ク	878.28 (104.14)	104.00 (104.00)	5.63 (5.63)	883.92 (109.78)	—	25.17	—25.17	858.75 (109.78)
2	アフガニスタン	79.23	11.10	21.78	101.01	—	—	—	101.01
3	ト ル コ	0.20	—	7.69	7.89	242.90	164.24	78.66	86.55
4	モ ロ ッ コ	6.01	—	8.93	14.94	107.60	57.89	49.71	64.65
5	[パレスチナ自治区]	40.13	27.02	8.55	48.68	—	—	—	48.68
6	チュニジア	0.18	—	8.10	8.28	57.23	44.95	12.28	20.56
7	レバノン	2.52	1.48	0.17	2.69	19.08	5.98	13.11	15.80
8	イエメン	13.48 (5.93)	1.00 (1.00)	4.82 (4.82)	18.30 (10.76)	—	8.48 (1.41)	—8.48 (-1.41)	9.82 (9.35)
9	アルジェリア	2.71	—	3.12	5.83	1.63	0.20	1.43	7.26
10	オマーン	—	—	0.90	0.90	—	—	—	0.90
11	リビア	—	—	0.43	0.43	—	—	—	0.43
12	イラン	1.45	1.00	5.80	7.25	—	19.34	—19.34	—12.09
13	エジプト	10.59	1.86	12.33	22.92	82.00	131.97	—49.96	—27.04
14	ヨルダン	18.52	—	9.54	28.06	11.65	68.01	—56.36	—28.31
15	シリア	4.16	—	11.92	16.08	—	61.66	—61.66	—45.58
16	サウジアラビア	—	—	3.58	3.58	—	157.62	—157.62	—154.04
	中東の複数国向け	—	—	0.94	0.94	—	—	—	0.94
	中東地域合計	1,057.88 (276.20)	147.87 (147.87)	114.52 (114.52)	1,172.40 (390.72)	522.10 (522.10)	745.52 (713.28)	—223.42 (-191.18)	948.98 (199.54)

*1 地域区分は外務省分類。なお、[]は、地域名を示す。*2 合計は卒業国向け援助を含む。*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*4 ()内の値は債務救済を含まない金額。*5 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

● 中東和平支援

中東和平支援については、日本は、現在の和平プロセスが開始された1993年以降、2007年末までに総額9億ドル以上の対パレスチナ支援を実施、イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家構想の実現を支持し、アッバース・パレスチナ自治政府(PA)大統領による和平努力を一貫して支援してきました。2007年12月にパリで開催されたパレスチナ支援プレッジング会合においては、当面1.5億ドルの支援

を実施していくこと、およびこの一環として、公立の医療機関などに対する1,000万ドルの緊急支援の実施を表明しました。

また、日本独自の中東和平への中長期的な取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、2008年4月までに、4者協議(日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン)を閣僚レベル会合で2回、事務レベル会合で4回それぞれ開催し、構想の推進に取り組んでいます。

● 政府開発援助卒業国への取組

資源・エネルギーの乏しい日本にとって、その確保は重要な外交課題の一つです。産油国など政府開発援助を卒業した国との間でも、長期にわたる安定的な二国間関係を構築する必要があります。こうし

た国については、政府開発援助以外の公的資金の活用や民間を主体とし、重層的なパートナーシップの構築に向けてどのような協力が可能かを検討していくことが課題となっています。



(写真提供:EPA=時事)

6. 中南米地域

＜実績＞

日本の中南米に対する2007年の二国間政府開発援助は、約2億2,559万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約3.9%です。

＜中南米地域の特徴＞

中南米諸国の多くは、日本にとって、民主主義や市場経済などの価値観を共有する重要なパートナーです。地理的に日本とは離れていますが、日本人移住者とその子孫である日系人を「架け橋」に、伝統的に友好的な関係を築いている地域です。さらに、この地域は5.5億人の人口(ASEANとほぼ同じ)を擁し、域内総生産は2.95兆ドルとASEANの2.8倍にもなる大きな市場となっています。中米統合機構(SICA^(注170))や南米南部共同市場(MERCOSUR^(注171))、カリブ共同体(CARICOM^(注172))、アンデス共同体(CAN^(注173))といった地域統合の動きや諸

外国との間での自由貿易協定の締結によって、この地域の存在感を高めています。また、近年の資源価格の高騰とも相まって、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、原油、天然ガスなどの鉱物資源やバイオ燃料や食料資源の供給地としても注目を浴びています。また、平均所得は政府開発援助対象国の中では比較的高く、自由経済を維持している一方で、貧困や国内での貧富の格差が著しいこともこの地域の特徴です。アマゾン川流域などに広がる熱帯雨林に代表される豊かな自然が存在することから、地球規模の課題である環境・気候変動問題への取組も重要となっています。

＜日本の取組＞

日本は政府開発援助を通じて、経済関係の強化などの課題への支援、地域統合の促進を含む広域的な支援、南南協力支援などを行っています。

経済関係の強化としては、中南米地域の持続的な経済発展を支援するため、インフラ整備や裾野産業振興、中小企業育成、職業訓練などの分野で協力を行ってきました。2007年度においては、エクアドルの職業訓練強化のための技術協力プロジェクトを採択しました。さらに、2005年4月に発効した日本・メキシコ経済連携協定(EPA)に関連した中小企業・裾野産業支援などが進められています。また、この地域の歴史的な課題となっている貧困と所得格差の改善のため、保健医療、教育、水と衛生、農村開発などの社会開発分野での支援も実施しています。

中南米地域では、アマゾンの森林減少のほか、オゾンホール拡大、気候変動によるアンデス氷河

の減退やハリケーンなどの自然災害の多発といった環境問題も深刻化しつつあります。これらに歯止めをかけ、また影響を緩和するため、公害対策や自然環境保全、防災などの面での支援を展開しています。例えば、オゾン層観測強化プロジェクトや日本の観測衛星のデータを利用したアマゾンの違法伐採の取締監視能力強化、中米でのコミュニティの防災能力向上のための支援などを行っています。また、パナマでは、パナマ湾浄化といった大都市の公害対策も支援しています。

平和構築分野では、ハイチやコロンビアなどで政情不安や国内武力抗争が継続しており、平和の定着に向け、コミュニティ開発や食糧援助、国内避難民や投降兵士家族への職業訓練などの支援を行っています。

注170：SICA:Sistema de la Integración Centroamericana、地域の経済社会統合を図ることを目的に1991年12月に設立。グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズから構成(ドミニカ共和国は準加盟国)。

注171：MERCOSUR:Mercado Común del Sur、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ(現在加盟手続中)の5か国(準加盟国がチリ、ボリビア、ペルー、エクアドル、コロンビア)から構成され、1995年に域内の関税撤廃を目的とした関税同盟として発足

注172：CARICOM:Caribbean Community、1968年に設立されたカリブ自由貿易連盟(CARIFTA)を発展させ1973年に経済統合、外交政策の調整、保健医療・教育などに関する機能的協力の促進を目的として設立。現在の加盟国は14か国と1地域

注173：CAN:Comunidad Andina de Naciones

● 広域的な支援

効果的・効率的な援助政策の実施のため、中南米地域に共通した開発課題について複数国に利益となる広域案件の形成を進めています。また、経済連携を強化するため、日本は、地域統合に向けた動きに対して協力をしています。日本は、中南米地域の地域統合イニシアティブであるメソアメリカ統合発展計画(旧プエブラ・パナマ計画)や南米インフラ統合計画に対して協力しています。例えば、広域開発無償資金協力として、「日本・中米友好橋建設計画」を

エルサルバドルおよびホンジュラス政府へ、また、「新マカラ国際橋建設計画」をエクアドルおよびペルー政府に対し実施することを決定しました。

さらに、国境を越える感染症の対策にも協力しています。熱帯病であるシャーガス病対策に積極的に取り組んでおり、2002年にはグアテマラ、2004年以降はエルサルバドル、ホンジュラスと対象を拡大しています。また、地域の子どもの基礎学力向上のために、2003年にホンジュラスで実施し、高い評価を得てい

図表Ⅲ-20 中南米地域における日本の援助実績



る「算数指導能力向上プロジェクト(PROMETAM(注174))」も、グアテマラ、ニカラグアなどに対象の範囲を広げています。

カリブ共同体に対しては、カリブ共同体を相手機関として、漁業、水産業について初めて広域の開発調査(注175)を実施しました。また、MERCOSUR^{メルコスール}に対しても観光分野での支援(注176)を実施しています。

さらに、日本の援助体制に関しても広域化に取り組んでいます。中米においては、現地ODAタスクフォースのほかに、これら現地ODAタスクフォースのメンバーに日本国内の援助関係者を加え、中米広域タスクフォースを立ち上げ、広域協力の重点分野の明確化といった広域案件形成に向けた活動を行っています。

2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈与		計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	ベ ル	11.01	0.08	8.94	133.57	113.71	19.87	39.81
2	ボ リ ビ ア	22.74	—	15.24	—	1.04	-1.04	36.93
3	ニ カ ラ グ ア	21.63	1.02	9.00	—	—	—	30.64
4	パ ラ グ アイ	8.43	—	13.41	44.08	37.02	7.07	28.90
5	エルサルバドル	9.21	—	9.29	20.10	11.80	8.30	26.80
6	ホンジュラス	10.86	—	9.90	—	—	—	20.76
7	グアテマラ	14.83	—	7.39	0.83	5.40	-4.57	17.65
8	コスタリカ	2.18	—	5.83	19.94	10.63	9.31	17.32
9	アルゼンチン	0.14	—	8.37	8.80	2.23	6.57	15.09
10	チ リ	1.03	—	9.22	—	1.50	-1.50	8.75
11	ハ イ チ	6.15	2.41	0.64	—	—	—	6.80
12	ガイアナ	3.93	0.54	0.30	—	—	—	4.23
13	エクアドル	18.95	—	5.56	—	21.54	-21.54	2.97
14	ドミニカ共和国	4.54	—	11.06	—	12.64	-12.64	2.96
15	スリナム	2.60	—	0.31	—	—	—	2.91
16	ウルグアイ	0.54	—	3.69	—	1.64	-1.64	2.59
17	セントビンセント	1.98	—	0.56	—	—	—	2.54
18	ベネズエラ	0.22	—	2.15	—	—	—	2.37
19	セントルシア	0.11	—	1.92	—	—	—	2.03
20	パナマ	0.63	—	7.30	—	5.94	-5.94	1.98
21	キューバ	0.17	—	1.63	—	—	—	1.80
22	ベリーズ	0.06	—	1.49	—	—	—	1.55
23	セントクリストファー・ネイビス	0.70	—	0.09	—	—	—	0.80
24	ドミニカ国	0.11	—	0.55	—	—	—	0.66
25	コロンビア	5.88	0.27	9.12	—	14.64	-14.64	0.36
26	アンティグア・バーブーダ	—	—	0.21	—	—	—	0.21
27	バルバドス	—	—	0.10	—	—	—	0.10
28	グレナダ	—	—	0.08	—	—	—	0.08
29	トリニダード・トバゴ	—	—	0.08	—	—	—	0.08
30	ジャマイカ	0.17	—	2.19	10.15	20.52	-10.38	-8.02
31	ブラジル	3.58	—	19.94	44.65	78.08	-33.43	-9.91
32	メキシコ	1.14	—	14.85	20.21	81.41	-61.20	-45.21
	中南米の複数国向け	0.50	0.50	8.58	—	—	—	9.08
	中南米地域合計	153.99	4.82	189.01	302.35	419.74	-117.39	225.61

*1 地域区分は外務省分類。なお、[]は、地域名を示す。 *2 合計は卒業国向け援助を含む。 *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

注174 : PROMETAM:Proyecto de Mejoramiento de Enseñanza Técnica en el Área del Matemática

注175 : 「カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・監理マスタープラン開発調査」

注176 : 「メルコスール観光振興プロジェクト」

● 南南協力

地域の援助国との連携を強化し南南協力を実施しています。チリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコの4か国とパートナーシップを結び、主に他の中南米諸国を対象として、第三国研修や第三国専門家派遣などを実施しています。例えば、日本とブラジルが協力して、ブラジルと同じポルトガル語圏であるアフリカ

のアンゴラの病院に日系ブラジル人専門家を派遣し、看護サービスの質の改善や人材強化を図るなど、様々な事業を実施しています。また、日本はメキシコ政府とも共同で中米などにおいて技術協力を行っています。



(写真提供：EPA＝時事)

7. 大洋州地域

< 実績 >

日本の大洋州に対する2007年の二国間政府開発援助は、約7,029万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約1.2%です。

< 大洋州地域の特徴 >

大洋州地域の島嶼国・地域は、日本にとって太平洋を共有する隣人であるとともに、歴史的に深いつながりがあり、良好な友好関係を有しています。また、これらの国々は広大な排他的経済水域(EEZ^(注177))を擁し、日本の遠洋漁業の重要な漁場を提供するとともに海上輸送の要衝でもあり、この地域の平和と繁栄は日本にとって極めて重要です。

大洋州地域は、比較的新しい独立国が多く、社会・経済的に自立した国家の構築が急務となっています。加えて小規模経済、第一次産業依存型経済、

国家の地理的拡散性、国際市場へのアクセス困難、自然災害へのぜい弱性、国土喪失の危機など島嶼国特有の共通問題を有しています。このほか、フィジーにおける政変や、ソロモンにおける政情不安など民族・部族間の対立を基礎とする問題、トンガにおける暴動などといった民主化にかかわる問題も抱えています。日本は、このような事情を踏まえ、大洋州諸国の良きパートナーとして各国の個々の事情および地域共通の問題を考慮した援助を実施しています。

< 日本の取組 >

大洋州における政治的安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的なぜい弱性の克服や地域協力が不可欠です。日本は、大洋州諸国の首脳で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム(PIF^(注178))との協力を進めてきており、1997年以降、3年ごとに日本とPIF諸国との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2006年に気候や海洋性などの点で大洋州諸国と共通の特徴を持つ沖縄にて開催された第4回太平洋・島サミットでは、日本とPIF間の新たな協力の枠組みである「沖縄パートナーシップ」を採択しました。このなかで、「経済成長」、「持続可能な開発」、「良い統治」、「安全確保」、「人と人との交流」という5つの重点政策目標の下、太平洋島嶼国の自助努力に向けて、2006年から3年間で総額450億円規模の無償資金協力などを行うこととしています。

日本は、第4回太平洋・島サミットで発表された5重点政策目標を踏まえ、各国の国家開発計画や発展段階に応じた需要、各国それぞれの諸事情に配

慮した援助を行っています。太平洋島嶼国は多数の島からなり、経済活動や生活を送る上で海上輸送は不可欠なことから、例えば、日本は、バヌアツの玄関口であるポートビラ港の改善を支援し、経済発展を後押ししています。また、^{りんこう}燐鉱石の枯渇により経済が破綻状態にあるナウルについては、経済構造改善のため、ノン・プロジェクト無償資金協力による支援などを行い、住民生活の基盤の構築を支援しています。

さらに、大洋州島嶼国は、気候変動の影響に最もぜい弱です。2008年3月には、ツバルに対して「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動問題への対策に関する協力可能性を調査するための調査団を派遣し、この調査結果等に基づき、海岸保全施策、防災、代替エネルギーの3分野における支援を検討しています。

👉 「クールアース・パートナーシップ」の取組については、[第1部第2章\(8ページ\)](#)を参照してください。

注177：EEZ:Exclusive Economic Zone

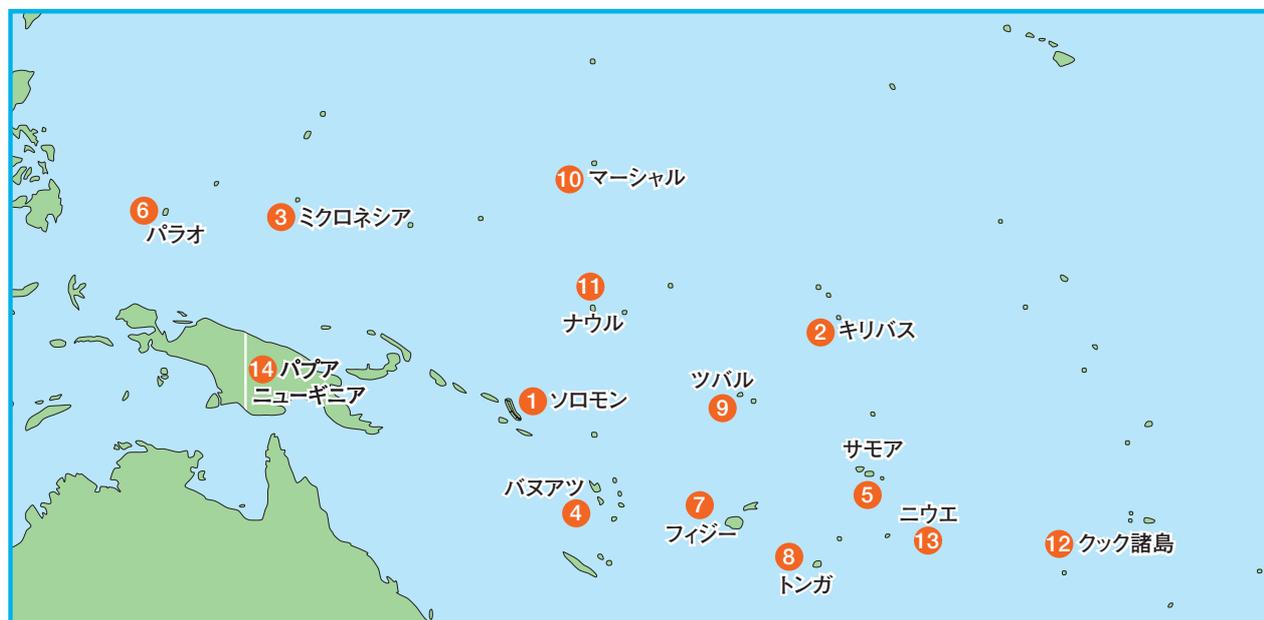
注178：PIF:Pacific Islands Forum

● 広域的な支援と他機関との連携

各国ごとにきめ細かな支援を行う一方、地域の共通課題に対しては、広域的な支援が有効です。大洋州島嶼国は教育や環境、保健分野などにおいて共通の開発課題を抱えています。これらの国々の持続可能な発展のためには、各国個別への協力のみならず、大洋州地域全体への広域的な利益を勘案した地域協力を行う必要があります。例えば、フィジー

に本部がある南太平洋大学(USP^(注179))は、日本の無償資金協力により、大学内に情報通信技術に関する研究などを行うセンターの建設および関連機材の供与を行うことが決定^(注180)しています。各国には、USPへの遠隔教育ネットワーク施設の支援を通じて、島嶼国の人々に広く高等教育を受ける機会を提供しています。また、廃棄物対策の広域的協力も

図表Ⅲ-21 大洋州地域における日本の援助実績



2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈 与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	ソ ロ モ ン	12.06	0.49	3.35	15.41	—	—	—	15.41
2	キ リ バ ス	11.97	—	1.08	13.05	—	—	—	13.05
3	ミ ク ロ ネ シ ア	5.51	—	3.85	9.36	—	—	—	9.36
4	バ ヌ ア ツ	3.72	—	5.01	8.73	—	0.10	-0.10	8.63
5	サ モ ア	2.60	—	5.86	8.46	—	—	—	8.46
6	パ ラ オ	3.87	—	2.79	6.66	—	—	—	6.66
7	フ ィ ジ ー	—	—	6.78	6.78	—	1.03	-1.03	5.75
8	ト ン ガ	1.86	—	2.69	4.55	—	—	—	4.55
9	ツ バ ル	2.30	—	0.64	2.94	—	—	—	2.94
10	マ ー シ ャ ル	0.33	—	1.78	2.11	—	—	—	2.11
11	[ナ ウ ル]	1.02	—	0.49	1.51	—	—	—	1.51
12	[ク ッ ク 諸 島]	—	—	0.10	0.10	—	—	—	0.10
13	ニ ウ エ	—	—	0.03	0.03	—	—	—	0.03
14	パプアニューギニア	0.69	0.35	10.08	10.77	—	21.41	-21.41	-10.63
	大洋州の複数国向け	—	—	2.36	2.36	—	—	—	2.36
	大洋州地域合計	45.93	0.84	46.89	92.82	—	22.53	-22.53	70.29

*1 地域区分は外務省分類。なお、[]は、地域名を示す。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

注179 : USP:University of the South Pacific

注180 : 南太平洋大学情報通信技術センター整備計画

実施しています。例えば、サモアにある地域国際機関の南太平洋地域環境計画(SPREP^(注181))への専門家派遣や廃棄物対策研修などを通じて、廃棄物対策マスタープランの作成を実施することによって地域の環境問題解決に貢献しています。感染症対策では、域内の予防接種事業強化のため、ワクチン供与、低温流通体系の保守、医療廃棄物の安全廃棄を含む安全注射を中心とした予防接種拡大計画の協力をWHOやUNICEFなどと共に実施し、地域のはしかおよびB型肝炎に対する予防接種率の向上、フィラリア撲滅、HIV/エイズ予防に向けた支援を行っています。

国際機関との協力という面では、2007年に創設された「ADBとの円借款協調融資促進枠組み(ACFA^(注182))」による最初の案件がサモアで実施

されることとなりました。この枠組みは、アジア開発銀行(ADB)との間で打ち上げた「アジアの持続的成長のための日本の貢献策(ESDA^(注183))」の下で投資促進および省エネルギー(省エネ)促進を目的として創設されたものです。日本は、投資や省エネなどの促進のための共通計画を策定し、大洋州および中央アジアを主な対象として、5年間で20億ドルの円借款を実施する予定です。2007年12月、サイクロンなどによる停電や原油価格高騰による電力料金の値上げなどにより、不安定な電力事情が続いているサモアに対して、高効率の発電所の建設や改修、電線の地中化による災害対策、効率性の高い送配電線の整備などを対象とした円借款の供与を決定しました。



(写真提供:AFP=時事)

注181 : SPREP:South Pacific Regional Environmental Programme
 注182 : ACFA:Accelerated Co-Financing scheme with ADB
 注183 : ESDA:Enhanced Sustainable Development for Asia

8. 欧州地域

< 実績 >

日本の欧州に対する2007年の二国間政府開発援助は、約1億917万ドルで、二国間援助全体に占める割合は約1.9%です。

< 欧州地域の特徴 >

バルト三国および中・東欧諸国は、旧社会主義体制を脱し、市場経済化・民主化に向けた取組を進めています。各国の中でも発展の度合いは地域によって大きく異なっており、EUへの加盟を果たした10か国(ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、ラトビア、リトアニア、エストニア、ルーマニア、ブルガリア)については、DACの被援助国リストに掲載されなくなったことや一人当たりのGNIの向上によって、援助される側から援助する側に変革しつつあります。なかでも、チェコ、スロベニア、エストニア、スロバキア、ラトビアについては、日本の政府開発援助の

実績はなく、そのほかの国についても原則2008年末までに援助を卒業することとなっています。

一方、クロアチアやマケドニアは、EUへの早期加盟を目指し改革の努力を続けているところです。また、ウクライナやモルドバ、アルバニアについては、市場経済化に向けた動きに遅れが見えています。さらに、1990年代の旧ユーゴスラビア紛争からの復興から発展段階へと移行しているボスニア・ヘルツェゴビナやセルビア、モンテネグロ、2008年2月に独立したばかりのコソボのように国や地域ごとに支援環境が多様化しています。

< 日本の取組 >

バルト三国や中・東欧諸国の発展に伴い、この地域における日本の支援の役割も変化しています。EU加盟を果たした10か国については、日本は、継続的かつ多岐にわたる支援を行うことによって、体制移行に伴う経済的・社会的困難を経験した市民の生活を改善し、安定的な体制転換に協力してきました。

一方で、西バルカン地域やウクライナやモルドバなどの旧ソ連諸国については、引き続き支援していく必要があります。旧ユーゴスラビア紛争によって大きな被害を受けた西バルカン地域では、復興段階を脱して将来のEU加盟を目指しつつ、持続的な経済発展段階へと移行しています。この地域に対しては、

紛争により破壊されたインフラの整備や、保健医療分野に重点を置いた支援を従来行ってきましたが、近年その発展の段階に合わせ、市場経済化に資する支援として、投資促進、中小企業振興、貿易促進のための専門家派遣や研修を進めています。さらに、平和の定着の観点から、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、民族融和のための支援や帰還民支援、地雷被災者支援を行っています。また、旧ソ連のウクライナやモルドバでは、一層の民主化、市場経済化に向けた努力を支援しつつ、医療や農業関連の機材の整備などを通じて市民の生活水準の向上に取り組んでいます。

● 政府開発援助卒業国との協力

日本の政府開発援助対象国から外れ、援助国へと転換しつつある国については、日本の援助国としての経験の共有などの協力をしていく考えです。この観点から、2008年2月、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの経済協力担当者を東京に招き、「援助協力ワークショップ」を開催しました。このワークショップでは、EU加盟国の一員として、自国の援

助政策や実施体制の整備、日本との間の第三国協力などについて、連携を強化する良い契機となりました。

 新たな援助主体との協調については、161ページを参照してください。

図表Ⅲ-22 欧州地域における日本の援助実績



2007年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額	計	
1	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	4.61	—	2.63	7.24	13.58	0.65	12.94	20.18
2	セルビア	4.43	0.50	2.80	7.23	—	—	—	7.23
3	ウクライナ	2.05	—	1.83	3.88	1.85	—	1.85	5.72
4	モルドバ	4.62	—	1.09	5.70	—	—	—	5.70
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.65	—	3.73	5.39	—	—	—	5.39
6	モンテネグロ	2.75	—	1.17	3.92	—	—	—	3.92
7	ベラルーシ	0.27	—	0.11	0.37	—	—	—	0.37
8	クロアチア	0.58	—	0.35	0.92	—	0.74	-0.74	0.19
9	アルバニア	—	—	1.28	1.28	—	2.88	-2.88	-1.60
	旧ユーゴスラビアの複数国向け	—	—	0.13	0.13	—	—	—	0.13
	欧州の複数国向け	—	—	0.32	0.32	—	—	—	0.32
	欧州地域合計	22.69	0.50	27.86	50.55	80.12	21.50	58.62	109.17

*1 地域区分は外務省分類。 *2 合計は東欧および卒業国向け援助を含む。 *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナーなど、複数の国にまたがる援助。

第4節 援助実施の原則の運用状況

政府開発援助(ODA)は、開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的とします(注184)。また、国民の税金を原資としていることから、公的資金の適正な支出の観点からも、政府開発援助はこの目的に沿って使用されなければなりません。さらに、日本の政府開発援助の最終的な目的は、国際社会の平和と発展への貢献を通じた日本の安全と繁栄の確保です。したがって、援助を行うに当たっては、単に開発途上国の援助需要を考慮に入れるだけでなく、開発途上国の軍事支出

などの動向、民主化の促進や市場経済導入の努力、基本的人権や自由の保障状況などの要素に加え、全般的な二国間関係の状況などを考慮する必要があります。日本は、政府開発援助大綱の援助理念(目的、基本方針、重点課題、重点地域)の通り、国際連合憲章の諸原則(特に、主権平等および内政不干渉)や以下に示した諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断した上で支援を行っています。

政府開発援助大綱の援助実施の原則

- ①環境と開発を両立させる。
- ②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。
- ③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- ④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

< 具体的な運用について >

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を設けて機械的に適用するのではなく、その背景や過去との比較なども含めて相手国の諸事情やそのほかの状況を総合的に考慮して、ケース・バイ・ケースで判断することが不可欠です。

また、開発途上国国民への人道的配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停

止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのはこれらの開発途上国の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減する場合でも、緊急的・人道的援助の実施については、特別な配慮を行うなどの措置も併せて検討することが必要です。

● 環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。環境でいえば、日本は、自らの開発の歴史の中で、水俣病をはじめとする数々の公害を経験してきました。このような経験を踏まえ、政府開発援助の実施

に当たっては、環境に与える悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を実施しています。また、開発によって貧困層や少数民族など社会的弱者に対して望ましくない影響が出ないように特に配慮していくことも重要です。こうした観点から、政府開発援助の

注184：OECD-DACの定義によれば、政府開発援助(ODA)とは、以下の3要件を満たす資金の流れと定義されている。

- ①政府もしくは政府の実施機関によって供与されるものであること
- ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ③資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっており、グラント・エレメントが25%以上であること

実施機関である旧JICAや旧JBICでは、これまでも環境や社会への影響に配慮したガイドライン^(注185)を設け、事前の調査、環境レビュー、実施段階のモニタリングなどにおいて、環境社会配慮面の確認手続を行ってきました。2008年10月に発足した新JICA

においても、これらの影響に細心の配慮を払って援助を実施しています。

👉 適正な手続の確保については、157ページを参照してください。

● 軍事的用途および国際紛争助長への回避

援助が、軍事的用途や国際紛争助長に使用されることは、厳に回避されなければなりません。したがって、日本は、政府開発援助により、開発途上国の軍や軍人を直接の対象とする支援を行っていません。

近年、日本は「テロとの闘い」や平和の構築に積極的に貢献しています。しかし、日本の援助によって供与される物資が軍事目的に使用されるようなことがあってはならないことから、たとえテロ対策などのために政府開発援助を活用する場合であっても、援助実施の原則を踏まえることとしています。日本は、

2007年度にテロ対策等治安無償資金協力として、フィリピンに対し、フィリピン沿岸警備隊が通信システムの構築などを行うための「海上保安通信システム強化計画」の実施を決定し、また、マレーシアに対しては、マレーシア海上保安法令執行庁および海上警察がマラッカ海峡を含むマレーシア海域の海上保安体制を強化することを目的に、海上警備機材を補強するための「海上警備強化機材整備計画」の実施を決定しました。これらの協力により提供される機材については、武器輸出三原則にのっとった支援の実施が確保されています。

● 民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後成立した政権は、民主的な正統性に疑いがあることがあり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法が停止される場合があります。また、民主的手続によらない政府による住民への基本的人権の侵害についても懸念されます。日本は、このような場合の政府開発援助の実施に関して、慎重な対応をとっています。このような対応をとることにより、政府開発援助が適正に使用されることを確保すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を有しているとのメッセージを相手国に伝えています。

例えば、軍事政権が国土を掌握しているミャンマーにおいては、2003年のミャンマー政府によるスーチー女史の拘束事件以降、緊急性が高く人道的な案件や民主化などのための人材育成案件、広域地域を対象にした案件については、政治情勢を注意深く見守りつつ、慎重に実施してきました。しかし、2007年9月の僧侶などによるデモに対する弾圧の発生後は、さらなる案件検討について絞り込みを

行っており、例えば、無償資金協力案件「日本・ミャンマー人材開発センター」を取りやめることを発表しました。今後とも、日本としては、国民和解・民主化プロセスの早急な進展などをミャンマー政府に求めつつ、ミャンマーに対する経済協力を検討していく考えです。

ウズベキスタンでは、特に2005年5月に発生したアンディジャン事件^(注186)以降、国内の人権状況について懸念が持たれてきましたが、その後、拘束されていた人権活動家の解放、児童の権利条約の批准などに見られる人権状況に関する肯定的な動きとともに、日本やEUと人権に関する対話を進めるなど、国際社会との協調の努力が見られてきました。その結果、アンディジャン事件以降、ウズベキスタンに対して制裁措置を課してきたEUは、2007年に制裁措置を一部緩和し、融資案件を停止していた各種国際機関も徐々に再開を始めています。日本としてもウズベキスタンと対話を行っており、引き続きウズベキスタンの人権改善努力を促しつつ、今後の協力の進め方を検討していくこととしています。

注185：旧JICA「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)、旧JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月)

注186：2005年5月、ウズベキスタン東部アンディジャン市において武装勢力が刑務所などを襲撃し、政権の退陣を求める市民デモが発生。治安部隊が武装勢力を鎮圧した際、デモ隊にも発砲し、数百名の死者が出たとされる(ウズベキスタン政府は、市民デモの発生および無差別発砲を否定し、死者数については187名と発表)。

フィリピンのいわゆる「政治的殺害^(注187)」の問題については、これまで、様々な機会を捉えて、日本の国内の関心や懸念をフィリピン政府に伝えていきます。アロヨ・フィリピン大統領も状況の改善に向けた取組を強化しており、日本としてもこうした取組を促進するよう働きかけていきます。日本は、今後とも、フィリピン政府による対応を注視するとともに、政府開発援助大綱にのっとり基本的人権および自由の保障状況などに十分注意を払いつつ、フィリピンの安定と発展のための支援を検討していく考えです。

フィジーでは、1999年に初のインド系首相が選出されましたが、2000年5月、フィジー系フィジー人の政治的優位を主張する武装勢力が議会を占拠する事件が発生しました。バイニマラマ国軍司令官(フィジー系)は戒厳令を布告し、法と秩序の回復のため行政権を一時掌握しました。同年7月、フィジー系であるガラセ氏を首班とする暫定文民政権が発足し、2001年9月、総選挙を経てガラセ氏が首相に就任、フィジー系に有利な施策を進めました。こうした状況のなか、バイニマラマ国軍司令官は、2006年12月、再び行政権を奪取、非常事態宣言を発出し、無血クーデターが実現しました。その後、国軍から大統領への行政権の返還を経て、同司令官が暫定首相に就任し、暫定内閣が樹立されています。

日本は、太平洋島嶼^{しよ}国地域の平和と安定のためには、民主的政治体制の定着と良い統治が重要であるという考えの下、こうした事態を踏まえ、今後の民主的な総選挙までの状況を注視しつつ、フィジーにおける速やかな民主的政治体制の回復を、種々の機会を捉え暫定政権に対して働きかけるとともに、政府開発援助に関しては、民主化プロセスの進捗を見極めつつ、当面、個別の案件ごとに実施の可否を慎重に検討する方針とし、①教育、保健、社会的弱者支援などの国民の生活向上に資するもの、②地球規模問題の解決、改善に資するもの、③他の島嶼国が裨益する広域案件に限り実施を検討する一こととしています。

さらに、2008年度の動きとして、同年7月、日本政府は、カンボジアに23名の選挙監視団を派遣し、2008年カンボジア国民議会選挙の選挙運動、投票および開票過程の監視を行いました。この選挙に際し、2007年度、日本は、同国の国家選挙管理委員会に対し、ノン・プロジェクト無償資金協力の見返り資金による約300万ドルの支援を行いました。さらに、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、有権者を対象とした啓発活動や選挙広報を支援しました。



カンボジアでの選挙監視の様子

注187：フィリピンにおいては、近年、左派系活動家やジャーナリストなどの殺害事件が頻発。一連の事件について軍や警察の関与を疑う向きもあり、一般に「政治的殺害(Political Killings)」と呼ばれている。

第5節 援助政策の立案および実施における取組状況

政府開発援助大綱は、政府開発援助をより効率的・効果的なものとするために、政府が進めるべき一連の改革措置を援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、効果的実施のために必要な

事項の3つに分けて示しています。以下では、大綱の構成に従って、2007年度に進められた政府開発援助改革の取組状況について説明します。

1. 援助政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

日本では1府12省庁^(注188)が政府開発援助に携わっています。政府開発援助の実施に当たっては、戦略を策定する海外経済協力会議と政策の企画立案および政策全体の調整の中核となる外務省が密接に連携し、各府省庁による政府開発援助が相矛盾することなく立案され、政府開発援助を戦略的に実施し最大限の効果を発揮することが重要です。

2006年4月に内閣に設置された海外経済協力会議は、内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣が、海外経済協力に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議しています。これまでにアジア、アフリカ、中国、イラク、インド、アフガニスタン、資源・エネルギー、環境、法制度整備支援、平和構築にかかる政府開発援助の方針や政府開発援助の量と質を巡る課題などについて審議が行われています。

2006年8月に設置された外務省国際協力局は、二国間援助と国際機関を通じた援助にかかる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通ずる調整の中核役となっています。さらに、関係府省庁との連携も重要です。例えば、政府開発援助関係省庁連絡協議会、技術協力連絡会議、政府開

発援助評価連絡会議などを開催し、関係府省庁との情報共有や意見交換を行い、関係府省庁の知見を活用しています。また、外務大臣の下に設立された国際協力企画立案本部では、国際協力局と地域担当局などが協議し、国際協力の重点方針・地域別重点課題や重点課題の取り進め方の議論をするなど、外交政策全体の中での役割を常に確認しつつ、効果的な政府開発援助の企画・立案に努めています。さらに、2007年以降、外務省では、国際協力に専門的知見・経験を有する国内各界の代表(学者、言論界、経済界、NGO)からなる「国際協力に関する有識者会議」を設置しています^(注189)。この会議では、外務大臣からの諮問^(注190)を受けた有識者の声を政策に反映させるべく、幅広く議論を行っており、2008年1月には、高村外務大臣(当時)に対し、議論の「中間報告」が提出されました。このほか、外務省においては、分野別の課題に適切に対処するため、タスクフォースによる分野別の議論を進めています。例えば、保健タスクフォースでは、関係省庁やJICAなどとの間でTICAD IV、G8北海道洞爺湖サミットなどをテーマに具体的政策について議論を重ね、これらの国際会議における日本のリーダーシップ発揮に貢献しています。

注188：ここでの1府12省庁とは、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を指す。

注189：「有識者会議」は内閣官房長官の下で開催された「海外経済協力に関する検討会」の報告書(2006年2月)を踏まえ、2002年に始まった「ODA総合戦略会議」を2006年6月に終了し、さらに充実した議論を行うために設けられたもの

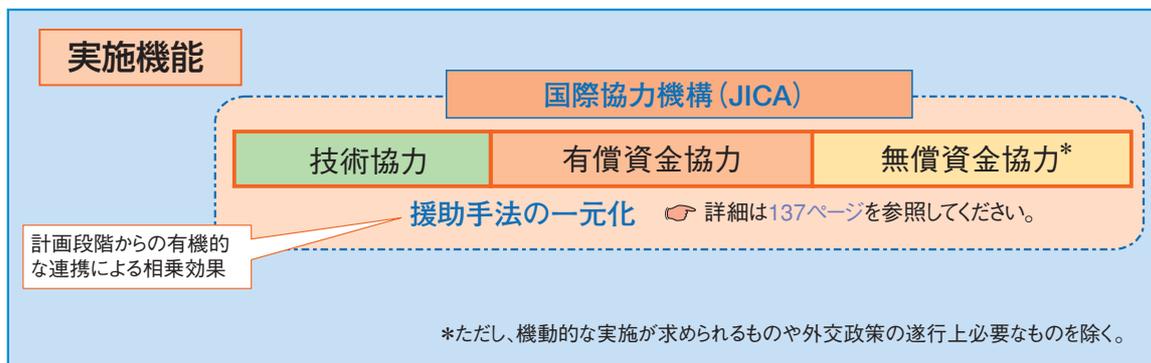
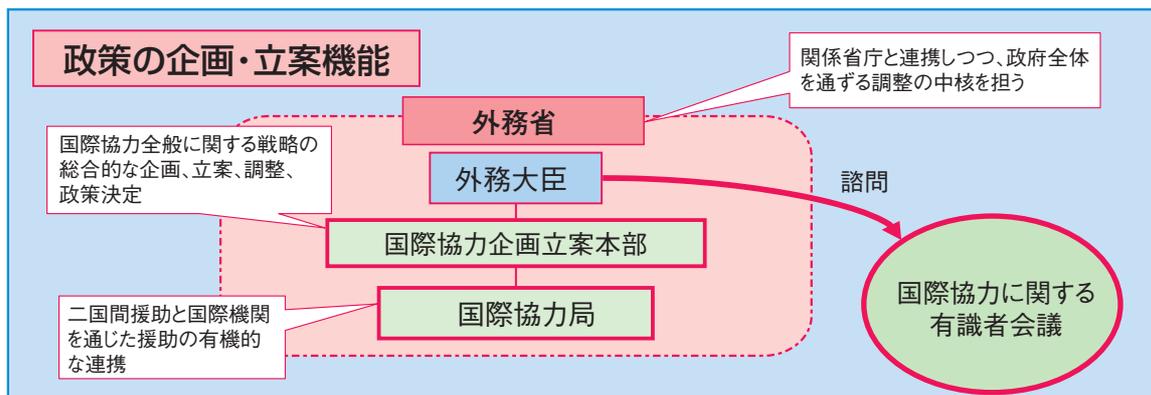
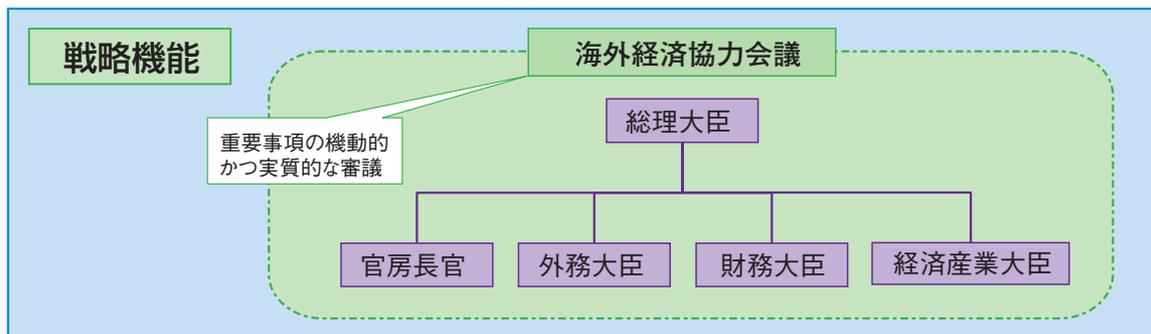
注190：具体的な諮問事項は、①重要課題や地域に関する国際協力政策の基本的考え方、②国民参加の在り方(国際協力を担う人材育成や教育など)、③政府開発援助案件の形成と実施上の課題(効率化・迅速化や官民連携、NGOなどとの連携など)の3点

(2) 政府と実施機関の連携

政府においては、海外経済協力会議における議論などを通じ、国・地域や分野ごとに明確な戦略を設けるとともに、国別援助計画などの策定を通じ、より戦略的な国際協力の企画・立案を進めています。外務省や各府省庁が企画・立案した政府開発援助政策に基づき、実際の政府開発援助事業を実施するのは、主に実施機関となります。外務省では、海外経済協力会議の議論の結果や、外務省が作成する年度ごとの重点方針を実施機関に伝達し、迅速に援助の実施に反映できるよう実施機関との連携を図っています。

2008年10月、これまで技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を行ってきた旧JICAと円借款の実施を担当していた旧JBICの海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。また、外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部も新JICAに移行し、これにより新JICAは、技術協力、有償資金協力(円借款など)、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施することになりました。新JICAは、政府が策定する政策に基づき、援助手法間で相乗効果を発揮し、案件を効率的・効果的に実施することが期待されています。

戦略・政策立案・実施の一体性確保に向けた取組



図み 4 新JICAの発足～新時代の国際協力～

2008年10月1日、日本の政府開発援助(ODA)の主要な実施機関である国際協力機構(JICA)が新しく生まれ変わりました。これまでJICAは、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を業務の中心としてきました。JICA法改正により、新たなスタートをきったJICA(新JICA)では、これら業務に加えて、これまで国際協力銀行(JBIC)が海外経済協力業務として担当してきた有償資金協力(円借款など)も実施することになりました。さらに、外務省が実施してきた無償資金協力についても、今後はJICAが実施部分を担当します(ただし、機動的な実施が求められるものや外交政策の遂行上必要な無償資金協力については、引き続き外務省が実施します)。これにより、新JICAは、これまでの技術協力と併せて、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となりました。

この援助手法の一元的な実施により、効率的で迅速な政府開発援助の実施が可能となり、より大きな援助効果が期待されています。例えば、道路・港湾などのインフラ整備を円借款や無償資金協力で実施し、これらインフラを運営・維持管理するための人材育成を技術協力で実

施することが可能となります。これまでも援助手法の連携は実施されてきましたが、新JICAでは、このような援助手法の有機的な組み合わせを計画段階から一元的に企画することが可能になりました。例えば、従来は、基本的には、3つの援助手法ごとに独自に案件形成のための調査を行っていましたが、新たに3手法共通の調査プロセスとして創設された「協力準備調査」によって、援助手法にとらわれない調査が可能となりました。一元的な調査の実施により、案件形成の迅速化が期待できます。

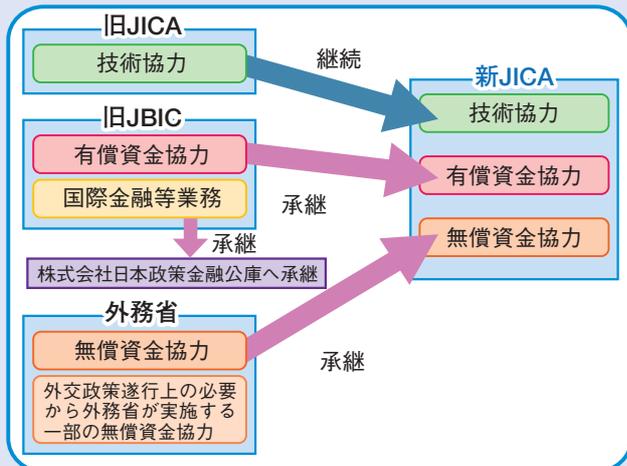
さらに、新JICAでは、国際協力に関する調査・研究を主要業務の一つと位置付け、これまで旧JICAおよび旧JBICが有していた研究機能を統合して、新たにJICA研究所を創設しました。同研究所では、日本の政府開発援助の国内外への発信力強化に力点を置き、政策志向の調査研究を行っていきます。また、これまで旧JICAや旧JBICが培ってきた豊富な国際協力の経験やノウハウを活かして、日本の国際協力に関する知的拠点となることを目指します。

また、新JICAは、これまで実施してきた業務についても継承します。途上国の経済・社会の発展に協力する青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどのボランティア派遣事業や海外での大規模災害などに対する国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与に関するオペレーションなどは引き続き新JICAにおいて行っていきます。新JICA発足により、日本の政府開発援助の質がさらに向上し、効率的、効果的、かつ迅速に実施されることが大いに期待されます。



新JICAのロゴマーク

3つの援助手法の統合



新JICA当面の研究領域

成長と貧困削減

アジアの成長経験の体系化、アフリカの開発戦略、インフラとMDGs、アフリカ民間企業成長戦略など

平和と開発

紛争予防と開発、イスラムと開発、State Buildingなど

気候変動

気候変動の緩和策および適応策、アフリカ農業など

援助戦略

東アジアの将来、援助効果実証分析、事業経験の体系化など

無償資金協力

無償資金協力	新JICA	外務省
一般プロジェクト無償	●	
人材育成・研究支援無償	●	
防災・災害復興支援無償	●	
コミュニティ開発支援無償	●	
貧困削減戦略支援無償	●	
環境プログラム無償	●	
水産無償	●	
一般文化無償	●	
食糧援助(KR)	●	
貧困農民支援(2KR)	●	
ノン・プロジェクト無償		○
草の根・人間の安全保障無償		○
日本NGO連携無償		○
テロ対策等治安無償		○
草の根文化無償		○
緊急無償		○

(3) 現地機能の強化

政府開発援助の戦略性・透明性・効率性の向上や説明責任の徹底を図るためには、国別の援助戦略構築における現地の役割の強化が必要です。政府開発援助大綱や政府開発援助に関する中期政策では、現地機能強化の方針が打ち出されています。現場での機能強化のため、援助政策の策定・実施過程において、在外公館およびJICA現地事務所などで構成される現地ODAタスクフォース(現地TF)が主導的な役割を果たしています。

開発途上国にとって何が開発上の優先課題になっているのか、その中でもどのようなことに日本の貢献が求められているのかを総合的かつ的確に把握するためには、現場の意見を踏まえなくてはなりません。さらに、現地TFでは、その国についての知見や経験を持つ人材の活用や現地に精通した援助関係者との連携などを通じて現地の経済社会状況などを十分に把握できるように日々努力しています。

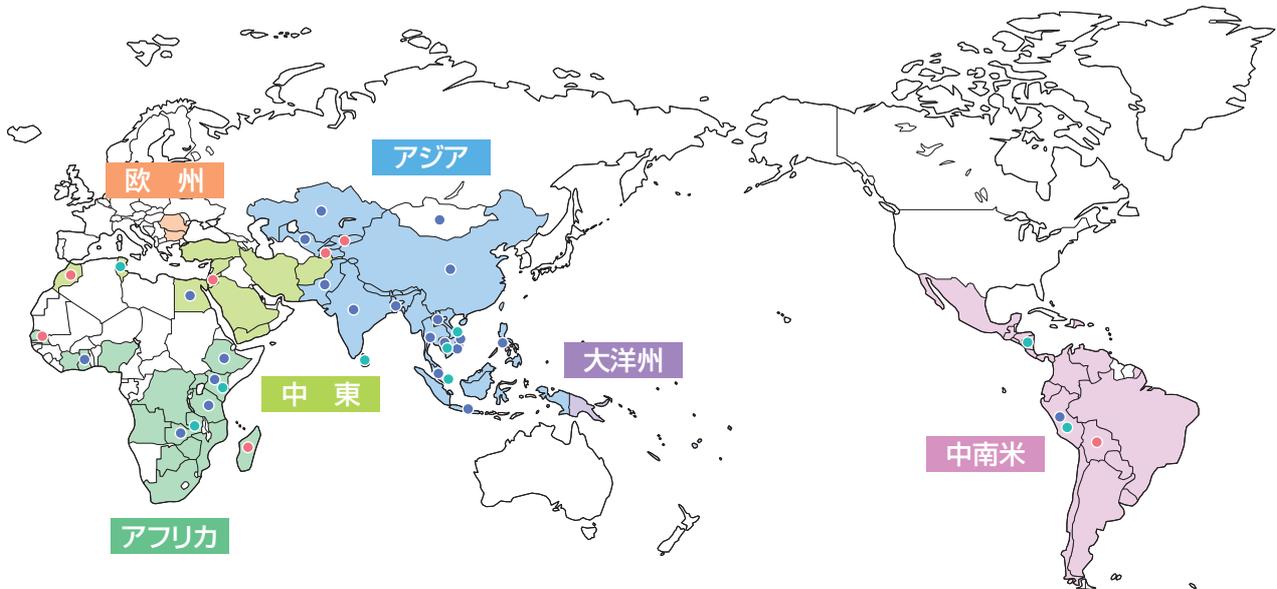
また、開発途上国による援助需要の把握に加えて、現地TFでは、日本の援助の方向性や重点分

野などを示す国別援助計画の策定への参画、開発途上国政府との政策協議実施、ほかのドナー国や国際機関との連携への参画、援助手法の連携や見直しに関する提言、援助候補案件に関する提言など、幅広い役割を担っています。例えば、開発途上国政府のオーナーシップの下に、援助国を含む関係機関が協力し、貧困削減戦略文書(PRSP^(注191))の策定・見直しが進められている動きに合わせて、現地ベースでの援助協調が各地で本格化しており、日本も積極的に参加しています。中米では、各国の現地TFが連携し、広域での協力を進める取組を行っています。

さらに、このような援助協調の動きに的確に対応すべく、在外公館では、外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、一層効率的・効果的な援助を実施しています。例えば、2006年度から経済協力調整員制度を設け、在外公館において援助協調にかかわる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信および提言を行う体制をとっています。

注191：PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper

図表Ⅲ-23 国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧



【国別援助計画(2008年11月現在)】

(1) 計画策定済みの国(24か国)

2000年	●バングラデシュ(3月)(2006年に改定) ●タイ(3月)(2006年に改定) ●ベトナム(6月)(2004年に改定) ●エジプト(6月) ●ガーナ(6月)(2006年に改定) ●タンザニア(6月) ●フィリピン(8月) ●ケニア(8月) ●ペルー(8月)
2001年	●中国(10月)
2002年	●マレーシア(2月) ●カンボジア(2月) ●ザンビア(10月) ●ニカラグア(10月) ●チュニジア(10月)
2004年	●スリランカ(4月) ●ベトナム(4月)* ●インドネシア(11月) ●モンゴル(11月)
2005年	●パキスタン(2月)
2006年	●インド(5月) ●タイ(5月)* ●バングラデシュ(5月)* ●ウズベキスタン(9月) ●カザフスタン(9月) ●ラオス(9月) ●ガーナ(9月)*
2007年	●エチオピア(6月) ●エジプト(6月)* ●フィリピン(6月)* ●タンザニア(6月)*

(2) 策定/改定作業中(16か国)

新規策定中 (7か国)	●ボリビア ●ヨルダン ●キルギス ●セネガル ●モロッコ ●タジキスタン ●マダガスカル
改定作業中 (9か国)	●ベトナム ●ケニア ●カンボジア ●マレーシア ●ペルー ●ザンビア ●スリランカ ●チュニジア ●ニカラグア

* *は改定版。国別援助計画の詳細は、以下のホームページを参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo.html>

● 策定済み ● 策定中 ● 改定作業中

【現地ODAタスクフォース】

欧州	●ブルガリア ●ルーマニア 計2か国
中東	●アフガニスタン ●イエメン ●イラン ●エジプト ●サウジアラビア ●シリア ●チュニジア ●トルコ ●モロッコ ●ヨルダン 計10か国
アフリカ	●アンゴラ ●ウガンダ ●エチオピア ●エリトリア* ●ガーナ ●ケニア ●コートジボワール ●コンゴ民主共和国 ●ザンビア ●ジンバブエ ●セネガル ●タンザニア ●ナイジェリア ●ボツワナ ●マダガスカル ●南アフリカ共和国 ●モザンビーク ●ルワンダ* 計18か国
アジア	●インド ●インドネシア ●ウズベキスタン ●カザフスタン ●カンボジア ●キルギス ●スリランカ ●タイ ●タジキスタン ●中国 ●ネパール ●パキスタン ●バングラデシュ ●東ティモール ●フィリピン ●ブータン* ●ベトナム ●マレーシア ●ミャンマー ●モンゴル ●ラオス 計21か国
大洋州	●キリバス* ●サモア* ●ソロモン諸島 ●ツバル* ●トンガ* ●ナウル* ●バヌアツ* ●バブアニューギニア ●フィジー 計9か国
中南米	●アルゼンチン ●エクアドル ●エルサルバドル ●グアテマラ ●コスタリカ ●コロンビア ●チリ ●ドミニカ共和国 ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ブラジル ●ベネズエラ ●ペルー ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ ●ウルグアイ 計18か国

* 合計78か国(兼轄国*を含む)

(4) 政策協議の強化

日本の援助は長年開発途上国からの要請に基づいて援助を実施するという要請主義をとってきました。しかし、開発支援が十分な効果を上げるためには、開発途上国との緊密な政策協議を通じて、互いの認識や理解を共有していくことが必要です。こうしたことから、自助努力支援という観点から引き続き開発途上国からの要請を重視しながらも、要請を受ける前段階において相手国政府関係者との間で政策協議を実施し、開発途上国の開発政策や援助需要を十分に把握し、日本の援助政策との

調整を図っています。

政策協議の強化に向けた取組として、現地ODAタスクフォース(現地TF)による活動が挙げられます。現地TFによる現地政府との活発な政策協議によって、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題について開発途上国と認識を共有しています。さらに、日本の援助政策と開発途上国の開発政策の調和を図り、より効率的、効果的な援助政策の実施を目指しています。

(5) 内外の援助関係者との連携

日本は、日本の民間企業、NGO^(注192)、大学、地方自治体、国際機関やほかのドナー国などとも連携しながら国際協力を行っています。

(イ) 民間企業との連携

開発途上国の持続的成長のためには、民間企業の役割が不可欠です。また、民間企業の活動は、雇用促進や技術移転、貿易投資の拡大など、政府開発援助だけでは達成できない開発効果を途上国にもたらすことができます。このような観点から政府開発援助と民間企業との連携は非常に重要であり、政府もこれまで様々な取組を行ってきました。

円借款については、2002年度から日本企業の優れた技術やノウハウの移転を目的とした本邦技術活用条件(STEP^(注193))制度を実施しています。2007年度は、ケニア、モンゴル、ベトナムに対して本制度に

よる円借款を実施しました。無償資金協力についても、日本の優れた技術の活用などにより、「顔の見える援助」の実施に努めています。国際協力に関する有識者会議は、2008年1月、外務大臣に中間報告を提出し、さらなる官民連携の必要性と有効性について提言しています。この報告などを受けて、2008年4月、民間企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」が発表されました。

 民間企業との連携については61ページを参照してください。



(写真提供:EPA=時事)

注192：非政府組織／Non-Governmental Organization

注193：STEP: Special Terms for Economic Partnership. 2002年、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された、契約先が日本企業に限定された円借款制度

囲み 5 円借款における「顔の見える援助」の取組

開発途上国の自立した持続的成長のためには、民間セクターによる活動の促進とともに、民間投資を呼び込むための貿易・投資環境などの整備に必要な電力、ガス、上下水道、道路、鉄道、港湾、空港や通信などのインフラ整備が不可欠です。また、政府開発援助大綱や2006年2月の「海外経済協力に関する検討会」の報告書、経団連などの民間団体からの提言でも、日本の「顔の見える援助」や日本の優れた技術やノウハウなどを活用した資金協力の重要性などについて取り上げられています。日本はこれらのインフラ整備の分野でその知見と経験を活用した協力を行っており、円借款においても途上国への日本の技術移転を目指した取組を行っています。

2002年7月、日本の優れた技術やノウハウの活用が可能となる円借款の制度として、本邦技術活用条件(STEP^(注))制度を導入しました。この制度では、円借款対象国であり、かつ、OECDのルール上、調達先を日本企業に限

定した借款が可能な国に対して、日本が持つ様々な優れた技術を移転することを目指しています。STEP制度による円借款事業では資機材の調達や役務、サービスなどの30%以上を日本から調達するため、途上国側では、日本の高い技術力の移転が期待できます。さらに、一般的な円借款と比べた場合、この制度による借入では金利や返済期間が途上国に有利に設定されていることも魅力の一つとなっています。

日本は、この制度での円借款として、これまでに9か国で20件(2007年度末)の事業を行っています。2007年度は、ケニア・モンバサ港開発計画(供与額約267.1億円)、モンゴル・新ウランバートル国際空港建設計画(供与額約288.1億円)、ベトナム・ハノイ市都市鉄道建設計画(一号線)(供与約46.8億円)の3件(合計約602億円)について、交換公文の署名を行いました。

STEP(本邦技術活用条件)案件の実績

2007年度末現在

年度	E/N日	国名	案件名	金額(単位:百万円)			償還期間(据置)
				総額	金利(%)		
2003	3月31日	中国	放送施設整備計画	総額	20,202	0.75	40(12)
	3月31日	ベトナム	南北鉄道橋梁安全性向上計画	総額	8,222	0.75	40(12)
	3月31日	インドネシア	ラヘンドン地熱発電所拡張事業	総額	5,866	0.75	40(12)
2004	8月26日	ウズベキスタン	タシグザールークムクルガン鉄道新線建設計画	総額	16,359	0.40	40(10)
	3月29日	インドネシア	ジャワ北幹線道路渋滞緩和計画	総額	4,287	0.40	40(10)
			タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第1期)	総額	26,306	0.40	40(10)
	3月31日	ベトナム	カイメップ・チーバイ国際港開発計画	総額	36,364	0.40	40(10)
2005	6月22日	チュニジア	太陽光地方電化・給水計画	総額	1,731	0.40	40(10)
	3月24日	スリランカ	ゴール港開発計画(第1期)	総額	14,495	0.30	30(10)
	3月28日	インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第2期)	総額	26,620	0.40	40(10)
	3月29日	ベトナム	ニャットタン橋(日越友好橋)建設計画(第1期)	総額	13,698	0.40	40(10)
2006	11月28日	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道計画(エンジニアリング・サービス)	総額	1,869	0.40	40(10)
	12月9日	フィリピン	バッシグーマリキナ川河川改修計画(第2期)	総額	8,529	0.75	40(12)
	3月12日	チュニジア	国営テレビ放送センター計画	総額	4,075	0.40	40(10)
	3月28日	インドネシア	国土空間データ基盤整備計画	総額	6,373	0.40	40(10)
	3月30日	ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンタインースオイティエン間(1号線))(第1期)	総額	20,887	0.40	40(10)
	3月30日	ベトナム	南北鉄道橋梁安全性向上計画(第2期)	総額	11,737	0.40	40(10)
2007	11月20日	ケニア	モンバサ港開発計画	総額	26,711	0.20	40(10)
				コンサル部分	0.01	40(10)	
	3月3日	モンゴル	新ウランバートル国際空港建設計画	総額	28,807	0.20	40(10)
				コンサル部分	0.01	40(10)	
3月26日	ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)(調査・設計等のための役務)	総額	4,683	0.01	40(10)	
合計				金額	287,821	件数	20

注：STEP:Special Terms for Economic Partnership

(ロ) NGOとの連携

日本のNGOは、様々な形の資金協力などを得て、開発途上国における保健、教育、水供給などの分野において、幅広く、きめ細かい援助を実施しており、日本国内外で高く評価されています。NGOは、①途上国・地域のコミュニティレベルでの活動によるきめ細やかな支援が可能なこと、②大規模自然災害の発生時、現場での迅速かつ柔軟な緊急人道支援活動が展開できること、③日本の「顔の見える援助」という点、④政府では手の届かない地域での活動が可能なこと—などから見ても重要です。近年、NGOは開発援助、緊急人道支援のみならず、環境、人権、貿易、軍縮などの分野での活動を行っており、国際社会においてますます大きな役割を果たすようになってきました。政府開発援助大綱や中期政策においてもNGOとの連携の推進の必要性が記述されており、日本としては、日本のNGOの能力強化のため、様々な活動を実施しています。

JICAでは、2007年度以降、NGOなどの民間団体が持つノウハウを活用するため、プロジェクト形成段階において、調査内容について広く提案を募集する「民間提案型」プロジェクト形成調査^(注194)を行っています。また、民間の活力を積極的に活用するため、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトなどにより、2007年度は、188件のプロジェクトの実施を民間団体に委託しています。こうした業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトには、NGOや大学が委託先となり実施されるケースも見られるようになり、多様な団体のノウハウの活用が進んでいます。

i. NGO活動への資金協力

NGOが円滑に援助活動をできるように様々な協力を実施しています。資金面については、NGOが実施する経済・社会開発活動に対する事業資金として、日本NGO連携無償資金協力があります。2007年度には、26の国と地域において41団体の64事業に対し、また、ジャパン・プラットフォーム(JPF^(注195))を通じて12か国において18団体の60事業に対して、合計約26億円の資金提供を行いました。

また、JICAでは、従来からNGOや地方自治体などが提案する案件に対し、開発途上国の地域住民の生活向上に直接貢献し、政府が定める国別援助計画に沿っているものについて事業の委託を行う草の根技術協力を実施しています。特に、この協力制度の中の草の根パートナー型では、国際協力に一定の実績を有しているNGOなどの団体が蓄積してきた経験や技術を活かした開発途上国への支援を行っています。

ii. NGO活動の環境整備

近年、日本のNGOは国際協力の現場において目覚ましい活動を行い、高い評価を得ており、NGOの役割に対する期待の高まりを受け、その専門性や事業実施体制の強化が必要となっています。このような観点から、NGOの組織強化や人材育成などへの協力のため、外務省やJICA、(財)国際開発高等教育機構(FASID^(注196))などが、政府資金により様々なプログラムや研修制度を充実させています。

また、外務省では、NGO相談員制度を実施しています。この制度では、外務省から委託された国際協力分野で経験と実績を有する日本のNGO職員が、電話や面談による通常の相談対応のほか、国際協力イベント、セミナーなどに出張し、NGOの設立、組織の管理・運営といった、NGOに関する市民やNGO関係者からの相談や照会にこたえています。また、NGO専門調査員制度を設け、特定分野や業務における専門性の向上や組織機能強化のため、高度な知識や技術、専門性を有する人材を専門調査員として一定期間派遣することによって、NGOの能力向上を目指しています。さらに、外務省は、NGOの組織強化と能力向上を図るNGO研究会を主催しています。この研究会では、NGOが直面する共通課題に関する学習会やシンポジウムなどを実施しており、2007年度は、「ネットワークNGOのあり方」、「保健分野におけるNGOと国際機関との連携」、「人間の安全保障におけるプロテクション」

注194：プロジェクト形成調査：開発の必要性が確認されているが、相手国政府から具体的な要請がない場合などに、協力の方向付けまたは優良案件の形成のため実施する調査

注195：Japan Platform

注196：FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development

の3分野で実施しました。

また、JICAでは、従来から、NGOスタッフのための研修として、途上国でのプロジェクトの実施能力を向上するためのプロジェクトマネジメント研修や国内での広報・資金調達能力を強化するための組織マネジメント研修などNGO人材育成研修を実施しています。

iii. NGOとの対話と連携

政府は、NGOとの連携の強化に努めています。1996年以降、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などの制度についての討議を活発に行っています。また、2002年以降、現地でのNGOとの意見交換の場として通称「ODA大使館」を開設し、これまでに、ネパールやスリランカをはじめとする13か国で、大使館関係者、援助実施機関、NGO関係者が政府開発援助の効率的・効果的实施について協議しています。例えば、2007年度は、アフガニスタンにおいて、治安情勢や安全対策について話し合われました。

さらに、実施機関である旧JICAおよび旧JBICの海外経済協力業務においても、効果的な国際協力のための市民の理解と参加を促進するNGOとの協議会が定期的で開催されてきました。加えてJICAでは、関連委員会として、NGOとの連携事業全般についての意見交換の場としてのNGO-JICA連携事業検討会、NGOとの効果的な開発教育の推進

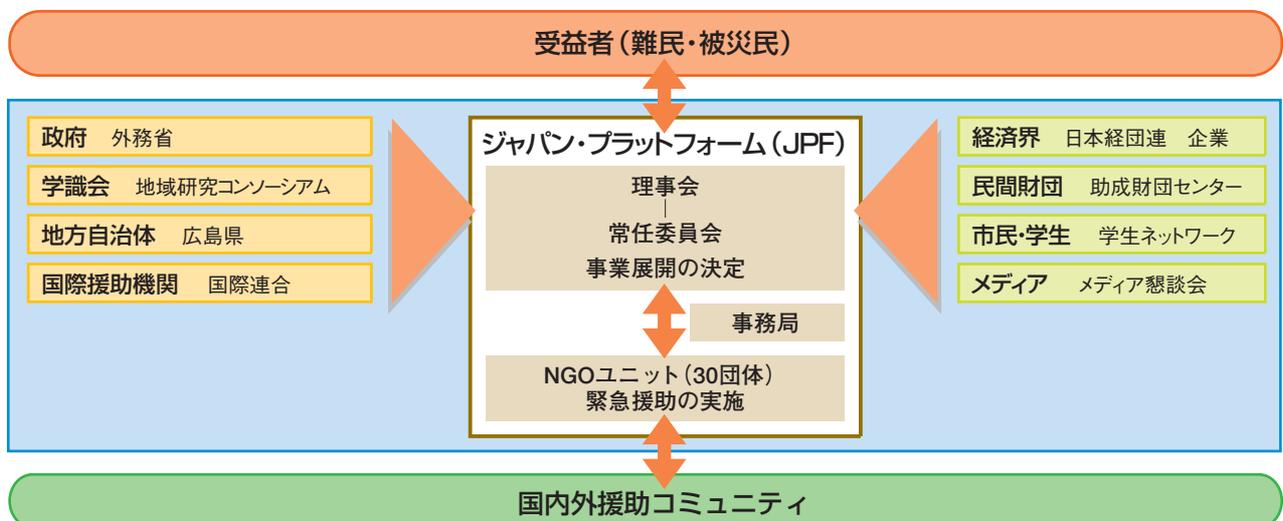
のための開発教育小委員会、事業評価を通じたNGOとの情報共有および教訓・提言の抽出を行う評価小委員会が開催されてきました。

このような国内外におけるNGOとの協議に加え、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立されたジャパン・プラットフォームには、日本のNGOが2008年8月現在で、30団体が参加し、緊急人道支援の際には、事前に供与された政府開発援助資金や一般企業・市民からの寄付金を活用して、迅速な援助を実施しています。例えば、ミャンマーにおけるサイクロン「ナルギス」被災者支援、バングラデシュでのサイクロン「シドル」被災者支援、南部スーダン避難民支援、イラク周辺の避難民支援などの活動を展開しています。今後とも、NGOの抱える諸問題や要望に配慮しつつ、対話を一層重ね、連携・協力の充実、多様化に努めていきます。



サイクロン「シドル」の被災者に対する支援の様子(バングラデシュ)
(写真提供：JPF/KnK)

図表Ⅲ-24 ジャパン・プラットフォームの仕組み



(ハ) 大学・地方自治体との連携

国際協力において大学や地方自治体が蓄積してきたノウハウを用いることは、有益かつ効果的な政府開発援助の実施につながります。JICAでは、事業の質的向上、援助人材の育成、地方発の事業展開の活性化などの効果を期待し、専門家の派遣、研修員や留学生の受入、草の根技術協力事業、連携講座の実施など、様々な事業の場面で大学や地方自治体と連携してきました。

 JICA草の根技術協力による地方自治体との連携については、146ページの囲みも参照してください。

また、近年では、技術協力プロジェクトの実施を大学との契約により包括的に行うケースも増えていきます。その背景には、個々の大学の持つ知的資産を、事業の活性化や質の向上、援助人材の育成に役立てたいという期待があります。一方、大学にとっては、JICAと連携することで開発途上国の現場にアクセスしやすくなり、実践的な経験を得られるという利点が考えられます。例えば、組織的な協力関係を構築し、事業の相乗効果を高めることを目的に、大学との間で包括的な連携の枠組み(連携協力協定や覚書)を導入し、帯広畜産大学、北海道大学、広島大学をはじめとする13大学との間で9つの協定・覚書を締結しています。今後も、大学の知見を国際協力事業に活かすべく、大学との連携に一層努めていきます。

(二) 開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体や、NGOとの連携を図ることも重要です。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら関係者が実施する経済社会開発事業を支援しています。この協力は、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで足の速い支援として開発途上国でも高く評価されており、開発途上国の開発に有益だけでなく、NGOや市民社会の強化も期待できます。

2007年度には、イエメンの険しい山岳地帯に位置するイップ州ファアラ郡ギヤース村の住民が、不衛生な水供給システムによるマラリアの発生などに悩んでいたことから、ファアラ郡地方議会が行う給水管整備計画事業の実施を支援しました^(注197)。具体的に

円借款事業に関しても、日本の大学や地方自治体などの優れた知見や経験を取り入れながら国民参加型の円借款事業を推進しています。2007年度には、中国の貧困学生支援策に対する調査やカンボジアの天然ゴム産業に関する調査などの23件の調査を大学に委託して実施しました。また、その他の調査や事業事後評価、人材育成事業における開発途上国からの留学生・研修生の受入などについても、大学との連携により実施しています。さらに、インドの上下水道整備事業の計画段階において、東京都水道局と協力して経験・知見をインド側の関係機関と共有しました。このほか、日本の団体との連携機会の発掘を目的の一つとして「円借款パートナーシップセミナー」を開催しました。2007年度は日本各地から集まった17団体が参加し、インドネシアを訪問しましたが、帰国後も参加団体間で今後の連携の可能性などについて活発な議論が交わされました。

さらに、円借款業務における協力関係を強化するため、12大学との間で協力協定を締結しています。このように、様々な場を通じて大学や地方自治体などとの連携を行うことにより、効率的・効果的な円借款事業の実施に向けた取組を進めています。

 大学などの知見を活かした「地球規模課題に対する科学技術」については、80ページの囲みも参照してください。



日本政府が供与した揚水ポンプ(イエメン)

は、揚水ポンプ設置および給水パイプラインの敷設を通じ、同村の給水環境を改善させ、教育・保健を

含む同村の生活環境の総合的な向上を図りました。

(ホ) 国際機関や他国との連携

近年、国際的にも開発援助に対する成果重視の風潮が高まっており、MDGsなどの国際社会共通の目標達成のために様々な援助主体が協調して援助を実施する動きが加速化しています。現在では、多くの支援相手国において保健や教育などの分野ごとに援助協調のための作業部会が形成され、それらの国における分野別開発戦略に沿って、プログラム形式の支援が実施されています。日本もバングラデシュにおける教育、タンザニアでの農業、ポリビアにおける水など、多数のプログラムに参加しています。

また、アフリカやインドシナ地域を中心に共同援助戦略や援助協調枠み組文書が作成されており、日本もウガンダ、ザンビア、ガーナ、タンザニア、ベトナム、カンボジア、ラオスなどでこれらの枠組み文書に参加しています。

ム、カンボジア、ラオスなどでこれらの枠組み文書に参加しています。

このように援助協調の取組が活発化する中、日本はウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、マダガスカル、モザンビークなどといった、特に援助協調の盛んなアフリカ諸国の在外公館に援助協調を専門に行う経済協力調整員を配置し、他国政府や援助実施機関、NGOなどと連携強化のための情報収集、意見交換、対外発信などの業務を行っています。

 日本と他の援助国による協調については、161ページも参照してください。

囲み6

市民参加の拡大を目指して 草の根技術協力事業

開発途上国の課題の克服のためには、政府のみならず市民社会による活発な国際協力活動が重要です。日本国内でも、国際協力への市民参加の動きが増大しています。JICAでは、このような国民の意識の高まりを受け、市民レベルでの国際協力活動を支援するため、2002年度から草の根技術協力事業を実施しています。この事業は、日本のNGO、大学、地方自治体、特例民法法人^(注1)などの団体がこれまでに培ってきた経験や技術を活かして企画した途上国が抱える課題を克服するための協力活動について、JICAが支援および共同で実施するものです。

実施希望団体は、途上国支援に関する企画をJICAに提案し、JICAは提案を受けた案件について、政府開発援助による実施が妥当であり地域住民の生活に直接裨益するか否かの審査を経て、JICAが提案団体に事業を委託する形で実施します。

草の根技術協力事業は、実施団体の種類や国際協力活動の経験などによって、「草の根協力支援型」、「草の根パートナー型」、「地域提案型」の3種類の支援手法に分けられています。

草の根協力支援型

- 事業規模：総額1,000万円以内
- 期間：3年以内

日本国内での様々な活動実績はあるものの、開発途上国における支援実績が少ないNGOや特例民法法人などの団体が実施したいと考えている国際協力活動をJICA

が支援するものです。開発途上国での支援活動は、日本国内における支援とは異なることが多くあります。JICAでは、これまでの途上国支援のノウハウを活用し、案件の企画段階から相談に応じ、在外事務所の知見も活かしつつ、共同で事業を作り上げていきます。

草の根パートナー型

- 事業規模：総額5,000万円以内
- 期間：3年以内

国際協力の経験が豊富な日本のNGO、大学、特例民法法人などがこれまで培ってきた開発途上国支援の経験や技術に基づいて提案する開発途上国への国際協力活

動をJICAが支援する制度です。この制度で経験を積んだ団体は、将来の国際協力のパートナーとして、JICAなどの政府の援助機関と併せて、途上国の発展に貢献していくことが期待できます。

草の根協力支援型および草の根パートナー型の例

日本のNGOである宮崎国際ボランティアセンターは、2005年度以降、インドの西ベンガル州ダージリン県において、現地で学校運営を行っているNGOドクター・グラハムズ・ホームズとの連携の下、JICA草の根技術協力事業(協力支援型)を実施しています。宮崎国際ボランティアセンターは、2003年までインドにおいて教育活動の一環としての園芸活動を行ってききましたが、学校(ホームズ学校^(注2))以外の周辺農家への技術指導の要望が多く寄せられたことから、JICA草の根技術協力事業として、2005年から園芸技術センターの建設や最新の花弁・野菜栽培技術の指導を行ってききました。これらの普及活動の結果、周辺農家においても栽培される花卉や野菜の種類が増加し、現在では、グラジオラスやスイートピー、スターチス、デルフィニウムなどの花卉類、白菜やさつまいも、トマトのみならず、日本米まで栽培しています。さらに、販売ルートの確立にも努め、現

在ではコルカタ、シッキム、デリーなどのインド各地で販売されています。

宮崎国際ボランティアセンターは、これまでも国際ボランティア貯金や宮崎県などの協力を得て、花卉用温室などを設置したほか、宮崎県海外技術研修員受入事



園芸モデル村で花卉栽培を行う住民リーダーと杉本理事長(右側)

注1：旧公益法人は、2008年12月1日から特例民法法人に移行した。

注2：ホームズ学校：NGOであるドクター・グラハムズ・ホームズがインドにおいて運営している学校

業にも参加してきました。特に、センターの理事長である杉本サクヨさんは、1960年代に青年海外協力隊員としてインドで活動した経験を持ち、これまでホームズ学校の日本委員会の立ち上げや園芸科の設立を通じて、花卉や農作物の栽培などを推進しており、この事業でも中心的な役割を担っています。

2008年度、宮崎国際ボランティアセンターは、これまでの実績が認められ、「草の根パートナー型」事業の支援対象として承認されました。杉本さんは、近隣の農村における花卉生産技術の普及や生産者の集出荷に向けた組織化、さらなる販売ルートの拡大などを目指しています。

地域提案型

- 事業：総額1年当たり約450万円
- 期間：3年以内

地方自治体が主体となって、地域社会が持つ知識や経験を国際協力に活かし、途上国支援を行うものです。地方自治体が培ってきた様々なノウハウや幅広いネットワークを最大限に活かし、途上国の経済社会の発展に貢献するこ

とを目的としています。特に、日本の地域社会への人材受入や現地における技術指導を組み合わせたきめ細やかな協力が期待されるほか、地域住民の国際交流にも貢献しています。事業実施に際しては、地方自治体がNGOや民間団体と連携することも可能です。

地域提案型の例

福島県伊達市を含む一帯は、果樹栽培が盛んな地域の一つです。この地域で培った優れた果樹栽培などの技術を途上国で活用するため、伊達市は、2005年、中央アジアのウズベキスタン、中でも肥沃な土地と果樹栽培に適した気候であるフェルガナ州において、果樹栽培技術の普及活動を開始しました。

この事業の窓口であり実施団体となっているのは、福島県ウズベキスタン文化経済交流協会です。理事長の宍戸利夫さんは、1970年代には、日ソ親善協会福島支部を結成し、1979年からはウズベキスタンとの交流・協力を中心に活動してきました。ウズベキスタン独立後は、毎年、相互親善訪問や医療、農業分野の研修員の受入なども行っています。また、この果樹栽培事業についても、計画全体の企画・運営、現地との調整などを行うプロジェクトマネージャーを務めています。具体的には、ウズベキスタンのフェルガナ州にモデル果樹園を設立し、伊達市の果樹栽培技術指導員の現地派遣やウズベキスタンからの研修員受入を通じて桃やリンゴの品種改良や農機具などの近代化支援、病虫害予防などについて、フェルガナ州の気候や土壌、環境、経験などに合致した形での技術協力を行っています。福島県やウズベキスタン現地におけるこれらの技術指導は、主に専門家の佐藤孝雄さんが中心となって実施しています。技術指導などの結果、現地では、伊達市から送られた苗木が育成され、品種改良のための作業も開始され、桃やリンゴが定植されています。これらの活動は現地などで大変高く評価され、2008年度からは、第2フェ

ーズが開始されました。第2フェーズでは、適切な収入を得るために、病虫害予防・品種改良、土壌改良、霜害対策等の、より広範な技術の向上を目指しています。

この事業は、伊達市の優れた果樹栽培技術をウズベキスタンへ移転するのみならず、地域住民の国際交流にも大きく貢献しています。例えば、毎年、町の果樹園の近くの小学校での児童とウズベキスタンの研修員との交流や運動会参加など、地域ぐるみの様々な交流活動が行われています。

福島県ウズベキスタン文化経済交流協会の活動を通じて、伊達市とウズベキスタンとの交流や協力は確実に広がっています。例えば、ウズベキスタンとの農業協力を通じた交流を目指す団体^(注3)が新たに結成され、農薬散布用の機械であるスピードスプレーヤーを無償で贈呈するなどの活動も行われるようになってきました。



リンゴの木の下で枝の剪定技術^{せんてい}を指導する佐藤専門家(右手前)

注3：特定非営利活動法人 伊達ウズベキスタン農業交流協会

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

政府開発援助の実施に当たっては、広く国民からの支持と理解を得ながら、国民参加型の国際協力を一層推進することが大切です。国際協力事業への国民各層の広範な参加は、国際協力事業全体の人材の層の拡大にもつながるため重要です。

こうした考えの下、国民参加の拡大のため、様々

な段階で国民が国際協力の立案・実施にかかわることができるよう、制度的な整備を進めています。例えば、国別援助計画の策定作業においてNGO・経済界・有識者などとの意見交換会を開催しているほか、外務省のホームページでも幅広く一般国民からの意見を求めています。

● 青年海外協力隊とシニア海外ボランティア

国民各層からの政府開発援助事業への参加に関しては、青年海外協力隊事業およびシニア海外ボランティア派遣事業があります。

青年海外協力隊は、20歳から39歳の青年が開発途上国へ2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の社会的、経済的発展に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は40年以上の歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の顔の見える援助の一つです。2007年6月に派遣累計人数が3万人を超え、2007年度末までに、3万1,371名の青年海外協力隊が計82か国に派遣されています。

また、シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を有する40歳から69歳の年代で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したいという方々が行う活動を日本政府が支援するという国民参加型事業です。1990年度に「シニア海外専門家」として発足しましたが、1996年

度に青年海外協力隊のシニア版であるボランティア事業に位置付けられ、「シニア海外ボランティア」に名称変更されました。2007年度までの累計で3,373名のシニア海外ボランティアが計56か国に派遣されています。

青年海外協力隊およびシニア海外ボランティア事業では、現職教員参加制度や1年未満の短期派遣など参加メニューの多様化を図っており、より国民が参加しやすい環境を整えています。



青年海外協力隊およびシニア海外ボランティア派遣前訓練修了式にてスピーチを行う伊藤信太郎外務副大臣(福島県二本松市)

● 国際協力活動への市民の関心の高まりとNGOの活躍

国際協力活動への市民参加の形として最も身近にあるのが、国際協力に従事するNGOへの支援やその活動への参画です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され、法的整備が進んだことから飛躍的に増加しており、その数は3万4,941団体に達しています^(注198)。このうち、実際に国際協力活動を行っているのは約

400団体といわれており、国際協力の現場で事業に直接携わることを希望する人々も年々増加しています。日本のNGOがこのような人たちの受け皿となり、さらなる国際協力分野での優秀な人材の育成や政府開発援助の活用の拡大に努め、日本の心を伝える活動主体として活躍していくことが期待されます。

注198：2008年6月30日現在

● 国民参加を促進する事業

国民参加を促進する事業として、以下のようなものがあります。

 詳細は151ページの「情報の公開と発信」を参照してください。

○「グローバルフェスタJAPAN」

「国際協力の日」(10月6日)を記念して毎年東京の日比谷公園で開催。

○「国際協力について語ろう」

国際協力に関する市民対話。

○「ODA出前講座」の開催

外務省職員が学校・地方自治体・NGOなどを訪問して国際協力について説明。

○「ODA民間モニター」事業

国際協力に関心のある一般国民が実際の援助現場を直接視察。

(2) 人材育成と開発研究

(イ) 人材育成

開発問題の多様化と高度化により、現在、国際協力活動を効果的・効率的に実施していく上では、高度な知識と豊富な経験、外国語コミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保が不可欠です。

1990年に国際開発大学構想を推進する機関として設立された(財)国際開発高等教育機構(FASID^(注199))は、援助に携わる人材を対象とした研修や教育、調査・研究事業などを実施しています。FASIDは、開発の理論、政策、実務について能力向上を目的とした各種研修を、政府関係者のほかNGOや民間企業関係者など幅広い層に対して実施していることに加え、開発援助分野の重要テーマに関する調査・研究を行い、その成果を幅広く公表しています^(注200)。また、2000年度には、政策研究大学院大学(GRIPS^(注201))と連携して、修士課程の国際開発プログラムを開始しています。さらに、FASIDでは、各大学での開発協力関連講座や学科などに対し、講師を派遣しています。

また、JICAでは、旧JBICとの統合前から、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若手の育成のためのジュニア専門員制度や既に一定の専門性や経験を有する国際協力専門員制度のように、幅広い人材の育成と拡充を行っています。こうした取組を通じ、日本の政府開発援助事業以外にもNGOや国際機関などで即戦力として活躍する人材

を輩出することが期待されています。

さらに、専門性や意欲を持つ人材を効果的かつ有効に確保・活用するためにJICAでは、「国際協力人材センター」を開設し、JICA、NGOや国際機関といった国際協力関連団体の求人情報の提供、人材登録、各種研修・セミナー情報の提供、およびキャリア相談などを行っています。

このほか、日本貿易振興機構(JETRO^(注202))のアジア経済研究所開発スクール(IDEAS^(注203))では、開発途上国の経済・社会開発に寄与すべく、高度な能力を持った開発専門家を育成しています。IDEASでは、外国人、日本人の双方に対して研修を実施しており、研修参加者は多方面で活躍しています。



国際開発プログラムを英語で実施している政策研究大学院大学(GRIPS)
(写真提供:GRIPS(撮影者:西川公朗))

(ロ) 開発研究

効果的・効率的な援助を行うためには、開発途上国のニーズや国際社会の動向を適切に把握することが不可欠です。日本では、このための調査研究や知見の活用に向けた積極的な取組が行われています。

JICAでは、旧国際協力総合研修所において、JICA関係者を中心とした研究会を組織してきました。研究会の内容によっては大学や研究機関など

の外部有識者の知見を得つつ、国際協力に関する新たな領域での事業戦略策定のための分析や提言、援助潮流や開発理論分析などといった事業戦略研究を行ってきました。これらに加え、これまでの事業経験の体系化や援助マネジメント手法の研究などを中心に調査研究を実施してきました。2007年度には、ほかの援助国、援助相手国、国際機関と共同で「能力開発のために有効な技術協力」

注199：FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development

注200：http://www.fasid.or.jp

注201：GRIPS:National Graduate Institute for Policy Studies

注202：JETRO:Japan External Trade Organization

注203：IDEAS:Institute of Developing Economies Advanced School

の研究を行いました。この研究は、2008年度にガーナのアクラで開催された第3回援助効果向上のためのハイレベルフォーラムで報告されるなど、精力的な活動を行いました。

また、2008年10月まで旧JBICに設置されていた開発金融研究所では、開発途上国の開発政策や事業が効果的かつ効率的に形成・実施され、より高い効果を発現するための協力の一環として、国内外の研究者の知見も活用しながら、開発途上国経済や開発政策・制度・事業などに関する調査・研究を行い、各種出版物や現地セミナー、国際会議などを通じて、政策提言を含む成果物を発信してきました。

2008年10月の新JICAの設立に当たっては、近年の政府開発援助改革や国際社会の動向、開発援助分野における調査・研究業務の重要性が高まっていることを受け、調査・研究事業が独立した号として法律で規定されました。これに伴い、新JICAにも研究所(JICA研究所)が設置されました。この研究所では、さらなる開発援助効果向上のための検討や提言などを行っていくほか、日本の支援を国

際的に発信していくための研究や日本による支援の優位性を伸ばすための研究に力を入れていくことが期待されています。新JICAでの開発研究では、研究対象を広く途上国の開発課題や開発政策にまで広げ、国内の関係者だけでなく、途上国政府や国際ドナー・コミュニティへの発信も念頭に入れながら、理論的な枠組みに依拠した実証的、政策的な研究を推進していきます。当面の研究領域としては、①平和と開発、②成長と貧困削減、③気候変動など世界的な課題、④援助戦略—の4つの領域としていきます。

 新JICA設立については、137ページの囲みも参照してください。

また、日本貿易振興機構(JETRO^(注204))のアジア経済研究所では、研究者を中心に国内外の大学や研究機関などの専門家と共同で開発途上国の政治・経済・社会に関する研究を行っています。例えば、2007年度には、中国やインド、東アジア地域における地域統合、貧困削減と開発戦略という4つの研究分野を重点に研究を実施しました。

(3) 情報の公開と発信

政府開発援助は国民の税金などを原資としている以上、事業を継続していくためには、その重要性などについて国民から広く理解と支持を得られるよう努力していかなくてはなりません。このため、外務

省や援助実施機関では、広報や開発教育の推進に取り組んでいます。また、これらの活動によって、国際協力に従事する人材層の拡大にもつながっています。

(イ) 広報・情報公開

国際協力に関する情報提供および日本の協力案件に関する情報を得る機会を提供するための具体的な施策としては、この白書や外交青書をはじめ

とする政府刊行物の発行以外にも、以下のような取組があります。

● ホームページ・メールマガジン・新聞

政府開発援助関連のホームページにおいて情報公開の充実化を図っており、外務省、JICA、国際協力プラザなどのホームページ^(注205)では、国際協力に関する多くの情報をタイムリーに掲載するとともに、国際協力について分かりやすく紹介しています。

外務省では、政府開発援助ホームページに加え、メールマガジンも発行しています。この中では、国際協力にかかわる情報を提供しているほか、在外公

注204 : JETRO: Japan External Trade Organization

注205 : 外務省: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>、JICA: <http://www.jica.go.jp>、国際協力プラザ: <http://www.apic.or.jp/plaza>

館職員や青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアなどによる実際の援助現場での体験話やエピソードなどを紹介しています。なお、メールマガジンはホームページを通じて随時登録を受け付けており、約1万4,800名(2007年度末現在)の方が登録されています。

また、国際協力に関する最新情報を掲載する「国際協力新聞」を毎月発行し、全国の教育機関、図書館などに配布しています。

● 市民との対話

「国際協力について語ろう」は、国際協力に関する市民対話の一環として、政府開発援助を巡る動きや日本の取組を広く一般に紹介するため、毎年2回(東京および大阪)開催されています。この中では、国民の生の声を直接聴取することを目的に、有識者や外務省職員と一般市民との間で政府開発援助についての質疑応答の時間を設けています。

● ODA民間モニター事業

1999年度に開始されたODA民間モニター事業は、国際協力に関心のある一般国民が実際の援助現場に赴き、日本の政府開発援助案件を直接視察できる事業です。参加者自身が直接視察することにより、日本が実施している国際協力の意義や重要性について正しく理解するとともに、意見や感想などの報告を通じ、一般国民の政府開発援助に対する理解の促進にもつながっています。2007年度までに704名がアジア、アフリカ、中南米など28か国の開発途上国を訪問し、479件のプロジェクトを視察しました。参加者からは、政府開発援助が開発途上国の発展・安定に役立っていることや援助の必要性について理解を深めたなどといった報告がなされています(注206)。また、モニターへの参加をき

● 国内広報テレビ番組

一般国民の国際協力への関心を高め、理解を促進するため、1997年度以降、シリーズもののテレビ番組を放送しています。開発途上国で頑張っている日本の方々や現地住民の姿などを映像にし、



毎月発行されている「国際協力新聞」

また、2005年以降、より機動的な市民対話の一環として、外務省国際協力局の職員が中学校、高校、大学、地方自治体、NGOなどに赴いて、国際協力について説明をする「ODA出前講座」を実施しており、現在までに40回実施されています(2007年度末現在)。

かけとして、国際協力に関心を深め、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして国際協力に参加することとなった方もいます。



現地住民の職業訓練を視察するモニター参加者(ホンジュラス)
(写真提供: APIC)

開発途上国の現状や援助の必要性、日本のプロジェクトの実施や効果などを紹介しています。

2007年度は、テレビ東京で毎週1回4分間、「関口知宏の地球サポーター」を放送しました。この番

注206：ODA民間モニター報告書は外務省ホームページにも掲載されている(ODA民間モニター報告書のURLは、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/monitor.html>)。

組では、関口知宏さんを番組ナビゲーターとして、パプアニューギニア、マレーシア、ガーナ、中国、ブラジル、スリランカ、モルディブを取り上げ、その平均視聴

率は、5.4%にも上りました。また、多くの方々の要望により、この番組の総集編をBSで全国放送しました。

● グローバルフェスタJAPAN

1990年以降、日本国内最大の国際協力イベントとして「国際協力フェスティバル」を毎年「国際協力の日」(10月6日)^(注207)に合わせて開催してきました。2005年には、若い世代や国際協力になじみの薄い層にも広く参加してもらえよう、名称を「グローバルフェスタJAPAN」に変更しました。外務省、新JICAおよびJANIC(国際協力NGOセンター)が共催し、東京・日比谷公園で土・日の2日間にわたって行われるこのイベントには、NGOや国際機関、各国大使館などの200団体以上が出展しています。2007

年度は、私たちの生活の中心である家族や家庭から、私たちの周りの地域、環境、世界とのきずなを考えてもらい、国際協力や途上国への理解促進を図ることを目指し、「家族と地球」をテーマとしました。また、初めての試みとして民間企業の協賛を得て、企業ブースの展示なども行われ、民間企業も政府、国際機関、NGOと共に日本の国際協力を支えていることを紹介しました。このイベントには、2日間で約8万人の来場者がありました。

(ロ) 開発教育

開発教育は、子どもたちなどに開発問題を含む国際協力についての関心と理解を促し、ひいては国際協力への志を育むことにもつながります。全国の小・中・高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」の学習活動の一つとして、開発教育や開発途上国の抱える問題なども取り上げられています。

外務省は、開発教育を推進するために、外務省のホームページ内に「義務教育向け開発教育推進ホームページ(「探検しよう!みんなの地球」)」を立ち上げ、国際協力プラザのホームページにおいて動画なども含めた様々な開発教育教材を随時提供するなど、積極的な取組を行っています。また、2003年度以降は、「開発教育／国際理解教育コンクール」を毎年開催しています。

ODA民間モニター事業では、これまでの「教員枠」に加え、2007年度からは「高校生枠」を設置し、生徒自身の参加も促しています。また、「ODA出前講座」では、外務省国際協力局職員を学校にも派遣しており、政府開発援助政策や国際協力について、援助に携わる人から直接聞く話は、生徒の学習材料として役立っています。

そのほか、JICAにおいても新JICA発足以前から開発教育の普及に努めてきました。例えば、学校教育の現場や地方の国際化を推進する地方自治

体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校などへ派遣する「国際協力出前講座」、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテストなどを実施するとともに、「開発教育指導者セミナー」や「教師海外研修」といった、教育従事者への支援を行ってきました。2006年には、開発教育支援を含む、市民参加協力事業の拠点として、「JICA地球ひろば」を開所しており、2007年度の来所延べ人数は約8万9,000人となっています。

旧JBICでは、修学旅行生のグループ学習の受入や職員による出張講座の実施や「円借款パートナーシップ・セミナー」、大学生・大学院生を対象とした「学生論文コンテスト」を実施してきました。



外務省職員が大学・高校に出向く「ODA出前講座」

注207：1954年10月6日、日本はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められている。

(ハ) 国際社会に対する情報発信の強化

日本国内における広報に限らず、政府開発援助を通じた日本の積極的な国際貢献については海外においても正しく認知され、評価されることが重要です。日本では、従来から海外における日本の支援に対する正しい評価、および個々の案件における日本の貢献の周知を目的として、署名式や引渡式に際してプレスリリースを発出するなど現地プレス取材に協力したり、日本の援助物資に日章旗ステッカー(英語、アラビア語)や「ODAシンボルマーク」ステッカー(英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語など)を貼付したり、援助により完成した建設物などのそばに看板を設置するなどしています。

また、在外公館では、現地プレスに対して日本の援助現場視察をアレンジし、現地メディアでも日本の協力が取り上げられるような機会づくりに努めています。さらに、在外公館では、各種講演活動や英



日章旗ステッカー(アラビア語)



「ODAシンボルマーク」ステッカー(ポルトガル語)

語・現地語によるホームページの作成、メールマガジンの送信、日本の国際協力に関する様々な広報資料パンフレットの作成も行っています。ほかの援助国・機関を含む国際社会に対しても、日常の外交努力や国際会議における情報発信のほか、各種シンポジウムやセミナーの開催、ホームページなどを通じた情報発信に積極的に取り組んでいます。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

政府開発援助をより効果的・効率的に実施するためには、その実施状況や効果を的確に把握し、必要に応じて改善することが重要です。また、納税者である国民に対して政府開発援助がどのように使われて、どのような効果があったのかを説明することも重要です。これらの目的を果たすため、外務省を含む関係各府省庁やJICAではモニタリングや評価を実施しています。

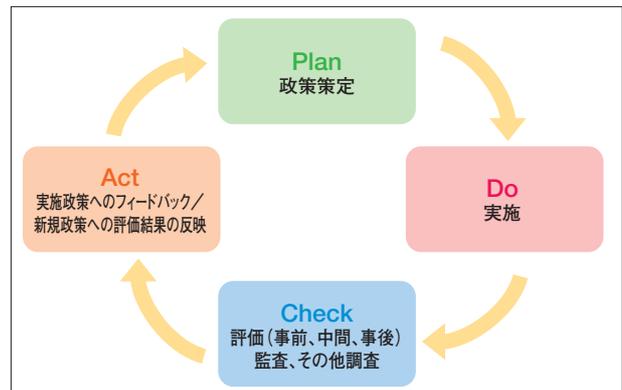
政府開発援助の評価は政策策定(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→反映(Act)のサイクル(PDCAサイクル)の中に位置付けられ、評価の結果は政府開発援助政策の策定および実施の改善に役立つように担当部局や在外公館にフィードバックされるとともに、開発途上国政府に対しても伝えられます。また、ホームページなどを通じて国民に対する説明責任を果たす役割を担っています。

● 政策レベル・プログラムレベル評価

外務省では、政策レベルでの評価(国別評価および重点課題別評価)、プログラムレベル評価(セクター別評価および援助手法(スキーム)別評価)を中心として評価を実施しています。2007年度は、国別評価では、スリランカ、インドネシア、中国、モンゴル、ニカラグア、チュニジアへの援助を検証しました。特に、これらの国々の援助需要との整合性、援助効果、実施プロセスの適合性などを中心に評価を実施しました。

例えば、この中の「インドネシア国別評価」では、日本の援助政策が、日本とインドネシアの政府関係者や有識者が密接な政策対話を行って策定されたこともあり、日本の上位政策、インドネシアの中期開発計画と高い整合性があることが確認されただけでなく、ほかの援助国支援とも補完性があり適切であるなどの評価結果が得られました。また、「東部インドネシア地域開発プログラム」などの取組は、適切な援助実施プロセスであるとの結果も得られまし

また、開発途上国の評価能力の向上と成果重視の評価体制を目指し、アジア諸国や国際機関などの参加を得て「ODA評価ワークショップ」を毎年開催しています。2007年度はクアラルンプールにてマレーシア政府との共催(日本側は外務省、旧JICA、旧JBICの共同)で開催されました。



PDCAサイクル

た。今後に向けた提言としては、インドネシアの開発ニーズの変化、二国間関係が新たな段階に入ったことを踏まえ、対インドネシア援助の優先順位を再検討する必要があることが指摘されました。

重点課題別評価では、「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN^(注208))」、「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取組」を対象とした評価を実施しました。これらの評価では、国際社会の取組との整合性、結果の有効性、プロセスの適切性などについて検証を行いました。その結果、「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取組」の評価では、TICADプロセスを通じた対アフリカ支援は、国際的上位枠組みおよび日本の上位政策との整合性もおおむね確保されていること、債務救済に有効に結実していることが確認されただけでなく、広域協力的ないし南南協力では、多岐にわたって成功事例が見いだされ、支援のプロセスはおおむね適切であるという評価が得られました。今後に向けた提言

注208 : BEGIN: Basic Education for Growth Initiative

としては、欧米ドナーがあまり注力しないインフラの供与と技術移転、人材育成などのソフト面の支援とを連携させた包括的支援を一層推進していくことが望ましいとの指摘がなされました。

プログラムレベルの評価では、「保健分野における日米パートナーシップ」に関するUSAIDとの合同

● プロジェクトレベル評価

個別プロジェクトの評価も、効果的・効率的な援助実施のため、また国民への説明責任を果たすために重要であり、その充実を図っています。

円借款では、旧JBIC以来、すべての事業に関して、事業の準備段階での「事前評価」の実施とともに、完成後2年目に国際評価基準に基づいて、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の観点から外部評価者による「事後評価」をしてきました。さらに、これらの評価体制をより充実させるため、2004年度から、借款契約締結後5年目に事業計画の妥当性・有効性などを検証する「中間レビュー」と、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性などを検証する「事後モニタリング」を実施してきました。

また、円借款事業が人々に与える効果を定量的に分析するインパクト評価も実施しました。具体的には、ペルーにおける「アマゾン地域社会インフラ整備計画／山岳地域社会インフラ整備計画」の事後評価に加え、テーマ別評価として「貧困地域における生活環境改善・生計向上」を実施しました。これは、フジモリ政権下で設置された社会投資基金^(注209)における小規模インフラ事業(給水、道路、小規模電化)の住民へのインパクトを計量経済学的手法を活用して分析したものです。その結果、給水プロジェクトが実施された地域では、実施されていない地域と比較し、受益世帯において水汲み労働時間の削減や乳幼児の下痢罹患率の低下などが確認されています。また、小規模電化プロジェクトでも、同

評価および被援助国政府・機関による評価として、開発途上国による「我が国の対マレーシア支援の取組」、「アフリカにおける平和の構築に関する我が国の取組」、「我が国のエルサルバドル東部開発への取組」の評価を実施しました。

様に受益世帯において起業増などが確認されました。

技術協力では、旧来からJICAが、プロジェクトの開始前、実施中、終了時、終了後の各段階を通じた一貫した評価に取り組むとともに、これらの評価を通じて得られた提言、教訓を案件の計画・実施に、組織的にフィードバックしています。また、終了時評価結果の外部有識者による二次評価や、事後評価結果への外部有識者によるコメント聴取など、評価の透明性、客観性を高めるため、様々な形で外部有識者の評価への参加を拡充しています。

無償資金協力については、2005年度から外務省がプロジェクトの事後評価を実施し、施設や機材の活用状況、効果の発現状況などについて確認し、それぞれの事業の課題や問題点を検証しています。2006年度までは評価の対象は、10億円以上の案件に限られていましたが、2007年度は、完成後4年を経過したすべての一般無償資金協力および水産無償資金協力案件を対象としました。2007年度は115案件(55か国)に対する事後評価を行いました。このうち98件については、外務省が一次評価を行い、さらに、一次評価の妥当性や適正性を検証するため、第三者による二次評価も実施しました。また、分野別および国・地域別のプロジェクトレベル事後評価についても、第三者に委託して実施しました。これらの事後評価により得られた教訓は新規案件の形成および実施に反映していきます。

● 新JICAの発足を念頭に置いた包括的な評価システムの模索

2008年10月に発足した新JICAの下で、技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったすべての援助手法で、統合的なモニタリング・評価体制を確立するよう、検討しています。また、外務省、新

JICAがそれぞれ実施するプログラムレベルでの評価については、両者が評価計画立案の段階から調整し、重複がないよう効果的・効率的な役割分担を行うこととしています。

注209：現女性・社会開発省国家社会開発基金、FONCODES:Fondo de Cooperación para el Desarrollo Social

(2) 適正な手続の確保

環境の保全および社会面への影響を考慮しない開発は短期的には効果を上げることはあっても、中長期的には当該国の経済社会的発展を阻害する要因となり、日本が従来から取り組んできた持続可能な開発の考え方と相反します。また、質や価格面において適切かつ効率的な調達が行われなければなりません。

政府開発援助の実施における環境や社会面への影響に十分注意する手続として、実施機関では、環境社会配慮ガイドラインを策定・活用していく必要があります。援助を実施する際には事業実施主体側が自然環境への影響や自発的ではない住民移転や土地・資源に関する先住民族などの権利の侵害などの社会面への影響に対する配慮がきちんとなされているかを確認しなくてはなりません。このような環境社会配慮ガイドラインの策定・活用は、日本の援助が環境や地域社会に負の効果を及ぼすことをできる限り回避するよう努めているだけでなく、環境問題への配慮確認の透明性、予測可能性、アカウントビリティの確保も期待されています。

日本は、これまでも各種の環境社会配慮ガイドラインに沿って、開発途上国側の取組につき事前確認を行ってきていましたが、近年は、そうしたガイドラインの一層の充実化に努めています。有償資金協力については、学識経験者やNGOなどを含む有識者からの幅広い意見を聴取した上で、環境面にとどまらず住民移転や先住民族や女性などへの社

会配慮も含めた形で、2003年以降、環境社会配慮確認のためのガイドラインを施行しています。技術協力に関しても同様に、幅広く外部の意見を求めた上で、2004年以降、環境社会配慮ガイドラインを施行しています。また、無償資金協力においても、2006年以降、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施しています。2008年10月に発足した新JICAでは、技術協力、有償資金協力(円借款など)、無償資金協力の各援助手法の特性を踏まえつつ、学識経験者やNGOなどをメンバーとする有識者委員会などを通じて、環境社会配慮ガイドラインの体系の一本化を進めています。

このほか、政府開発援助事業の手続の適正な手続確保のため、例えば、無償資金協力事業では、国際金融、開発経済、法律、会計、情報の専門家およびNGO関係者からなる無償資金協力実施適正会議を開催し、無償資金協力の案件選定にかかわるプロセスに第三者の視点を取り入れています。これらの会議においては、事業のさらなる効率化、透明性を高めるために活発な議論がなされており、援助実施に際しては、これらの議論から得られた指摘などを業務に反映させています。

また、効果的・効率的な援助の実施のため、資機材およびコンサルティング業務などに関し質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努めています。

(3) 不正、腐敗の防止

日本の政府開発援助は、開発途上国の経済社会開発や福祉の向上を目的としており、かつ、国民の税金などを原資としていることから、援助によって供与された資金が不正に使用されることは絶対に避けなければなりません。そのため、政府および実施機関では調達などの手続について透明化・簡素化を図っています。

政府開発援助案件の調達段階においては、これまでも、無償資金協力と有償資金協力については、ガイドラインに従って開発途上国側が入札を行い、

その結果を実施機関が確認し、受注企業名のみならず、契約金額も公表するなど、透明性を確保する措置がとられてきました。技術協力については、JICAが調達にかかる規定にのっとり、事業実施のための資機材・サービスなどの調達をしています。また、無償資金協力、有償資金協力、技術協力とも、入札事業実施において不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間事業の入札・契約から排除する仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充、抜打ち監査

の実施およびそれらの提言による改善措置を講じるための取組に関し充実を図ってきています。外部監査の拡充については、有償資金協力について、円借款調達手続の外部専門家によるレビューを実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務付け、順次実施しています。技術協力についても、JICAにおいて会計監査人による監査として、外部監査を実施しています。さらに、抜打ち監査の実施に関しては、有償資金協力について、2002年度以降政府間で合意がなされた案件を対象に必要なに応じて監査を行いうる仕組みを導入しています。無償資金協力については、2004年度から契約認証業務が審査基準に準拠して実施されているかどうかについて、抜打ち監査を導入しているほか、技術協力では、サンプリングによる内部監査を実施しています。

また、日本国内における政府開発援助事業参加のための入札に対する不正行動と併せて、外国政府関係者への不正な現金供与なども許されません。OECD外国公務員贈賄防止条約^(注210)に批准している日本としては、税金を主な財源としている政府開発援助事業への信頼性の確保のためにも、外国政府関係者などとの不正な取引に対しても、不正競争

防止法などの適用を含めた厳正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、日本企業関係者が逮捕された事件を受けて、円借款事業の適正な執行をはじめ政府開発援助事業に対する信頼性が損なわれることのないよう厳正に対処する観点から、2008年度の動向ですが、同年8月、外務省およびJBIC(当時)は、当該企業に対し、24か月間円借款事業および無償資金協力の受注から失格とする措置を公表しました(JICAは、この時点で既に当該企業を登録コンサルタント名簿から削除しています)。また、政府は、政府開発援助事業にかかわる主要な日本のコンサルタント会社が所属する業界団体に対して、不正行為の再発防止のため、会員企業による法令遵守について注意喚起を行いました。一方、ベトナム政府との関係では、日本とベトナム両政府は、本事件を深刻に受け止め、政府開発援助にかかわる腐敗に対し、ベトナム政府が厳正なる処置をとるとの方針を改めて確認しました。また、同種の事件の再発防止やベトナムに対する政府開発援助事業への信頼回復を目指し、「日越ODA腐敗防止合同委員会」を立ち上げ、実効性のある再発防止策について検討を行っています。

(4) 援助関係者の安全確保

日本が政府開発援助予算を用いて支援を行っている国・地域が160を超える中で、援助関係者が活動する開発途上国の治安状況は様々であり、かつ日々刻々と変化しています。さらに、米国同時多発テロ以降、中東地域・南アジア地域における緊張の高まりや、世界各地で多発するテロ活動が存在します。平和構築支援活動において、どのように援助関係者の安全を確保するのかが、極めて重要な課題となっています。

日本においては、在外公館などを通じて現地の治安状況の把握に努め、渡航情報などの情報提供、援助関係者間での情報交換や共有を行っています。

JICAでは、援助関係者に対する出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策クラークの配置^(注211)、住居の防犯設備などを整備するとともに、在外公館や国際機関の在外事務所なども情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルなどを作成するなど、適時適切な安全対策措置を講じています。さらに、JICAでは、平和構築にかかわる関係者の安全管理スキルの向上を目的として、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と緊急時の対処やリスク管理にかかる研修を共催し、援助関係者を参加させるなど、安全管理分野での能力強化

注210：正式名：「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

注211：JICAでは、統合以前から現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を安全対策クラークとして雇用し、日々の治安情報の収集と発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応できるようにしている。

に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントに対してJICAから安全対策ブリーフィングを実施するとともに、緊急時の連絡体制の整備を行って

います。また、有償資金協力では、日本受注企業への情報提供などにより、日本受注企業の安全確保を図っています。

(5) 政府開発援助事業の安全管理

2007年9月26日、ベトナムにおける日本の円借款事業である「カントー橋計画」の建設現場において、建設中の橋桁が落下する事故が発生し、死者55名、負傷者79名(2008年8月末時点)に上る大惨事となりました。日本は、ベトナムの国家事故調査委員会による事故原因究明を踏まえ、今後の円借款事業における同種事故の再発防止策などを検討するため、2007年11月、「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」を立ち上げました。2008年度の動きとして、ベトナム国家事故調査委員会による事故原因に関する最終報告書の内容が公表されたのを受け、2008年7月、同検討会議は「円借款事業に係る案件監理の改善点や同種事故の再発防止のための提言」を採択しました。この提言では、カントー橋の崩落事故によって得られた教訓を踏まえて、借入国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に関する取組の徹底、およ

びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図ることの必要性が指摘されました。今後、日本政府および援助実施機関において、この提言に盛り込まれた諸措置を速やかに進めていくことが期待されています。これを踏まえ、JBIC(当時)は、大規模かつ複雑な工事を伴う案件につき、各分野の専門家から適切な技術的助言を得られるように、「円借款事業の安全対策技術諮問グループ」を設置しました。

また、2008年5月、日本は、カントー橋崩落を受けたベトナム政府による要請により、公共事業における安全管理・品質確保に関する専門家を派遣しました。ベトナム交通運輸省や建設省の大臣などに対し、日本の公共事業における安全管理・品質確保にかかる取組を紹介し、その重要性について認識を共有しました。

第3章

国際的な援助動向と日本の取組

第1節 援助における成果重視の定着

近年、開発援助における成果重視の風潮が国際的に高まっています。長年にわたり支援を続けているにもかかわらず、目に見える効果が現れていないのではないかという停滞感による「援助疲れ」を経験した国際社会では、1999年の世界銀行・国際通貨基金(IMF^(注212))総会での貧困削減戦略文書(PRSP^(注213))の策定合意、2001年に国連によりとりまとめられたミレニアム開発目標(MDGs)などといった成果を重視した援助の形が模索されるようになりました。国際社会が共通の目標を設定し、その達成のために様々な援助主体が協調して援助を実施する動きはさらに加速化しています。

PRSPとは、一定の援助資金を前提とした上で、貧困削減を目的とし、支援国や国際機関との緊密な対話に基づいて途上国自らが策定する具体的な行動計画です。PRSPには、具体的な成果目標、行動指針や手法が盛り込まれています。

MDGsは、貧困削減という万人が共有できるテーマの下、測定可能な国際的な共通の開発目標を提示することで、援助に対する意識と動機付けを高めることに貢献しました。また、援助の世界に成果重視の考え方を定着させたといえます。それまで、一般

的な援助の目標として使われてきた尺度は、援助総額や国民総所得(GNI)の何%を援助に振り向けるかといった、「投入」に関する議論であり、どれだけ途上国の所得が増えたか、また、どこまで識字率が上がったかという援助の成果については、専門家以外の人に議論されることはあまりありませんでした。それに比べ、MDGsは、援助の成果に焦点を当て、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」、「2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする」などといった8つの分かりやすい指標を立てることで援助が達成すべき成果を明確化しました。2008年9月に国連が公表した最新のMDGs報告書^(注214)では、極度の貧困を2015年までに半減させるという目標は、世界全体で見れば達成の可能性のあるものの、サブ・サハラ・アフリカでの達成の望みが薄いことなどが指摘されています。また、2008年度の動きとして、同年9月、国連は、MDGsハイレベル会合を開催し、MDGsの進捗状況を再検討し、今後の取組について議論しました。2015年までのMDGsの達成のため、日本を含む国際社会は様々な努力を行っています。

注212 : International Monetary Fund

注213 : Poverty Reduction Strategy Paper

注214 : The Millennium Development Goals Report 2008

第2節 援助国間の連携

1. 国際的動向と日本

旧来の援助協調は、案件単位での援助国間の連携や調整に重きが置かれていました。しかし、近年の開発援助に関する国際的潮流では、支援相手国の主体性(オーナーシップ)を重視し、途上国自身の開発計画や優先課題を援助国・機関が共同で支援し、その国の開発目標の達成に共に取り組むという考え方が主流となっています。

MDGsや、国別のPRSPなどの共通の開発目標の達成のためには、援助量のみならず、質的にも効果的な援助を行う必要があります。援助を国家の開発に有効利用していくためには、途上国政府自身が自助努力の意識を持って援助を有効活用していくことが最重要です。一方、援助主体が増加したために、途上国政府に過度の負担がかかっていることなどから、援助側には、途上国の開発戦略の優先順位に沿って、可能な限り協調した形で援助を行い、途上国の負担を少なくすることが求められています。こうした点を含め、援助効果向上に対する意識は年々高まっており、2005年にはパリにおいて、「援助効果向上に関するパリ宣言(パリ宣言)」が採択されました。この宣言では、援助の質を向上するために必要な取組について、援助効果向上の5原則(①自助努力、②途上国の制度・政策への協調、③援助の調和化、④援助成果主義、⑤相互説明責任)、援助のモニタリング指標、および援助側と途上国側政府それぞれが守るべき56の約束事項がとりまとめられました。2008年度の動向として、同年9月、第3回

援助国効果向上に関するハイレベル・フォーラムがガーナのアクラで開催されました(アクラ・ハイレベル・フォーラム)。この会合では、パリ宣言に基づく取組の中間評価を行い、2010年までの行動計画(AAA: Accra Agenda for Action)が採択されました。途上国別に様々な状況がある中で、必ずしもすべての国に同じ原則を適用することは困難ですが、日本は援助を巡る新しい環境に対応して援助の実施方法を改善しつつ、援助効果向上に関する国際的な取組に貢献しています。

また、開発途上国の現場では、保健や教育などの分野ごとに援助協調のためのグループが形成され、それぞれの分野別の開発戦略に沿って、複数の援助国が参加したプログラム形式の支援が実施されることがよくあります。このような動きに対して、日本も例えば、バングラデシュにおける教育やタンザニアでの農業分野の協力など、18か国、40分野でこうしたプログラムに参加しています。

このような援助協調の取組が活発化する中、日本は、2006年度以降、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、スーダン、モザンビークなど、特に援助協調の盛んなアフリカ諸国の在外公館に経済協力調整員を配置し、他国政府や援助実施機関、NGOなどと連携強化のための情報収集、意見交換、対外発信などの業務を行っています。2007年度には、ザンビア、マダガスカル、セネガル、ケニアへの派遣も開始しました。

2. 新たな援助主体との協調

これまでの国際社会においては、経済開発協力機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)の加盟国が中心となって援助を行ってきましたが、近年、東欧諸国、中東諸国、ロシア、シンガポールやマレーシアなどの東南アジア諸国、中国などのDAC加盟国以外の援助主体の活動が顕著になっています。これらの新たな援助主体は、援助の受取側から援助を行

う側として、国際社会での存在感を示していますが、日本を含む旧来からの援助国は、これらの新たな援助主体と連携しながら、必要に応じてこれまでの援助経験を共有し、ともに協力していくことが、ドナー全体の開発成果向上のために極めて大切です。

日本はこうした新たな援助主体に対し、(1)援助政策に関する情報交換、政策対話、(2)援助実施面

での経験の共有・支援(例:統計整備、評価・モニタリング、環境・社会配慮、債務持続性への配慮などの能力強化など)、(3)南南協力および三角協力の強化など、様々な側面でパートナーシップを強化することが重要と考え、働きかけを行っています。

例えば、中国とは、2007年度に援助政策に関する情報共有や対外援助に関する日中協力の可能性をテーマに日中間で第三国援助に関する対話を初めて開催しました。2008年度の動きとしては、同年5月、胡錦濤国家主席が訪日した折に実施された日中首脳会談では、第三国援助について日中での実務レベルでの対話の継続が確認されました。

また、韓国については、旧JBICと韓国での有償資金協力を担当する対外経済協力基金(EDCF^(注215))との間で、持続可能な都市開発にかかる共同イニシアティブ、債務持続性に関する共同イニシアティブなどを進めてきました。2008年度の動きとして、同年4月の日韓首脳会議で開発分野における対話の緊密化が合意されたことを受け、同年6月、日韓援助政策協議が開催されました。協議では、2010年の韓国のDAC加盟を念頭に、成長を重視するアジアの

視点をDACなどの活動に反映させるための協力について議論がなされたほか、アジアやアフリカにおける協調案件の実現についても引き続き現地での検討を進めることが合意されました。

欧州の新興ドナーとの関係では、日本は2008年2月にチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの局長級の経済協力担当部局責任者を招き、援助協力ワークショップを実施しました。外務省やJICA、さらには国際開発高等教育機構(FASID)や政策研究大学院大学(GRIPS^(注216))において日本の開発協力についての講義や意見交換、各種施設の見学などのプログラムを実施しました。

なお、日本はこれまで、シンガポールやインドネシアなどの13か国との間で開発パートナーとして連携し、特にアフリカやASEAN、南西太平洋諸国などの途上国の経済・社会開発支援するための枠組みを定めており、両国政府の費用負担による第三国研修や第三国専門家派遣、合同セミナーの実施などを行なうことで新たなドナーによる南南協力のための支援をおこなっています。



(写真提供:EPA=時事)

注215：EDCF：Economic Development Cooperation Fund
 注216：GRIPS：National Graduate Institute for Policy Studies

第3節 国連などの動向と日本の取組

1. 経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)の動き

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)における最近の議論としては、援助効果向上に関する課題やDAC加盟国以外の援助供与国との協力関係の構築などが挙げられます。2007年4月、OECD-DACは、閣僚級のハイレベル会合を開催しました。この会合では、国家のガバナンス(ぜい弱性や汚職防止など)や援助効果の向上、安全保障活動への政府開発援助資金の活用などについて討議されました。また、同ハイレベル会合の前日には、開発に関するグローバルフォーラムが開催され、開発に関係する主体の増加とそれに伴う複雑化への対応について議論されました。なお、このフォーラムでは、ブラジルやロシア、インド、中国、南アフリカといった新興経済国を招いた意見交換会も実施され、伝統的な援助国とこれら諸国との開発協調の歩みに大きな道筋を与えました。

また、2007年、OECD-DACでは、前年に引き続いて、2008年9月の援助効果向上に関する第3回ハイレベル・フォーラム(アクラ・ハイレベル・フォーラム)に向けた準備が進められました。日本は、伝統的な援助国や途上国のみならず、近年援助量を増加させている新興経済国の意見や経験も反映されるべきであると考え、同フォーラムの準備段階において、DAC加盟国ではないロシアと共に、新興経済国との対話に関する非公式作業部会の議長を務めました。また、日本が重視しているインフラ分野における援助効果や開発途上国の能力強化に有効な技術協力の在り方の国際共同調査を実施してきましたが、これらの調査結果は、アクラ・ハイレベル・フォーラムにおいても紹介されました。

2. 国連の動き

(1) 国連総会および関連会合

2007年は「国連開発システム3か年事業活動包括政策レビュー」が国連総会で行われる年であり、国連開発機関が実施する開発途上国支援の妥当性や効率性の評価・見直しが行われました。具体的には、財政、国家能力開発と開発効果、国連開発システムの機能強化などについて討議されました。また、同年12月には、アフリカ諸国に対する援助の進

捗状況の確認と新たな課題の特定に加え、今後の道筋を明らかにすることを目的とした会合の開催が決定されました。これを受け、2008年9月、アフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合が開催されました。日本は、この会合でTICAD IVやG8北海道洞爺湖サミットの成果を国際社会に発信しました。

(2) 国連経済社会理事会「開発協力フォーラム」

国連経済社会理事会は、国連会議やG8サミットなどで合意された国際開発目標を実施するため、主要機関としての機能を強化しています。2005年の国連首脳会合や2006年の国連総会による経済社会理事会の機能強化決議を受け、開発協力フォーラム(DCF)が2年に1度、開催されることになりました。

このフォーラムは、各国の開発戦略、政策、融資状況など、開発協力の国際的な動向をレビューするとともに、様々な開発パートナーの活動の一貫性を向上させ、国連機関の業務の一体的なつながりを強化することを主な目的としています。2008年度の動きである今回のフォーラムは、準備会合を経て、2008

年7月、実質的に初めて開催されました。MDGsの達成に向けた援助の在り方や援助効果向上などの成果指向の開発協力についての議論とともに、特に、南南協力および三角協力についても議論されました。日本は、これまでに成功をおさめてきた第三国

研修や南南協力パートナーシップ・プログラムなどの手法を国際社会に紹介しつつ、第三国研修を通じたTICADプロセスを含むアフリカ支援についても発言しました。

3. 世界銀行の動き

2007年10月、世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会が開催されました。この委員会では、長期的戦略ビジョン「貧困層に配慮した持続可能なグローバル化」が示され、その達成のための6つのテーマ(①アフリカを中心とした貧困削減および持続的成長の実現、②ぜい弱国家のガバナンス向上、③中所得国の個別のニーズにこたえる支援、④気候変動をはじめとする国際公共財への関与の強化、⑤アラブ社会の開発と機会創出、⑥開発活動を通じた知識の集積と新たな支援手法の開発)が発表されました。

世界銀行は、2008年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)の共催者として名を連ねており、同会議においても対アフリカ支援に国際社会の知恵と資金を結集することに協力しました。また、日本と世界銀行は、アフリカ地域におけるインフラ、民間投資、農業、教育、保健の分野において協力を強化していくことで一致しました。



第4回アフリカ開発会議で記者会見するゼーリック世界銀行総裁(左から2番目)

(写真提供:時事)

第Ⅳ部

資料編

第1章 日本の政府開発援助予算	166
第1節 2008年度政府開発援助予算(当初予算)	166
第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要	170
第2章 日本の政府開発援助実績	178
第1節 開発途上国への資金の流れ	178
第2節 援助形態別実績	180
第3節 地域別実績	181
第4節 国別実績	182
第5節 分野別実績	192
第6節 国際緊急援助実施状況	193
第7節 NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況	195
第8節 国際機関に対する政府開発援助実績	197
第3章 2007年度二国間援助案件リスト	200
第1節 二国間贈与	200
第2節 二国間借款	204
第4章 政府開発援助に関する主な資料	206
第1節 日本の政府開発援助の軌跡(1945年～2008年10月)	206
第2節 政府開発援助に関する政策	214
(参考) 諸外国の政府開発援助	236
第1節 DAC諸国の政府開発援助実績	236
第2節 開発途上国への資金の流れ	243
第3節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	244
第4節 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)	245

第1章 日本の政府開発援助予算

第1節

2008年度政府開発援助予算(当初予算)

図表IV-1 政府開発援助予算

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	7,293	▲4.0	7,002	▲292	▲4.0
事業予算(ネット)	8,903	▲21.7	9,350	447	5.0
事業規模(グロス)	14,149	▲12.9	15,113	964	6.8
(参考)円/ドル・レート	116円	—	113円	—	—

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表IV-2 一般会計予算

(参考)2008年度一般会計予算

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般歳出	469,784	1.3	472,845	3,061	0.7
政府開発援助	7,293	▲4.0	7,002	▲292	▲4.0
公共事業	69,473	▲3.5	67,352	▲2,121	▲3.1
防衛	48,013	▲0.3	47,796	▲217	▲0.5
社会保障	211,409	2.8	217,824	6,415	3.0
文教・科学	52,856	0.1	53,122	266	0.5
その他	359,304	7.8	357,768	▲1,536	▲0.4
合計	829,088	4.0	830,613	1,525	0.2

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

(一般会計政府開発援助予算)

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
二国間贈与	4,831	▲4.0	4,674	▲157	▲3.3
経済開発等援助	1,636	▲2.7	1,588	▲48	▲2.9
貿易再保険特別会計への繰入	25	▲47.9	24	▲1	▲4.5
国際協力銀行交付金	200	▲33.3	135	▲65	▲32.5
計	1,861	▲8.3	1,747	▲114	▲6.1
技術協力	2,970	▲1.0	2,927	▲43	▲1.4
うちJICA	1,556	▲1.2	1,538	▲18	▲1.2
国際機関出資・拠出	872	▲4.1	833	▲39	▲4.4
国連等諸機関	626	▲3.3	595	▲31	▲5.0
国際開発金融機関	246	▲5.8	238	▲8	▲3.1
贈与計	5,703	▲4.0	5,507	▲196	▲3.4
借款(国際協力銀行出資金)	1,591	▲4.1	1,495	▲96	▲6.0
合計	7,293	▲4.0	7,002	▲292	▲4.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

図表Ⅳ-1 政府開発援助予算／図表Ⅳ-2 一般会計予算／図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳

図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳

(単位:億円、%)

	2007年度			2008年度			
	予算額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈与	6,317	▲ 25.2	44.6	7,301	984	15.6	48.3
借 款	7,833	0.3	55.4	7,812	▲ 20	▲ 0.3	51.7
事業規模計	14,149	▲ 12.9	100.0	15,113	964	6.8	100.0
(参考)回収金	▲ 5,246	—	—	▲ 5,764	—	—	—
ネット	8,903	▲ 21.7	—	9,350	447	5.0	—

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

(贈与)

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
二国間贈与	4,845	▲ 4.0	5,000	155	3.2
経済開発等援助	1,636	▲ 2.7	1,588	▲ 48	▲ 2.9
貿易再保険特別会計への繰入	25	▲ 47.9	24	▲ 1	▲ 4.5
国際協力銀行交付金	200	▲ 33.3	135	▲ 65	▲ 32.5
計	1,861	▲ 8.3	1,747	▲ 114	▲ 6.1
技術協力	2,984	▲ 1.0	3,253	269	9.0
うちJICA	1,556	▲ 1.2	1,538	▲ 18	▲ 1.2
国際機関出資・拠出	1,471	▲ 56.7	2,301	830	56.4
国連等諸機関	629	▲ 3.3	599	▲ 30	▲ 4.8
国際開発金融機関	842	▲ 69.3	1,702	860	102.1
合 計	6,317	▲ 25.2	7,301	984	15.6

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

*3 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

(借 款)

(単位:億円、%)

	2007年度		2008年度		
	予算額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
借 款	7,833	0.3	7,812	▲ 20	▲ 0.3
うち国際協力銀行	7,700	0.0	7,700	0	0.0
回収金	▲ 5,246	7.4	▲ 5,764	▲ 517	9.9
計	2,586	▲ 11.5	2,049	▲ 538	▲ 20.8

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-4 政府開発援助一般会計予算[政府全体]

(単位:億円、%)

区 分	2007年度			2008年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,703	▲ 236	▲ 4.0	5,507	▲ 196	▲ 3.4
1. 二国間贈与	4,831	▲ 199	▲ 4.0	4,674	▲ 157	▲ 3.3
(1) 経済開発等援助	1,636	▲ 46	▲ 2.7	1,588	▲ 48	▲ 2.9
(2) 貿易再保険特会繰入	25	▲ 23	▲ 47.9	24	▲ 1	▲ 4.5
(3) 国際協力銀行交付金	200	▲ 100	▲ 33.3	135	▲ 65	▲ 32.5
(4) 技術協力等	2,970	▲ 30	▲ 1.0	2,927	▲ 43	▲ 1.4
2. 国際機関への出資・拠出	872	▲ 37	▲ 4.1	833	▲ 39	▲ 4.4
(1) 国連等諸機関	626	▲ 22	▲ 3.3	595	▲ 31	▲ 5.0
(2) 国際開発金融機関	246	▲ 15	▲ 5.8	238	▲ 8	▲ 3.1
II 借 款	1,591	▲ 68	▲ 4.1	1,495	▲ 96	▲ 6.0
国際協力銀行	1,591	▲ 68	▲ 4.1	1,495	▲ 96	▲ 6.0
III 計	7,293	▲ 304	▲ 4.0	7,002	▲ 292	▲ 4.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

図表Ⅳ-5 政府開発援助事業予算[政府全体]

(単位:億円、%)

区 分	2007年度			2008年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	6,317	▲ 2,125	▲ 25.2	7,301	984	15.6
1. 二国間贈与	4,845	▲ 200	▲ 4.0	5,000	155	3.2
(1) 経済開発等援助	1,636	▲ 46	▲ 2.7	1,588	▲ 48	▲ 2.9
(2) 貿易再保険特会繰入	25	▲ 23	▲ 47.9	24	▲ 1	▲ 4.5
(3) 国際協力銀行交付金	200	▲ 100	▲ 33.3	135	▲ 65	▲ 32.5
(4) 技術協力等	2,984	▲ 31	▲ 1.0	3,253	269	9.0
2. 国際機関への出資・拠出	1,471	▲ 1,925	▲ 56.7	2,301	830	56.4
(1) 国連等諸機関	629	▲ 22	▲ 3.3	599	▲ 30	▲ 4.8
(2) 国際開発金融機関	842	▲ 1,903	▲ 69.3	1,702	860	102.1
II 借 款	7,833	24	0.3	7,812	▲ 20	▲ 0.3
(1) 国際協力銀行	7,700	0	0.0	7,700	0	0.0
(2) その他	133	24	22.4	112	▲ 20	▲ 15.2
III 計(事業規模)	14,149	▲ 2,101	▲ 12.9	15,113	964	6.8
(参考) 回収金	(▲ 5,246	—	—	▲ 5,764	—	—
ネット	8,903	▲ 2,461	▲ 21.7	9,350	447	5.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人などから独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

*3 上記における国際協力銀行交付金および国際協力については、平成20年10月以降における独立行政法人国際協力機構に関する予算を含む。

図表IV-6 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

図表IV-6 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2007年度事業予算 グロス1兆4,149億円(▲12.9%減)		2008年度事業予算 グロス1兆5,113億円(+6.8%増)	
形態別歳出項目	財源	財源	形態別歳出項目
無償資金協力 1,861億円 (▲8.3%減)	外務省 4,544億円 (▲4.0%減)	外務省 4,407億円 (▲3.0%減)	無償資金協力 1,747億円 (▲6.1%減)
技術協力 2,984億円 (▲1.0%減)			技術協力 3,253億円 (+9.0%増)
国連等諸機関 (分担金・拠出金) 629億円(▲3.3%減)	12府省計 2,750億円 (▲4.0%減)	12府省計 2,594億円 (▲5.6%減)	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 599億円(▲4.8%減)
国際開発金融機関 (出資金・拠出金) 842億円(▲69.3%減)			国際開発金融機関 (出資金・拠出金) 1,702億円 (+102.1%増)
円借款等 7,833億円 (+0.3%増)	特別会計 17億円 (▲5.9%減)	特別会計 129億円 (+647.1%増)	円借款等 7,812億円 (▲0.3%減)
	出資国債 597億円 (▲76.0%減)	出資国債 1,464億円 (+145.4%増)	
	財政投融资等 6,242億円 (+1.5%増)	財政投融资等 6,519億円 (+4.4%増)	
ネット 8,903億円 (▲21.7%減) 回収金 ▲5,246億円		ネット 9,350億円 (+5.0%増) 回収金 ▲5,764億円	

*1 各単位ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある。
*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人などから独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

第2節

各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表Ⅳ-7 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)

(単位:百万円、%)

	2007年度		2008年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	37	26	▲11	▲29.4
警察庁	30	30	▲0	▲0.1
金融庁	94	133	39	42.0
総務省	963	913	▲50	▲5.2
法務省	342	225	▲117	▲34.3
外務省	454,359	440,729	▲13,631	▲3.0
財務省	185,292	174,155	▲11,137	▲6.0
文部科学省	42,688	40,539	▲2,150	▲5.0
厚生労働省	10,348	9,361	▲987	▲9.5
農林水産省	4,753	4,541	▲211	▲4.4
経済産業省	29,182	28,314	▲868	▲3.0
国土交通省	834	801	▲32	▲3.9
環境省	417	406	▲11	▲2.7
計	729,339	700,173	▲29,166	▲4.0

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-8 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)

(単位:百万円、%)

	2007年度		2008年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
内閣府本府	37	26	▲11	▲29.4
警察庁	30	30	▲0	▲0.1
金融庁	94	133	39	42.0
総務省	963	913	▲50	▲5.2
法務省	342	225	▲117	▲34.3
外務省	456,211	440,753	▲15,458	▲3.4
財務省	854,067	961,177	107,111	12.5
文部科学省	42,688	40,539	▲2,150	▲5.0
厚生労働省	11,873	10,848	▲1,026	▲8.6
農林水産省	17,971	15,759	▲2,211	▲12.3
経済産業省	29,384	38,758	9,374	31.9
国土交通省	834	801	▲32	▲3.9
環境省	417	1,376	959	230.0
計(事業規模)	1,414,911	1,511,339	96,428	6.8
(参考)回収金	▲524,624	▲576,366	—	—
ネット	890,287	934,972	44,685	5.0

*1 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

*2 政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人などから独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

(イ) 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外 務 省	一般プロジェクト無償 (65,531)	開発途上国が基礎生活分野、人造り分野等において実施するプロジェクト(施設整備、資機材の供与等)に必要な資金を供与する無償資金協力。
	ノン・プロジェクト無償 (20,400)	貧困削減等の経済社会改革を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材等の購入のための資金を供与する無償資金協力。
	草の根・人間の安全保障 無償 (10,000)	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償 (2,800)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクト等に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	人材育成研究支援無償 (4,200)	日本の高等教育機関等の有する知見を活かして行われる開発途上国の開発に資する研究事業および開発途上国の若手行政官の育成を支援するために必要な資金を供与する無償資金協力。
	テロ対策等治安無償 (6,000)	開発途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠な条件であり、また、日本自身の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する無償資金協力。
	防災・災害復興支援無償 (3,600)	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
	コミュニティ開発支援無償 (6,000)	貧困等に直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
	貧困削減戦略支援無償 (600)	貧困削減戦略を実施している特定の開発途上国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
	環境プログラム無償 (1,500)	気候変動問題等への取組を強化する観点から、「クールアース・パートナーシップ」の一環としてパートナー国に対し、温暖化対策等に関する政策・計画の策定や、政策・計画を実施に移すための具体的プロジェクトに対して供与する無償資金協力。
	水産無償 (4,807)	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対して必要な資金を供与する無償資金協力。
	文化無償 (2,000)	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として機材調達や施設整備等を支援するための無償資金協力。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に比較的小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つのスキームにより実施している。
	緊急無償 (14,242)	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民等の救援のために人道的観点から緊急に必要な資金を供与する無償資金協力。
	食糧援助 (12,337)	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシ等)等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
	貧困農民支援 (4,783)	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
総 額	158,800	

図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

(口) 技術協力等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
内閣府	(26)	(1) 経済協力の基本方針策定に関する調査、(2) 防災体制について調査、分析し、今後とるべき対策の検討等を実施する。
警察庁	(30)	薬物の生産国、中継国、消費国等関係国間における薬物取締りのための国際協力の在り方について協議するための会議を実施する。
金融庁	(57)	(1) 新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、振興市場国の人材育成を図る金融行政研修、(2) 今後の効果的な知的支援を実施するために、新興市場国の実施を把握するための調査・研究を行う。
総務省	(711)	(1) 情報通信分野における諸外国との政策対話、所管の財団法人が実施する国際協力事業(研修員の受入、専門家の派遣、海外通信計画調査、海外派遣専門家の養成、国際番組ライブラリー運用)に対する助成、研究者交流およびアジア、太平洋電気通信共同体(APT)を通じた協力等を行う。 (2) 政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。
法務省	(225)	(1) 東南アジア諸国の出入国管理制度の向上に協力するため、東南アジア諸国出入国管理セミナー等を開催し、また、外国人研修生等の入国・在留手続を支援するための事業経費に対して補助を行っている。 (2) アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (3) アジア諸国の法整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算 (153,786)	(1) 条約その他国際約束に基づく技術協力:開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。 具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本等の行政官や技術者を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、また右に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 (2) ボランティア派遣:開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望するボランティア精神に富んだ人々を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 (3) 人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成並びに右事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 (4) 国民参加協力推進事業:国民参加による国際協力の拡大・促進のため、草の根技術協力事業、開発教育支援事業等を実施。 (5) 開発調査:開発途上国の社会、経済発展のための公共的な政策および開発計画の策定推進に必要な各種調査、提言、支援を行うもの。 (6) 災害援助等協力:海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (7) 国・課題別事業計画(案件形成等):援助を効率的・効果的に実施するため、各種の情報収集、事前の調査を行うとともに、計画策定の段階から被援助国と積極的に対話を行うことにより優良案件を形成し、また国際的な援助動向に対する情報収集、対応を行う。 (8) 事業評価:実施案件等の評価を行い、今後の協力に対する有益な提言・教訓とする。 (9) その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。
	NGO事業補助金 (36)	NGOの事業実施能力や専門性の向上を主な目的として、NGOが開発途上国において経済社会プロジェクトを実施するのに関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト実施後の評価、および研修会や講習会等を実施することに対し支援するもの。
	独立行政法人国際交流基金運営費交付金 (6,923)	国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、文化、その他の分野において世界に貢献し、調和ある対外関係の維持および発展に寄与するため、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	その他 (59,824)	(1) 効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2) 援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3) ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総額 220,569	
財務省	財政経済に関する調査研究等 (20,956)	開発途上国に対し、財政政策や政策金融等の分野に関する技術協力を実施する。 具体的には、(1) 開発途上国現地および日本国内においてセミナーを開催する。(2) 開発途上国へ専門家を派遣する。(3) 開発途上国から実務研究員を受け入れる。(4) 開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する調査および研究会の開催の実施等を行う。また、円借款事業の案件形成や円借款事業に付随する技術支援等を実施する。
文部科学省(日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (35,733)	日本においては、これまで1983年に策定された「留学生受入れ10万人計画」や、2003年12月の中央教育審議会答申「新たな留学生政策の展開について」、その他政府諸会議等の提言を踏まえ、留学生交流の推進に努めてきた。その結果、日本で学ぶ留学生の数は、「10万人計画」が策定された1983年当時1万人であったが、2003年には約11万人となって目標の「10万人」を超えたところであり、2007年5月には約11万8千人となっている。 また、新たに2008年1月18日の福田総理大臣施策方針演説において、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界とのヒト・モノ・カネ・情報の流れを拡大するグローバル戦略の一環として、「新たに日本への『留学生30万人計画』を策定し、実施に移す」との方向性が示されたところである。 (具体的施策例) ・国費留学生受入の整備……開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業。2006年度の新規受入留学生は5,273名。 ・私費留学生等への援助……日本の高等教育機関に在籍する私費外国人留学生および日本語教育機関に在籍する就学生の就学を支援するため学習奨励費の給付を行うとともに、私費外国人留学生に対して授業料の減免を行う学校法人に対する助成を実施。 ・留学生に対する教育・研究体制の充実等……留学生の教育、研究体制の充実を図るため、短期留学プログラムの開設等の取組や、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新の確かな情報を提供し、日本への留学の促進を図るため日本留学フェアを海外10地域で開催。
	その他 (4,772)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総額 40,505	
厚生労働省	(2,641)	(1) 開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2) 結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業にかかる国際協力の推進、プライマリー・ヘルス・ケアに関する国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4) 外国人研修生受入れ企業等への指導援助等を実施。 (5) 職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入。開発途上国における適正な技能評価のための制度作りへの支援。 (6) 労働関係の安定と労働分野の人的基礎の構築。 (7) 東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(2,594)	農林水産行政推進上構築された専門的知見を活用した技術開発、基礎調査、技術交流など、自らが実施する意義の高い以下の事項について実施。(1) 世界の食料安全保障の確保への貢献、(2) 砂漠化・地球温暖化等地球規模の環境問題への解決への支援、(3) WTO、EPA等の国際交渉における我が国イニシアティブ発揮に資する協力、(4) 海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進、(5) 関係諸国との協調による海外漁場の確保及び漁業協定の円滑な推進。
経済産業省	海外開発計画調査 (2,800)	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家からなる調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	経済産業人材育成支援事業 (7,721)	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入および開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家派遣を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。

図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
経済産業省	研究協力推進事業 (953)	開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題(技術ニーズ)について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を行うほか、日本への研究者の受入れ等を実施する。
	共同資源開発基礎調査等事業 (1,145)	資源を保有する開発途上国における地質調査、物理探査、地価額探査、ボーリング調査等資源調査に係る技術協力を行う。
	(独法)日本貿易振興機構運営費交付金 (7,655)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を行っている。
	その他 (15,027)	開発途上国の持続的な経済成長を支援するため、日本企業の技術やノウハウを活用するインフラ整備事業等のフィージビリティ・スタディ案件形成調査を行うとともに、貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣事業等を実施する。また、日本の有する省エネルギー等の技術の普及を図るため、開発途上国において実証事業等を実施する。
	総 額 35,301	
国土交通省	(653)	国土交通省が行う各分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において(1)人材育成・国際交流の推進、(2)情報収集・分析・協力企画の推進、(3)プロジェクト形成のための事業の推進、(4)環境・安全に係る国際協力の推進、(5)技術開発、技術移転の推進、(6)民間国際協力への支援、(7)建設産業の海外発展等を通じた国際貢献の推進、等の技術協力を実施する。
環境省	(1,034)	(1)荒地回復技術の検討・移転、観測手法の開発、(2)東アジアにおけるオゾン層破壊物質の排出抑制の取組支援、(3)アジア諸国における石綿対策技術支援、(4)チャイナカウンシルを通じた中国に対する政策提言の検討、(5)温暖化対策と公害対策のコベネフィット実現に向けた途上国支援等を行う。

(ハ) 債務削減等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	国際協力銀行交付金 (6,750)	重債務貧困国等に対する債務救済方式の見直しに伴い、JBICの財務健全性を確保するための交付金。(JBIC海外経済協力業務がJICAに承認されることに伴い、20年9月30日までの交付金を計上)
	(独法)国際協力機構有償資金協力部門交付金 (6,750)	重債務貧困国等に対する債務救済方式の見直しに伴い、JICAの財務健全性を確保するための交付金。(JBIC海外経済協力業務がJICAに承認されたことに伴い、20年10月1日以降の交付金を計上)
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入 (2,387)	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入を行う。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

(2) 国際機関への出資・拠出(出資・拠出・分担金(ただし政府開発援助分))

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力 開発機構等拠出金 (76)	経済協力開発機構並びに保険監督者国際機構による新興市場国向けの技術支援プロジェクトおよびプログラムの策定、実施を促進するために必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金 (202)	国際電気通信連合 (ITU)、万国郵便連合 (UPU) に対する拠出金、分担金。
外務省	国際連合 (UN) 分担金 (2,481)	国際連合は、国際の平和および安全を維持すること、経済的・社会的・文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること等を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出金 (UNへの拠出金) (1,824)	一人ひとりを重視する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連関係国際機関のプロジェクトを、国連に設置した基金より支援する。
	国連食糧農業機関 (FAO) 分担金 (5,251)	国連食糧農業機関は、世界の食糧問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (1,707)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重の念が世界にあまねく行きわたるように教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の安全と平和に寄与するために設立された国連専門機関である。
	国連工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (2,683)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (764)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食糧援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金 (UNICEF) 拠出金 (1,822)	国連児童基金は保健分野を中心に栄養改善、飲料水供給、母子福祉、教育等児童に関する長期的援助および自然災害や紛争に伴う短期的緊急援助を行っている。援助対象国は国連加盟国のみならず、世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金 (5,652)	国連難民高等弁務官事務所は、難民の保護・支援を提供し、難民の自発的帰還、新しい国家社会への同化(第三国定住、現地定住)を促進することにより難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時に難民に対し法的・物的両面での保護・救済を与える。一部国内避難民への支援も実施している。
	国連人口基金 (UNFPA) 拠出金 (3,465)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる活動に対し資金援助等を行っている。地域別には世界人口の約6割を占めるアジア・太平洋地域および急激な人口増加に苦しむアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (322)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健、救済(食糧支援、住宅改善支援等)、福祉(助成対策プログラムの実施、公民館の運営等)、小規模金融、小規模企業活動支援のサービスを実施している。
	環境問題拠出金 (5,059)	国連環境計画 (UNEP) をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の発効や遵守の促進に関わるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画 (UNDP) 拠出金 (8,767)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関として、民主的ガバナンス、貧困削減、危機予防と復興およびエネルギーと環境の4分野に活動の重点を置いて、開発途上国の持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出の他、特定の目的に沿った各種の特別基金を設けて開発途上国における事業実施を支援している。
国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (1,450)	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき原子力物理学、原子力工学および技術、核物質の探査、採鉱および処理、原子力安全、並びに農業、医療、工業等における放射線等利用の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入、核不拡散強化支援を行っている。	

図表Ⅳ-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金 (726)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性に賛成の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会(ICRC) 拠出金 (501)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)に則り、保護(ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護)、救援(紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援)、予防(国際人道法の普及)等を行っている。
	その他 (5,385)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総 額 47,859	
財務省	国際開発協会(IDA) 拠出金 (120,898)	開発途上国に対する緩和された条件での融資、技術援助等を主要業務とする国際開発協会(IDA)に対する第15次増資。
	国際復興開発銀行・国際開発協会拠出金 (8,293)	世界銀行(国際復興開発銀行(IBRD)および国際開発協会(IDA))の環境関連部門、民間部門開発、金融システム整備等の分野におけるプロジェクト形成や政策改善のための技術援助、人材育成等を支援するための拠出金。(開発政策・人材育成基金:PHRD、日本社会開発基金:JSDF)
	地球環境ファシリティ(GEF) 信託基金拠出金 (8,422)	地球環境の保全および改善を目的とし、生物多様性や気候変動等の多数国間環境条約の資金メカニズムとなっている基金(見込み額)。
	国際金融公社(IFC) 拠出金 (283)	国際金融公社(IFC)が、アジア南太平洋地域をはじめとする全世界の開発途上国の民間企業に対して実施する技術援助を行うための拠出金。
	アジア開発銀行(ADB) 拠出金 (6,924)	アジア開発銀行(ADB)が、その域内の開発促進を担うために行う奨学金制度や、ADBのプロジェクト形成や政策改善等の技術援助を行うための日本特別基金(Japan Special Fund)等に対する拠出金。
	アフリカ開発基金(AfDF) 拠出金 (15,832)	アフリカ地域の貧困国への緩和された条件での融資を目的として設立されたアフリカ開発基金(AfDF)に対する第11次増資。
	多国間投資基金(MIF) 拠出金 (1,258)	中南米地域の開発途上国の零細・小企業への技術援助等を行うことを目的に設立された多国間投資基金(MIF)に対する第2次増資。
	欧州復興開発銀行(EBRD) 拠出金 (394)	欧州復興開発銀行(EBRD)が、中・東欧諸国等に対して実施する技術援助等を支援するための拠出金。
	アフリカ開発銀行(AfDB) 拠出金 (939)	アフリカ開発銀行(AfDB)が行うその域内の開発途上国のプロジェクト策定実施の促進に必要な技術援助等のための拠出金。
	米州開発銀行(IDB) 拠出金 (938)	米州開発銀行(IDB)が行うその域内の開発途上国のプロジェクト策定実施の促進に必要な技術援助等のための拠出金。(日本特別基金:Japan Special Fund等)
	その他拠出金 (6,043)	開発途上国に対する金融・税制・関税等に係る技術支援や債務救済等のための拠出金。国際通貨基金(IMF)、関税協力理事会(WCO)、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力(APEC)等がある。
	総 額(*) 170,222	
文部科学省	分担金 (34)	文化財保存修復研究国際センター(ICCROM) 分担金、世界知的所有権機関(WIPO) 事務局分担金により、関係事業の推進を図っている。

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表IV-9 各省庁の事業予算(2008年度事業予算)と事業概要

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
厚生労働省	世界保健機関(WHO)分担金 (6,082)	世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関である。
	世界保健機関等拠出金 (1,120)	保健医療に関する多国間の国際協力を積極的に支援するため、熱帯地域の保健対策等WHOの進める事業に対して、また国連合同エイズ計画(UNAIDS)に対して、任意による資金の拠出を行っている。
	国際労働機関(ILO)分担金等 (1,004)	国際労働機関(ILO)に対する分担金の拠出。ILOが企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)に対する拠出金。
	総 額	8,206
農林水産省	拠出金等 (1,948)	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、食料安全保障の達成および地球規模の環境問題の解決等に資するため、国連食糧農業機関(FAO)、世界食糧計画(WFP)、国際熱帯木材機関(ITTO)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、メコン河委員会(MRC)、国際水管理研究所(IWMI)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)傘下機関、アセアン事務局(ASEAN)等の行うプロジェクトに対する拠出等を実施する。
経済産業省	拠出金等 (1,070)	国際連合工業開発機関、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力(APEC)事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関事務局に対する拠出金、分担金。
国土交通省	拠出金等 (148)	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (342)	国連環境計画(UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)に対する拠出金、分担金。

2. 借款等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算(百万円))	事業の概要
外務省	開発投融资 (25)	JICAを通じて行う融資または出資であり、開発途上地域等において、地域の社会開発、農林業および鉱工業の開発に寄与する開発事業を行う本邦民間企業に対して、必要な資金をソフトな条件で供給してきたが、2001年12月の特殊法人等整理合理化計画に基づき、開発投融资事業は廃止されており、2003年度以降は既に承諾済みの案件に限って融資を行っている。
	総 額	25
財務省 ^(注)	円借款および海外投融资 (770,000)	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、国際協力銀行(JBIC)を通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 (注) JBICの海外経済協力業務は、一般会計出資金、財政投融资資金および自己資金等を財源として行われる。なお、本業務は2008年10月1日、独立行政法人国際協力機構(JICA)に継承。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資 (11,218)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦企業が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合併により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付け)に対して、財団法人海外漁業協力財団(OFCF)により、その投資に必要な資金を融資するものである。

* 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表IV-10 日本から開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

項目	暦年	2006年	2007年	対前年伸び率	
政府開発援助	二 国 間	贈与	7,723	6,046	-21.7
		無償資金協力	5,050	3,416	-32.4
		技術協力	2,672	2,630	-1.6
		政府貸付等	-293	-206	—
	計	7,430	5,840	-21.4	
	国際機関に対する出資・拠出等 (政府開発援助) 計 (対GNI比(%))		3,878 11,308 (0.25)	1,907 7,747 (0.17)	-50.8 -31.5 —
その他政府資金	輸出信用(1年超)	-1,248	-911	—	
	直接投資金融等	4,671	1,183	-74.7	
	国際機関への融資等 (OOF) 計	-294 3,129	441 713	— -77.2	
	民間資金	輸出信用(1年超)	7,375	7,035	-4.6
直接投資	20,639	29,978	45.3		
その他二国間証券投資等	-2,002	2,466	—		
国際機関に対する融資等 (PF) 計	-928 25,084	-1,896 37,583	— 49.8		
民間非営利団体による贈与	315	446	41.5		
資金の流れ総計 (対GNI比(%))		39,835 (0.89)	46,489 (1.03)	16.7 —	
国民総所得(GNI)(億ドル)		44,860	45,241	0.8	

*1 換算率:2006年=116.40円/ドル、2007年=117.80円/ドル(いずれもDAC指定レート)。
各項目の数値については、四捨五入の関係上、合計が計欄の数値と一致しないことがある。

*2 東欧および卒業国向け援助を含む。

参考:技術協力を行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(東欧および卒業国向け援助を除く、DAC報告ベース、単位:百万ドル、%)

項目	暦年	2006年	2007年	対前年伸び率
贈与		7,650.3	5,982.8	-21.8
うち技術協力		1,847.6	1,812.6	-1.9

図表Ⅳ-10 日本から開発途上国への資金の流れ／図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助所得グループ別配分(DAC分類)

図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助所得グループ別配分(DAC分類)

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

受取国グループ	2005年	2006年	2007年	国数(2007年)
L D C	1,311.3 (12.6)	1,114.9 (15.4)	1,874.8 (32.4)	50
L I C s	1,136.7 (11.0)	2,760.2 (38.0)	1,067.2 (18.5)	17
L M I C s	6,632.5 (63.9)	1,783.9 (24.6)	1,336.4 (23.1)	47
U M I C s	53.7 (0.5)	371.5 (5.1)	352.3 (6.1)	30
H I C s	0.3 (0.0)	0.0 (—)	-154.0 (—)	1
分類不能	1,250.7 (12.0)	1,231.3 (17.0)	1,301.4 (22.5)	
合計	10,385.2 (100.0)	7,261.8 (100.0)	5,778.1 (100.0)	

(東欧および卒業国向けを除く)

*1 後発開発途上国(LDC:Least Developed Countries)。国連開発政策委員会(CDP:UN Committee for Development Policy)が設定した基準(下表)に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。なお、LDCとしての認定には、当該国の同意を条件とする。

人 口	1999~2000年の 一人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
7,500万人以上	750ドル以下	55未満	37超過

(※1) HAI(Human Asset Index):人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①必要最低限量に占める一人当たり平均カロリー消費量の割合、②5歳以下乳幼児死亡率、③教育水準(成人識字率、中等教育就学率)を指標化したもの。

(※2) EVI(Economic Vulnerability Index):経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①輸出集中度、②輸出による所得の不安定度、③農業生産の不安定度、④GDPに対する製造業・サービス業の比率、⑤人口規模を指標化したもの。

*2 低所得国(LICs:Low Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが825ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では17か国・地域。

*3 低中所得国(LMICs:Lower Middle Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが826ドル以上3,255ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では47か国・地域。

*4 高所得国(UMICs:Upper Middle Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが3,256ドル以上10,065ドル以下の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では30か国・地域。

*5 高所得国(HICs:High Income Countries)。2004年の国民一人当たりのGNIが10,066ドル以上の国・地域(世銀アトラスベース)。2007年実績では1か国。

出典:世銀アトラス、2007年DAC議長報告

図表IV-12 援助形態別政府開発援助実績(2007年)

第2節 援助形態別実績

図表IV-12 援助形態別政府開発援助実績(2007年)

(支出純額ベース)

援助形態	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%)
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	
無償資金協力	3,416.10	5,050.26	-32.4	4,024.16	5,878.51	-31.5	44.1
債務救済	1,941.35	3,544.08	-45.2	2,286.91	4,125.31	-44.6	25.1
国際機関を通じた贈与	395.45	376.82	4.9	465.84	438.62	6.2	5.1
上記項目を除く無償資金協力	1,079.30	1,129.36	-4.4	1,271.42	1,314.58	-3.3	13.9
無償資金協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	3,413.91	5,047.10	-32.4	4,021.59	5,874.83	-31.5	44.5
債務救済	1,941.35	3,544.08	-45.2	2,286.91	4,125.31	-44.6	25.3
国際機関を通じた贈与	395.03	376.50	4.9	465.35	438.25	6.2	5.1
上記項目を除く無償資金協力	1,077.53	1,126.52	-4.3	1,269.33	1,311.27	-3.2	14.0
技術協力	2,630.01	2,672.24	-1.6	3,098.15	3,110.49	-0.4	33.9
技術協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	2,568.91	2,603.20	-1.3	3,026.17	3,030.13	-0.1	33.5
贈与計	6,046.10	7,722.51	-21.7	7,122.31	8,989.00	-20.8	78.0
贈与計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,982.82	7,650.30	-21.8	7,047.76	8,904.95	-20.9	77.9
政府貸付等	-206.06	-292.82		-242.74	-340.84		-2.7
(債務救済を除く政府貸付等)	159.46	248.72	-35.89	187.84	289.51	-35.12	
(貸付実行額)	5,747.36	5,706.61	0.71	6,770.39	6,642.49	1.93	
(回収額)	5,953.43	5,999.43	-0.77	7,013.14	6,983.33	0.43	
(債務救済を除く回収額)	5,587.90	5,457.89	2.38	6,582.55	6,352.98	3.61	
政府貸付等(東欧および卒業国向け実績を除く)	-204.67	-388.55		-241.10	-452.27		-2.7
(債務救済を除く政府貸付等)	160.85	152.99	5.14	189.48	178.08	6.40	
(貸付実行額)	5,682.67	5,539.66	2.6	6,694.19	6,448.16	3.8	
(回収額)	5,887.34	5,928.21	-0.7	6,935.29	6,900.44	0.5	
(債務救済を除く回収額)	5,521.82	5,386.67	2.5	6,504.71	6,270.09	3.7	
二国間政府開発援助計	5,840.04	7,429.69	-21.4	6,879.56	8,648.15	-20.5	75.4
二国間政府開発援助計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,778.15	7,261.75	-20.4	6,806.66	8,452.68	-19.5	75.2
国際機関向け拠出・出資等	1,907.35	3,877.89	-50.8	2,246.86	4,513.87	-50.2	24.6
国際機関向け拠出・出資等(EBRD向け拠出金を除く)	1,900.80	3,873.98	-50.9	2,239.14	4,509.32	-50.3	24.8
政府開発援助計(支出純額)	7,747.39	11,307.58	-31.5	9,126.42	13,162.02	-30.7	100.0
政府開発援助計(支出純額)(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	7,678.95	11,135.74	-31.0	9,045.80	12,962.00	-30.2	100.0
政府開発援助計(支出総額)	13,700.81	17,307.00	-20.8	16,139.56	20,145.35	-19.9	
政府開発援助計(支出総額)(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	13,566.29	17,063.95	-20.5	15,981.09	19,862.43	-19.5	
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	4,524.08	4,486.03	0.8	532,936.30	522,174.00	2.1	
対GNI比(%)	0.17	0.25		0.17	0.25		
対GNI比(%):(東欧、卒業国およびEBRD向け実績を除く)	0.17	0.25		0.17	0.25		

*1 卒業国で実績を有するのは次の10か国・地域(ブルネイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、イスラエル、香港、韓国、マカオ、スロベニア、バーレーン、パナマ)。

*2 2007年DAC指定レート:1ドル=117.8円(2006年比、1.4円の円安)。

*3 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある。

*4 EBRD=欧州復興開発銀行

*5 債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*6 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表IV-13 二国間政府開発援助の地域別・形態別配分

第3節 地域別実績

図表IV-13 二国間政府開発援助の地域別・形態別配分

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形態 地域	二国間政府開発援助(2006年)							
	贈与			計	政府貸付等	合計	構成比 (%)	対前年比 (%)
	無償資金協力		技術協力					
	うち国際機関 を通じた贈与							
アジア	776.90	77.01	916.96	1,693.86	280.50	1,974.36	26.6	-48.6
東アジア	284.67	26.89	739.99	1,024.66	291.66	1,316.32	17.7	-57.1
北東アジア	52.20	—	382.31	434.51	173.55	608.06	8.2	-43.0
東南アジア	232.47	26.89	357.69	590.15	118.11	708.26	9.5	-64.6
南アジア	449.52	32.85	114.21	563.73	-46.07	517.66	7.8	-7.8
中央アジア・コーカサス	25.53	0.08	32.28	57.81	34.92	92.73	1.2	-46.3
アジアの複数国向け	17.19	17.19	30.47	47.66	—	47.66	0.6	24.3
中東	1,043.08	142.64	119.12	1,162.20	-113.31	1,048.89	14.1	-69.9
アフリカ	2,791.73	152.29	223.46	3,015.19	-482.22	2,532.98	34.1	122.7
中南米	329.34	3.59	198.86	528.20	-96.78	431.41	5.8	5.6
大洋州	53.52	(—)	45.46	98.98	-22.81	76.17	1.0	-18.7
欧州	31.26	1.20	31.63	62.89	157.09	219.98	3.0	-28.9
(東欧)	(2.12)	(0.00)	(16.85)	(18.97)	(149.51)	(168.47)	(2.3)	26.8
複数地域にまたがる援助等	24.44	0.10	1,136.75	1,161.19	-15.30	1,145.89	15.4	-4.1
合計	5,050.26	376.82	2,672.24	7,722.51	-292.82	7,429.69	100.0	-29.0

形態 地域	二国間政府開発援助(2007年)							
	贈与			計	政府貸付等	合計	構成比 (%)	対前年比 (%)
	無償資金協力		技術協力					
	うち国際機関 を通じた贈与							
アジア	568.13	56.34	868.60	1,436.73	196.40	1,633.13	28.0	-17.3
東アジア	245.31	17.92	698.75	944.05	169.48	1,113.54	19.1	-15.4
北東アジア	49.79	—	328.89	378.68	106.86	485.55	8.3	-20.1
東南アジア	195.52	17.92	367.04	562.56	62.62	625.18	10.7	-11.7
南アジア	289.10	30.82	113.78	402.88	-141.22	261.66	4.5	-49.5
中央アジア・コーカサス	26.21	0.08	33.81	60.01	168.14	228.15	3.9	146.1
アジアの複数国向け	7.51	7.51	22.27	29.78	—	29.78	0.5	-37.5
中東	1,057.88	147.87	114.52	1,172.40	-223.42	948.98	16.2	-9.5
アフリカ	1,547.67	183.13	237.39	1,785.06	-84.53	1,700.53	29.1	-32.9
中南米	153.99	4.82	189.01	343.00	-117.39	225.61	3.9	-47.7
大洋州	45.93	0.84	46.89	92.82	-22.53	70.29	1.2	-7.7
欧州	22.69	0.50	27.86	50.55	58.62	109.17	1.9	-50.4
(東欧)	(0.90)	(—)	(12.03)	(12.93)	(47.45)	(60.38)	(1.0)	-64.2
複数地域にまたがる援助等	19.82	1.95	1,145.73	1,165.55	-13.21	1,152.34	19.7	0.6
合計	3,416.10	395.45	2,630.01	6,046.10	-206.06	5,840.04	100.0	-21.4

- *1 債務救済を含む。
- *2 技術協力の複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *4 東欧および卒業国向け援助を含む。
- *5 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

第4節 国別実績

図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力 うち国際機関を 通じた贈与	技術協力	貸付実行額		回収額	計		
アジア	568.13 (430.79)	56.34 (56.34)	868.60 (868.60)	1,436.73 (1299.39)	4,654.58 (4654.58)	4,458.18 (4331.62)	196.40 (322.96)	1,633.13 (1622.35)
東アジア	245.31	17.92	698.75	944.05	3,605.90	3,436.42	169.48	1,113.54
北東アジア	49.79		328.89	378.68	921.97	815.11	106.86	485.55
中国	15.48		263.62	279.10	912.09	755.53	156.56	435.66
※[香港]			1.88	1.88				1.88
※韓国			45.25	45.25		48.85	-48.85	-3.60
※[マカオ]			0.04	0.04				0.04
モンゴル	34.31		18.09	52.41	9.88	10.73	-0.85	51.55
東南アジア (ASEAN)	195.52	17.92	367.04	562.56	2,683.93	2,621.31	62.62	625.18
※ブルネイ	187.69	15.96	361.80	549.49	2,683.93	2,621.31	62.62	612.11
カンボジア			0.21	0.21				0.21
カンボジア	62.35	2.44	39.84	102.19	15.37	4.01	11.36	113.56
インドネシア	39.21	9.04	81.68	120.89	937.22	1,280.57	-343.35	-222.46
ラオス	46.28		22.4	68.67	14.40	1.62	12.79	81.46
マレーシア	0.28		25.70	25.99	287.75	90.77	196.98	222.97
ミャンマー	11.68	3.80	18.84	30.52				30.52
フィリピン	7.24		50.53	57.77	669.08	504.69	164.39	222.16
※シンガポール			1.00	1.00				1.00
タイ	2.17	0.60	47.74	49.91	87.45	614.71	-527.26	-477.35
ベトナム	18.48	0.08	73.85	92.33	672.66	124.94	547.71	640.04
東ティモール	7.83	1.96	5.24	13.07				13.07
東アジアの複数国向け			2.81	2.81				2.81
南アジア	289.10 (151.77)	30.82 (30.82)	113.78 (113.78)	402.88 (265.54)	853.56 (853.56)	994.78 (868.22)	-141.22 (-14.66)	261.66 (250.88)
バングラデシュ	147.15 (23.66)	6.34 (6.34)	19.18 (19.18)	166.33 (42.83)	25.78 (25.78)	198.69 (84.62)	-172.91 (-58.84)	-6.59 (-16.01)
ブータン	9.76	1.06	8.31	18.07				18.07
インド	9.32	1.80	22.49	31.82	610.65	542.58	68.07	99.89
モルディブ	1.70		2.19	3.89				3.89
ネパール	49.96 (36.12)	6.69 (6.69)	14.30 (14.30)	64.26 (50.42)	5.24 (5.24)	20.86 (8.38)	-15.62 (-3.14)	48.64 (47.28)
パキスタン	49.59	13.89	19.25	68.84	16.23	31.83	-15.60	53.24
スリランカ	21.61	1.04	27.71	49.32	195.66	200.81	-5.15	44.16
南アジアの複数国向け			0.36	0.36				0.36

図表IV-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を 通じた贈与						
中央アジア・コーカサス	26.21	0.08	33.81	60.01	195.12	26.98	168.14	228.15
カザフスタン	0.94		7.31	8.25	47.14	12.08	35.05	43.31
キルギス	5.53		7.98	13.51	2.18		2.18	15.68
タジキスタン	4.78		4.65	9.43				9.43
トルクメニスタン			0.38	0.38		0.93	-0.93	-0.54
ウズベキスタン	6.25		8.75	15.00	55.29	13.97	41.32	56.32
アルメニア	0.08		1.46	1.54	83.68		83.68	85.23
アゼルバイジャン	7.68		1.02	8.70	2.66		2.66	11.36
グルジア	0.94	0.08	1.89	2.83	4.18		4.18	7.01
中央アジア・コーカサスの複数国向け			0.37	0.37				0.37
アジアの複数国向け	7.51	7.51	22.27	29.78				29.78
中 東	1,057.88	147.87	114.52	1,172.40	522.10	745.52	-223.42	948.98
	(276.20)	(147.87)	(114.52)	(390.72)	(522.10)	(713.28)	(-191.18)	(199.54)
アフガニスタン	79.23	11.10	21.78	101.01				101.01
アルジェリア	2.71		3.12	5.83	1.63	0.20	1.43	7.26
※バーレーン			0.08	0.08				0.08
エジプト	10.59	1.86	12.33	22.92	82.00	131.97	-49.96	-27.04
イラン	1.45	1.00	5.80	7.25		19.34	-19.34	-12.09
イラク	878.28	104.00	5.63	883.92		25.17	-25.17	858.75
	(104.14)	(104.00)	(5.63)	(109.78)				(109.78)
※イスラエル	0.42	0.42	0.13	0.54				0.54
ヨルダン	18.52		9.54	28.06	11.65	68.01	-56.36	-28.31
※クウェート			0.02	0.02				0.02
レバノン	2.52	1.48	0.17	2.69	19.08	5.98	13.11	15.80
リビア			0.43	0.43				0.43
モロッコ	6.01		8.93	14.94	107.60	57.89	49.71	64.65
オマーン			0.90	0.90				0.90
[パレスチナ自治地域]	40.13	27.02	8.55	48.68				48.68
※カタール								
サウジアラビア			3.58	3.58		157.62	-157.62	-154.04
シリア	4.16		11.92	16.08		61.66	-61.66	-45.58
チュニジア	0.18		8.10	8.28	57.23	44.95	12.28	20.56
トルコ	0.20		7.69	7.89	242.90	164.24	78.66	86.55
※アラブ首長国連邦			0.05	0.05				0.05
イエメン	13.48	1.00	4.82	18.30		8.48	-8.48	9.82
	(5.93)	(1.00)	(4.82)	(10.76)		(1.41)	(-1.41)	(9.35)
中東の複数国向け			0.94	0.94				0.94
ア フ リ カ	1,547.67	183.13	237.39	1,785.06	188.22	272.75	-84.53	1,700.53
	(525.34)	(183.13)	(237.39)	(762.73)	(188.22)	(66.02)	(122.19)	(884.92)
アンゴラ	20.17	11.73	2.94	23.10				23.10
ベナン	1.67		5.13	6.81				6.81
ボツワナ	2.47		2.02	4.50		6.72	-6.72	-2.22
	(0.20)		(2.02)	(2.22)		(4.90)	(-4.90)	(-2.69)

図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
	うち国際機関を 通じた贈与							
ブルキナファソ	14.70		5.73	20.43				20.43
ブルンジ	6.96	6.06	2.18	9.13	0.05	0.66	-0.62	8.52
	(6.21)	(6.06)	(2.18)	(8.39)	(0.05)		(0.05)	(8.43)
カメルーン	16.00		2.55	18.55				18.55
カーボヴェルデ	1.44		0.44	1.89				1.89
中央アフリカ	3.15	1.93	0.39	3.54		0.99	-0.99	2.55
	(1.99)	(1.93)	(0.39)	(2.37)				(2.37)
チャド	9.65	9.65	0.25	9.90				9.90
コモロ			0.01	0.01				0.01
コンゴ民主共和国	20.25	16.82	2.68	22.93				22.93
コンゴ共和国	4.97	4.96	0.01	4.99				4.99
コートジボワール	5.48	5.42	1.06	6.54				6.54
ジブチ	2.58		1.09	3.67				3.67
赤道ギニア			0.01	0.01				0.01
エリトリア	6.60		1.78	8.37				8.37
エチオピア	24.15	2.14	11.89	36.03				36.03
ガボン	0.04		2.31	2.35		2.10	-2.10	0.26
ガンビア	5.81		0.58	6.39				6.39
ガーナ	27.13	1.04	19.35	46.48				46.48
ギニア	14.54	3.24	1.56	16.10		4.08	-4.08	12.02
	(9.93)	(3.24)	(1.56)	(11.49)				(11.49)
ギニアビサウ	0.99	0.93	0.09	1.08				1.08
ケニア	28.65	1.00	26.42	55.08	56.71	54.67	2.03	57.11
レソト	4.41	2.72	0.46	4.88				4.88
リベリア	12.21	11.97	0.25	12.46				12.46
マダガスカル	103.04		9.05	112.09		0.90	-0.90	111.19
	(23.16)		(9.05)	(32.21)		(0.90)	(-0.90)	(31.31)
マラウイ	209.35	2.34	12.47	221.82		181.52	-181.52	40.29
	(15.97)	(2.34)	(12.47)	(28.44)				(28.44)
マリ	6.89		2.76	9.65				9.65
モーリタニア	22.13		1.32	23.45				23.45
モーリシャス	0.06		0.61	0.67	4.75	2.65	2.10	2.77
モザンビーク	17.71	1.05	10.07	27.77				27.77
ナミビア	1.41		1.29	2.70	3.04		3.04	5.74
ニジェール	19.00		9.29	28.28				28.28
ナイジェリア	22.76	9.35	4.08	26.84				26.84
ルワンダ	13.96	1.19	5.58	19.53				19.53
サントメ・プリンシペ	2.89	1.10	0.23	3.11				3.11
セネガル	18.59		13.36	31.95				31.95
セーシェル			0.76	0.76				0.76
シエラレオネ	42.70	9.74	4.02	46.72		16.62	-16.62	30.11
	(9.86)	(9.74)	(4.02)	(13.88)				(13.88)
ソマリア	3.85	3.85	0.01	3.86				3.86

図表IV-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
スーダン	44.61	43.87	6.97	51.58				51.58
南アフリカ共和国	0.81		4.65	5.47		0.80	-0.80	4.67
スワジランド	2.01	1.87	0.51	2.51	4.75		4.75	7.26
タンザニア	667.66	3.63	20.04	687.70	33.96		33.96	721.66
	(25.90)	(3.63)	(20.04)	(45.95)	(33.96)		(33.96)	(79.90)
トーゴ	1.16		0.33	1.50		1.04	-1.04	0.46
			(0.33)	(0.33)				(0.33)
ウガンダ	17.83	3.02	9.68	27.51				27.51
ザンビア	74.14	1.67	20.48	94.61				94.61
	(9.62)	(1.67)	(20.48)	(30.10)				(30.10)
ジンバブエ	7.49	7.24	4.22	11.71				11.71
アフリカの複数国向け	13.60	13.60	4.42	18.02	84.97		84.97	102.99
中南米	153.99	4.82	189.01	343.00	302.35	419.74	-117.39	225.61
※バハマ			0.01	0.01				0.01
アンティグア・バーブーダ			0.21	0.21				0.21
アルゼンチン	0.14		8.37	8.52	8.80	2.23	6.57	15.09
バルバドス			0.10	0.10				0.10
ベリーズ	0.06		1.49	1.55				1.55
ボリビア	22.74		15.24	37.98		1.04	-1.04	36.93
ブラジル	3.58		19.94	23.52	44.65	78.08	-33.43	-9.91
チリ	1.03		9.22	10.25		1.50	-1.50	8.75
コロンビア	5.88	0.27	9.12	15.00		14.64	-14.64	0.36
コスタリカ	2.18		5.83	8.00	19.94	10.63	9.31	17.32
キューバ	0.17		1.63	1.80				1.80
ドミニカ国	0.11		0.55	0.66				0.66
ドミニカ共和国	4.54		11.06	15.59		12.64	-12.64	2.96
エクアドル	18.95		5.56	24.51		21.54	-21.54	2.97
エルサルバドル	9.21		9.29	18.50	20.10	11.80	8.30	26.80
グレナダ			0.08	0.08				0.08
グアテマラ	14.83		7.39	22.22	0.83	5.40	-4.57	17.65
ガイアナ	3.93	0.54	0.30	4.23				4.23
ハイチ	6.15	2.41	0.64	6.80				6.80
ホンジュラス	10.86		9.90	20.76				20.76
ジャマイカ	0.17		2.19	2.36	10.15	20.52	-10.38	-8.02
メキシコ	1.14		14.85	15.99	20.21	81.41	-61.20	-45.21
[モントセラト]								
ニカラグア	21.63	1.02	9.00	30.64				30.64
パナマ	0.63		7.30	7.92		5.94	-5.94	1.98
パラグアイ	8.43		13.41	21.83	44.08	37.02	7.07	28.90
ペルー	11.01	0.08	8.94	19.95	133.57	113.71	19.87	39.81
セントクリストファー・ネイビス	0.70		0.09	0.80				0.80
セントルシア	0.11		1.92	2.03				2.03
セントビンセント	1.98		0.56	2.54				2.54

図表Ⅳ-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
スリナム	2.60		0.31	2.91				2.91
トリニダード・トバゴ			0.08	0.08				0.08
ウルグアイ	0.54		3.69	4.23		1.64	-1.64	2.59
ベネズエラ	0.22		2.15	2.37				2.37
中南米の複数国向け	0.50	0.50	8.58	9.08				9.08
大洋州	45.93	0.84	46.89	92.82		22.53	-22.53	70.29
[クック諸島]			0.10	0.10				0.10
フィジー			6.78	6.78		1.03	-1.03	5.75
キリバス	11.97		1.08	13.05				13.05
マーシャル	0.33		1.78	2.11				2.11
ミクロネシア	5.51		3.85	9.36				9.36
ナウル	1.02		0.49	1.51				1.51
[ニウエ]			0.03	0.03				0.03
パラオ	3.87		2.79	6.66				6.66
バプアニューギニア	0.69	0.35	10.08	10.77		21.41	-21.41	-10.63
サモア	2.60		5.86	8.46				8.46
ソロモン	12.06	0.49	3.35	15.41				15.41
トンガ	1.86		2.69	4.55				4.55
ツバル	2.30		0.64	2.94				2.94
バヌアツ	3.72		5.01	8.73		0.10	-0.10	8.63
大洋州の複数国向け			2.36	2.36				2.36
欧州	22.69	0.50	27.86	50.55	80.12	21.50	58.62	109.17
アルバニア			1.28	1.28		2.88	-2.88	-1.60
※キプロス			0.01	0.01				0.01
※マルタ			0.01	0.01				0.01
モルドバ	4.62		1.09	5.70				5.70
ウクライナ	2.05		1.83	3.88	1.85		1.85	5.72
ベラルーシ	0.27		0.11	0.37				0.37
※エストニア	0.42		0.11	0.52				0.52
※ラトビア			0.07	0.07				0.07
※リトアニア	0.43		0.15	0.58				0.58
(旧ユーゴスラビア)	14.01	0.50	10.87	24.88	13.58	1.38	12.20	37.08
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.65		3.73	5.39				5.39
クロアチア	0.58		0.35	0.92		0.74	-0.74	0.19
マケドニア	4.61		2.63	7.24	13.58	0.65	12.94	20.18
※スロベニア			0.05	0.05				0.05
セルビア	4.43	0.50	2.80	7.23				7.23
モンテネグロ	2.75		1.17	3.92				3.92
旧ユーゴスラビアの複数国向け			0.13	0.13				0.13
欧州の複数国向け			0.32	0.32				0.32
※東欧(6か国)	0.90		12.03	12.93	64.69	17.23	47.45	60.38
ブルガリア	0.37		3.65	4.03	13.58	2.47	11.12	15.14
チェコ			0.22	0.22				0.22

図表IV-14 国別・援助形態別内訳

形態 国または地域名	政府開発援助(2007年)							合計
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
	うち国際機関を 通じた贈与							
※ハンガリー			1.93	1.93				1.93
※ポーランド	0.07		1.44	1.51		9.82	-9.82	-8.31
※ルーマニア	0.08		4.51	4.59	34.27		34.27	38.86
※スロバキア	0.38		0.06	0.44	16.84	4.95	11.88	12.33
※東欧の複数国向け			0.21	0.21				0.21
※複数地域にまたがる援助等	19.82	1.95	1,145.73	1,165.55		13.21	-13.21	1,152.34
二国間政府開発援助途上国計	3,416.10	395.45	2,630.01	6,046.10	5,747.36	5,953.43	-206.06	5,840.04
	(1,474.75)	(395.45)	(2,630.01)	(4,104.76)	(5,747.36)	(5,587.90)	(159.46)	(4,264.21)

*1 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

*2 ※は卒業国。

*3 技術協力の複数地域にまたがる援助等には各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等を含む。

*4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*5 国名の表記については、外務省「国名表」中の「一般名称」を使用。

*6 地域区分は外務省分類。なお、[]は、地域名を示す。

*7 (旧ユーゴスラビア)には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア、スロベニア、セルビア、モンテネグロが含まれる。

*8 ()内の値は債務救済を含まない金額

*9 債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。

*10 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

図表IV-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国

図表IV-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国

1. 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国【債務救済含む】(2007年)

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	イタリア	878.28	25.71	1	中国	263.62	10.02
2	インドネシア	667.66	19.54	2	インドネシア	81.68	3.11
3	マラウイ	209.35	6.13	3	ベトナム	73.85	2.81
4	パングラデシュ	147.15	4.31	4	フィリピン	50.53	1.92
5	マダガスカル	103.04	3.02	5	タイ	47.74	1.82
6	アフガニスタン	79.23	2.32	6	韓国	45.25	1.72
7	ザン比亚	74.14	2.17	7	カンボジア	39.84	1.51
8	カンボジア	62.35	1.83	8	スリランカ	27.71	1.05
9	ネパール	49.96	1.46	9	ケニア	26.42	1.00
10	パキスタン	49.59	1.45	10	マレーシア	25.70	0.98
10か国計		2,320.74	67.94	10か国計		682.36	25.95
11	ラオス	46.28	1.35	11	インドネシア	22.49	0.86
12	スーダ	44.61	1.31	12	ラオス	22.40	0.85
13	シエラレオネ	42.70	1.25	13	アフガニスタン	21.78	0.83
14	パレスチナ自治地域	40.13	1.17	14	ザン比亚	20.48	0.78
15	インドネシア	39.21	1.15	15	タンザニア	20.04	0.76
16	モンゴ	34.31	1.00	16	ブルンジ	19.94	0.76
17	ケニア	28.65	0.84	17	ガナ	19.35	0.74
18	ガナ	27.13	0.79	18	パキスタン	19.25	0.73
19	エチオピア	24.15	0.71	19	パングラデシュ	19.18	0.73
20	ナイジェリア	22.76	0.67	20	ミャンマー	18.84	0.72
20か国計		2,670.68	78.18	20か国計		886.10	33.69
21	ボリビア	22.74	0.67	21	モルゴ	18.09	0.69
22	モリタ	22.13	0.65	22	ボリビア	15.24	0.58
23	ニカラグ	21.63	0.63	23	メキシコ	14.85	0.56
24	スリランカ	21.61	0.63	24	ネパ	14.30	0.54
25	コンゴ民主共和国	20.25	0.59	25	パラグ	13.41	0.51
26	アンゴ	20.17	0.59	26	セネガ	13.36	0.51
27	ニジェール	19.00	0.56	27	マラウ	12.47	0.47
28	エクアド	18.95	0.55	28	エジ	12.33	0.47
29	セネガ	18.59	0.54	29	シリア	11.92	0.45
30	ヨルダ	18.52	0.54	30	エチオ	11.89	0.45
30か国計		2,874.26	84.14	30か国計		1,023.95	38.93
開発途上国計		3,416.10	100.00	開発途上国計		2,630.01	100.00

*1 開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国【債務救済分を除いた場合】(2007年)

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	イタリア	104.14	7.06	1	中国	263.62	10.02
2	アフガニスタン	79.23	5.37	2	インドネシア	81.68	3.11
3	カンボジア	62.35	4.23	3	ベトナム	73.85	2.81
4	パキスタン	49.59	3.36	4	フィリピン	50.53	1.92
5	ラオス	46.28	3.14	5	タイ	47.74	1.82
6	スーダ	44.61	3.02	6	韓国	45.25	1.72
7	シエラレオネ	42.70	2.90	7	カンボジア	39.84	1.51
8	[パレスチナ自治地域]	40.13	2.72	8	スリランカ	27.71	1.05
9	インドネシア	39.21	2.66	9	ケニア	26.42	1.00
10	ネパール	36.12	2.45	10	マレーシア	25.70	0.98
10か国計		544.36	36.91	10か国計		682.36	25.95
11	モンゴ	34.31	2.33	11	インド	22.49	0.86
12	ケニア	28.65	1.94	12	ラオス	22.40	0.85
13	ガナ	27.13	1.84	13	アフガニスタン	21.78	0.83
14	タンザニア	25.90	1.76	14	ザン比亚	20.48	0.78
15	エチオピア	24.15	1.64	15	タンザニア	20.04	0.76
16	パングラデシュ	23.66	1.60	16	ブルンジ	19.94	0.76
17	マダガスカル	23.16	1.57	17	ガナ	19.35	0.74
18	ナイジェリア	22.76	1.54	18	パキスタン	19.25	0.73
19	ボリビア	22.74	1.54	19	パングラデシュ	19.18	0.73
20	モリタ	22.13	1.50	20	ミャンマー	18.84	0.72
20か国計		798.96	54.18	20か国計		886.10	33.69
21	ニカラグ	21.63	1.47	21	モルゴ	18.09	0.69
22	スリランカ	21.61	1.47	22	ボリビア	15.24	0.58
23	コンゴ民主共和国	20.25	1.37	23	メキシコ	14.85	0.56
24	アンゴ	20.17	1.37	24	ネパ	14.30	0.54
25	ニジェール	19.00	1.29	25	パラグ	13.41	0.51
26	エクアド	18.95	1.28	26	セネガ	13.36	0.51
27	セネガ	18.59	1.26	27	マラウ	12.47	0.47
28	ヨルダ	18.52	1.26	28	エジ	12.33	0.47
29	ベトナム	18.48	1.25	29	シリア	11.92	0.45
30	ウガンダ	17.83	1.21	30	エチオ	11.89	0.45
30か国計		993.97	67.40	30か国計		1,023.95	38.93
開発途上国計		1,474.75	100.00	開発途上国計		2,630.01	100.00

*1 開発途上国計には東欧および卒業国向け援助を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 債務救済には債務繰延を含まない。

図表IV-15 二国間政府開発援助形態別30大供与相手国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

政府貸付等					二国間援助計				
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア		
1	ベトナム	547.71	—	1	イタリア	858.75	14.70		
2	マレーシア	196.98	—	2	インドネシア	721.66	12.36		
3	フィリピン	164.39	—	3	ベトナム	640.04	10.96		
4	中国	156.56	—	4	中国	435.66	7.46		
5	トルコ	78.66	—	5	マレーシア	222.97	3.82		
6	インド	68.07	—	6	フィリピン	222.16	3.80		
7	モロッコ	49.71	—	7	カンボジア	113.56	1.94		
8	ルーマニア	34.27	—	8	マダガスカル	111.19	1.90		
9	タンザニア	33.96	—	9	アフガニスタン	101.01	1.73		
10	ペルー	19.87	—	10	インド	99.89	1.71		
10か国計		1,350.18	—	10か国計		3,526.89	60.39		
11	レバノン	13.11	—	11	ザンビア	94.61	1.62		
12	マケドニア	12.94	—	12	トルコ	86.55	1.48		
13	ラオス	12.79	—	13	ラオス	81.46	1.39		
14	チュニジア	12.28	—	14	モロッコ	64.65	1.11		
15	スロバキア	11.88	—	15	ケニア	57.11	0.98		
16	カンボジア	11.36	—	16	パキスタン	53.24	0.91		
17	ブルガリア	11.12	—	17	スーダ	51.58	0.88		
18	コスタリカ	9.31	—	18	モンゴ	51.55	0.88		
19	エルサルバドル	8.30	—	19	パレスチナ自治地域	48.68	0.83		
20	パラグアイ	7.07	—	20	ネパール	48.64	0.83		
20か国計		1,460.34	—	20か国計		4,164.96	71.32		
21	アルゼンチン	6.57	—	21	ガナ	46.48	0.80		
22	スワジランド	4.75	—	22	スリランカ	44.16	0.76		
23	ナミビア	3.04	—	23	マラウイ	40.29	0.69		
24	モリシャス	2.10	—	24	ベルマ	39.81	0.68		
25	ケニア	2.03	—	25	ルーマニア	38.86	0.67		
26	ウクライナ	1.85	—	26	ボリビア	36.93	0.63		
27	アルジェリア	1.43	—	27	エチオピア	36.03	0.62		
28	バヌアツ	-0.10	—	28	セネガル	31.95	0.55		
29	ブルンジ	-0.62	—	29	ニカラグ	30.64	0.52		
30	キューバ	-0.74	—	30	ミャンマ	30.52	0.52		
30か国計		1,480.65	—	30か国計		4,540.65	77.75		
開発途上国計		-206.06	—	開発途上国計		5,840.04	100.00		

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

政府貸付等					二国間援助計				
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア		
1	ベトナム	547.71	343.49	1	ベトナム	640.04	15.01		
2	マレーシア	196.98	123.53	2	中国	435.66	10.22		
3	フィリピン	164.39	103.09	3	マレーシア	222.97	5.23		
4	中国	156.56	98.19	4	フィリピン	222.16	5.21		
5	アルメニア	83.68	52.48	5	カンボジア	113.56	2.66		
6	トルコ	78.66	49.33	6	インドネシア	109.78	2.57		
7	インド	68.07	42.69	7	アフガニスタン	101.01	2.37		
8	モロッコ	49.71	31.17	8	インド	99.89	2.34		
9	ウズベキスタン	41.32	25.91	9	トルコ	86.55	2.03		
10	カンボジア	35.05	21.98	10	アルメニア	85.23	2.00		
10か国計		1,422.14	891.86	10か国計		2,116.84	49.64		
11	ルーマニア	34.27	21.49	11	ラオス	81.46	1.91		
12	タンザニア	33.96	21.29	12	タンザニア	79.90	1.87		
13	ペルー	19.87	12.46	13	モロッコ	64.65	1.52		
14	レバノン	13.11	8.22	14	ケニア	57.11	1.34		
15	マケドニア	12.94	8.11	15	ウズベキスタン	56.32	1.32		
16	ラオス	12.79	8.02	16	パキスタン	53.24	1.25		
17	チュニジア	12.28	7.70	17	スーダ	51.58	1.21		
18	スロバキア	11.88	7.45	18	モンゴ	51.55	1.21		
19	カンボジア	11.36	7.13	19	[パレスチナ自治地域]	48.68	1.14		
20	ブルガリア	11.12	6.97	20	ネパール	47.28	1.11		
20か国計		1,595.71	1,000.71	20か国計		2,708.62	63.52		
21	コスタリカ	9.31	5.84	21	ガナ	46.48	1.09		
22	エルサルバドル	8.30	5.21	22	スリランカ	44.16	1.04		
23	パラグアイ	7.07	4.43	23	カザフスタン	43.31	1.02		
24	アルゼンチン	6.57	4.12	24	ベルマ	39.81	0.93		
25	スワジランド	4.75	2.98	25	ルーマニア	38.86	0.91		
26	グatemala	4.18	2.62	26	ボリビア	36.93	0.87		
27	ナミビア	3.04	1.91	27	エチオピア	36.03	0.85		
28	アゼルバイジャン	2.66	1.67	28	セネガル	31.95	0.75		
29	キルギス	2.18	1.36	29	マダガスカル	31.31	0.73		
30	モリシャス	2.10	1.32	30	ニカラグ	30.64	0.72		
30か国計		1,645.86	1,032.16	30か国計		3,088.11	72.42		
開発途上国計		159.46	100.00	開発途上国計		4,264.21	100.00		

図表IV-16 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

2002年	金額	シェア	2003年	金額	シェア	2004年	金額	シェア	2005年	金額	シェア	2006年	金額	シェア
アゼルバイジャン	141.84	61.1	アゼルバイジャン	79.82	50.4	アンティグア・バーブーダ	1.27	n.a.	アンティグア・バーブーダ	5.42	78.3	アンティグア・バーブーダ	1.99	n.a.
アンティグア・バーブーダ	8.75	78.8	アンティグア・バーブーダ	2.74	90.1	バトナム	615.33	51.9	インドネシア	1,223.13	54.6	バトナム	562.73	43.1
インドネシア	493.64	62.9	インドネシア	1,141.78	73.6	ウズベキスタン	99.75	48.5	バトナム	602.66	48.1	オマーン	1.50	n.a.
バトナム	538.30	46.3	バトナム	484.24	50.0	オマーン	130.76	5.31	ウズベキスタン	54.44	44.8	カンボジア	10.99	43.8
ウルグアイ	374.74	50.2	カザフスタン	136.27	59.8	カザフスタン	86.37	64.3	オマーン	3.72	n.a.	カンボジア	106.25	30.6
オマーン	4.08	60.2	カンボジア	8.86	45.0	カンボジア	4.92	29.0	カザフスタン	66.17	44.8	キリバス	9.88	n.a.
カンボジア	3.70	n.a.	カンボジア	125.88	39.4	グレンダ	179.53	46.9	カンボジア	4.38	29.0	サウジアラビア	4.61	41.3
グレンダ	8.20	46.8	グレンダ	7.00	84.6	スリランカ	4.86	53.2	カンボジア	100.62	29.0	サモア	16.81	43.9
キリバス	98.58	36.1	サモア	11.48	42.5	スウヰランド	5.98	82.3	スウヰランド	11.69	54.8	スウヰランド	202.63	41.8
サウジアラビア	8.84	47.3	スリランカ	172.26	63.6	セントビンセント	0.41	n.a.	スウヰランド	376.26	36.3	スウヰランド	11.62	94.6
サモア	1.17	53.7	セントルシア	3.79	78.8	セントクリストファー・ネイビス	964.69	60.9	サモア	12.52	41.8	セントビンセント	1.38	61.1
サンビア	9.04	67.3	中国	759.72	66.7	中国	14.21	n.a.	スリランカ	312.91	36.5	セントクリストファー・ネイビス	4.27	n.a.
シリア	15.36	49.8	ツバル	2.28	41.5	ドミニカ国	1.90	26.2	スウヰランド	25.91	n.a.	セントルシア	1.95	80.2
スリランカ	68.38	19.0	ドミニカ共和国	30.61	50.7	トリニダード・トバゴ	134.11	35.1	セントビンセント	3.20	55.7	中国	561.08	48.1
スウヰランド	15.78	63.2	ドミニカ国	2.29	67.8	バキスタン	211.38	51.2	中国	1,064.27	62.9	ツバル	8.28	65.2
セントクリストファー・ネイビス	118.94	63.1	トリニダード・トバゴ	2.23	44.0	フィリピン	256.50	87.3	トリニダード・トバゴ	1.97	32.5	トリニダード・トバゴ	1.33	33.0
セントルシア	4.52	68.6	トルクメニスタン	6.80	40.6	マレーシア	26.81	32.9	トンガ	11.24	45.4	パラグアイ	25.92	41.7
中国	6.33	n.a.	バキスタン	266.22	49.6	ミャンマー	5.10	57.7	ネパール	63.38	18.3	フィリピン	263.58	50.7
ツバル	8.72	69.9	パラグアイ	20.22	36.5	モルディブ	65.57	44.5	ネパール	27.47	50.0	ブータン	20.84	40.8
ドミニカ共和国	222.43	79.6	バルバドス	0.85	35.0	モンゴル	71.73	40.7	パラグアイ	276.43	52.7	ペルー	1.61	43.5
ドミニカ国	828.71	68.4	フィジー	24.79	57.8	ラオス	14.21	n.a.	スウヰランド	103.47	22.7	ホンジュラス	138.01	35.9
フィリピン	8.04	72.0	フィリピン	528.78	75.1	ラオス	1.90	26.2	スウヰランド	25.49	32.8	マレーシア	201.70	87.7
バレーン	42.65	30.9	ブータン	16.21	31.1	ラオス	30.61	50.7	トリニダード・トバゴ	16.55	76.3	ミャンマー	30.84	33.5
バングラデシュ	11.33	81.1	ブラジル	92.21	50.0	ラオス	211.38	51.2	トンガ	24.23	61.1	モルディブ	4.01	47.1
バレーン	2.65	46.7	マレーシア	79.15	75.8	ラオス	256.50	87.3	ネパール	56.48	42.7	モルディブ	4.81	30.1
バレーン	97.45	34.9	ミャンマー	43.08	51.6	ラオス	65.57	44.5	ネパール	54.06	34.0	モンゴル	46.92	37.1
バレーン	301.12	42.9	モルディブ	6.24	n.a.	ラオス	71.73	40.7	ホンジュラス	25.49	32.8	ラオス	64.05	34.1
バレーン	0.58	51.3	モンゴル	67.27	71.4	ラオス	14.21	n.a.	ホンジュラス	103.47	22.7	ラオス		
バレーン	16.57	53.6	ラオス	86.00	45.5	ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	26.82	52.8	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	122.72	23.6	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	18.74	59.9	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	318.02	62.5	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	15.33	35.8	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	117.60	59.5	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	54.15	63.4	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	49.39	62.4	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	9.12	71.0	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	79.01	55.9	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		
バレーン	90.09	50.7	ラオス			ラオス	71.73	40.7	ラオス	54.06	34.0	ラオス		

出典：2008年DAC「Geographical Distribution of Financial Flows」

*1 支出純額ベース。単位は百万ドル、シェアは%。

*2 マカオ等の「地域」は除く。

*3 シェアがn.a.の場合は当該国へのDAC諸国援助合計額がマイナスであるため、算出不可。

*4 東欧および在米国を除く。

参考：日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり(2006年実績)。

ボリビア、コスタリカ、ドミニカ国、エルサルバドル、エリトリア、フィジー、カザフスタン、リベリア、マーシャル、ミクロネシア、パラオ、シエラレオネ、トルコ、ウズベキスタン(計17か国)

図表Ⅳ-17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことがある国・地域一覧(2007年実績まで)

図表Ⅳ-17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことがある国・地域一覧(2007年実績まで)

- (1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…187(うち国数165)
(2) 該当国・地域一覧

() 地域

東アジア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、(香港)、(台湾)、(マカオ)	計17か国・地域(うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ	計7か国・地域(うち国数7)
中央アジア・コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン	計8か国・地域(うち国数8)
アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、(レユニオン)、(セント・ヘレナ島)	計50か国・地域(うち国数48)
中東	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、トルコ、バーレーン、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、(パレスチナ暫定自治区政府)	計21か国・地域(うち国数20)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、(蘭領アンティル)、(ケイマン諸島)、(バミューダ)、(グアドループ)、(マルチニーク)、(仏領ギアナ)、(モンセラット)、(アルバ)	計40か国・地域(うち国数32)
大洋州	キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、(ニューカレドニア)、(仏領ポリネシア)、(クック諸島)、(ニウエ)、(ワリス・フツナ)、(米領太平洋諸島)、(北マリアナ諸島)	計19か国・地域(うち国数12)
欧州	アルバニア、ウクライナ、エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コンボ、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、(ジブラルタル)	計25か国・地域(うち国数24)

- *1 なお、2007年に日本が援助を行った国・地域数は、計167か国・地域(うち国数162:東欧諸国を含む)。
*2 地域区分は外務省分類
*3 従来、外務省地域分類ではスーダンを中東地域としてきたが、2007年の地域分類の見直しにおいて、スーダンをアフリカ地域としたことから、本表2007年実績ではスーダンをアフリカ地域に含めて掲載している。
*4 あみかけは東欧、旧ソ連および卒業国・地域を表し、先進国の一部と見なされたため受取国リストから除外された地域はイタリック体で表記した。
参考:日本が援助実績を有していない国・地域…8
[アジア]北朝鮮、[アフリカ]マイヨット島、[中南米]アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島、[大洋州]トケラウ諸島
*5 コンボは2008年2月にセルビアから独立したが、2007年は独立以前のコンボ自治州に対して援助を行っている。

図表IV-18 二国間政府開発援助分野別配分

第5節 分野別実績

図表IV-18 二国間政府開発援助分野別配分

2007年(暦年)

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

分野	形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間政府開発援助 (シェア、%)
I. 社会インフラ&サービス		685.95	929.16	1,615.11	1,913.71	3,528.82 (27.19)
1. 教育		129.49	550.64	680.14	90.93	771.07 (5.94)
2. 保健		197.94	103.28	301.22		301.22 (2.33)
3. 人口政策および生殖保健			26.24	26.24		26.24 (0.20)
4. 水供給および衛生		97.72	72.35	170.06	1,747.45	1,917.52 (14.83)
5. 行政および市民社会		229.39	39.89	269.28	21.22	290.50 (2.25)
6. その他社会インフラ&サービス		19.98	136.76	156.74	54.10	210.84 (1.63)
II. 経済インフラ&サービス		231.09	155.87	386.96	2,669.27	3,056.23 (23.63)
1. 運輸および貯蔵		153.81	61.82	215.63	1,099.80	1,315.44 (10.17)
2. 通信		30.87	30.63	61.51	65.17	126.68 (0.98)
3. エネルギー		46.41	23.49	69.90	1,406.67	1,476.57 (11.42)
4. 銀行および金融サービス			9.30	9.30		9.30 (0.07)
5. 商業およびその他サービス			30.62	30.62	97.62	128.24 (0.99)
III. 生産セクター		164.38	354.47	518.85	758.88	1,277.73 (9.88)
1. 農林水産業		159.43	191.39	350.81	705.59	1,056.41 (8.17)
1) 農業		108.47	132.08	240.55	348.35	588.90 (4.55)
2) 林業		1.99	28.97	30.96	348.44	379.40 (2.93)
3) 漁業		48.97	30.33	79.31	8.80	88.11 (0.68)
2. 鉱・工業産業		4.96	108.78	113.73	53.29	167.02 (1.29)
1) 工業			89.64	89.64	53.29	142.92 (1.11)
2) 鉱業			15.78	15.78		15.78 (0.12)
3) 建設		4.96	3.35	8.31		8.31 (0.06)
3. 貿易&観光		0.00	54.30	54.30	0.00	54.30 (0.42)
1) 貿易			45.06	45.06		45.06 (0.35)
2) 観光			9.24	9.24		9.24 (0.07)
IV. マルチセクター援助		53.60	78.33	131.93	919.40	1,051.33 (8.13)
1. 環境保護一般		49.49	47.95	97.44	363.59	461.03 (3.56)
2. その他マルチセクター		4.11	30.39	34.50	555.81	590.30 (4.56)
小計		1,151.72	1,517.83	2,669.55	6,261.26	8,930.81 (68.81)
V. 商品援助/一般プログラム援助		189.37	0.00	189.37	443.43	632.80 (4.89)
1. 一般財政支援					443.43	443.43 (3.43)
2. 開発的食糧援助		189.37		189.37		189.37 (1.46)
3. その他商品援助						0.00 (0.00)
VI. 債務救済		1,941.35		1,941.35	2.25	1,943.59 (15.03)
VII. 人道支援		108.31		108.31	98.41	206.72 (1.60)
VIII. 行政経費等		142.40	1,121.68	1,264.08		1,264.08 (9.77)
1. 行政経費			668.78	668.78		668.78 (5.17)
2. 分類不能		142.40	452.90	595.30		595.30 (4.60)
総合計		3,533.14	2,639.52	6,172.66	6,805.34	12,978.00 (100.00)
BHN (I+III.1+V.2+VII.)		1,143.05	1,120.55	2,263.60	2,717.72	4,981.32 (38.38)

*1 草の根無償については、無償資金協力の「Ⅶ.2.分類不能」に分類されている。

*2 「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

*3 行政経費には開発啓発費を含む。

*4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表IV-19 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)

第6節

国際緊急援助実施状況

図表IV-19 緊急援助実績(「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」施行以降)

年 度	国際緊急援助隊派遣	緊急援助物資供与	
	派遣チーム数	件数	援助額
1987年度9月～1988年3月	2チーム	3件	70百万円相当
1988年度	6チーム	12件	465百万円相当
1989年度	2チーム	7件	189百万円相当
1990年度	6チーム	14件	604百万円相当
1991年度	9チーム	19件	474百万円相当
1992年度	3チーム	19件	363百万円相当
1993年度	3チーム	18件	519百万円相当
1994年度	1チーム	14件	252百万円相当
1995年度	1チーム	16件	425百万円相当
1996年度	2チーム	24件	370百万円相当
1997年度	4チーム	19件	433百万円相当
1998年度	7チーム	30件	547百万円相当
1999年度	11チーム	22件	498百万円相当
2000年度	4チーム	11件	268百万円相当
2001年度	0チーム	9件	135百万円相当
2002年度	2チーム	22件	254百万円相当
2003年度	7チーム	15件	244百万円相当
2004年度	15チーム	29件	388百万円相当
2005年度	6チーム	19件	298百万円相当
2006年度	3チーム	15件	211百万円相当
2007年度	1チーム	22件	381百万円相当
合 計	95チーム	359件	7,389百万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表IV-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2007年度)

図表IV-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2007年度)

被災国名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与		援助額
			派遣期間	チーム構成	物資品目	物資品目	
ソモン諸島	津波	4月4日			毛布、プラスチック・シート		1,300万円相当
ウルグアイ	洪水	5月11日			スリーピングマット、毛布、プラスチック・シート		1,000万円相当
ミャンマー	サイクロン	6月5日			毛布、テント、ポリタンク		1,000万円相当
パキスタン	洪水	7月6日			スリーピングマット、プラスチック・シート、ポリタンク		1,300万円相当
スーダン	洪水	7月24日			テント、プラスチック・シート、毛布、発電機		1,600万円相当
ペルー	地震災害	8月17日			テント、毛布、スリーピングマット		1,600万円相当
ジャマイカ	ハリケーン	8月24日			毛布、簡易水槽、プラスチック・シート、発電機、コードリール、浄水器		1,500万円相当
ニカラグア	ハリケーン	9月6日			テント、毛布、プラスチック・シート、発電機、コードリール		1,100万円相当
ガーナ	洪水	9月18日			簡易水槽、ポリタンク、毛布、テント、浄水器、発電機、コードリール、プラスチック・シート		1,300万円相当
ウガンダ	洪水	9月20日			テント、毛布、プラスチック・シート		1,200万円相当
ドミニカ(共)	熱帯性暴風雨	11月1日			テント、スリーピングマット、毛布、浄水器、プラスチック・シート		1,200万円相当
メキシコ	洪水	11月9日			テント、プラスチック・シート、毛布、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機、コードリール		1,500万円相当
バングラデシュ	サイクロン	11月19日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチック・シート、簡易水槽、浄水器、ポリタンク、発電機		3,500万円相当
バフアニューギニア	サイクロン	11月22日			テント、毛布、プラスチック・シート、スリーピングマット、ポリタンク		1,300万円相当
韓国	油流出事故	12月14日	12月15日～12月23日(9日間)	専門家チーム(計16名)	油吸着材		3,000万円相当
スリランカ	洪水	12月27日			テント、スリーピングマット、浄水器、簡易水槽、プラスチック・シート、ポリタンク		1,400万円相当
ボリビア	洪水	1月30日			テント、スリーピングマット、毛布		1,300万円相当
中国	大雪	2月5日			発電機、コードリール、毛布、スリーピングマット		5,700万円相当
アフガニスタン	豪雪	2月6日			毛布、スリーピングマット、プラスチック・シート		2,100万円相当
タジキスタン	寒波	2月7日			毛布		1,000万円相当
エクアドル	洪水	2月22日			テント、毛布、簡易水槽		1,300万円相当
マダガスカル	サイクロン	2月27日			スリーピングマット、簡易水槽、ポリタンク、プラスチック・シート		1,600万円相当
2007年度実績				1チーム	22件		38,100万円相当

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第7節

NGO等が実施する開発援助関連事業への支援状況

図表Ⅳ-21 2007年度日本NGO連携無償資金協力(*)の実績

地域	国数	件数	金額
アジア	14か国	66件 (53.2%)	1,108百万円 (42.5%)
中東	6か国	22件 (17.7%)	550百万円 (21.1%)
アフリカ	8か国	24件 (19.4%)	788百万円 (30.2%)
中南米	2か国	6件 (4.8%)	90百万円 (3.5%)
大洋州	2か国	4件 (3.2%)	42百万円 (1.6%)
欧州・NIS	1か国	2件 (1.6%)	30百万円 (1.2%)
合計	33か国	124件 (100.0%)	2,608百万円 (100.0%)

* 四捨五入の結果、合計が100とならないことがある。

図表Ⅳ-22 2007年度日本NGO連携無償資金協力(*)分野別実績

分野	件数	金額
教育協力	35件 (28.2%)	742百万円 (28.5%)
医療・保健	21件 (17.0%)	447百万円 (17.1%)
民生環境	11件 (8.9%)	183百万円 (7.0%)
農林水産	2件 (1.6%)	30百万円 (1.2%)
水・衛生	17件 (13.7%)	727百万円 (27.9%)
調査	28件 (22.6%)	72百万円 (2.8%)
地雷	4件 (3.2%)	351百万円 (13.5%)
モニタリング	3件 (2.4%)	8百万円 (0.3%)
その他	3件 (2.4%)	48百万円 (1.8%)
合計	124件 (100.0%)	2,590百万円 (100.0%)

* 四捨五入の結果、合計が100とならないことがある。

図表IV-23 DAC諸国のNGOによる援助実績

図表IV-23 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金 (百万ドル)		政府開発援助実績 (百万ドル)		NGO自己資金 による比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金(%)		国民一人当たりの NGO援助実績(ドル)		NGO援助実績に 占める政府補助金(%)	
	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年
オーストラリア	615	825	2,123	1,680	1: 3.5	1: 2.0	1	4	0.0	0.2	30.0	40.8	0.1	—
オーストリア	119	139	1,498	1,573	1: 12.6	1: 11.3	0	0	0.0	0.0	14.4	17.0	0.3	0.3
ベルギー	251	249	1,978	1,963	1: 7.9	1: 7.9	21	20	1.1	1.0	25.8	25.8	7.7	7.4
カナダ	1,100	973	3,684	3,756	1: 3.3	1: 3.9	27	31	0.7	0.8	34.4	31.0	2.4	3.1
デンマーク	73	81	2,236	2,109	1: 30.7	1: 26.1	122	56	5.4	2.6	35.7	25.1	62.5	41
フィンランド	25	16	834	902	1: 33.3	1: 55.3	9	7	1.1	0.8	6.6	4.4	27.3	30.3
フランス	—	—	10,601	10,026	—	—	42	40	0.4	0.4	0.7	0.7	—	—
ドイツ	1,348	1,523	10,435	10,082	1: 7.7	1: 6.6	—	—	—	—	16.3	18.5	—	—
ギリシャ	10	1	424	384	1: 43.9	1: 768.4	—	—	—	—	0.9	0.0	—	—
アイルランド	339	308	1,022	719	1: 3.0	1: 2.3	100	130	9.8	18.1	103.5	109.4	22.9	29.7
イタリア	123	94	3,641	5,091	1: 29.5	1: 54.3	10	53	0.3	1.0	2.3	2.5	7.2	36.0
日本	315	255	11,136	13,126	1: 35.3	1: 51.4	102	129	0.9	1.0	3.3	3.0	24.5	33.5
ルクセンブルク	8	8	291	256	1: 35.3	1: 31.5	3	33	1.1	12.9	25.0	91.6	28.5	80.3
オランダ	277	422	5,452	5,115	1: 19.7	1: 12.1	977	674	17.9	13.2	76.6	67.1	77.9	61.5
ニュージーランド	48	94	259	274	1: 5.3	1: 2.9	15	14	5.7	5.1	15.2	26.4	23.4	12.9
ノルウェー	—	—	2,954	2,786	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	—
ポルトガル	4	6	396	377	1: 110.7	1: 58.2	7	6	1.8	1.5	1.0	1.2	66.9	46.9
スペイン	—	—	3,814	3,018	—	—	6	7	0.2	0.2	0.1	0.2	—	—
スウェーデン	12	29	3,955	3,362	1: 327.7	1: 116.1	152	134	3.8	4.0	18.0	18.0	92.6	82.3
スイス	402	332	1,646	1,772	1: 4.1	1: 5.3	49	47	3.0	2.7	60.1	50.9	10.9	12.5
英国	543	726	12,459	10,772	1: 23.0	1: 14.8	365	394	2.9	3.7	15.1	18.7	40.2	35.2
米国	9,037	8,629	23,532	27,935	1: 2.6	1: 3.2	—	—	—	—	30.2	29.1	—	—
DAC計(平均)	14,648	14,712	104,370	107,078	1: 7.1	1: 7.3	2,008	1,779	1.9	1.7	18.8	18.8	12.1	10.8

出典:2007年DAC議長報告

* NGO援助実績=NGO自己資金+政府補助金

第8節

国際機関に対する政府開発援助実績

図表IV-24 主要援助国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

(支出純額ベース、2か年平均、単位：%)

国名	暦年	2000/2001年 平均	2001/2002年 平均	2002/2003年 平均	2003/2004年 平均	2004/2005年 平均	2005/2006年 平均
日本		26.2	26.0	28.3	31.2	26.0	27.3
米国		26.6	23.7	14.8	14.2	12.3	9.2
フランス		34.7	35.9	30.7	31.4	30.8	26.5
ドイツ		44.7	40.1	39.0	44.9	36.0	29.4
イタリア		72.7	63.4	56.6	63.9	60.6	51.1
英国		41.3	35.5	34.3	35.0	27.6	27.3
カナダ		28.0	23.7	29.4	27.9	24.1	27.9
D A C 平均		33.0	31.5	28.9	29.9	26.7	24.6

出典：DAC議長報告

* EBRDへの出資・拠出額を除く。

図表IV-25 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

区分	暦年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1. 国際機関贈与		697.0	813.3	1,598.4	1,025.2	1,047.80	1,152.2	1,523.9	1,378.4	807.1	1,208.8
(1) 国連諸機関		627.9	727.7	1,304.3	844.1	832.1	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	566.7
(2) その他機関		69.1	85.6	294.1	181.1	215.7	286.5	281.1	307.6	219.4	642.1
2. 国際機関出資等		1,428.6	913.6	2,180.2	1,422.8	1,585.50	1,472.3	1,541.2	1,420.5	3,070.8	698.5
(1) 世銀グループ		806.9	268.0	1,152.9	871.0	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7
(2) その他		621.7	645.6	1,027.3	551.8	462.0	555.8	506.3	523.6	495.2	525.9
合計		2,125.6	1,726.9	3,778.7	2,448.1	2,633.3	2,624.5	3,065.1	2,798.9	3,877.9	1,907.3
政府開発援助全体に占める比率		19.8	13.9	27.7	24.3	27.9	28.7	33.7	20.8	34.3	24.8

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 EBRD向け実績を含む。

*3 政府開発援助全体に占める比率の算出に際しては東欧およびEBRD向け援助実績を除く。

図表IV-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

図表IV-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

国際機関名	2006年				2007年			
	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
1 国連食糧農業機関 (FAO)	1	米 国	22.0	85,118	1	米 国	22.0	85,118
	2	日 本	19.9	76,831	2	日 本	19.9	76,831
	3	ド イ ツ	8.8	34,183	3	ド イ ツ	8.8	34,183
	4	英 国	6.3	24,181	4	英 国	6.3	24,181
	5	フ ラ ンス	6.2	23,798	5	フ ラ ンス	6.2	23,798
2 国連世界食糧計画 (WFP)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	米 国	41.5	1,123,447	1	米 国	43.6	1,183,239
	2	E C	9.8	265,762	2	E C	9.2	250,437
	3	カ ナ ダ	5.5	149,373	3	カ ナ ダ	6.0	161,377
	4	英 国	3.7	100,372	4	日 本	4.4	118,710
	5	オ ラ ン ダ	3.0	79,985	5	オ ラ ン ダ	2.8	75,630
3 国連教育科学文化機関 (UNESCO) (*1)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
	1	米 国	22.0	67,100	1	米 国	22.0	67,100
	2	日 本	19.6	59,780	2	日 本	16.7	50,935
	3	ド イ ツ	8.7	26,535	3	ド イ ツ	8.6	26,230
	4	英 国	6.2	18,910	4	英 国	6.7	20,435
4 国連工業開発機関 (UNIDO)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)
	1	日 本	22.0	16,586	1	日 本	22.00	17,009
	2	ド イ ツ	12.6	9,503	2	ド イ ツ	11.92	9,217
	3	英 国	8.9	6,722	3	英 国	9.23	7,137
	4	フ ラ ンス	8.8	6,616	4	フ ラ ンス	8.76	6,771
5 国連児童基金 (UNICEF)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	米 国	27.0	125,730	1	米 国	23.4	125,730
	2	スウェーデン	12.5	57,948	2	スウェーデン	12.5	67,491
	3	ノルウェー	10.1	46,948	3	ノルウェー	11.1	59,872
	4	オ ラ ン ダ	7.9	36,632	4	英 国	7.9	42,340
	5	英 国	7.6	35,547	5	オ ラ ン ダ	7.1	38,000
	7	日 本	4.4	20,500	10	日 本	3.1	16,691
6 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	米 国	30.4	329,340	1	米 国	28.9	367,115
	2	E C	7.4	79,570	2	日 本	7.1	89,703
	3	日 本	7.0	75,149	3	スウェーデン	6.7	85,166
	4	スウェーデン	6.0	68,059	4	E C	6.7	84,649
7 国連人口基金 (UNFPA)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	オ ラ ン ダ	20.9	75,242	1	オ ラ ン ダ	19.3	79,970
	2	スウェーデン	15.3	55,174	2	スウェーデン	14.7	60,715
	3	ノルウェー	11.3	40,830	3	ノルウェー	14.2	58,689
	4	英 国	10.5	37,739	4	英 国	9.7	40,308
8 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
	1	E C	25.1	143,253	1	米 国	23.9	154,150
	2	米 国	24.0	137,000	2	E C	20.7	133,526
	3	スウェーデン	7.2	41,188	3	スウェーデン	6.9	44,713
	4	カ ナ ダ	4.9	27,727	4	ノルウェー	5.6	36,345
5	英 国	4.8	27,088	5	英 国	4.8	30,648	
8	日 本	2.4	13,864	8	日 本	2.3	15,122	

図表Ⅳ-26 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

国際機関名	2006年				2007年			
	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
9 国連開発計画 (UNDP)	1	オランダ	12.3	113,771	1	ノルウェー	11.8	131,606
	2	スウェーデン	11.8	108,969	2	オランダ	11.2	124,885
	3	ノルウェー	11.7	107,988	3	スウェーデン	10.7	119,933
	4	米国	11.4	105,173	4	英国	9.8	109,931
	5	英国	9.9	91,007	5	米国	9.6	106,870
	6	日本	8.1	75,013	6	日本	6.7	75,013
10 世界保健機関 (WHO) (*3)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
	1	米国	22.0	101,421	1	米国	22.0	79,393
	2	日本	19.5	86,937	2	日本	19.5	70,371
	3	ドイツ	8.7	38,682	3	ドイツ	8.7	31,396
	4	英国	6.1	27,361	4	英国	6.1	22,013
5	フランス	6.0	28,287	5	フランス	6.0	21,653	

国際機関名	2007年			
	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
11 国際復興開発銀行 (IBRD)	1	米国	16.8	31,965
	2	日本	8.1	15,321
	3	ドイツ	4.6	8,734
	4	英国	4.4	8,372
	5	フランス	4.4	8,372
12 国際開発協会 (IDA)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
	1	米国	13.8	1,947
	2	英国	13.2	1,862
	3	日本	12.2	1,729
	4	ドイツ	8.2	1,163
13 国際通貨基金 (IMF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
	1	米国	17.1	37,149
	2	日本	6.1	13,313
	3	ドイツ	6.0	13,008
	4	フランス	4.9	10,739
14 アジア開発銀行 (ADB)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	日本	16.0	3,330,793
	1	米国	16.0	3,330,793
	3	中国	6.6	1,375,239
	4	インド	6.5	1,351,172
15 アジア開発基金 (ADF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	日本	35.0	1,178,100
	2	米国	13.7	461,000
	3	オーストラリア	6.5	218,453
	4	英国	6.0	201,960
16 アフリカ開発銀行 (AfDB)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	南アフリカ	10.4	905,327
	2	米国	9.2	801,234
	3	日本	8.3	722,125
	4	ドイツ	6.2	542,083
17 アフリカ開発基金 (AfDF)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
	1	フランス	9.2	494,895
	2	米国	8.2	439,477
	3	英国	7.5	403,447
	4	日本	6.7	359,437
5	ドイツ	6.6	355,563	

*1 主な分担金。基金等への拠出は除く。

*2 WHOの財務規則により、各国の分担率に対する分担額が変わることがある。

第3章 2007年度二国間援助案件リスト

第1節 二国間贈与

1 無償資金協力案件一覧(一般プロジェクト無償資金協力)

● 2007年度:地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
(東アジア地域)			
インドネシア	東ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画(国債3/4)	2005年8月29日	3.21
	西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画(国債2/3)	2006年7月25日	3.86
	グヌンキドル県水道整備計画(第2期)	2007年7月6日	6.35
	遠隔地ラジオ放送網拡張計画		3.57
	東西ヌサトゥンガラ州地方給水計画		2.45
	鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画	2007年9月13日	17.81
カンボジア	カンダルスタン灌漑施設改修計画(国債3/3)	2005年6月10日	2.55
	主要幹線道路橋梁改修計画(国債3/3)		0.15
	モンドルキリ州小水力地方電化計画(国債2/2)	2006年6月12日	6.45
	国道1号線改修計画(国債2/3)		22.73
	第二次プノンベン市洪水防御及び排水改善計画(国債1/3)	2007年6月14日	3.75
	コンボンチャム州病院改善計画(詳細設計)	2007年12月3日	0.60
東ティモール	サメ・アイナロ上水整備計画(国債3/3)	2005年5月13日	3.22
	ディリ港改修計画(国債2/3)	2006年5月18日	3.65
	マリアナI灌漑施設復旧改善計画	2007年8月27日	7.37
	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画(UNICEF経由)	2008年3月4日	1.09
フィリピン	北部ルソン地方電化計画	2007年10月10日	7.28
ベトナム	中部高原地域地下水開発計画(国債1/3)	2007年6月12日	4.08
ミャンマー	中央乾燥地植林計画(第5期)	2007年6月28日	0.61
	ミャンマー連邦における第八次母子健康サービス改善計画(UNICEF経由)	2008年1月14日	2.04
モンゴル	東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画(第2期、国債2/4)	2006年5月30日	8.00
	第三次初等教育施設整備計画(第4期)	2007年6月26日	5.26
	ウランバートル市廃棄物管理改善計画		10.14
ラオス	ビエンチャン市上水道施設拡張計画(国債2/3)	2006年6月2日	16.96
	ヒンフープ橋建設計画(国債1/3)	2007年5月16日	2.55
	郡病院改善計画(第3期)	2007年6月14日	6.58
	ラオス人民民主共和国における予防接種拡大計画(UNICEF経由)	2008年1月21日	2.92
(南アジア地域)			
インド	インドにおけるポリオ撲滅計画(UNICEF経由)	2007年8月31日	2.12
スリランカ	マナンピティヤ新幹線道路橋梁建設計画(国債3/3)	2005年5月27日	2.54
	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画(国債1/3)	2007年5月23日	3.36
	アヌラダプラ教育病院整備計画(詳細設計)	2008年2月29日	1.04
ネパール	シンズリ道路建設計画(第2工区)(第3期、国債3/3)	2005年6月9日	10.56
	新カワソティ変電所建設計画	2007年6月8日	8.47
	カトマンズーバクタプール間道路改修計画(詳細設計)	2007年9月5日	0.48

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画(国債3/4)	2005年4月30日	13.62
	国道25号線(カラローウッド間)改修計画(国債2/4)	2006年5月24日	9.99
	建設機械技術訓練所機能向上計画(国債2/2)		7.61
	パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画(UNICEF経由)	2007年12月3日	4.43
バングラデシュ	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画(国債1/2)	2007年6月12日	1.25
	地方道路簡易橋設置計画(第3期)	2007年8月15日	6.11
ブータン	第二次橋梁架け替え計画(国債3/3)	2005年5月27日	2.95
モルディブ	マレ第二女子中学校建設計画	2007年6月3日	6.74
(中央アジアおよびコーカサス地域)			
ウズベキスタン	産婦人科研究病院医療機材整備計画	2007年8月17日	3.67
キルギス	チュイ州橋梁架け替え計画	2007年10月3日	4.76
タジキスタン	ドゥスティーニジノピヤンジ間道路整備計画(第2期)	2007年7月26日	7.37
	ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画(詳細設計)	2007年12月21日	0.49
	グルガンチュベードゥスティ間道路改修計画(詳細設計)	2007年12月21日	0.63
アゼルバイジャン	バクー市緊急医療機材整備計画	2008年3月5日	2.22
(中東地域)			
アフガニスタン	カブール国際空港ターミナル建設計画(国債3/3)	2005年5月18日	1.49
	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年6月10日	4.95
イエメン	サヌア小中学校建設計画(第1期)	2007年9月1日	8.22
エジプト	エルマハラエルコブラ浄水場施設改善計画(国債2/3)	2006年6月20日	12.21
	ダマンフル農業機械化センター近代化計画(国債1/2)	2007年6月4日	2.33
	第四次上エジプト灌漑施設改修計画(第2期)	2007年7月8日	3.08
	バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画(詳細設計)	2007年12月16日	0.76
シリア	地方都市廃棄物処理機材整備計画(第2期)	2007年6月26日	4.49
パレスチナ	パレスチナ人児童の感染症対策改善計画(UNICEF経由)	2007年8月7日	1.33
ヨルダン	ヨルダン渓谷北・中部給水網改善・拡張計画(国債3/3)	2005年6月30日	8.11
	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画(第2期)	2007年7月25日	6.68
(アフリカ地域)			
アンゴラ	アンゴラ共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年5月31日	5.69
	緊急港湾改修計画(詳細設計)	2008年1月15日	0.49
ウガンダ	中波ラジオ放送網整備計画	2007年7月5日	11.12
	第二次地方電化計画(第1期)	2007年8月23日	7.13
エチオピア	第三次幹線道路改修計画(国債3/4)	2005年5月27日	16.29
	アフアール州給水計画(国債1/2)	2007年5月23日	3.16
	エチオピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年8月20日	1.25
	ティグライ州地方給水計画(詳細設計)	2007年12月4日	0.26
エリトリア	デブ州地方都市給水計画(国債1/3)	2007年5月28日	3.16
	地域医療向上計画	2007年9月5日	2.96
ガーナ	地方電化計画(第2期)	2007年8月21日	4.10
	ガーナ共和国における小児感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年8月10日	1.22
カメルーン	第四次地方給水計画(第2期)	2007年8月10日	4.78
	ラジオ放送機材整備計画		9.17
ギニア	ギニア共和国におけるマラリア対策強化計画(UNICEF経由)	2007年8月23日	1.54
	首都飲料水供給改善計画	2007年11月26日	7.45
ケニア	西部地域県病院整備計画(国債1/2)	2007年5月30日	1.68
	地方給水計画(第2期)		5.30
	HIV/エイズ対策計画	2007年9月18日	3.65
コートジボワール	コートジボワール共和国における第三次感染症予防計画(UNICEF経由)	2007年12月28日	1.93

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年 6月 4日	1.51
ザンビア	第三次感染症対策計画	2007年11月13日	3.45
	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画(第1期)	2007年11月13日	7.66
	ルアブラ州地下水開発計画(詳細設計)	2008年 2月 5日	0.70
シエラレオネ	フリータウン電力供給システム緊急改善計画(第1期)	2007年 8月 1日	5.70
	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年11月28日	2.58
	フリータウン電力供給システム緊急改善計画(第2期、詳細設計)	2008年 1月15日	0.18
ジブチ	タジュラ湾海上輸送力増強計画(詳細設計)	2008年 1月16日	0.15
ジンバブエ	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2008年 1月 9日	2.27
スーダン	スーダン共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年 8月28日	5.96
タンザニア	キルワ道路拡幅計画(第2期)	2007年 5月29日	14.97
	ザンジバル市街地給水計画(第2期)	2007年 6月28日	8.47
	首都圏周辺地域給水計画(第1期)	2007年 7月 3日	8.18
	マサシーマンガッカ間道路整備計画(第1期)		6.92
	HIV/エイズ対策計画	2007年 9月18日	3.52
	オイスターベイ送配電施設強化計画(詳細設計)	2007年12月 4日	0.20
ナイジェリア	クロスリバー州及びアクワ・イボム州地方電化計画(第2期)	2007年 8月16日	8.99
	中波ラジオ放送網整備計画(第1期)		6.42
	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2007年 6月 8日	11.01
	ヨベ州給水計画	2007年10月18日	2.65
ブルキナファソ	マラリア対策計画	2008年 2月22日	1.80
ブルンジ	ブルンジ共和国におけるマラリア対策強化計画 (UNICEF経由)	2008年 3月 4日	2.80
ベナン	ラギューン母子病院整備計画(国債1/2)	2007年 5月30日	1.96
マダガスカル	アンチラベ農業機械訓練センター拡張及び機材整備計画	2007年11月14日	5.78
	首都圏南部地区接続道路建設計画(詳細設計)		0.33
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画(国債2/2)	2006年 6月 8日	6.91
	リロングウェ西地区地下水開発計画(第3期)	2007年 7月18日	2.87
	ブランタイヤ市道路網整備計画(第1期)		8.54
マリ	第三次小学校建設計画(第2期)	2007年 6月27日	9.83
	カティ市教員養成学校建設計画	2007年 8月14日	5.93
	マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画(詳細設計)	2008年 1月17日	0.26
	シカソ地域飲料水供給計画(詳細設計)		0.77
モーリタニア	ヌアクショット・ヌアディウ小中学校建設計画(第3期)	2007年 8月 9日	6.20
モザンビーク	ベイラ港浚渫能力増強計画(国債3/3)	2005年 5月30日	5.31
	ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画(国債1/3)	2007年 5月28日	0.12
	クアンバ教員養成学校建設計画	2007年 6月21日	9.98
	保健人材養成機関施設及び機材拡充計画(詳細設計)	2007年11月19日	0.48
リベリア	リベリア共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由)	2008年 3月10日	2.00
ルワンダ	地方給水計画(第2期)	2007年 6月20日	6.92
(中南米地域)			
エクアドル	ワキーヤス市及びアレニージャス市上水道整備計画(国債2/3)	2006年 5月10日	8.04
	新マカラ国際橋建設計画(国債1/3)	2007年 6月22日	1.40
エルサルバドル	日本・中米友好橋建設計画(国債1/3)	2007年 6月12日	1.91
ガイアナ	コリバートン給水計画(第2期)	2007年 6月25日	7.25
ニカラグア	ボアコ病院建設計画(国債2/2)	2006年 5月 4日	10.75
	国道7号線主要橋梁架け替え計画(国債1/2)	2007年 6月13日	3.79
ハイチ	ハイチ共和国における予防接種強化計画 (UNICEF経由)	2007年12月 3日	1.94
パラグアイ	アスンシオン大学病院移転及び整備計画(第2期)	2007年 8月16日	4.19

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
ペルー	新マカラ国際橋建設計画(国債1/3)	2007年12月13日	1.40
ボリビア	コチャバンバ県灌漑施設改修計画(第2期)	2007年6月15日	3.74
ホンジュラス	日本・中米友好橋建設計画(国債1/3)	2007年5月23日	1.91
	サン・フェリペ病院整備計画(国債1/2)		1.52
	テグシガルバ緊急給水計画(第1期)	2007年6月20日	4.86
	テグシガルバ緊急給水計画(第2期、詳細設計)	2008年2月27日	0.30
(大洋州地域)			
ソロモン	アウキ市場及び棧橋建設計画(詳細設計)	2008年3月12日	0.33
バヌアツ	サラカタ川水力発電所改善計画(第2期)	2007年6月6日	7.07
バヌアツ	ポートビラ港埠頭改善計画(詳細設計)	2008年1月28日	0.47
パラオ	首都圏基幹道路改修計画(国債1/2)	2007年5月22日	4.26
フィジー	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画(詳細設計)	2008年2月1日	0.75
ミクロネシア	ボンベイ国際空港改善計画(詳細設計)	2008年1月25日	0.58
(欧州地域)			
ウクライナ	小児病院医療機材整備計画(第2期)	2008年2月12日	4.85
ボスニア・ヘルツェゴビナ	道路維持管理用機材整備計画	2007年9月4日	8.44
モルドバ	農業機械化訓練センター機材整備計画	2007年11月12日	5.30

第2節 二国間借款

1 有償資金協力案件一覧

● 2007年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
(東アジア地域)			
インドネシア	参加型灌漑復旧・維持管理体制改善計画	2008年3月28日	123.10
	小規模灌漑管理計画(V)		89.67
	ジャワ南線複線化計画(第3期)		188.19
	インドネシア大学整備計画		146.41
	デンパサル下水道整備計画(第2期)	60.04	
	第四次開発政策借款	2008年3月18日	220.80
	災害復興・管理セクター・プログラム・ローン	2007年12月4日	231.82
カンボジア	シハヌークビル港経済特別区開発計画	2008年3月27日	36.51
	貧困削減成長オペレーション	2007年10月9日	10.00
タイ	バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(I)	2008年3月26日	624.42
中国	甘肅省蘭州市大気環境改善計画	2007年12月1日	74.00
	青海省生態環境整備計画		63.00
	新疆ウイグル自治区地方都市環境整備計画(第2期)		38.02
	河南省南陽市環境整備計画		115.00
	湖南省都市廃棄物処理計画		105.00
	安徽省都市廃棄物処理計画		68.00
フィリピン	中部ルソン高速道路建設計画(追加借款)	2008年3月27日	171.06
	ピナツボ火山災害緊急復旧計画(Ⅲ)	2007年12月3日	76.04
	農地改革インフラ整備計画(Ⅲ)		118.02
ベトナム	南北高速道路建設計画(ホーチミン市一ゾーンザイ間)(第1期)	2008年3月26日	166.43
	ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)(調査・設計等のための役務)		46.83
	ハノイ市環状三号線整備計画		280.69
	送変電・配電ネットワーク整備計画		109.06
	第二期ホーチミン市水環境改善計画(第2期)		131.69
	フエ市水環境改善計画		208.83
	第六次貧困削減支援貸付	2008年1月28日	35.00
モンゴル	新ウランバートル国際空港建設計画	2008年3月3日	288.07
ラオス	第三次貧困削減支援オペレーション(PRSO3)	2008年2月22日	5.00
(南アジア地域)			
インド	ハリヤナ州送変電網整備計画	2008年3月10日	209.02
	デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第3期)		721.00
	コルカタ東西地下鉄建設計画		64.37
	ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ1)		418.53
	ウッタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減計画		133.45
	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画		223.87
	タミルナドゥ州都市インフラ整備計画		85.51
	マハラシュトラ州送変電網整備計画	2007年8月14日	167.49
	ゴア州上下水道整備計画		228.06

国名	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額(億円)
バングラデシュ	緊急災害被害復旧計画	2008年2月25日	69.60
	ハリプール新発電所建設計画	2007年12月11日	177.67
	ダッカー-チッタゴン鉄道網整備計画		129.16
	小規模水資源開発計画		53.13
ブータン	地方電化計画	2007年4月24日	35.76
(中東地域)			
イラク	バスラ上水道整備計画	2007年7月31日	429.69
	クルド地域電力セクター復興計画		147.47
	コール・アルズペール肥料工場改修計画	2007年4月9日	181.20
	原油輸出施設復旧計画		500.54
	バスラ製油所改良計画(設計監理等)		20.79
	電力セクター復興計画		325.90
チュニジア	チュニス大都市圏洪水制御計画	2008年3月28日	68.08
	総合植林計画(II)		31.28
モロッコ	地方道路整備計画	2008年3月26日	84.39
	地方給水計画(III)		136.15
(アフリカ地域)			
ウガンダ	ブジャガリ送電網整備計画	2007年10月5日	34.84
カーボベルデ	サンティアゴ島発電・送配電能力強化計画	2008年3月18日	44.68
ケニア	モンバサ港開発計画	2007年11月20日	267.11
シエラレオネ	債務救済措置	2007年8月1日	38.69
タンザニア	第五次貧困削減支援貸付	2007年9月18日	20.00
中央アフリカ	債務救済措置	2008年3月10日	2.59
(中南米地域)			
パナマ	パナマ市及びパナマ湾浄化計画	2007年6月25日	193.71
(大洋州地域)			
サモア	電力セクター拡張計画	2007年12月10日	45.98
(欧州地域)			
ブルガリア	ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画	2008年3月28日	369.32

第4章 政府開発援助に関する主な資料

第1節

日本の政府開発援助の軌跡(1945年~2008年10月)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1945		12月 プレトン・ウッズ協定発効 12月 国際通貨基金(IMF)および国際復興開発銀行(IBRD、世界銀行)設立
1946	7月 米国、ガリオア資金による対日物資供給開始	12月 国連児童基金(UNICEF)設立 ※設立当初は「国連国際緊急児童基金」と称す
1947		3月 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)設立 6月 米国、欧州復興計画(マーシャル・プラン)構想発表
1948	8月 米国、工ロア資金による対日物資供給開始	
1949		1月 ソ連・東欧5か国、経済相互援助会議(COMECON)設置 12月 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)設立
1950	12月 日本輸出銀行設立(1952年4月、日本輸出入銀行に改称)	1月 コロンボ・プラン発足 6月 朝鮮戦争始まる 12月 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)設立
1951		9月 日本、サンフランシスコ平和条約及び日米安全保障条約署名
1952	8月 国際復興開発銀行(IBRD、世界銀行)、国際通貨基金(IMF)加盟 8月 賠償基本方針策定	
1953	1月 世界銀行からの第1回借款供与	
1954	4月 (社)アジア協会設立 10月 コロンボ・プラン加盟 11月 日本・ビルマ平和条約及び賠償・経済協力協定署名	
1955	7月 日本・タイ特別円処理協定署名	4月 アジア・アフリカ会議(バンドン会議)開催 9月 日本、関税および貿易に関する一般協定(GATT)加入
1956	5月 日本・フィリピン賠償協定署名	12月 日本、国際連合に加盟
1958	1月 日本・インドネシア平和条約及び賠償・経済協力協定署名 2月 円借款開始(対インド交換公文締結) 10月 日本・ラオス経済及び技術協力協定署名	4月 第1回アフリカ独立諸国会議開催
1959	3月 日本・カンボジア経済及び技術協力協定署名 5月 日本・ベトナム(ベトナム共和国)賠償協定署名	12月 米州開発銀行(IDB)設立
1960	3月 OEEC(後のOECD)の開発援助グループ(DAG)加盟(現DAC) 12月 国際開発協会(IDA、第2世界銀行)加盟	1月 開発援助グループ(DAG)設立 9月 国際開発協会(IDA、第2世界銀行)設立
1961	3月 海外経済協力基金(OECF)設立 6月 対外経済協力審議会設置	9月 経済協力開発機構(OECD)設立 10月 開発援助委員会(DAC)設立(DAGを改編、日本は原加盟国)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1961		11月 米国、国際開発局(USAID)設置 12月 国連第16回総会「国連開発の十年」を決議 12月 国連世界食糧計画(WFP)設立
1962	1月 ガリオア・エロア債務返済に関する協定署名 1月 日本・タイの特別円問題解決のための新協定署名 6月 DAC第1回対日年次援助審査実施 6月 海外技術協力事業団(OTCA)設立	
1963	3月 日本・ビルマ経済及び技術協力協定署名 7月 海外移住事業団設立	5月 アフリカ統一機構(OAU)憲章署名
1964	4月 OECD加盟 4月 機材供与事業開始	2月 プレビッシュ報告「開発のための新しい貿易政策を求めて」発表 3月 第1回国連貿易開発会議(UNCTAD)開催 11月 アフリカ開発銀行(AfDB)設立
1965	4月 日本青年海外協力隊(JOCV)発足	7月 DAC援助条件勧告
1966		1月 国連開発計画(UNDP)設立 8月 アジア開発銀行(ADB)発足(日本は原加盟国)
1967		1月 国連工業開発機関(UNIDO)発足 8月 東南アジア諸国連合(ASEAN)結成(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)
1968	7月 食糧援助開始 7月 研修員受入れ数1万人達成	2月 第2回UNCTAD開催、対GNP比1%の経済協力目標
1969	一般無償資金協力開始 4月 ADB第2回総会でアジアへの援助を5年以内に倍増表明	10月 ピアソン報告「開発におけるパートナーシップ」発表
1970		10月 国連第25回総会、対GNP比0.7%の経済協力を努力目標、ティンバーゲン報告発表「第2次国連開発の十年」を決議
1971	4月 外務省地方公共団体補助金制度開始	8月 米国、新経済政策発表(ニクソン・ショック) 12月 10か国蔵相会議、多国籍通貨調整合意(スミソニアン体制成立)
1972	4月 UNCTAD総会にて「ODAの対GNP比0.7%達成」意思表示 5月 政府借款のアンタイト化導入閣議決定 9月 日中国交正常化(日中共同声明発表) 10月 国際交流基金設立	6月 国連人間環境会議開催(於:ストックホルム) 10月 DAC、援助条件新勧告(ODAの定義を確立)
1973	6月 緊急無償資金協力・災害緊急援助開始 10月 水産無償資金協力開始	10月 OPEC閣僚会議、原油公示価格引上げを決定(第1次石油危機)
1974	8月 国際協力事業団(JICA)設立(OTCAと海外移住事業団を統合)	5月 第6回国連資源特別総会「新国際経済秩序(NIEO)」、MSAC(石油危機で深刻な影響を受けた国)援助特別計画採択 5月 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)をアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に改称
1975	3月 第三国研修開始 3月 日本・サウジアラビア経済技術協力協定署名 7月 文化無償資金協力開始 7月 対外経済協力閣僚協議会設置 7月 新規円借款業務を海外経済協力基金(OECF)に全面移管	2月 ロメ協定締結 8月 国連世界人口会議 9月 国連経済特別総会「開発と国際経済協力」 11月 第1回主要国首脳会議(ランブイエ・サミット)
1976	7月 米州開発銀行(IDB)加盟 7月 対フィリピン賠償を完済(賠償のすべてを終了)	2月 第1回ASEAN首脳会議

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1977	4月 食糧増産援助開始 8月 東南アジア諸国に対する「福田ドクトリン」発表	11月 国際農業開発基金(IFAD)設立
1978	4月 債務救済無償資金協力開始 7月 ODA第1次中期目標(ODA 3か年倍増計画)発表(ボン・サミット) 8月 日中平和友好条約署名	2月 DAC援助条件勧告 3月 国連貿易開発会議(UNCTAD)の第9回特別貿易開発理事会にて、債務返済困難な開発途上国に対する措置を決議 8月 世界銀行「世界開発報告」を初めて発表
1979	12月 大平総理大臣訪中、対中第1次円借款開始表明	2月 イラン革命と第二次石油危機 5月 ブラント委員会「南と北—共存のための戦略」発表
1980		3月 世界銀行、トルコ向け構造調整融資始める 12月 国連第35回総会、「第3次国連開発の十年に関する国際開発戦略」を決議
1981	1月 ODA第2次中期目標(ODA 5か年倍増計画)策定 1月 経済協力評価委員会設置	10月 南北サミット「協力と開発に関する国際会議」
1982	9月 外務省、「経済協力評価報告書」発表	8月 メキシコ、債務危機
1983	2月 アフリカ開発銀行(AfDB)加盟	
1984		6月 第1回中南米債務国会議開催 8月 国連国際人口会議、「人口と開発に関するメキシコシティ宣言」採択
1985	3月 外務省、「我が国の政府開発援助」発表 9月 ODA第3次中期目標策定	9月 5か国蔵相・中央銀行総裁会議、プラザ合意を発表
1986	7月 世銀の構造調整融資(SAL)に対する協調融資開始	
1987	5月 資金環流構想発表 7月 経済構造改善努力支援(ノン・プロジェクト)無償資金協力開始 9月 国際緊急援助隊創設 10月 「国際協力の日」を制定	4月 環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)(我ら共通の未来の発表)
1988	6月 ODA第4次中期目標策定 7月 総務庁、「ODAに関する行政監察結果」発表	
1989	4月 草の根(小規模)無償資金協力、NGO事業補助金制度開始 9月 総務庁、「ODAに関する行政監察(第2次)結果」発表 12月 ODA実績、DAC諸国で初の第1位	6月 北京、6.4事件(天安門事件) 11月 ベルリンの壁崩壊 11月 国際移住機関(IOM)設立
1990	4月 国際開発高等教育機構(FASID)設立 7月 世界銀行からの借款を全額返済終了	3月 万人のための教育世界会議 5月 UNDP「人間開発報告書」を初めて発表 8月 イラク、クウェート侵攻 10月 ドイツ統一 12月 国連第46回総会「第4次国連開発の十年のための国際開発戦略」採択
1991	1月 国際ボランティア貯金開始 4月 ODA指針決定	2月 湾岸危機終結 4月 欧州復興開発銀行(EBRD)発足(日本は原加盟国) 7月 第17回主要国首脳会議(G8ロンドン・サミット)(対ソ緊急支援決定) 12月 ソ連邦崩壊、独立国家共同体(CIS)発足 12月 国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)設立

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1992	6月 環境ODAを92年度から5年間で総額9,000億～1兆円規模とする旨表明(於:UNCED、地球サミット) 6月 政府開発援助(ODA)大綱閣議決定	6月 国連環境開発会議(UNCED、地球サミット)
1993	6月 ODA第5次中期目標及び資金協力計画策定 10月 第1回アフリカ開発会議(TICAD I)開催(於:東京) 10月 国際協力プラザ開設	11月 欧州連合(EU)発足 11月 第1回APEC首脳会議
1994	2月 人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ(GII)発表	9月 国際人口開発会議開催(於:カイロ) 11月 国連地雷対策支援信託基金(VTF)設立
1995	2月 インドシナ総合開発フォーラム閣僚会合開催(於:東京) 5月 緊急無償資金協力・民主化支援開始 8月 中国核実験に対し、対中無償資金協力原則停止 9月 開発途上国の女性支援(WID)イニシアティブ発表 11月 第3回APEC首脳会議・第7回閣僚会議	1月 世界貿易機関(WTO)設立 3月 社会開発サミット 9月 第4回世界女性会議 12月 ボスニア和平協定署名
1996	4月 NGO・外務省定期協議会開始 5月 第1回日中環境協力総合フォーラム開催 6月 「民主的発展のためのパートナーシップ(PDD)」発表 8月 「大メコン圏開発構想報告書」発表	3月 アジア欧州会合(ASEM)第1回首脳会合開催 5月 「新開発戦略」採択(於:DAC上級会合) 6月 第22回主要国首脳会議(G8リヨン・サミット)(HIPCイニシアティブに合意) 11月 世界食料サミット
1997	3月 対中無償資金協力再開 4月 「21世紀に向けてのODA改革懇談会」発足 9月 橋本総理大臣訪中(「21世紀に向けた日中環境協力」について日中間で基本合意) 10月 第1回日本・南太平洋フォーラム首脳会議(太平洋・島サミット)開催(於:東京) 12月 小淵外務大臣「今後5年間で100億円程度の対人地雷関連支援」表明 12月 京都イニシアティブ(温暖化対策途上国支援)発表 12月 財政構造改革法の成立により、2000年までのODA予算削減が決定	6月 国連環境特別総会 7月 タイ・バーツ暴落、アジア通貨・経済危機発生 12月 対人地雷禁止条約署名式(於:オタワ) 12月 気候変動枠組条約第3回締約国会議(於:京都) 12月 国連人道問題調査部(OCHA)設立
1998	1月 ODA改革懇談会「最終報告」発表 2月 「東南アジア経済安定化等のための緊急対策」発表 5月 インド・パキスタンの核実験に対する経済措置(新規無償資金協力・円借款を原則停止) 10月 第2回アフリカ開発会議(TICAD II)開催(於:東京) 10月 アジア通貨経済危機に関する新宮沢構想発表 11月 ホンジュラスのハリケーン災害に際し自衛隊を初めて国際緊急援助隊として派遣 11月 「ODAの透明性・効率性の向上に向けて」関係省庁申合せ(ODA中期政策、国別援助計画の策定の方針を決定) 12月 経済構造改革のための特別円借款の新設	
1999	3月 「人間の安全保障基金」を国連に設置 7月 自民党経協特委「21世紀に向けた戦略的な経済協力の実施を」(提言)発表 8月 「政府開発援助に関する中期政策」発表 8月 参議院行政監視委「政府開発援助に関する決議」を採択	6月 第25回主要国首脳会議(G8ケルン・サミット)(拡大HIPCイニシアティブに合意) 6月 国連人口特別総会 9月 第60回世界銀行・IMF合同開発委員会(拡大HIPCイニシアティブの具体的取組につき合意)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
1999	9月 「ODA民間モニター派遣」開始 10月 国際協力銀行(JBIC)設立 10月 JBIC「海外経済協力業務実施方針」策定・公表	
2000	4月 重債務貧困国の債務救済に係る日本の追加的な措置を発表 4月 文化遺産無償資金協力、草の根文化無償資金協力開始 4月 NGO緊急活動支援無償資金協力開始(2000年度予算より開始。2002年4月より日本NGO支援無償に統合) 4月 ODA資金協力業者の調達に係る不正防止のための措置要領導入 7月 第2回日本・南太平洋フォーラム首脳会議(於:宮崎) 7月 「紛争と開発」に関する日本からの行動—アクション・フロム・ジャパン」、「国際的な情報格差問題に対する我が国の包括的協力策」、「沖縄感染症対策イニシアティブ」発表(於:九州・沖縄サミット) 8月 ジャパン・プラットフォーム設立 10月 対中経済協力20周年記念式典(於:中国) 11月 日・カリコム閣僚レベル会合「21世紀における日・カリコム協力のための新たな枠組み」(於:東京) 12月 感染症対策沖縄国際会議開催	4月 世界教育フォーラム(於:ダカール) 6月 国連社会開発特別総会 6月 国連特別総会「女性2000年会議」(於:ニューヨーク) 7月 第26回主要国首脳会議(G8九州・沖縄サミット)の機会に開発途上国首脳が東京に招待され、G8首脳と会談 9月 国連ミレニアム・サミット/国連ミレニアム総会
2001	1月 改正外務省設置法の施行 5月 「第2次ODA改革懇談会」第一回会合 8月 「第2次ODA改革懇談会」中間報告公表 8月 ODAタウンミーティング開始 10月 対中国経済協力計画策定・公表 10月 インド・パキスタンに対する経済措置停止 11月 第1回ODA評価東京ワークショップ開催 12月 TICAD閣僚レベル会合開催(於:東京)	4月 人間の安全保障委員会設置 4月 OECD-DAC「後発開発途上国向けのODAのアンタイド化勧告」採択(2002年1月から実施開始) 5月 第3回国連LDC(後発開発途上国)会議 6月 国連エイズ特別総会 7月 第27回主要国首脳会議(G8ジェネバ・サミット)(世界エイズ・結核・マラリア対策基金設立に合意) 7月 コロンボ・プラン創立50周年記念式典 7月 国連小型武器会議(於:ニューヨーク)(国連小型武器行動計画の採択) 9月 米国同時多発テロ事件 9月 国連事務総長によるミレニアム開発目標(MDGs)発表 10月 「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」の成立 11月 WTO第4回閣僚会議(於:ドーハ)
2002	1月 アフガニスタン復興支援国際会議開催(於:東京)において日本は、向こう2年半で最大5億ドルまでの支援を表明 3月 「第2次ODA改革懇談会」最終報告発表 4月 JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」公表 6月 「ODA総合戦略会議」第1回会合 6月 「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」発表	1月 世界エイズ・結核・マラリア対策基金設立 3月 国連開発資金国際会議(於:モンテレイ) 5月 国連子ども特別総会(於:ニューヨーク) 6月 世界食糧サミット5年後会合(於:ローマ) 6月 第28回主要国首脳会議(G8カナナスキス・サミット)(G8アフリカ行動計画を発表) 8月 アフリカ連合(AU)の成立(OAUからの改組) 8月 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(於:ヨハネスブルグ)

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
	<p>6月 日本NGO支援無償資金協力開始</p> <p>6月 円借款において本邦技術活用条件(STEP)を導入</p> <p>6月 保健分野における日米パートナーシップ署名</p> <p>7月 「ODA改革・15の具体策について」発表</p> <p>7月 外務省改革「変える会」最終報告書発表</p> <p>7月 対外関係タスクフォース「わが国のODA戦略について」発表(座長:岡本行夫内閣官房参与)</p> <p>8月 東アジア開発イニシアティブ(IDEA)閣僚会合開催(於:東京)</p> <p>8月 「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcolSD)」公表</p> <p>9月 草の根技術協力開始</p> <p>12月 「ODA改革:三項目の実施について」発表</p> <p>12月 債務救済無償を廃止し、債権放棄の実施に変更</p>	
2003	<p>2月 「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」(DDR会議)開催</p> <p>3月 第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議(於:京都)において「日本水協イニシアティブ」発表</p> <p>4月 「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称</p> <p>5月 日本の対アフリカ協イニシアティブ発表</p> <p>5月 第3回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議(於:沖縄)(太平洋島サミット)</p> <p>6月 スリランカ復興開発に関する東京会議開催</p> <p>8月 新ODA大綱閣議決定</p> <p>9月 第3回アフリカ開発会議(TICAD Ⅲ)開催(於:東京)</p> <p>10月 国際協力事業団(JICA)、国際交流基金独立行政法人化(JICAは2003年3月に国際協力機構に名称変更)</p> <p>12月 日・ASEAN特別首脳会議開催(「東京宣言」、「日本ASEAN行動計画」の発出(於:東京))</p>	<p>2月 調和化ハイレベル・フォーラム(於:ローマ)</p> <p>5月 人間の安全保障委員会報告書発表</p> <p>8月 内陸開発途上国閣僚会議(於:アルマティ)</p> <p>9月 人間の安全保障諮問委員会設置</p> <p>10月 イラク支援国会合(於:マドリード)</p>
2004	<p>2月 第1回国際教育協力日本フォーラム(於:東京)</p> <p>4月 西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合開催(於:東京)</p> <p>4月 JICA「環境社会配慮ガイドライン」施行</p> <p>8月 「中央アジア+日本」対話・第1回外相会合(於:アスタナ)</p> <p>11月 外務省・国連大学・JICA共催国際協力50周年シンポジウム開催(於:東京)</p> <p>11月 TICADアジア・アフリカ貿易投資会議(AATIC)(於:東京)</p>	<p>3月 アフガニスタンに関する国際会議(於:ベルリン)</p> <p>7月 国連水と衛生に関する諮問委員会(於:ニューヨーク)</p> <p>11月 パリクラブにおいて、イラクの債務削減の実施について合意</p> <p>12月 カルザイ・アフガニスタン大統領就任</p> <p>12月 インドネシア・スマトラ沖大地震及びインド洋津波発生</p>
2005	<p>1月 インドネシア・スマトラ沖大地震被害に対し当面5億ドルの無償による支援を発表</p> <p>1月 「防災協イニシアティブ」発表(於:国連防災世界会議)</p> <p>2月 新たなODA中期政策の策定</p> <p>3月 「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」発表(於:第49回婦人の地位委員会)</p> <p>3月 「日米戦略的開発協調」に合意</p>	<p>1月 ASEAN主催緊急首脳会議(小泉総理大臣出席、於:ジャカルタ)</p> <p>1月 インドネシア・スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に関するドナー会合(於:ジュネーブ)</p> <p>1月 国連防災世界会議(於:神戸)</p> <p>3月 パレスチナ支援国国際会議(於:ロンドン)</p> <p>3月 パリ援助効果向上ハイレベル・フォーラム(於:パリ)</p>

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
2005	<p>4月 日中外相会談(於:北京)において、2008年の北京オリンピック前までに円借款の新規供与の円満終了で一致</p> <p>4月 アジア・アフリカ首脳会議(於:ジャカルタ)において今後3年間で対アフリカODAを倍増すること及び防災・災害復興対策について今後5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明</p> <p>4月 「食糧増産援助」を「貧困農民支援」に改称 「文化無償資金協力」および「文化遺産無償資金協力」を統廃合し「一般文化無償資金協力」に改称</p> <p>6月 保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラム開催(於:東京)〔「保健と開発」に関するイニシアティブ発表〕</p> <p>7月 今後5年間で日本のODA事業量につき2004年と比較して、100億ドルの積み増しを目指すことを表明(於:グレンイーグルズ・サミット)</p> <p>8月 第2回日本・中米首脳会談(於:東京)〔「東京宣言」〔行動計画〕〕が採択</p> <p>11月 UNDP・日本WID基金10周年記念シンポジウム(於:東京)</p> <p>12月 WTO第6回閣僚会議(於:香港)を前に「開発イニシアティブ」を発表</p> <p>12月 海外経済協力に関する検討会第1回会合(2007年10月までに計10回)</p>	<p>3月 パリクラブにおいてインド洋津波被災国の要請に基づき、2005年中の支払猶予措置の実施に合意</p> <p>4月 アジア・アフリカ首脳会議(於:ジャカルタ)</p> <p>4月 スーダンに関するオスロ支援会合(於:オスロ)</p> <p>6月 イラク国際会議(於:ブリュッセル)</p> <p>7月 第31回主要国首脳会議(G8グレンイーグルズ・サミット)(国際社会全体で2010年に対アフリカ政府開発援助倍増)</p> <p>7月 第7回アジア太平洋地域エイズ国際会議(於:神戸)</p> <p>7月 国連民主主義基金(UNDEF)の設立</p> <p>9月 国連首脳会合(MDGs、平和構築についての成果文書発出)</p> <p>12月 WTO第6回閣僚会議(於:香港)(香港閣僚宣言採択)</p> <p>12月 国連平和構築委員会の設立</p>
2006	<p>2月 第3回国際教育協力日本フォーラム(於:東京)</p> <p>2月 「海外経済協力のあり方について」自民党報告書を提出</p> <p>2月 「海外経済協力に関する検討会」報告書を提出</p> <p>2月 TICAD平和の定着会議(於:アディスアベバ)</p> <p>3月 「水と衛生に関する拡大パートナーシップイニシアティブ(WASABI)」発表(於:第4回世界水フォーラム・閣僚級国際会議)</p> <p>4月 海外経済協力会議を設置(同会議設置の閣議決定により、対外経済協力関係閣僚会議を廃止)</p> <p>5月 第1回海外経済協力会議</p> <p>5月 行政改革推進法成立(平成20年度にJBICの海外経済協力業務をJICAに承継させることを規定)</p> <p>6月 「中央アジア+日本」対話・第1回外相会合(於:東京)</p> <p>6月 第4回日本・大洋州諸島フォーラム首脳会議(於:沖縄)(太平洋島サミット)</p> <p>7月 アフガニスタンの「平和の定着」に関する第2回東京会議(於:東京)</p> <p>7月 小泉総理大臣の中東訪問において「平和と繁栄の回廊」構想の表明</p> <p>8月 外務省国際協力局設置(ODAの企画、立案、実施体制、二国間・多国間援助の連携を強化)</p> <p>10月 援助効果向上に係るアジア地域フォーラム共催(於:マニラ)</p>	<p>1月 新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議</p> <p>1月 鳥及び新型インフルエンザに関する国際プレッジング会合(於:北京)</p> <p>3月 アジア2015(於:ロンドン)</p> <p>3月 第4回世界水フォーラム・閣僚級国際会議(於:メキシコシティ)</p> <p>4月 G8感染症国際会議(於:ワシントン)</p> <p>5月 感染症に関するアフリカ連合(AU)特別サミット(於:アブジャ)</p> <p>5月 世界銀行開発経済年次会議(ABCDE会議)(於:東京)</p> <p>5~6月 国連エイズ特別総会ハイレベル・レビュー会議(於:ニューヨーク)</p> <p>7月 第32回主要国首脳会議(サンクトペテルブルグ・サミット)</p> <p>8月 レバノン国際支援国会合(於:ストックホルム)</p> <p>9月 UNITAID発足(エイズ、マラリア、結核薬の購入メカニズムとして発足)</p> <p>10月 第1回人間の安全保障フレンズ会合(於:ニューヨーク)(2008年5月までに計4回開催)</p>

年	日本の援助をめぐる主要な動き	援助をめぐる国際的な動き
2006	11月 国際協力機構(JICA)法改正法の成立 12月 中国における青年海外協力隊派遣20周年記念式典(於:北京)	
2007	3月 「国際協力に関する有識者会議」第1回会合(2007年11月までに計5回) 6月 国連平和構築委員会議長国就任(任期1年) 6月 アフガニスタン安定に向けたDIAG会議(於:東京) 9月 「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の開始 10月 国連国際防災戦略(UN/ISDR)兵庫事務所開設(神戸) 11月 高村外務大臣政策演説「国際保健協力と日本外交—沖縄から洞爺湖へ—」(於:東京) 12月 鳥および新型インフルエンザに関する閣僚級会合(於:ニューデリー) 12月 対中円借款の新規供与を終了	3月 TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議(於:ケニア) 4月 世界銀行・IMF合同開発委員会(於:ワシントン) 5月 イラク・コンパクト発足に関する閣僚級会議 5月 第40回アジア開発銀行年次総会(於:京都) 6月 第33回主要国首脳会議(G8ハイリゲンダム・サミット) 9月 パレスチナ支援調整委員会閣僚級会合(於:ニューヨーク) 10月 パレスチナ支援プレッジング会合(於:パリ) 12月 パレスチナ支援プレッジング会合(於:パリ)
2008	1月 福田総理大臣ダボス会議における特別講演(G8北海道洞爺湖サミットに向けた所信表明、途上国の温暖化対策支援を含めクールアース推進構想を発表) 2月 高村外務大臣政策演説「貴重な水の有効利用のために—安全な水と衛生施設へのアクセス拡大に向けて」 3月 第4回アフリカ・インフラコンソーシアム会合(於:東京) 4月 高村外務大臣政策演説「万人のための教育—自立と成長を支える人材育成のために」 5月 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)(於:横浜)(「横浜宣言」「横浜行動計画」発出) 5月 三大感染症国際シンポジウム(於:東京)において世界基金に対し当面5、6億ドルの拠出を行うことを表明 5月 中国四川大地震に対し、緊急無償資金協力および緊急援助物資を供与。国際緊急援助隊(援助チーム・医療チーム)を派遣 6月 国連平和構築委員会議長職任期の延長(2008年12月まで) 7月 国際結核シンポジウム(於:東京)において、外務省、厚生省、JICA、結核予防会、ストップ結核パートナーシップ5者が結核対策の国際協力に関する日本の行動計画を発表 8月 「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款の第一弾として、インドネシアに対する気候変動対策プログラム・ローン供与のためのE/N署名 10月 改正JICA法施行(新国際協力機構(JICA)発足)	4月 G8開発大臣会合(於:東京) 4月 国連貿易開発会議(UNCTAD)第12回総会(於:ガーナ) 4月 第10回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム(APF)会合(於:東京) 4月 ファスト・トラック・イニシアティブ実務者会合および関連会合(於:東京) 5月 パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級会合(於:ロンドン) 5月 第3回スーダン・コンソーシアム会合(於:オスロ) 6月 ミャンマーにおけるサイクロン被害に関するプレッジング会議(於:ミャンマー) 6月 世界の食料安全保障に関するハイレベル会合(於:ローマ) 6月 アフガニスタン支援会合(於:パリ) 7月 第34回主要国首脳会議(G8北海道洞爺湖サミット) 9月 第3回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム(於:ガーナ) 9月 アフリカの開発ニーズに関するハイレベル会合(於:ニューヨーク) 9月 国連MDGsハイレベル会合(於:ニューヨーク) 9月 国連MDGsハイレベル会合における水と衛生に関するサイドイベント(於:ニューヨーク) 9月 AHLC閣僚級会合(於:ニューヨーク)

第2節

政府開発援助に関する政策

1 政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日
閣議決定

平成4年に閣議にて決定された政府開発援助(ODA)大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の本質にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理念 — 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が

国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術(ICT)の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰(DDR)や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、

こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権、平等及び内政不干渉)及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関(国際協力機構、国際協力銀行)の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分かどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国

のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助(ODA)白書」において明らかにする。

平成15年8月29日

閣 議 決 定

2 政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1. 中期政策の位置付け

- (1) 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱(以下、ODA大綱)は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策(以下、新ODA中期政策)を策定する。
- (2) ミレニアム開発目標(MDGs)、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。
 このような考え方にに基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとりODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。
- (3) 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3～5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。
- (4) ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2. 「人間の安全保障」の視点について

(1) 「人間の安全保障」の考え方

- (イ) 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。
- (ロ) 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個

人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

- (ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2) 「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処す

るためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

(注)「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力(オーナーシップ)支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

- a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標(MDGs)が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。
- b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。
- c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせる。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査(VCT)の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じ

それぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も促進しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融(マイクロファイナンス)支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活

用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稻など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下での平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

- a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。
- b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。
- c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

- d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支えとなる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金(OOF)との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ(PPP:Public Private Partnership)の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果た

した役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術(ICT)、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力をを行う。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

(イ) 環境問題及び災害への取組に関する考え方

- a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。
- b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

(ロ) 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減(京都メカニズム活用のための支援を含む。)、気候変動による悪影響への適応(気象災害対策を含む。))などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対す

る協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせて総合的・包括的枠組みによる協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術(観測などに関する科学技術を含む)、人材を活用して、上記(ロ)と同様のアプローチにより取り組む。

(4) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白(ギャップ)を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じて地域内の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にあ

る在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース(以下、現地TF)を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ(主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。)との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

a. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ(主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。)との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

b. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記(2)(ロ)a.の国別援助計画及び下記(2)(ロ)c.の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

c. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

(ハ) 援助対象候補案件の形成・選定

a. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請(要望調査結果)を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

b. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

(二) 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標(MDGs)を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

(ホ) 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国において活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体(現地に進出している民間企業を含む。)等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

(ヘ) 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

(ト) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要であ

る。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

(イ) 適切な人員配置と人材育成(外部人材の積極的な活用を含む)

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

(ロ) IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)(ロ)b.の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例（2004年現在実施中のもの）

セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

カンボジアにおけるHIV/エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らがHIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3 現行の分野別イニシアティブ一覧

分野	イニシアティブ	概要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (GAD:Gender and Development Initiative) 第49回 国連婦人の地位委員会(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/gad_initiative_g.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
教育	成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN:Basic Education for Growth Initiative) G8カナナスクス・サミット(2002年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/edu_initiative.html	(1) 開発途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援 (2) 文化の多様性への認識・相互理解の推進 (3) 国際社会との連携・協調(パートナーシップ)に基づく支援 (4) 地域社会の参画促進と現地人材・資源の活用 (5) 他の開発分野との連携 (6) 日本の教育経験の活用
保健	「保健と開発」に関するイニシアティブ (HDI:Health and Development Initiative) 保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベルフォーラム(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken/mdgs/initiative_html	保健分野のミレニアム開発目標(MDGs)達成に寄与するため、乳幼児医療の充実や、感染症対策および、保健システム強化などのため、2005～2009年の5年間で、50億ドルを目標とする、包括的な協力を行う。 (1) 保健医療体制の基盤整備に関する支援 (2) 保健医療分野の支援を保管する関連分野の支援および分野横断的取組 (3) MDGsの達成への貢献に向けた取組 (4) 日本の援助実施体制の強化
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議(2006年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	京都イニシアティブ(温暖化対策開発途上国支援) The Kyoto Initiative (Assistance to Developing Countries for Combating Global Warming) 気候変動枠組条約第3回締約国会議(京都会議)(1997年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/isd_kankyo_gai.html	政府開発援助を中心とした環境協力の包括的な中長期構想として、「21世紀に向けた環境開発支援構想(ISD)を発表。その行動計画に基づき、温暖化対策に関する開発途上国支援を一層強化するための支援策。 (1) 「人づくり」への協力 (2) 優遇条件による円借款の供与 (3) 日本の技術・経験の活用・移転
環境	持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development) 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)に先立って発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wssd_gai.html	(1) 環境分野の人材育成(2002年度から5年間で5,000人) (2) 環境分野の案件に対する優遇条件での円借款の供与 (3) 地球環境無償資金協力の充実と、地球規模の環境問題の解決に資する協力を推進 (4) 国際機関等との広範囲な連携の促進 (5) 環境分野の経済協力の事後評価の充実に向けた、評価手法の一層の改善
環境	クールアース・パートナーシップ 世界経済フォーラム2008年年次総会(通称「ダボス会議」)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/cool_earth_j.html	排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対して、5年間で100億ドル規模の気候変動分野への支援を行う。 (1) 適応策 (2) クリーンエネルギーアクセス支援 (3) 緩和策
ガバナンス	民主的発展のためのパートナーシップ (PDD:Partnership for Democratic Development) G8リヨン・サミット(1996年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pdd/index.html	(1) 各種制度作り支援 (2) 選挙支援 (3) 知的支援 (4) 市民社会の強化 (5) 女性の地位向上
貿易・投資	開発イニシアティブ (Development Initiative for Trade) WTO香港閣僚会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/kakomi/kk01000.htm	開発途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」の3つの局面において、次の手段を活用して、包括的な支援を行う。2006～2008年の3年間で、合計100億ドルの資金協力をを行う。 (1) 知識・技術:技術協力、農民間の情報交換、民間の知識の利用 (2) 資金:有償資金協力(インフラ用)や無償資金協力 (3) 人:専門家派遣や研修員受入 (4) 制度:特惠制度・貿易保険の導入、統合フレームワークとの連携
防災	防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html	(1) 防災への優先度の向上 (2) 人間の安全保障の視点 (3) ジェンダーの視点 (4) ソフト面での支援の重要性 (5) 日本の経験、知識および技術の活用 (6) 現地適合技術の活用・普及 (7) 様々な関係者との連携促進

④ 重債務貧困国(HIPC:Heavily Indebted Poor Countries)一覧

2008年5月末現在

	地域	件数	国名
完了時点 ^(*1) 到達国 (Completion Point) (23か国)	アフリカ	19	ベナン、ブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、カメルーン、マラウイ、シエラレオネ、サントメプリンシペ、ガンビア
	中南米	4	ボリビア、ガイアナ、ホンジュラス、ニカラグア
決定時点 ^(*2) 到達国 (Decision Point) (10か国)	アフリカ	8	チャド、コンゴ(民)、ギニア、ギニアビサウ、ブルンジ、コンゴ、中央アフリカ、リベリア
	中南米	1	ハイチ
	中東	1	アフガニスタン
決定時点 ^(*2) 未到達国 (Decision Point) (8か国)	アフリカ	6	コモロ、コートジボワール、ソマリア、スーダン、トーゴ、エリトリア
	アジア	2	ネパール、キルギス

- *1 決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、第2段階として、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。
- *2 決定時点に到達するには、第1段階として、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の用途についての指針を盛り込んだPRSPを策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求めた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

(参考) 諸外国の政府開発援助

第1節

DAC諸国の政府開発援助実績

図表IV-27 DAC諸国の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国名	順位	2007年			2006年			
		実績	シェア(%)	対前年比増減(%)	順位	実績	シェア(%)	対前年比増減(%)
米国	1	21,753	21.0	-7.6	1	23,532	22.5	-15.8
ドイツ	2	12,267	11.8	17.6	5	10,435	10.0	3.5
フランス	3	9,940	9.6	-6.2	4	10,601	10.2	5.7
英国	4	9,921	9.6	-20.4	2	12,459	11.9	15.7
日本	5	7,679	7.4	-31.0	3	11,136	10.7	-15.2
オランダ	6	6,215	6.0	14.0	6	5,452	5.2	6.6
スウェーデン	7	5,744	5.5	50.6	8	3,814	3.7	26.4
イタリア	8	4,334	4.2	9.6	7	3,955	3.8	17.6
カナダ	9	3,929	3.8	7.9	10	3,641	3.5	-28.5
ノルウェー	10	3,922	3.8	6.5	9	3,684	3.5	-1.9
デンマーク	11	3,727	3.6	26.2	11	2,954	2.8	6.0
オーストラリア	12	2,563	2.5	14.6	12	2,236	2.1	6.0
ベルギー	13	2,471	2.4	16.4	13	2,123	2.0	26.4
オーストリア	14	1,953	1.9	-1.2	14	1,978	1.9	0.7
スイス	15	1,798	1.7	20.0	16	1,498	1.4	-4.8
アイルランド	16	1,680	1.6	2.1	15	1,646	1.6	-7.1
フィンランド	17	1,190	1.1	16.5	17	1,022	1.0	42.1
ギリシャ	18	973	0.9	16.7	18	834	0.8	-7.5
ポルトガル	19	501	0.5	18.1	19	424	0.4	10.4
ルクセンブルク	20	403	0.4	1.6	20	396	0.4	5.1
ニュージーランド	21	365	0.4	25.4	21	291	0.3	13.4
	22	315	0.3	22.0	22	259	0.2	-5.4
DAC諸国計		103,643	100.0	-0.7		104,370	100.0	-2.5

出典:2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告

*1 国名の順位は政府開発援助総額の順。

*2 東欧および卒業国向け援助を除く。

*3 2007年実績については、日本以外は暫定値を使用。

図表IV-27 DAC諸国の政府開発援助実績 / 図表IV-28 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳

図表IV-28 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳

順位	国名	政府開発援助総額				(単位:百万ドル)				(政府開発援助総額に占める割合(%))			
		政府開発援助総額		国際機関向け政府開発援助		二国間政府開発援助		政府開発援助総額		二国間政府開発援助		国際機関向け政府開発援助	
		計	無償資金	技術協力	政府貸付等	計	無償資金	技術協力	政府貸付等	計	無償資金	技術協力	政府貸付等
1	米国	23,532	12,727	9,278	-843	2,370	100.0	89.9	54.1	39.4	-3.6	10.1	
2	英国	12,459	7,949	860	-92	3,741	100.0	70.0	63.8	6.9	-0.7	30.0	
3	日本	11,136	5,803	1,848	-389	3,874	100.0	65.2	52.1	16.6	-3.5	34.8	
4	フランス	10,601	5,617	2,805	-503	2,681	100.0	74.7	53.0	26.5	-4.7	25.3	
5	ドイツ	10,435	4,460	3,116	-542	3,401	100.0	67.4	42.7	29.9	-5.2	32.6	
6	オランダ	5,452	3,951	464	-133	1,169	100.0	78.5	72.5	8.5	-2.4	21.5	
7	スウェーデン	3,955	2,707	132	14	1,103	100.0	72.1	68.4	3.3	0.3	27.9	
8	スペイン	3,814	1,574	438	80	1,722	100.0	54.9	41.3	11.5	2.1	45.1	
9	カナダ	3,684	2,043	530	-42	1,153	100.0	68.7	55.4	14.4	-1.1	31.3	
10	イタリア	3,641	1,976	171	-146	1,640	100.0	55.0	54.3	4.7	-4.0	45.0	
11	ノルウェー	2,954	1,754	366	79	756	100.0	74.4	59.4	12.4	2.7	25.6	
12	デンマーク	2,236	1,414	110	-61	772	100.0	65.5	63.3	4.9	-2.7	34.5	
13	オーストラリア	2,123	914	860	23	327	100.0	84.6	43.0	40.5	1.1	15.4	
14	ベルギー	1,978	785	580	-7	620	100.0	68.6	39.7	29.3	-0.4	31.4	
15	スイス	1,646	1,080	161	13	392	100.0	76.2	65.6	9.8	0.8	23.8	
16	オーストリア	1,498	939	162	-9	407	100.0	72.9	62.7	10.8	-0.6	27.1	
17	アイルランド	1,022	613	20		389	100.0	61.9	60.0	1.9		38.1	
18	フィンランド	834	360	81	13	380	100.0	54.5	43.2	9.7	1.6	45.5	
19	ギリシヤ	424	100	89		235	100.0	44.6	23.7	21.0		55.4	
20	ポルトガル	396	81	117	14	185	100.0	53.3	20.3	29.6	3.4	46.7	
21	ルクセンブルク	291	199	6		86	100.0	70.5	68.6	1.9		29.5	
22	ニュージーランド	259	154	49		56	100.0	78.4	59.5	18.9		21.6	
DAC諸国計		104,370	57,198	22,242	-2,531	27,461	100.0	73.7	54.8	21.3	-2.4	26.3	
DAC諸国平均		4,744	2,600	1,011	-115	1,248							

出典:2007年DAC議長報告

*1 順位は政府開発援助総額の順。

*2 無償資金協力には、行政経費、開発啓発費、NGO支援および債務救済を含む。

*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*4 東欧および卒業国向け援助を除く。

図表IV-29 DAC諸国の政府開発援助対GNI比

(単位:%)

国名(*1)	順位	2007年	順位	2006年
ノルウェー	1	0.95	2	0.89
スウェーデン	2	0.93	1	1.02
ルクセンブルク	3	0.90	3	0.89
オランダ	4	0.81	4	0.81
デンマーク	4	0.81	5	0.80
アイルランド	6	0.54	6	0.54
オーストリア	7	0.49	9	0.47
ベルギー	8	0.43	8	0.50
スペイン	9	0.41	14	0.32
フィンランド	10	0.40	11	0.40
フランス	11	0.39	10	0.47
スイス	12	0.37	12	0.39
ドイツ	12	0.37	13	0.36
英国	14	0.36	7	0.51
オーストラリア	15	0.30	15	0.30
カナダ	16	0.28	16	0.29
ニュージーランド	17	0.27	17	0.27
イタリア	18	0.19	20	0.20
ポルトガル	18	0.19	19	0.21
日本	20	0.17	18	0.25
ギリシャ	21	0.16	22	0.17
米国	21	0.16	21	0.18
DAC平均		0.28		0.31

出典:2008年DACプレスリリース、2007年DAC議長報告

*1 国名は2007年政府開発援助対GNI比の順。

*2 2007年については、日本以外は暫定値を使用。

図表IV-30 DAC諸国の国民一人当たり政府開発援助

(単位:米ドル)

国名(*)	順位	2006年	順位	2005年
ルクセンブルク	1	632.0	2	569.8
ノルウェー	2	631.2	1	600.4
スウェーデン	3	434.1	4	371.5
デンマーク	4	410.3	3	388.4
オランダ	5	333.2	5	313.0
アイルランド	6	241.0	9	179.7
スイス	7	219.5	6	237.8
英国	8	207.0	10	179.5
ベルギー	9	187.6	8	188.2
オーストリア	10	181.0	7	191.2
フランス	11	167.2	12	165.1
フィンランド	12	158.6	11	171.5
ドイツ	13	126.6	13	122.2
カナダ	14	112.6	14	116.0
オーストラリア	15	103.5	18	82.6
日本	16	87.2	15	102.9
スペイン	17	85.3	19	69.9
米国	18	78.6	16	94.2
ニュージーランド	19	62.0	20	66.9
イタリア	20	62.0	17	87.0
ポルトガル	21	38.3	21	36.5
ギリシャ	22	38.2	22	34.6
DAC諸国全体		117.7		121.9

出典:2007年DAC議長報告

* 国名の順は2006年の一人当たり政府開発援助の多い順。

図表IV-31 DAC諸国の贈与比率／図表IV-32 DAC諸国の贈与の絶対額

図表IV-31 DAC諸国の贈与比率

(約束額ベース、2か年の平均値、単位:%)

国名 ^{(*)1}	順位	2005/2006年	順位	2004/2005年
アイルランド	1	100.0	1	100.0
オーストリア	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
米国	8	99.9	9	99.9
スウェーデン	9	99.7	10	99.8
オーストラリア	10	99.4	1	100.0
デンマーク	11	99.2	14	98.3
フィンランド	12	98.6	11	98.9
スイス	13	98.2	12	98.6
ベルギー	14	98.1	12	98.6
英国	15	95.7	16	95.7
ポルトガル	16	94.5	15	96.7
イタリア	17	87.9	17	91.8
スペイン	17	87.9	19	85.1
フランス	19	86.9	18	86.3
ノルウェー	20	86.3	20	83.8
ドイツ	21	82.4	21	82.6
日本	22	54.1	22	54.1
DAC諸国平均		89.4		89.0

出典:2007年DAC議長報告

*1 国名の順は2005/2006年平均における贈与比率の高い順。

*2 債務救済を除く。

図表IV-32 DAC諸国の贈与の絶対額

(贈与による支出額、2か年の平均値、単位:百万ドル)

国名	順位	2005/2006年	順位	2004/2005年
米国	1	26,380	1	24,434
日本	2	11,719	2	11,025
フランス	3	10,799	5	9,734
ドイツ	4	10,930	4	9,554
英国	5	11,699	3	9,315
オランダ	6	5,356	6	4,940
イタリア	7	4,411	7	3,823
カナダ	8	3,751	8	3,203
スウェーデン	9	3,647	9	3,033
スペイン	10	3,455	10	2,720
ノルウェー	11	2,799	11	2,440
デンマーク	12	2,216	12	2,081
ベルギー	13	1,984	13	1,749
スイス	14	1,690	15	1,640
オーストラリア	15	1,890	14	1,571
オーストリア	16	1,547	16	1,145
フィンランド	17	859	18	786
アイルランド	18	870	17	664
ギリシャ	19	405	19	353
ポルトガル	20	372	20	349
ルクセンブルク	21	274	21	246
ニュージーランド	22	267	22	243
合計		107,316		95,040

出典:2007年DAC議長報告

図表IV-33 DAC諸国のグラント・エレメント

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名	順位	2005/2006年	順位	2004/2005年
米 国	1	100.0	1	100.0
英 国	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	1	100.0
オーストリア	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	15	99.9
ベルギー	16	99.5	16	99.7
ドイツ	17	97.4	19	95.8
ポルトガル	18	97.3	21	91.4
イタリア	19	97.1	18	97.3
スペイン	20	95.0	17	97.7
フランス	21	94.8	20	95.2
日本	22	88.4	22	88.1
DAC諸国平均		97.5		97.2

出典：2007年DAC議長報告

*1 国名は2005/2006年平均におけるグラント・エレメントの高い順。

*2 債務救済を除く。

*3 グラント・エレメント(G.E.:Grant Element)：援助条件の穏やかさを表示するための指標。商業条件(金利10%と仮定)の借金をG.E.0%とし、条件(金利、返済期間、据置期間)が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

図表IV-34 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステイタス

(約束額ベース、単位：%)

国名	アンタイト		部分アンタイト		タイト	
	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年
英 国	100.0	100.0	0.0	—	0.0	—
アイルランド	100.0	100.0	0.0	—	0.0	—
ルクセンブルク	100.0	99.1	0.0	—	0.0	0.9
スウェーデン	100.0	98.3	0.0	—	0.0	1.7
オランダ	100.0	96.2	0.0	0.8	0.0	2.9
ノルウェー	99.8	99.6	0.0	—	0.2	0.4
スイス	96.3	97.4	0.0	—	3.7	2.6
フランス	95.6	94.7	-0.7	0.2	5.1	5.1
日本	95.6	89.6	0.0	6.0	4.4	4.4
デンマーク	95.3	86.5	0.0	—	4.7	13.5
ドイツ	93.3	93.0	0.0	—	6.7	7.0
ベルギー	90.7	95.7	0.0	—	9.3	4.3
ニュージーランド	90.2	92.3	0.0	—	9.8	7.7
オーストラリア	89.5	88.7	0.0	—	10.5	11.3
フィンランド	86.5	95.1	0.0	—	13.5	4.9
スペイン	82.8	86.6	0.0	—	17.2	13.4
イタリア	77.0	92.1	2.5	—	20.5	7.9
カナダ	62.9	59.4	0.2	0.3	36.9	40.3
ポルトガル	61.3	60.7	20.5	14.3	18.3	25.1
ギリシャ	39.1	73.6	0.0	—	60.9	26.4
オーストラリア	0.0	71.9	0.0	—	0.0	28.1
米 国	0.0	—	0.0	—	0.0	—
DAC計(平均)	94.5	91.8	0.1	1.8	5.4	6.5

出典：2007年DAC議長報告

*1 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

*2 技術協力および行政経費を除く。

図表IV-35 DAC主要国の政府開発援助の比較

図表IV-35 DAC主要国の政府開発援助の比較

支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計	
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額(億ドル)									
	2006年(名目ベース)	111.4	235.3	124.6	106.0	104.4	36.4	36.8	1,043.7	
	2007年(名目ベース)	76.8	217.5	99.2	99.4	122.7	39.3	39.2	1,036.4	
	対GNI比(%) (2006年)	0.25	0.18	0.51	0.47	0.36	0.20	0.29	0.31	
	(2007年)	0.17	0.16	0.36	0.39	0.37	0.19	0.28	0.28	
	DAC諸国全体に占めるシェア(2007年、%)	7.4	21.0	9.6	9.6	11.8	3.8	3.8	100.0	
	対前年比名目費伸び率(2006年→2007年、%)	-31.0	-7.6	-20.4	-6.2	17.6	7.9	6.4	-0.7	
	2006年のコミット額(債務救済を含む)(億ドル)	172.9	266.8	130.8	150.3	132.3	41.4	38.3	1,312.1	
	多国間援助のシェア(2005年～2006年平均、%)	27.3	9.2	27.3	26.5	29.4	51.1	27.9	24.7	
	配分(2005年～2006年平均、%)									
	対LDC	27.4	28.9	34.1	26.9	26.8	29.4	46.1	32.7	
	対LICs	25.9	9.3	44.9	34.6	28.8	28.9	21.6	24.2	
約束額ベース(単位:%)										
質的側面からの比較	政府開発援助全体のgrant・エレメント (2005年～2006年平均、除:債務救済)	88.4	100.0	100.0	94.8	97.4	97.1	100.0	97.5	
	二国間借款のgrant・エレメント (2005年～2006年平均、除:債務救済)	74.8	69.5	0.0	55.1	63.6	60.3	0.0	70.8	
	二国間政府開発援助の対LDC grant・エレメント (2005年～2006年平均、除:債務救済)	98.0	100.0	100.0	98.6	100.0	84.4	100.0	99.3	
	政府開発援助全体の贈与比率 (2005年～2006年平均、除:債務救済)	54.1	99.9	95.7	86.9	82.4	87.9	100.0	89.4	
	二国間政府開発援助の贈与比率 (2005年～2006年平均、除:債務救済)	41.5	99.9	93.2	81.2	71.8	59.0	100.0	86.2	
	二国間政府開発援助の タイピング・ステータス (2006年) ^{(*)1}									
		アンタイト	95.6	0.0	100.0	95.6	93.3	77.0	62.9	(94.5)
		部分アンタイト	0.0	0.0	0.0	-0.7	0.0	2.5	0.2	(0.1)
		タイト	4.4	0.0	0.0	5.1	6.7	20.5	36.9	(5.4)

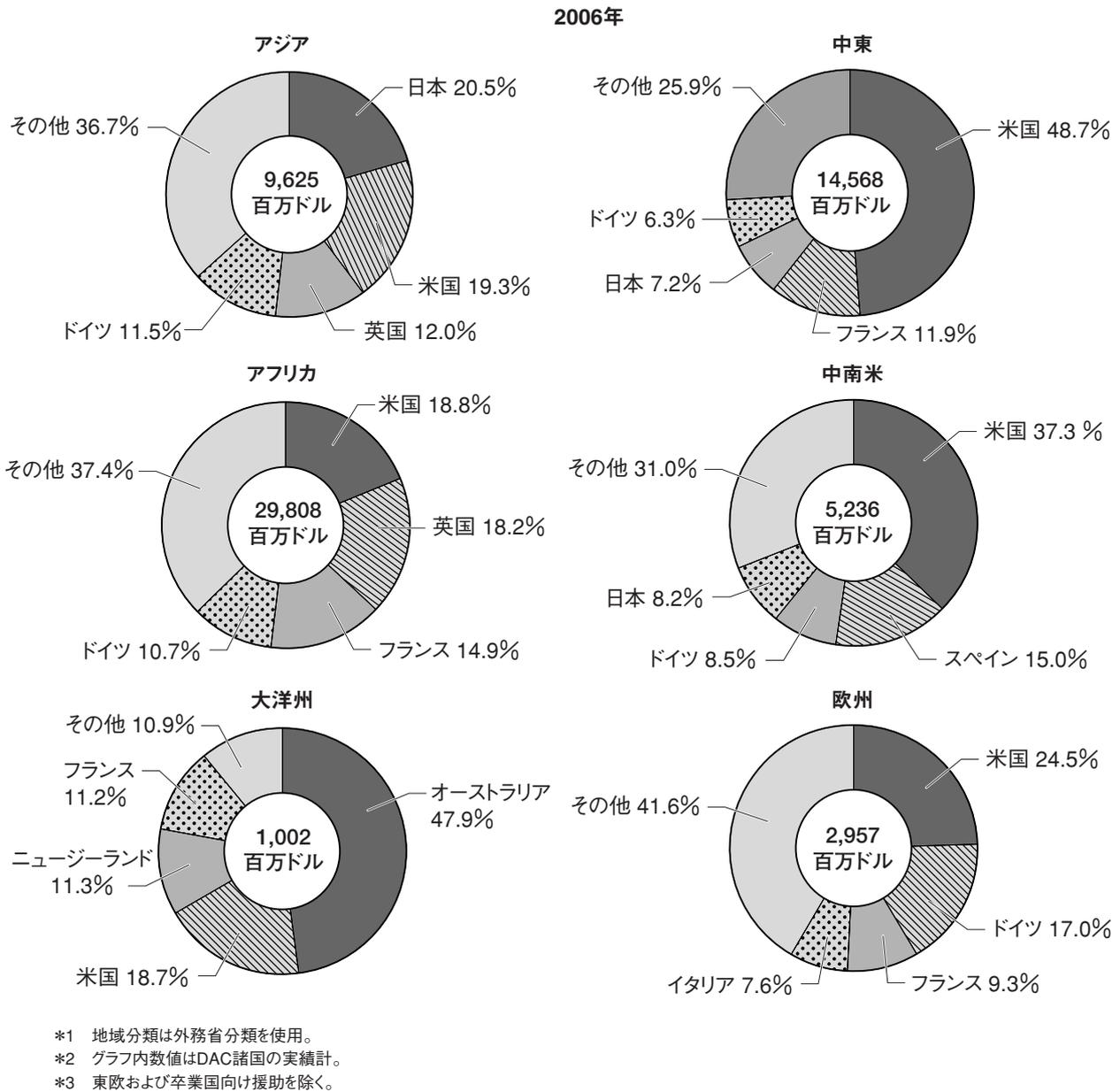
出典:2007年DAC議長報告、2008年DACプレスリリース

*1 技術協力および行政経費を除く。

*2 ()内はDAC推定値。

*3 日本以外は暫定値を使用。

図表IV-36 DAC主要国の地域別実績の割合



図表IV-37 DAC主要国の二国間政府開発援助分野別配分

2006年 (約束額ベース、単位:%)

分野	国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	オーストラリア	スウェーデン	DAC平均
社会インフラのシェア		22.0	44.1	30.5	29.5	34.5	12.1	44.6	53.2	35.2	34.9
経済インフラのシェア		25.4	13.4	2.4	6.5	14.6	10.5	2.8	3.4	5.3	11.4
農業分野のシェア (食糧援助を除く)		4.4	2.6	1.6	1.7	3.8	1.2	5.5	4.1	3.8	2.9
工業等その他生産分野のシェア (*1)		7.8	9.3	3.0	9.7	7.2	5.3	8.7	8.0	9.9	7.7
緊急援助 (食糧援助を含む) のシェア		2.4	11.4	9.8	0.6	3.7	3.0	11.7	10.7	11.1	6.9
プログラム援助等のシェア (*4)		38.0	19.2	52.7	52.0	36.2	67.9	26.7	20.6	34.7	36.2
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:2007年DAC議長報告

- *1 「工業等その他生産分野のシェア」には、「マルチセクター」を含む。
- *2 四捨五入の関係上、各分野の計が合計と一致しないことがある。
- *3 東欧および卒業国向け援助を除く。
- *4 プログラム援助等には、債務救済・行政経費等を含む。

図表IV-38 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

第2節 開発途上国への資金の流れ

図表IV-38 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

2006年

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国名	政府開発援助	OOF	NGO贈与	PF	総計	対GNI比
米 国	23,532	-4,017	9,037	62,345	90,897	0.69
英 国	12,459	-187	543	14,127	26,941	1.11
日 本	11,136	2,438	315	12,290	26,179	0.58
フ ラ ン ス	10,601	-1,388	0	13,116	22,329	0.99
ド イ ツ	10,435	-5,728	1,348	21,149	27,203	0.93
オ ラ ン ダ	5,452	343	277	22,544	28,616	4.23
ス ウ ェ ー デ ン	3,955	-2	12	210	4,175	1.08
ス ペ イ ン	3,814	0	0	7,333	11,146	0.92
カ ナ ダ	3,684	356	1,100	9,093	14,234	1.14
イ タ リ ア	3,641	-957	123	2,705	5,512	0.30
ノ ル ウ ェ ー	2,954	5	0	1,345	4,304	1.29
デ ン マ ー ク	2,236	-77	73	454	2,686	0.96
オ ー ス ト ラ リ ア	2,123	308	615	6,074	9,120	1.27
ベ ル ギ ー	1,978	-434	251	3,514	5,309	1.34
ス イ ス	1,646	17	402	9,241	11,306	2.69
オ ー ス ト リ ア	1,498	-448	119	2,045	3,215	1.01
ア イ ル ラ ン ド	1,022	0	339	3,877	5,237	2.77
フ ィ ン ラ ン ド	834	0	25	553	1,413	0.67
ギ リ シ ャ	424	8	10	2,454	2,896	1.18
ポ ル ト ガ ル	396	-20	4	286	666	0.36
ル ク セ ン ブ ル ク	291	0	8	0	299	0.91
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	259	7	48	24	338	0.35
DAC諸国計	104,370	-9,774	14,648	194,779	304,022	0.89

出典:2007年DAC議長報告

*1 東欧および卒業国向け援助を除く。

*2 四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。

*3 国名は、政府開発援助額の多い順。

図表IV-39 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

第3節

非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表IV-39 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

供与国・地域名	暦年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
OECD加盟非DAC諸国						
チエコ		45	91	108	135	161
ハンガリー		..	21	70	100	149
アイスランド		13	18	21	27	41
韓国		279	366	423	752	455
ポーランド		14	27	118	205	297
スロバキア		7	15	28	56	55
トルコ		73	67	339	601	714
アラブ諸国						
クウェート		20	138	161	218	158
サウジアラビア		2,478	2,391	1,734	1,005	2,095
アラブ首長国連邦		156	188	181	141	249
その他援助国・地域						
台湾		421	483	513
イスラエル		131	112	84	95	90
タイ		74
その他		3	4	22	86	121
合計		3,218	3,436	3,712	3,905	5,172
うち、二国間						
OECD加盟非DAC諸国						
チエコ		31	80	63	64	78
ハンガリー		..	14	35	40	84
アイスランド		5	14	16	20	28
韓国		207	245	331	463	376
ポーランド		9	19	25	48	119
スロバキア		4	9	11	31	25
トルコ		27	26	292	532	643
アラブ諸国						
クウェート		20	114	99	218	157
サウジアラビア		2,146	2,340	1,691	883	2,050
アラブ首長国連邦		156	188	181	141	249
その他援助国・地域						
台湾		410	465	494
イスラエル		125	104	75	80	75
タイ		65
その他		0	1	2	23	43
合計		2,728	3,154	3,232	3,008	4,484

出典:2007年DAC議長報告

図表IV-40 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)

第4節 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)

図表IV-40 DAC援助受取国・地域リスト(2007年)

後発開発途上国(LDC) (50か国)	低所得国 一人当たりGNI 825ドル以下	低中所得国 一人当たりGNI 826~3,255ドル以下	高中所得国 一人当たりGNI 3,256~1万651ドル以下
アフガニスタン	インドネシア	ドミニカ共和国	ボツワナ
アンゴラ	ブルキナファソ	トルクメニスタン	マリ
イタリヤ	ブルンジ	タンザニア	マレーシア
ウガンダ	ブルキナファソ	ガブーン	南アフリカ共和国
エチオピア	ブルンジ	エリトリア	メキシコ
エリトリア	ブルンジ	エリトリア	モリタニア
カンボジア	ブルンジ	パレスチナ自治地域	モリタニア
カメルーン	ブルンジ	フィリピン	モリタニア
ギニア	ブルンジ	ブルンジ	リベリア
ギニアビサウ	ブルンジ	ブルンジ	レソト
キリバス	ブルンジ	ブルンジ	アン
コンゴ民主共和国	ブルンジ	ブルンジ	
サントメ・プリンシペ	ブルンジ	ブルンジ	
ザンビア	ブルンジ	ブルンジ	
シエラレオネ	ブルンジ	ブルンジ	
ジブチ	ブルンジ	ブルンジ	
スーダン	ブルンジ	ブルンジ	
赤道ギニア	ブルンジ	ブルンジ	
セネガル	ブルンジ	ブルンジ	
ソマリア	ブルンジ	ブルンジ	
タンザニア	ブルンジ	ブルンジ	
チャド	ブルンジ	ブルンジ	
中央アフリカ	ブルンジ	ブルンジ	

出典: DAC資料
 *1 GNI/値は2004年の数値。
 *2 サウジアラビアは2004年にGNIが高所得国の基準を超えたため、2005年および2006年もGNIが高所得国の基準を超えていられ、2008年のDACリスト改訂の際に卒業する予定。

略語一覧

A

- ACEF** Asian Clean Energy Fund
アジアクリーンエネルギー基金
- ACFA** Accelerated Co-Financing scheme with Asian Development Bank
アジア開発銀行との円借款協調融資促進枠組
- ADB** Asian Development Bank
アジア開発銀行
- ADF** Asian Development Fund
アジア開発基金
- AFD** Agence Française de Développement
フランス開発庁
- AfDB** African Development Bank
アフリカ開発銀行
- AfDF** African Development Fund
アフリカ開発基金
- AFSIS** ASEAN Food Security Information System
ASEAN食料安全保障情報システム
- AFT** Aid for Trade
貿易のための援助
- AICAD** African Institute for Capacity Development
アフリカ人づくり拠点
- AMIS** African Union Mission in Sudan
スーダン・ダルフルールにおける停戦監視団
- AMISOM** African Mission in Somalia
AUソマリア平和維持部隊
- ANDS** Afghanistan National Development Strategy
アフガニスタン国家開発戦略
- AOTS** Association for Overseas Technical Scholarship
海外技術者研修協会
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

- APO** Asian Productivity Organization
アジア生産性機構
- APRM** African Peer Review Mechanism
アフリカにおける相互審査システム
- ASEAN** Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合
- AU** African Union
アフリカ連合
- AusAID** Australian Agency for International Development
オーストラリア国際開発庁
- AVI** African Village Initiative
アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ

B

- BEGIN** Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ
- BHN** Basic Human Needs
基礎生活分野
- BMZ** Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung
連邦開発協力省(ドイツ)

C

- CARICOM** Caribbean Community
カリブ共同体
- CAN** Comunidad Andina
アンデス共同体
- CBRN** Chemical, Biological, Radiological, Nuclear
化学、生物、放射性物質、核
- CDM** Clean Development Mechanism
クリーン開発メカニズム

CDP UN Committee for Development Policy
国連開発政策委員会

CER Certified Emission Reduction
温室効果ガスクレジット

CGIAR Consultative Group on International
Agriculture Research
国際農業研究協議グループ

CIDA Canadian International Development
Agency
国際開発庁(カナダ)

CPA Comprehensive Peace Agreement
包括的和平合意(スーダン)

CPF Carbon Partnership Facility
カーボンパートナーシップ基金

CSD Commission on Sustainable Development
国連持続可能な開発委員会

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and
Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰

DFID Department for International
Development
国際開発省(英国)

DIAG Disbandment of Illegal Armed Groups
非合法武装集団の解体

DOTS Directly Observed Treatment, Short-
course
直接服薬指導による短期化学療法

DPA Darfur Peace Agreement
ダルフール和平合意

DPL Development Policy Loan
開発政策借款

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EAC East African Community
東アフリカ共同体

EAS East Asia Summit
東アジア首脳会議

EBRD European Bank for Reconstruction and
Development
欧州復興開発銀行

EcoISD Environmental Conservation Initiative
for Sustainable Development
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

ECOWAS Economic Community of West
African States
西アフリカ諸国経済共同体

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

EPI Expanded Program on Immunization
予防接種拡大計画

EPISA Enhanced Private Sector Assistance for
Africa
アフリカ民間セクター開発のための共同イニシア
ティブ

ESD Education for Sustainable Development
持続可能な開発教育

ESDA Enhanced Sustainable Development for
Asia
アジアの持続的成長のための日本の貢献策

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FASID Foundation for Advanced Studies on
International Development
国際開発高等教育機構

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ

G

- GAD** Gender and Development
ジェンダーと開発
- GAP** Green Aid Plan
グリーン・エイド・プラン
- GAVI** Global Alliance for Vaccines and Immunization
ワクチンと予防接種のための世界同盟
- GDP** Gross Domestic Product
国内総生産
- GEF** Global Environment Facility
地球環境ファシリティ
- GFATM** Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria
世界エイズ・結核・マラリア基金
- GHG** Greenhouse Gases
温室効果ガス
- GNI** Gross National Income
国民総所得
- GNP** Gross National Product
国民総生産
- GRIPS** National Graduate Institute for Policy Studies
政策研究大学院大学
- GSP** Generalized System of Preferences
一般特惠関税制度
- GTZ** Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit
技術協力公社(ドイツ)

H

- HDI** Health and Development Initiative
保健と開発に関するイニシアティブ
- HIPCs** Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国
- HPC** Hiroshima Peacebuilders Center
広島平和構築人材育成センター

I

- IAEA** International Atomic Energy Agency
国際原子力機関
- IAIS** International Association of Insurance Supervisors
保険監督者国際機構
- IAVI** International AIDS Vaccine Initiative
国際エイズ・ワクチン推進構想
- IBRD** International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行
- ICFF** Investment Climate Facilitation Fund
投資環境整備基金
- ICRC** International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会
- IDA** International Development Association
国際開発協会
- IDEAS** Institute of Developing Economies Advanced School
アジア経済研究所開発スクール
- IDGs** International Development Goals
国際開発目標
- IDI** Infectious Diseases Initiative
沖縄感染症対策イニシアティブ
- IEA** International Energy Agency
国際エネルギー機関
- IF** Integrated Framework
統合フレームワーク
- IFAD** International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金
- IFC** International Finance Corporation
国際金融公社
- IFF** International Finance Facility
国際金融ファシリティ
- IFFIm** International Finance Facility for Immunization
予防接種のための国際金融ファシリティ
- IIC** Inter-American Investment Corporation
米州投資公社

IIRSA Initiative for the Integration of Regional
Infrastructure in South America

南米インフラ統合計画

ILO International Labour Organization

国際労働機関

IMF International Monetary Fund

国際通貨基金

IOM International Organization for Migration

国際移住機関

IPCC International Panel on Climate Change

気候変動に関する政府間パネル

IPPF International Planned Parenthood
Federation

国際家族計画連盟

ITC International Trade Centre

国際貿易センター

ITTO International Tropical Timber
Organization

国際熱帯木材機関

J

JANIC Japan NGO Center for International
Cooperation

国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International
Cooperation

国際協力銀行

JDR Japan Disaster Relief Team

国際緊急援助隊

JENESYS Japan-East Asia Network of
Exchange for Students and Youths

21世紀東アジア青少年大交流計画

JETRO Japan External Trade Organization

日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JMPP The Japan-Mexico Partnership
Programme

日墨パートナーシップ・プログラム

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOICEP Japanese Organization for
International Cooperation in Family Planning

家族計画国際協力財団

JPF Japan Platform

ジャパン・プラットフォーム

K

KfW Kreditanstalt für Wiederaufbau

復興金融公庫(ドイツ)

L

LCG Local Consultative Group

現地ドナー調整グループ

LDC Least Developed Countries

後発開発途上国

M

MDGs Millennium Development Goals

ミレニアム開発目標

MDR-TB Multidrug-resistant Tuberculosis

多剤耐性結核

MEM Major Economies Meeting

主要経済国会合

MERCOSUR Mercado Común del Sur

南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund

多国間投資基金

MIGA Multilateral Investment Guarantee Agency

多数国間投資保証機関

MLF Multilateral Fund

多数国間基金

N

NATO North Atlantic Treaty Organization

北大西洋条約機構

NEPAD New Partnership for Africa's
Development

アフリカ開発のための新パートナーシップ

NERICA New Rice for Africa

ネリカ稲

NEXI Nippon Export and Investment Insurance

日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization

非政府組織

NIS New Independent State

新独立国家

O

OUA Organization of African Unity

アフリカ統一機構

ODA Official Development Assistance

政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development

経済協力開発機構

OECD-DAC Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee

経済協力開発機構 開発援助委員会

OOF Other Official Flows

ODA以外の公的資金

P

PA Palestinian Interim Self-Government Authority

パレスチナ自治政府

PDD Partnership for Democratic Development

民主的発展のためのパートナーシップ

PDEA Philippines Drug Enforcement Agency

フィリピン薬物取締庁

PIF Pacific Islands Forum

太平洋諸島フォーラム

PKO Peacekeeping Operations

国連平和維持活動

PPP Puebla Panama Plan

プエブラ・パナマ計画

PROMETAM Proyecto de Mejoramiento de Enseñanza Técnica en el Área del Matemática

算数指導力向上プロジェクト

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper

貧困削減戦略文書

PRT Provincial Reconstruction Team

地方復興チーム

S

SAARC South Asian Association for Regional Cooperation

南アジア地域協力連合

SADC Southern African Development Community

南部アフリカ開発共同体

SICA Sistema de la Integración Centroamericana

中米統合機構

SMASSE Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education

中等理数科教育強化計画

SMESSE-WECSA SMESSE-Western, Eastern, Central and South Africa

域内連携ネットワーク

SPREP South Pacific Regional Environmental Programme

太平洋地域環境計画

STEP Special Terms for Economic Partnership
本邦技術活用条件

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development

アフリカ開発会議

U

UN United Nations
国際連合

UNAFEI United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAMID United Nations African Union
Mission in Darfur

ダルフール国連・AU合同ミッション

UNCED United Nations Conference on
Environment and Development

国連環境開発会議

UNDAW United Nations Division for the
Advancement of Women

国連経済社会局女性の地位向上部

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNESCO United Nations Educational,
Scientific and Cultural Organization

国連教育科学文化機関

UNFCCC United Nations Framework
Convention on Climate Change

気候変動枠組条約

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UNHCR United Nations High Commissioner
for Refugees

国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial
Development Organization

国連工業開発機関

UNIFEM United Nations Development Fund
for Women

国連女性開発基金

UN/ISDR United Nations International
Strategy for Disaster Reduction

国連国際防災戦略

UNODC United Nations Office on Drugs and
Crime

国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works
Agency for Palestine Refugees in the Near
East

国連パレスチナ難民救済事業機関

USAID United States Agency for
International Development

国際開発庁(米国)

USP University of the South Pacific
南太平洋大学

V

VCT Voluntary Counseling and Testing
自発的な検査とカウンセリング

W

WARDA West Africa Rice Development
Association

アフリカ稲センター

WASABI Water and Sanitation Broad
Partnership Initiative

水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシア
ティブ

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WID Women in Development
開発と女性

WMO World Meteorological Organization
世界気象機関

WSSD World Summit on Sustainable
Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

X

XDR-TB Extensively Drug-resistant Tuberculosis
超多剤耐性結核

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指す。日本語では、「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会(DAC)で後発開発途上国(LDC)向け援助のアンタイド化勧告が採択され(技術協力を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象)、DAC加盟国に適用されている。同勧告は、アンタイドODAを「ほぼ全ての被援助国およびOECD諸国からの自由かつ十分な調達が可能で融資または補助金のことを指す」と定義している。また、OECDの輸出信用アレンジメントにおいては中進国向けのタイドも原則禁止されている
援助協調	援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。旧来の援助協調は、案件毎のドナー同士の連携・調整に重点がおかれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続で支援を行う包括的な援助協調が、サブ・サハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになってきている。
海外経済協力会議	日本の海外経済協力(ODA、OOFおよび民間資金の活用を含む)に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、内閣に設置された会議。内閣総理大臣(議長)、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣を構成員とする。
技術協力	開発途上国の人々に対する技術の普及、またはその水準の向上を目的として技術の提供を無償で行う経済協力の一形態。
研修員受入事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などを日本あるいは第三国に招へいし、専門知識・技術の移転を図る研修事業。
第三国研修	研修員受入事業のうち、日本が開発途上国に移転した技術を、その国を通じて周辺国などに移転・普及させるための研修事業。
技術協力プロジェクト	一定の目標達成のため、必要とされる援助手法(専門家派遣、機材供与、長期研修など)を柔軟に組み合わせて効果的な技術移転を実施する事業。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の実情に即した知識や技術の移転を図る事業。
青年海外協力隊 (JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳～39歳までの日本の青年男女を、開発途上国へ派遣する事業。
シニア海外ボランティア	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ日本のシニア層(40歳～69歳)を開発途上国に派遣する事業。
基礎生活分野 (BHN: Basic Human Needs)	食糧、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営むうえで必要最低限の物資、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が相対として向上していく過程を指している。
国別援助計画	ODAの戦略性・効率性・透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案した上で、5年間程度を目途とした日本の援助計画を示すもの。

グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済措置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件(金利10%と仮定)の借款を参照条件としており、利率10%の借款はグラント・エレメント=0%、贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和された条件が高いとされる。
現地ODAタスクフォース	2003年度より、開発途上国における日本の限られた人員を効率的に活用するため、大使館を中心に、JICAなどの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたグループ。援助政策と開発途上国の開発政策の調和を図り、効率的かつ効果的な援助を実現するため政策協議を実施している。
経済開発協力機構 開発援助委員会 (OECD-DAC : Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟30か国のうち、22か国および欧州委員会(EC)からなる。
交換公文 (E/N : Exchange of Notes)	日本政府と被援助国政府との間の合意事項を記した法的文書。日本では閣議決定が必要。有償資金協力(円借款)および無償資金協力などを供与する際に必要とされる。
国際協力機構 (JICA : Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行(当時)が担当してきた有償資金協力(円借款)が統合され、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部も移管された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行 (JBIC : Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務及び海外経済協力業務(円借款等)を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本制作金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。なお、国際的信用の維持などの観点から、日本政策金融公庫では、「国際協力銀行」(JBIC)の名称が使用されている。
後発開発途上国 (LDC : Least Developed Countries)	国連開発政策委員会(CDP:United Nations Committee for Development Policy)が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された途上国の中でも特に開発の遅れた国々のことを指す。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり(債務繰延:リスケジュール)、これを免除(債務免除または債務削減)すること。
サブ・サハラ・アフリカ	北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance)	(1) ODAとは、一人当たりのGNIをもとにDACが作成する援助受取国のリストに掲載された開発途上国への贈与および貸付のうち次の3つの条件を充たすものを指す。 ① 公的機関によって供与されるものであること。 ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③ 有償資金協力については、その供与条件が緩和された条件のもの(グラント・エレメント(下記参照)が25%以上であること)。 (2) ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出からなる。
政府開発援助以外の公的資金 (OOF : Other Official Flows)	開発を主たる目的とはしない、グラント・エレメントが25%未満などの理由でODAとして適格ではない、開発途上国への公的部門による資金の流れなどを指す。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。
政府開発援助大綱 (ODA大綱)	政府開発援助政策の根幹を成すものとして、政府開発援助の理念(目的、方針、重点)や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。

政府開発援助に関する中期政策 (ODA中期政策)	ODA大綱に基づき、援助の指針を示したもの。旧ODA大綱下で1999年8月に策定された中期政策を抜本的に見直し、2005年2月に新ODA中期政策を策定した。ODA大綱のうち、考え方や取組などを内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述している。ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、4つの重点課題(「貧困削減」・「持続的成長」・「地球的規模の問題への取組」・「平和の構築」)、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」の各項目を取り上げている。
卒業	DACが作成する援助受取国のリストから外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国(high income countries)に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」(graduate)することになる。リストは3年ごとに見直される。
南南協力	ある分野において開発の進んだ開発途上国が、別の開発途上国における同分野の開発を支援すること。
人間開発指数	国連開発計画(UNDP)により、各国の開発水準を人間開発の多様な側面に注目して測定することを目的につくられた指標。出生時平均余命、識字率などをもとに算出される。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること、具体的には①和平プロセスの促進、②国内の安定・治安の確保、③人道・復旧支援の実現を3つの柱としている。
無償資金協力	政府の決定に基づき、開発途上国が経済・社会開発などに寄与することを目的として、資機材および役務を調達するために必要な資金を、返済の義務を課さずに供与する経済協力の一形態。
一般プロジェクト無償	開発途上国が基礎生活分野、人づくり分野などにおいて実施するプロジェクト(施設整備、資機材の供与など)に必要な資金を供与する無償資金協力。
ノン・プロジェクト無償	貧困削減などの経済社会改革を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材などの購入のための資金を供与する無償資金協力。
草の根・人間の安全保障無償	開発途上国において地方自治体、NGOなどが実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
日本NGO連携無償	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
人材育成研究支援無償	日本の高等教育機関などの有する知見を活かして行われる開発途上国の開発に資する研究事業および開発途上国の若手行政官の育成を支援するために必要な資金を供与する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	開発途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠な条件であり、また、日本自身の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策など治安対策を強化するために必要な資金を供与する無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	自然災害にぜい弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復などを行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困などに直面するコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	財政能力のある特定の開発途上国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。
環境プログラム無償	気候変動問題などへの取組を強化する観点から、「クールアース・パートナーシップ」の一環としてパートナー国に対し、温暖化対策などに関する政策・計画の策定や、政策・計画を実施に移すための具体的プロジェクトに対して供与する無償資金協力。
水産無償	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対して必要な資金を供与する無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関などの公共機関を対象としている。

草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援のために人道的観点から緊急に必要な資金を供与する無償資金協力。
食糧援助 (KR)	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシなど)などを購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
貧困農民支援 (2KR)	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料などを購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。
ミレニアム開発目標 (MDGs: Millennium Development Goals)	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までに達成を目指す8つの目標。目標には、貧困の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめている。
有償資金協力	政府間の国際約束に基づき、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助。開発途上国に対する援助を行うにあたっては、贈与に加え、開発途上国に借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができる。日本は、当該国の所得水準など様々な要素を考慮して借款条件を決定している。

索引

あ

- アグロフォレストリー ……7
アクラ・ハイレベル・フォーラム ……161,163
アジア開発基金(ADF) ……199
アジア開発銀行(ADB) ……53,108,112,129,
176,199,207,213
アフガニスタン復興支援国際会議 ……102,210
アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム(ICA) ……23
アフリカ・インフラ・コンソーシアム ……28
アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ(AVI) ……29
アフリカン・ミレニアム・ビレッジ(AMV) ……29
アフリカ稲センター(WARDA) ……75
アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD) ……
15,22,34,210
アフリカ開発会議(TICAD) ……14,15,16,17,18,19,
22,23,24,25,26,27,28,29,32,33,34,36,37,38,40,
41,51,61,71,74,109,117,135,155,163,164,209,
210,211,212,213
アフリカ開発会議横浜開催推進委員会 ……25
アフリカ開発基金(AfDF) ……64,176,199
アフリカ開発銀行(AfDB) ……23,28,52,
176,199,207,208
アフリカ連合(AU) ……16,22,34,104,210,212
新たな援助主体 ……130,161

い

- 「一駅一国」運動 ……24,25
「一校一国」運動 ……24
一村一品運動 ……28,29,30,60,61
一般財政支援 ……192
一般特惠関税制度(GSP) ……60
イラク復興国際会議 ……101
イラク復興信託基金 ……101

え

- エイズ教育信託特別基金 ……82
円借款における本邦技術活用条件制度(STEP) ……
140,141,211
援助協調 ……51,109,112,138,145,161,231,232
援助効果向上に関するパリ宣言 ……161
援助協カワークショップ ……130,162

お

- オーナーシップ ……15,16,17,22,31,55,
77,85,117,138,161,215,222
欧州復興開発銀行(EBRD) ……44,45,176,180,
197,208
緒方イニシアティブ ……102
沖縄パートナーシップ ……127
沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI) ……32,70,210
温室効果ガス ……2,3,4,5,6,8,9,10,11,
12,27,36,78,110,226

か

- 海外経済協力会議 ……16,54,135,136,212
海外経済協力に関する検討会 ……135,141,212
カイゼン(改善) ……56
カイゼン協会 ……56
外務省国際協力局 ……135,152,153,212
カリブ共同体(CARICOM) ……123,125,
官民連携 ……17,37,62,63,135,140
緩和策(気候変動の) ……8,137,234
海外技術者研修協会(AOTS) ……56,63
海外投融資 ……177
開発イニシアティブ ……60,61,211,212,234
開発途上国の女性支援(WID)イニシアティブ ……76,
209,212

顔の見える援助	140,141,142,148
拡大HIPCイニシアティブ	209,235
拡大現地ODAタスクフォース	62
環境社会配慮ガイドライン	133,157,211

き

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	2,6
気候変動対策プログラム・ローン	11,53,108,213
気候変動枠組条約締約国会議	2,3,209,234
基礎生活分野(BHN)	26,109,110,171
京都議定書	2,6,9,10
緊急無償資金協力	89,90,92,101,111,207,209,213

く

草の根技術協力事業	77,144,146,172
草の根・人間の安全保障無償資金協力	57,101,103,113,137,144,158,171,211
グッド・ガバナンス (良い統治)	15,17,18,27,34,50,109,116,117,127,134,215
クリーン開発メカニズム(CDM)	10
クールアース推進構想	5,6,11,15,78,213
クールアース・パートナーシップ	5,6,9,11,12,17,36,53,78,108,127,171,213,234
グローバルフェスタJAPAN	149,153

け

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)	44,132,163,210
研究協力推進事業	174
経済協力調整員	138,145,161
経済産業人材育成支援事業	173
経済社会基盤	52,53,89,214,215,216,224,225
経済連携協定(EPA)	61,108,110,123,173
研修員受入事業	172
現職教員特別参加制度	69
現地ODAタスクフォース	51,62,125,138,139,140,173,230

こ

国際開発目標(IDGs)	163
国際協力企画立案本部	135
国際協力重点方針	50,51
国際協力に関する有識者会議	62,135,140,213
コベネフィット・アプローチ	9,10
コミュニティ開発支援無償資金協力	137,171
後発開発途上国(LDC)	26,49,60,61,71,106,110,120,179,210,217,241,245
国際家族計画連盟(IPPF)	82,86
国際開発協会(IDA)	64,176,199,206
国際開発高等教育機構(FASID)	142,150,208,162
国際開発省(英国)(DFID)	112
国際開発庁(米国)(USAID)	71,72,156,207
国際協力について語ろう	149,152
国際協力の日	149,153,208
国際協力フェスティバル	153
国際協力機構(JICA)	7,8,24,25,30,37,41,51,55,58,59,61,62,63,66,69,70,71,74,75,77,78,80,81,83,85,89,91,103,133,135,136,137,138,142,143,144,146,150,151,153,155,156,157,158,159,162,166,167,172,174,177,207,211,212,213,218,229,230
国際協力人材センター	150
国際緊急援助隊	90,92,109,137,172,193,194,208,209,213
国際原子力機関(IAEA)	175
国際獣疫事務局(OIE)	84
国際通貨基金(IMF)	64,100,160,164,176,199,206,209,235
国際農業開発基金(IFAD)	41,75,208
国際農業研究協議グループ(CGIAR)	75,176,177
国際復興開発銀行(IBRD)	176,199,206
国際労働機関(ILO)	177
国別援助計画	50,51,136,138,139,142,148,173,209,217,220,229,230,231
国民参加協力推進事業	172
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)	54
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	87,96,175,198,206
国連ミレニアム・サミット	210,222

国連開発計画(UNDP) ……8,11,14,22,29,34,
36,70,75,76,99,100,105,175,199,207,208,212
国連環境計画(UNEP) ……2,175,177
国連教育科学文化機関(UNESCO) ……33,34,
35,65,67,69,82,103,175,198
国連工業開発機関(UNIDO) ……175,198,207
国連合同エイズ計画(UNAIDS) ……32,82,85,177
国連児童基金(UNICEF) ……71,72,83,84,104,
108,113,129,175,198,200,201,202,206
国連持続可能な開発委員会(CSD) ……72
国連食糧農業機関(FAO) ……19,38,39,40,
75,86,87,175,177,198
国連人口基金(UNFPA) ……71,86,175,198
国連世界食糧計画(WFP) ……25,38,39,40,
75,87,103,104,175,177,198,207
国連大学(UNU) ……211
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) ……104,158,
175,198,206
国連平和維持活動(PKO) ……34,98
国連防災世界会議 ……89,211,234
国連薬物犯罪事務所(UNODC) ……95

さ

債務救済 ……26,44,45,46,47,48,64,
111,119,120,121,155,174,176,180,181,187,188,
192,205,208,210,211,235,237,239,240,241,242
債務救済無償資金協力 ……208
債務免除 ……45,49,64,180,187

し

ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ ……76,211,234
市場経済化支援 ……51,56,225
シニア海外ボランティア ……37,59,74,
137,148,152,172
社会インフラ ……98,102,110,112,
114,116,120,156,192,225,242
ジャパン・プラットフォーム(JPF) ……101,142,143,210
主要経済国会合(MEM) ……4
省エネルギー ……56,108,109,129,174,226
食料安全保障 ……19,39,40,173,177,213

人材育成支援 ……61,67,173,226
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ
(EcoISD) ……211,226,234
自助努力支援 ……50,52,140,215,234
自発的な検査とカウンセリング(VCT)活動 ……71
重債務貧困国(HIPC) ……64,174,209,210,235
食糧援助(KR) ……26,40,74,87,104,
123,137,171,175,192,207,242
人材開発センター(日本センター) ……56,114,133
人的資源開発信託基金 ……82
森林コヒー認証 ……79

す

水産無償資金協力 ……74,156,207

せ

政府開発援助以外の公的資金(OOF) ……60,122,
178,225,243
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM) ……32,
70,82,85,210
世界水フォーラム ……72,211,212,234
世界貿易機関(WTO) ……19,60,173,209,
210,212,234
成長加速化のための官民パートナーシップ ……62,140
成長の加速化 ……17,27,28
成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN) ……68,
155,210,234
政策研究大学院大学(GRIPS) ……150,162
政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策) ……50,
53,61,138,209,211,220
政府開発援助関係省庁連絡協議会 ……135,217
政府開発援助大綱(ODA大綱) ……50,51,52,53,96,
106,120,132,134,135,138,141,142,209,211,214,
219,220,222,229,230
青年海外協力隊(JOCV) ……30,37,50,55,57,58,
68,69,74,84,137,147,148,152,153,172,207,213
赤十字国際委員会(ICRC) ……176

た

第4回アフリカ開発会議(TICAD IV) ……14,15,16,
17,18,19,22,23,24,25,27,28,29,32,33,34,36,37,
38,40,41,51,61,71,74,109,117,135,163,164,213
多数国間基金(MLF) ……79
太平洋諸島フォーラム(PIF) ……127,211
太平洋地域環境計画(SPREP) ……129
ダボス会議(世界経済フォーラム) ……5,11,15,67,
213,234

ち

地域別重点課題 ……135
地球温暖化問題 ……5
地球環境ファシリティ(GEF) ……78,79,176
地球規模課題に対応する科学技術協力 ……69,80,81
地球地図プロジェクト ……79
中国四川大地震 ……90,91,109,213
中等理数科教育強化プロジェクト(SMASE) ……69
中米統合機構(SICA) ……123
調和化 ……161,211
直接服薬指導による短期化学療(DOTS)法 ……85

て

低炭素社会 ……5,6,107
適応策(気候変動の) ……8,9,36,80,137,234
テロ対策等治安無償資金協力 ……94,133,131,171

と

ドーハ開発アジェンダ(DDA) ……60
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法
律(改正JICA法) ……213
鳥インフルエンザ ……84,108,200
東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC) ……177
東南アジア諸国連合(ASEAN) ……55,71,84,107,
108,123,162,173,177,182,207,211

な

南南協力 ……22,109,123,126,155,162,164,216,222
南部アフリカ開発共同体(SADC) ……34
南米南部共同市場(MERCOSUR) ……123,125

に

二国間援助と国際機関を通じた援助 ……135
日本NGO連携無償資金協力 ……31,73,137,142,
143,171,195
日本人材開発センター ……56,114
日本貿易保険(NEXI) ……9,11
21世紀アジア青少年大交流計画 ……106
人間開発報告書 ……8,36,99,208
人間の安全保障 ……2,15,17,18,27,29,
34,37,50,51,57,67,69,70,82,95,98,101,105,113,
116,120,134,137,142,144,158,171,175,209,210,
211,212,215,220,221,222,223,233,234
人間の安全保障委員会 ……210,211
人間の安全保障基金 ……29,82,95,175,209
人間の安全保障諮問委員会 ……211
人間の安全保障フレンズ ……212
西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS) ……34,105
日・ASEAN首脳会議 ……108
日米水協カイニシアティブ「きれいな水の人々へ」 ……72
日本センター (人材開発センター)
日本社会開発基金 ……82,176
日本水協カイニシアティブ ……72,211
日本貿易振興機構(JETRO) ……30,56,61,63,
150,151,174

ね

ネリカ稲(NERICA) ……75,224

の

ノウキ(納期) ……56
農民参加型水管理組織 ……74,75
野口英世アフリカ賞 ……16

ノン・プロジェクト無償資金協力 ……36,127,134,
137,171

は

ハイリゲンダム・プロセス ……15
パリクラブ ……64,100,211,212
万人のための教育(EFA) ……33,67,68,208,213

ひ

東アジア首脳会議(EAS) ……108
貧困削減戦略文書(PRSP) ……33,64,112,
138,160,161,235

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) ……18,33,68,213
文化遺産保存日本信託基金 ……65
文化無償資金協力 ……65,171,207,210,212

へ

平和構築分野の人材育成 ……34,97,99,213
平和の構築 ……50,51,52,96,97,99,
120,133,156,216,220,221,227,228,229
平和と繁栄の回廊 ……122,212
平和の定着 ……17,22,26,27,29,34,96,
98,102,103,104,116,123,130,211,212,216,217
平和構築委員会 ……96,97,98,212,213
米州開発銀行(IDB) ……176,206,207

ほ

貿易のための援助(AFT) ……18,60
「保健と開発」に関するイニシアティブ(HDI) ……70,82,
212,234
防災・災害復興支援無償資金協力 ……89
防災協力イニシアティブ ……89,211,223,226,234

み

ミレニアム開発目標(MDGs) ……8,15,17,18,19,
20,23,27,28,29,30,33,36,38,61,67,68,70,72,74,
82,86,99,110,116,137,145,160,161,164,210,
212,213,220,222,231,234
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
(WASABI) ……72,212,234
南太平洋大学(USP) ……58,80,128,203
ミャンマー・サイクロン「ナルギス」 ……143

む

無形文化財保存・振興日本信託基金 ……65
無税無枠措置 ……61
無償資金協力実施適正会議 ……157

ゆ

有償資金協力 ……40,52,67,72,74,78,
88,89,136,137,156,157,158,159,162,174,204,
222,233,234,

よ

良い統治(グッド・ガバナンス) ……15,17,18,27,34,
50,109,116,117,127,134,215
横浜宣言 ……16,17,23,28,33,213

り

留学生受入 ……67,173
留学生交流推進事業 ……67,173

れ

レアメタル ……114

A

AFT  (貿易のための援助)
AOTS  (海外技術者研修協会)

ASEAN 🗡️ (東南アジア諸国連合)
ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合 ……………71
AU 🗡️ (アフリカ連合)
AVI 🗡️ (アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ)

B

BEGIN 🗡️ (成長のための基礎教育イニシアティブ)
BHN 🗡️ (基礎生活分野)

C

CARICOM 🗡️ (カリブ共同体)
CBRN(化学、生物、放射性物質、核) ……………94
CDM 🗡️ (クリーン開発メカニズム)
CGIAR 🗡️ (国際農業研究協議グループ)
COP 🗡️ (気候変動枠組条約締約国会議)
CSD 🗡️ (国連持続可能な開発委員会)

D

DDR(元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰) ……
……………34,96,98,102,211
DfID 🗡️ (国際開発省(英国))
DOTS 🗡️ (直接服薬指導による短期化学療法)

E

EAS 🗡️ (東アジア首脳会議)
EcoISD 🗡️ (持続可能な開発のための環境保全イ
ニシアティブ)
ECOWAS 🗡️ (西アフリカ諸国経済共同体)
EFA 🗡️ (万人のための教育)
EPA 🗡️ (経済連携協定)
EPSA 🗡️ (アフリカ民間セクター開発のための共同
イニシアティブ)

F

FAO 🗡️ (国連食糧農業機関)
FASID 🗡️ (国際開発高等教育機構)
FTI 🗡️ (ファスト・トラック・イニシアティブ)

G

G8アフリカ行動計画 ……………15,210
G8エビアン・サミット ……………18,72
G8開発大臣会合 ……………16,61,213
G8カナナスクス・サミット ……………15,210,234
G8グレンイーグルズ・サミット ……………15,17,64,212
G8北海道洞爺湖サミット ……………3,4,5,6,14,15,16,17,
18,23,27,28,32,33,37,38,39,40,51,61,67,72,78,
91,135,163,213
G8九州・沖縄サミット ……………15,32,70,82,85,210
G8ハイリゲダム・サミット ……………4,15,18,32,213
GAD 🗡️ (ジェンダーと開発)
GEF 🗡️ (地球環境ファシリティ)
GFATM 🗡️ (世界エイズ・結核・マラリア対策基金)
GRIPS 🗡️ (政策研究大学院大学)

H

HDI 🗡️ (「保健と開発」に関するイニシアティブ)
HIPC 🗡️ (重債務貧困国)
HIPCイニシアティブ ……………209,235
HIV/エイズ日本信託基金 ……………82

I

IAVI 🗡️ (国際エイズ・ワクチン推進構想)
ICA 🗡️ (アフリカ・インフラ・コンソーシアム)
ICRC 🗡️ (赤十字国際委員会)
IDA 🗡️ (国際開発協会)
IDI 🗡️ (沖縄感染症対策イニシアティブ)
IFAD 🗡️ (国際農業開発基金)
ILO 🗡️ (国際労働機関)
IMF 🗡️ (国際通貨基金)
IOM 🗡️ (国際移住機関)
IPCC 🗡️ (気候変動に関する政府間パネル)
IPPF 🗡️ (国際家族計画連盟)

J

JETRO 🗡️ (日本貿易振興会)
JICA 🗡️ (国際協力機構)

JPF 🗨️ (ジャパン・プラットフォーム)

L

LDC 🗨️ (後発開発途上国)

LDC行動計画61

M

MDGs 🗨️ (ミレニアム開発目標)

MERCOSUR 🗨️ (南米南部共同市場)

MLF 🗨️ (多数国間基金)

N

NEPAD 🗨️ (アフリカ開発のための新パートナーシップ)

NERICA 🗨️ (ネリカ稲)

NEXI 🗨️ (日本貿易保険)

NGO22,24,30,31,34,50,62,71,72,73,
77,79,82,83,85,95,99,101,103,105,113,135,140,
142,143,144,145,146,147,148,149,150,152,153,
157,161,165,171,172,178,195,196,197,208,209,
210,211,221,222,223,227,229,230,231,233,234,
237,243

NGO・外務省定期協議会143,209

O

ODAシンボルマーク154

ODA民間モニター.....149,152,153,210

OECD外国公務員贈賄防止条約158

OECD-DAC 🗨️ (経済協力機構開発援助委員会)

OIE 🗨️ (国際獣疫事務局)

OOF 🗨️ (政府開発援助以外の公的資金)

P

PDCAサイクル155

PIF 🗨️ (太平洋諸島フォーラム)

PKO 🗨️ (国連平和維持活動)

PRSP 🗨️ (貧困削減戦略文書)

S

SADC 🗨️ (南部アフリカ開発共同体)

SICA 🗨️ (中米統合機構)

SMASE 🗨️ (「中等理数科教育強化」プロジェクト)

STEP 🗨️ (円借款における本邦技術活用条件)

T

TICAD 🗨️ (アフリカ開発会議)

TICAD IV 🗨️ (第4回アフリカ開発会議)

TICAD IV サイドイベント組織委員会25

U

UNAIDS 🗨️ (国連合同エイズ計画)

UNDP 🗨️ (国連開発計画)

UNESCO 🗨️ (国連教育科学文化機関)

UNFPA 🗨️ (国連人口基金)

UNHCR 🗨️ (国連難民高等弁務官事務所)

UNICEF 🗨️ (国連児童基金)

USAID 🗨️ (国際開発庁(米国))

USP 🗨️ (南太平洋大学)

V

VCT 🗨️ (自発的な検査とカウンセリング)

W

WARDA 🗨️ (アフリカ稲センター)

WASABI 🗨️ (水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ)

WFP 🗨️ (国連世界食糧計画)

WHO 🗨️ (世界保健機関)

WID 🗨️ (途上国の女性支援)

WTO 🗨️ (世界貿易機関)

WTO香港閣僚会議.....234

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

携帯版ホームページはこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>



政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>

2008年版政府開発援助(ODA)白書 日本国際協力

平成21年 2月18日発行

編 集 外 務 省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関 2-2-1
電 話 (03) 3580-3311 (代表)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>